

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する

アンケート調査結果

(2016年8月実施分)

報告書

2017年3月

公益財団法人 公益法人協会

目 次

アンケート調査の概要・意義	1
アンケート調査対象法人	1
アンケート質問項目	2
本アンケートの意義	4
回答法人の基本事項	4
アンケート結果	8
I. 法人選択と認定選択動向	8
1 法人選択に対する意識	8
2 法人属性から見た法人選択の分析	10
3 法人種類の再選択と公益認定取得	12
II. 法人運営について	15
1 組織運営・日常業務に対する意識	15
2 公益法人の財務3基準に対する意識	18
3 事業変更届出・変更申請に対する意識	21
4 一般法人の公益目的支出計画に対する取組状況・意識	23
5 立入検査に対する意識	25
6 会計基準に対する意識	27
7 インターネットによる情報公開の実施状況	28
8 行政庁の指導等に対する意識	29
III. 寄附について	31
1 寄附金に対する姿勢	31
2 寄附金の総収入に占める割合	32
3 税額控除証明とPST要件	33
IV. 税制について	34
1 資産寄附税制	34
2 税制に関する要望事項	35
V. 行政庁・公益法人協会に対する要望	35
1 行政庁に対する要望	35
2 公益法人協会に対する要望	36
VI. 震災対応について	40
1 災害に関する事業について	40
2 震災事業についての自由記入回答	40
付属資料	
記述式回答	41
I. 公益法人	41
1 法人運営について	41

2	公益法人の財務3基準に対する意識	53
3	立入検査に対する意識	87
4	会計基準に対する意識	88
5	事業変更届出・変更申請に対する意識	95
6	行政庁の指導等に対する意識	96
7	寄附について	102
8	税制に関する要望事項	103
9	行政庁・公益法人協会への要望	108
10	自然災害への対応	130
II.	一般法人	153
1	法人運営について	153
2	会計基準に対する意識	160
3	寄附について	163
4	税制に関する要望事項	164
5	行政庁・公益法人協会に対する要望	168
6	自然災害への対応	177
	アンケート質問全文	195
I.	公益法人	195
II.	一般法人	201

目 次

<表 1>アンケート調査対象法人・回答数等	1
<表 2>アンケート質問項目一覧	2
<表 3>公益法人 社団・財団別法人数	4
<表 4>一般法人 社団・財団別法人数	5
<表 5>公益法人 新設法人の以前の組織	5
<表 6>一般法人 新設法人の以前の組織	5
<表 7>一般法人 地域別分布	6
<表 8>2015年度の主な収益	6
<表 9>事業区分に応じた法人数	7
<表 10>公益法人・一般法人を選択した結果	8
<表 11>公益法人を選択して 「良かった」「後悔している」と考える理由(複数回答)	9
<表 11-1>行政庁別の満足度	10
<表 12>公益法人の選択の分析	10
<表 13>社団/財団別 公益法人を選択して「良かった」又は 「後悔している」と考える理由(複数回答)	11
<表 14>一般法人の選択の分析	12
<表 15>公益法人の法人種類の自由選択	13
<表 16>一般法人の法人種類の自由選択	13
<表 17>公益認定を目指すかどうか	14
<表 17-1>公益認定を申請した、または目指している理由	14
<表 18>法人として信用を得るためには	14
<表 19>運営について困っていることの有無	15
<表 20>運営について困っていることの内容(複数回答)	16
<表 21>公益法人 公益認定申請事務の経験者の有無	18
<表 22>公益法人 行政庁別運営について現在困っていることの有無	18
<表 23>財務3基準の妥当性に関する意識	19
<表 24>収支相償で剰余金が生じたことがある場合の対応策	19
<表 25>対応策は最適であったか	19
<表 26>法人属性別：財務3基準の妥当性に関する意識(妥当と思わない比率)	20
<表 27>変更認定申請・変更届出の有無	21
<表 28>事業変更認定申請・変更届出をした契機	22
<表 29>公益目的支出計画の現状	23

<表 30>公益目的支出計画の期間の残り年数	23
<表 31>公益目的支出計画の実施の方法（複数回答）	24
<表 32>公益目的支出計画の実施において 困っている（困った）こと（複数回答可）	24
<表 33>立入検査の有無	25
<表 34>行政庁別、立入検査の有無及びその評価	25
<表 35>会計基準について	27
<表 36>インターネットにおける情報公開の状況	28
<表 37>インターネットで公開していない理由	29
<表 38>行政庁の指導等に対する意識	30
<表 39>他の行政庁との見解の相違について	30
<表 40>寄附金に対する姿勢（公益法人）	32
<表 41>寄附金に対する姿勢（一般法人）	32
<表 42>寄附金の総収入に占める割合	33
<表 43>税額控除制度への対応状況	33
<表 44>行政庁・法人の形態：税額控除制度への対応状況	34
<表 45>税額控除証明を取得していない理由	34
<表 46>土地、建物、有価証券などの財産の贈与もしくは遺贈について	34
<表 47>公法協に対する要望	36
<表 48>災害に関する事業について関連事業の内訳	40

アンケート調査の概要・意義

公益法人協会では2005年以降、毎年度、公益法人の運営等に関連するWEBアンケートを実施しており、今年度も2016年8月4日～25日に「運営および寄附等に関するアンケート調査」を行った。

まずは、ご多忙中にもかかわらずご協力をいただいた法人の方々に厚くお礼申し上げたい。

アンケート調査対象法人

公益法人と一般法人は制度改革以降の2014年度より、それぞれの特性をより細かに調査すべく、アンケート内容を分け、別々に発信をしている。一般法人については今年度より移行法人に加えて、新設の法人にも発信し、調査を行った。

(本アンケートの対象や回答数等は、<表1>のとおりである。)

調査内容について昨年度は、①新制度下における運営に関する質問、②寄附及び税制に関する質問、③東日本大震災への対応に関する質問の3部に分けていたが、今年度は、制度改革以降すでに3年近く経ていることも考慮し、①現在の法人格を考えるもの、②運営を考えるもの、③寄附・税制を考えるもの、④震災(災害)対応を考えるものの4部に分けて質問を設定した。

アンケート調査は、例年通りウェブ方式とし、発信先は当協会が確度の高い到着数としてメールアドレスを把握している公益法人約6,439法人及び一般法人約8,162法人に依頼した。

その結果、以下のとおり、公益法人からは1,548件(回答率24%)、一般法人からは1,076件(回答率13.2%)の回答があった。(括弧内は、全送信先(未到着分を除く。)に占める回答率を示す。)

<表1>アンケート調査対象法人・回答数等

対象	2014年度			2015年度			2016年度		
	合計	内訳		合計	内訳		合計	内訳	
		公益法人	一般法人		公益法人	一般法人		公益法人	一般法人
確度の高い到着数	13,800	6,800	7,000	12,794	7,056	5,738	14,601	6,439	8,162
有効回答数 (回答率)	3,814 (27.6%)	2,103 (30.9%)	2,320 (18.1%)	1,583 (22.4%)	737 (12.8%)	1,711 (24.4%)	2,624 (18.0%)	1,548 (24.0%)	1,076 (13.2%)

アンケート質問項目

本アンケートの質問項目は、<表2>のとおりであり、①現在の法人格を考えるもの、②運営を考えるもの、③寄附・税制を考えるもの、④震災（災害）対応を考えるものに分かれる。公益法人は23問、一般法人は17問の質問項目を設けた、うち共通の質問は13問である。（その他、法人の基本情報や、各質問の枝番号としての質問もある。）

表の番号数字でアンダーラインのあるものは、択一式質問に加えて自由記入欄を設けている質問であり、強調数字のものは、択一式質問はなく、すべて自由記入欄の質問である。なお、Noに◆と記載のある項目は、アンケートの分析の前提となる基本情報に関する質問項目を示す。

具体の質問内容及び自由記入欄に書き込まれたコメントは、すべてを付属資料として収録している。（41頁以降）また、質問の全文は、末尾に掲載しており、そちらを参照されたい。

<表2>アンケート質問項目一覧

公益法人				一般法人			
分類	No	項目	質問要旨	分類	No	項目	質問要旨
	◆	基本情報	社団・財団の別		◆	基本情報	社団・財団の別
	◆	基本情報	法人の形態		◆	基本情報	法人の形態
	◆	基本情報	行政庁の別		◆	基本情報	所在地
	◆	基本情報	2015年度主要収益		◆	基本情報	税法区分
					◆	基本情報	2015年度主要収益
①	<u>1</u>	事業	事業内容の分類	①	<u>1</u>	事業	事業内容の分類
①	<u>2</u>	法人選択	公益法人を選択した評価	①	<u>2</u>	法人選択	一般法人を選択した評価
①	<u>2-1</u>	法人選択	選択して良かった理由	①	<u>2-1</u>	法人選択	選択して良かった理由
①	<u>2-2</u>	法人選択	選択して後悔する理由	①	<u>2-2</u>	法人選択	選択して後悔する理由
①	<u>3</u>	法人選択	再度選択する場合の法人類型	①	<u>3</u>	公益認定	公益認定申請の意向
				①	<u>3-1</u>	公益認定	公益法人を目指す理由
				①	<u>4</u>	法人選択	再度選択する場合の法人類型
				①	<u>5</u>	法人信用	法人の信用に必要なもの
②	<u>4</u>	法人運営	困っていることの有無	②	<u>6</u>	法人運営	困っていることの有無
②	<u>4-1</u>	法人運営	困っていることの内容	②	<u>6-1</u>	法人運営	困っていることの内容
②	<u>5</u>	法人運営	運営事務経験者の有無	②	<u>7</u>	公益目的 支出計画	実施の有無
②	<u>6</u>	財務3基準	収支相償に対する意識	②	<u>7-1</u>	公益目的 支出計画	残り期間
②	<u>6-1</u>	財務3基準	収支相償で剰余金が生じた時 とった対応策	②	<u>7-2</u>	公益目的 支出計画	延長申請の有無

②	6-2	財務3基準	対応策の是非	②	7-3	公益目的 支出計画	実施の方法
②	7	財務3基準	公益目的事業比率に対する意識	②	7-4	公益目的 支出計画	困っていること
②	8	財務3基準	遊休財産に対する意識	②	7-5	公益目的 支出計画	インターネットでの情報公開の有無
②	9	立入検査	受けたことの有無	②	8	情報公開	インターネットでの情報公開の状況
②	9-1	立入検査	立入検査の評価	②	8-1	情報公開	インターネットでの情報公開をしていない理由
②	10	会計基準	会計基準に対する意識	②	9	会計基準	会計基準に対する意識
②	11	事業変更	変更認定申請・届出の有無				
②	11-1	事業変更	変更認定申請・届出の契機				
②	12	情報公開	インターネットでの情報公開の状況				
②	12-1	情報公開	インターネットでの情報公開をしていない理由				
②	13	行政庁	指導や対応に対する意識				
②	14	行政庁	担当以外の行政庁との見解の相違				
③	15	寄附金	寄附金に対する姿勢	③	10	寄附金	寄附金に対する姿勢
③	16	寄附金	総収入に占める割合	③	11	寄附金	総収入に占める割合
③	17	税制	税額控除証明への対応	③	12	税制	資産寄附経験の有無
③	17-1	税制	取得していない理由	③	13	税制	税制への要望
③	18	税制	資産寄附経験の有無				
③	19	税制	税制への要望				
	20	要望	行政庁への要望		14	要望	行政庁への要望
	21	要望	公法協への要望		15	要望	公法協への要望
④	22	震災(災害)	関連事業の状況	④	16	震災(災害)	関連事業の状況
④	23	震災(災害)	今後についての考え	④	17	震災(災害)	今後についての考え

本アンケートの意義

当協会が公益法人・一般法人に対しWEBアンケートを始めて、今年で11年目となる。長年、継続実施することにより、公益法人・一般法人（当初は公益法人のみ）の時代（新制度への移行を含む）に対する傾向の変化を見て取ることが出来るものとなっている。本アンケートは、客観的なデータのみでは把握が困難な、各法人の主観的側面である“生の声”を偏りなく、収集・分析出来ることが最大の意義であると考え。質問内容は環境の変化に合わせ、若干年度により異なるが、時代の流れに沿った法人の問題点を良くあらわしている。これらの結果は数字による根拠として、当協会の行政庁等に対する政策提言活動や要望活動等にも大い参考に使わせていただいている。

【回答法人の基本事項】

- (1) 回答法人における公益法人の、社団・財団別に行政庁と法人の形態をクロスしたものが、<表3>である。また、回答法人における一般法人の、社団・財団別に税法区分と法人の形態をクロスしたものが、<表4>である。

内閣府資料「平成27年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」（以下「内閣府概況報告」）による、公益法人の社団・財団別数の割合は、43.9%：56.1%であるが、<表3>により本アンケート調査による割合 44.9%：55.1%と近似していることがわかる。また、一旦一般法人に移行した後公益認定を取得した法人も少なからず見られることも特徴的である。

<表4>では、一般法人の68%は社団法人であること、特に新設の一般法人では約85%が社団法人であること、また税法区分では非営利型が60%、続いて税法上の優遇措置が講じられていない普通法人型も24%となっていることがわかる。

<表3>公益法人 社団・財団別法人数

法人の別		行政庁		法人の形態		
				1. 特例民法法人からの移行	2. 一旦一般に移行してから公益認定	3. 新設(2008年12月以降に一般法人設立)
公益 社団法人	695 (44.9%)	内閣府	182	158	9	15
		都道府県	513	461	15	37
公益 財団法人	853 (55.1%)	内閣府	344	321	10	13
		都道府県	509	482	8	19
計	1,548	内閣府	526	1,422	42	84
		都道府県	1,022			

<表 4>一般法人 社団・財団別法人数

法人の別		税法区分		法人の形態	
				1. 特例民法法人からの移行	3. 新設（2008年12月以降に一般法人設立）
一般社団法人	732 (68.0%)	非営利徹底法人	422	344	78
		共益法人	134	97	37
		特定普通法人	176	128	48
一般財団法人	344 (32.0%)	非営利徹底法人	226	210	16
		共益法人	31	24	7
		特定普通法人	87	81	6
計	1,076	非営利徹底法人	648	884	192
		共益法人	165		
		特定普通法人	263		
		合計	1,076		

(2) 回答法人における公益法人の法人形態において、3. 新設の法人については、一般法人を設立する以前の組織についても質問をしている。2015年の割合との比較も含めた結果が<表 5>である。また、同様に一般法人においても今年度初めてアンケートを依頼した新設一般法人について、以前の組織について質問をしている。その結果が<表 6>である。

<表 5>で、新設公益法人の前身が「その他の法人」と答えたものが5割近くになるが、説明が不十分であったため、公益法人の認定を受けるためには必ず設立しなければならない一般法人が相当数含まれているのではないかと推察できる。

<表 5>公益法人 新設法人の以前の組織

以前の組織		2015年度アンケート結果
1. 任意団体	24 (28.6%)	40.0%
2. 特定非営利活動法人	8 (9.5%)	7.1%
3. 営利法人（株式会社等）	1 (1.2%)	0.0%
4. その他の法人	40 (47.6%)	24.3%
5. なし（新設）	11 (13.1%)	28.6%
計	84	

<表 6>一般法人 新設法人の以前の組織

以前の組織	
1. 任意団体	69 (35.9%)
2. 特定非営利活動法人	16 (8.3%)
3. 営利法人（株式会社等）	2 (1.0%)
4. その他の法人	64 (33.3%)
5. なし（新設）	41 (21.4%)
計	192

(3) 回答法人の地域別分布を見る。公益法人は行政庁で表示し、一般法人は所在地とする。公益法人・一般法人いずれも全国津々浦々より満遍なく回答をいただいていることがわかる。公益法人については、社団・財団別に行政庁をクロスした結果をすでに前述の〈表3〉でご確認いただいた。2017年3月の実際に存在する公益法人の行政庁別データ（公益法人 information より）と回答法人を比較すると、実存の公益法人は内閣府 2,415 件(25.5%)、都道府県 7,061 件(74.5%)であり、回答法人は内閣府 526 件(34.0%)、都道府県 1,022 件(66.0%)と、回答法人の方が内閣府を行政庁とする法人の比重が多くなっている。本アンケートにおける例年の傾向でもある。

また、回答法人における一般法人の地域分布は、所在地によるものであるが、日本の8地方（東京都は単独で表示）で識別したものが、〈表7〉である。

〈表7〉一般法人 地域別分布

地方	詳細	地方計
北海道地方（1道）	北海道 46	46
東北地方（6県）	青森11、岩手12、宮城23、秋田10、山形11、福島10	77
関東地方（東京都除く6県）	茨城14、栃木18、群馬12、埼玉20、千葉12、神奈川28	104
中部地方（9県）	新潟16、富山14、石川20、福井13、山梨7、長野36、岐阜26、静岡36、愛知32	200
近畿地方（2府5県）	京都11、大阪38、三重19、滋賀16、兵庫23、奈良6、和歌山8	121
中国地方（5県）	鳥取13、島根11、岡山22、広島27、山口25	98
四国地方（4県）	徳島10、香川13、愛媛7、高知4	34
九州地方（8県）	福岡19、佐賀14、長崎11、大分11、熊本17、宮崎18、鹿児島10、沖縄19	119
	東京都 277	277
合計		1,076

(4) 次に回答法人の基本事項として、2015年度の主な収益を確認する。公益法人・一般法人とも、主な収益として各回答法人に最大上位3事業まで選択いただいている。その内容が〈表8〉である。これによると、一般法人では会費収入や収益事業からの収入の割合が公益法人より高く、公益法人では補助金・助成金や寄附収入、財産運用収入の割合が一般法人より多い。

〈表8〉2015年度の主な収益

2015年度の主な収益（上位三つまで）	公益法人	一般法人
1. 会費収入	782 (19.5%)	783 (29.0%)
2. 寄附収入	390 (9.7%)	104 (3.9%)
3. 事業収入	894 (22.3%)	628 (23.3%)
4. 委託費・指定管理料	413 (10.3%)	261 (9.7%)
5. 補助金・助成金	737 (18.4%)	380 (14.1%)
6. 基本財産（財産運用収入）	485 (12.1%)	179 (6.6%)
7. 収益事業からの収入	220 (5.5%)	323 (12.0%)
8. その他	91 (2.3%)	39 (1.4%)
上位3位までの収益源の累計	4,012	2,697

(5) 回答法人の実施している事業内容について、当協会が独自に作成した<表9>に掲げる事業内容に応じて、回答を得た。

公益法人では、ボランティア活動、まちづくり、観光推進等々の「地域社会貢献活動・団体」が最も多く、「助成・表彰」、「芸術・文化関係」、「行政関連」、「社会福祉関係」、などがこれに続く。

一般法人では、「業界団体」が最も多く、次いで「地域社会貢献活動・団体」、「行政関連」、「学会・学術団体」、「教育関係」、「研究・分析機関」と続く。

<表9>事業区分に応じた法人数

最も経費と労力の比重が高い事業	公益法人	一般法人
1. 社会福祉関係	114	38
2. 福祉関係の助成	15	3
3. 健康維持・増進団体等	50	30
4. 医療施設、病院等	47	52
5. 教育関係	67	60
6. 学会・学術団体	56	74
7. 研究・分析機関	47	55
8. 助成・表彰	135	20
9. 奨学	63	3
10. 児童・青少年の健全育成	41	15
11. 美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	50	15
12. 芸術・文化関係	121	45
13. スポーツ関係	75	27
14. 趣味・愛好会・同好会	1	1
15. 地域社会貢献活動・団体	177	99
16. 環境保護	60	22
17. 災害・地域安全	20	12
18. 動物愛護	4	2
19. 生活・権利保護支援	31	12
20. 人権・平和	8	1
21. 国際協力	49	15
22. 男女共同参画社会	7	2
23. 情報化社会	3	8
24. 産業創造・企業経営、起業支援	47	40
25. 業界団体	28	176
26. 同一資格者団体	15	28
27. 免許・資格付与・検査・検定	8	18
28. 互助・共済、親睦団体	2	34
29. 精神修養団体	0	0
30. 祭祀・慰霊	3	3
31. 会館運営	8	18
32. 新聞その他メディア	1	2
33. 行政関連	115	81
34. 非営利活動支援団体	9	6
その他	71	59

アンケート結果

I. 法人選択と認定選択動向

1 法人選択に対する意識

本アンケートにおける「法人選択」にかかる調査の趣旨は、法人類型には、公益法人・一般法人だけでなく、他の非営利法人（社会福祉法人や特定非営利活動法人）や営利法人（株式会社等）が存在し、選択することのできる法人格の選択肢が多岐にわたるところ、本アンケートの対象法人である公益法人・一般法人が、現在の法人格を選択した結果についての意識を把握することである。

また、現在の法人格を選択して「良かった」理由ならびに「後悔している」理由、さらにその先の「今、仮にどの法人種類でも自由に選択できるとすると」と言うところまでを質問している。以下、公益法人・一般法人それぞれの、結果の概要を紹介する。

<表 10>が、公益法人あるいは一般法人を選択した結果を、<表 11>が公益法人あるいは一般法人を選択して「良かった」「後悔している」と考える理由をまとめたものである。

公益法人を「選択して良かった」と考える法人が 67.9%、「後悔している」は 5.0%と大多数は、法人選択が「良かった」と評価している。

一般法人では、53.4%が「良かった」と回答しており、「後悔している」は僅か 0.5%で公益法人の 5.0%に比べて少ない。また「一般法人しか選択できなかった」との回答は 28.3%を占めている。この「一般法人しか選択できなかった」というのは、共益型旧公益法人などが、新制度において自らの判断もしくは行政庁の指導により、公益法人選択はありえなかったということと理解できる。

公益法人を選択して「良かった」と考える理由を見ると、法人税や寄附金税制など税制上のメリットを挙げるものが 48.1%、公益法人のほうが、社会的信用度が一般法人より高いとする理由が 40.6%で二分し、補助金・助成金・指定管理が受けやすいというのも 10.1%あった。

一般法人のほうでは、比較的自由な運営が可能であるとする理由（35.4%）をはじめ、収支相償など財務制限がないこと（29.4%）、定期提出書類作成が公益法人より簡単（21.3%）など、自由経営が可能であることが大半の理由となっている。

一方、公益法人を選択して後悔する理由としては、やはり収支相償など財務比率を理由と挙げるもの（47.5%）、定期提出書類の事務負担（26.5%）などである。

他方、一般法人を選択して「後悔している点」を見ると、法人税、利子配当所得、寄附金税制など優遇措置がない（53.3%）と大半を占め、次が公益目的支出計画（26.7%）で、社会的信用が公益法人に比べて劣ることを理由とするものは意外に 13.3%と少ない。

<表 10>公益法人・一般法人を選択した結果

	公益法人	一般法人
1. 選択して良かった。	1,051 件 (67.9%)	575 件 (53.4%)
2. 選択して後悔している。	77 件 (5.0%)	5 件 (0.5%)
3. どちらともいえない。	420 件 (27.1%)	192 件 (17.8%)
・ 一般法人しか選択できなかった。	—	304 件 (28.3%)

<表 11>公益法人を選択して「良かった」「後悔している」と考える理由（複数回答）

◎ 公益法人になって良かった点	
1. 社会的な信用が一般法人よりも高いと感じること。	40.6%
2. 公益目的事業が非課税であること。	33.9%
3. 前項 2. 以外の、法人本体に係る税制優遇措置が充実していること。	6.8%
4. 補助金・助成金・指定管理が受けやすいこと。	10.1%
5. 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなった）。	7.4%
6. 特に理由はない。	0.7%
7. その他	0.5%
◎ 公益法人になって後悔する点	
1. 収支相償で事業活動が制限されること。	24.8%
2. 公益目的事業比率 50%以上で事業活動が制限されること。	10.9%
3. 遊休財産の規制があること。	11.8%
4. 立入検査など行政庁の監督が続くこと。	14.7%
5. 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいこと。	26.5%
6. 適正な機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい。	10.1%
7. 特に理由はない。	0.0%
8. その他	1.3%

◎ 一般法人になって良かった点	
1. 法人の比較的自由的な運営が可能であること。	35.4%
2. 収支相償の制限がないこと。	11.9%
3. 公益目的事業比率の制限がないこと。	13.9%
4. 遊休財産の規制がないこと。	3.6%
5. 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単なこと。	21.3%
6. 法人税は収益事業のみの課税であること。（非営利徹底法人・共益法人のみ対象）	12.0%
7. 特に理由はない。	1.4%
8. その他	0.5%
◎ 一般法人になって後悔する点	
1. 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じること。	13.3%
2. 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務および、行政庁の監督が続くこと。	26.7%
3. 相談する先がないこと。	0.0%
4. 行政からの支援が得られないこと。	6.7%
5. 税金の負担。（非営利型法人：収益事業がすべて課税、特定普通法人：税法上の普通法人と同等の全所得課税）	26.7%
6. 預金利子に対し源泉徴収課税がされること。	13.3%
7. 寄附者への寄附金控除の優遇措置がないこと。	13.3%
8. 特に理由はない。	0.0%
9. その他	0.0%

2 法人属性から見た法人選択の分析

次に公益法人・一般法人を選択した結果について、分析を加える。

1) 公益法人

公益法人を選択した結果に、<表 1 2>にて社団法人／財団法人の別、移行法人／新設法人の別、行政庁別の分析を加える。

(1) 社団と財団では

法人の別で、公益法人を選択して「良かった」と考える比率は、社団法人が 59.1% であるのに対し、財団法人では 75.0% に上る。逆に公益法人となって「後悔している」とした社団法人が 7.2% に対し、財団法人は 3.2% であった。つまり、財団法人のほうが公益法人への移行満足度が高く、後悔度も少ないことがわかる。

(2) 移行法人と新設法人では

特例民法法人からの移行法人では、67.9% が良かったと評価し、後悔するは 4.7% であるが、新制度施行後に新設された公益法人では、良かったという評価は 61.9%、逆に後悔するは 8.3% と満足度は低く、後悔度が高い結果となっている。

(3) 行政庁の格差は

行政庁別の満足度については、内閣府が 78.1%、都道府県が 62.6%、後悔度は逆に内閣府 2.3%、都道府県 6.4% となっている。この傾向は<表 11-1>のとおり、3 年間同じ傾向を続けていることは着目しておきたい。

<表 11-1>行政庁別の満足度

	2014 年度		2015 年度		2016 年度	
	良かった	後悔する	良かった	後悔する	良かった	後悔する
内閣府	79%	2%	81.1%	1.9%	78.1%	2.3%
都道府県	61%	7%	58.1%	6.6%	62.6%	6.4%

<表 12>公益法人の選択の分析

公益法人	1. 選択して良かった。	2. 選択して後悔している。	3. どちらともいえない。
1. 公益社団法人	411 (59.1%)	50 (7.2%)	234 (33.7%)
2. 公益財団法人	640 (75.0%)	27 (3.2%)	186 (21.8%)
1. 特例民法法人からの移行	966 (67.9%)	67 (4.7%)	389 (27.4%)
2. 特例民法法人から一旦一般に移行してから公益認定	33 (78.6%)	3 (7.1%)	6 (14.3%)
3. 新設 (2008 年 12 月以降に一般法人設立)	52 (61.9%)	7 (8.3%)	25 (29.8%)
1. 内閣府	411 (78.1%)	12 (2.3%)	103 (19.6%)
2. 都道府県	640 (62.6%)	65 (6.4%)	317 (31.0%)

※ ()内%は、各行合計に対する割合を計算したものの。

公益法人を選択して「良かった」又は「後悔している」とした理由を社団法人／財団法人の別に更に詳細に分析した表が<表 13>である。財団法人では、選択して「良かった」と考える理由が、社会的な信用度が一般法人より高いとする理由とともに公益目的事業が非課税であることに重点が置かれ、寄附金控除の割合も社団法人より高くなっているのに対して、社団法人では、社会的な信用度が一般法人より高いとする理由に重点が置かれ、更にそのことの裏付けとなる補助金・助成金・指定管理が受けやすいことの割合が高くなっている。また、「後悔している」とした理由より、社団法人の方が財務3基準による制約を負担として感じているという結果が現れている。

<表 13>社団／財団別 公益法人を選択して「良かった」又は「後悔している」と考える理由（複数回答）

◎「良かった」と考える理由	公益社団法人	公益財団法人
1. 社会的な信用が一般法人よりも高いと感じること。	43.9%	38.5%
2. 公益目的事業が非課税であること。	30.6%	36.0%
3. 2.以外の、法人本体に係る税制優遇措置が充実していること。	4.7%	8.0%
4. 補助金・助成金・指定管理が受けやすいこと。	13.7%	7.9%
5. 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなった）。	5.7%	8.4%
6. 特に理由はない。	0.7%	0.7%
7. その他	0.6%	0.5%
◎「後悔している」と考える理由	公益社団法人	公益財団法人
1. 収支相償で事業活動が制限されること。	25.9%	22.4%
2. 公益目的事業比率50%以上で事業活動が制限されること。	13.0%	6.6%
3. 遊休財産の規制があること。	12.3%	10.5%
4. 立入検査など行政庁の監督が続くこと。	15.4%	13.2%
5. 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいこと。	25.3%	28.9%
6. 適正な機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい。	7.4%	15.8%
7. 特に理由はない。	0.0%	0.0%
8. その他	0.6%	2.6%

2) 一般法人

一般法人を選択した結果に、<表 14>にて社団法人／財団法人の別、移行法人／新設法人の別、税法区分の別の分析を加える。

法人の別で、一般法人を選択して「良かった」と考える比率は、社団法人が56.1%であるのに対し、財団法人では47.7%と公益法人とは逆の結果である。

移行法人／新設法人の別については、一般法人を選択して「良かった」と考える比率が移行法人は54.2%であるが、それに対して新設法人は50.0%と意外と低く、新設法人

の「どちらともいえない」が28.6%と他に比べて高いことより、新設法人には公益認定取得を目指す法人を含んでいることを想像することができる。税法区分の別については、非営利徹底法人が「良かった」とする法人の割合が57.4%と最も高い。一般法人になって良かった理由（＜表11＞参照）がよく表れている結果と考えられる。

「一般法人しか選択できなかった」とする法人は平均して30%前後となっているが、選択できなかったことは法人にとってはどのように評価すべきことか、今後もう少し深く分析してみたい。

＜表14＞一般法人の選択の分析

一般法人	1. 選択して良かった。	2. 選択して後悔している。	3. 一般法人しか選択できなかった。	4. どちらともいえない。
1. 一般社団法人	411(56.1%)	2(0.3%)	192(26.2%)	127(17.3%)
2. 一般財団法人	164(47.7%)	3(0.9%)	112(32.6%)	65(18.9%)
1. 特例民法法人からの移行	479(54.2%)	3(0.3%)	265(30.0%)	137(15.5%)
2. 新設(2008年12月以降に法人設立)	96(50.0%)	2(1.0%)	39(20.3%)	55(28.6%)
1. 非営利徹底法人	372(57.4%)	4(0.6%)	166(25.6%)	106(16.4%)
2. 共益法人	81(49.1%)	0(0.0%)	53(32.1%)	31(18.8%)
3. 特定普通法人	122(46.4%)	1(0.4%)	85(32.3%)	55(20.9%)

※（）内%は、各行合計に対する割合を計算したもの。

3 法人種類の再選択と公益認定取得

1、2の結果を受け、「今、仮にどの法人種類でも自由に選択できるとすると、選択するのはどの法人ですか。」という設問を設けている。また、一般法人については公益認定取得についても質問した。

1) 公益法人

＜表15＞は現在の公益法人に対して質問した結果である。「やはり公益法人」が83.5%と圧倒的に多い。表の右側にクロス分析を加えているが、一般法人を選択すると答えた結果を法人別で見ると、財団が9.0%しか一般法人と答えていないのに比べ、社団法人の20.1%が一般法人と非常に多くなっている。また、新規の公益法人の19.0%が一般法人と選択していること、そして行政庁別では内閣府では一般法人を選択している法人が8.0%にも関わらず、地方については17.1%と内閣府の2倍以上になっていることは、内閣府と地方行政庁との相違があることを表している。この結果は前述の＜表12＞公益法人の選択の分析での結果とも一致している。

<表 15>公益法人の法人種類の自由選択

公益法人		法人の別		法人の形態			行政庁別	
		社団	財団	移行	移行時 一般	新規	内閣府	地方
1. やはり公益法人	1,293(83.5%)	77.1%	88.7%	83.8%	85.7%	78.6%	90.1%	80.1%
2. 一般法人	217(14.0%)	20.1%	9.0%	13.8%	11.9%	19.0%	8.0%	17.1%
3. 特定非営利活動法人	15(1.0%)	1.2%	0.8%	1.0%	0.0%	1.2%	0.6%	1.2%
4. 認定特定 非営利活動法人	3(0.2%)	0.1%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%
5. 営利会社(株式会 社・合同会社など)	7(0.5%)	0.6%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.4%	0.5%
6. その他の法人	13(0.8%)	0.9%	0.8%	0.8%	2.4%	1.2%	0.6%	1.0%

2) 一般法人

<表 16>は、一般法人について今自由に法人格を選択できるとしたら、どの法人格を選択するかについてである。こちら「やはり一般法人」を選ぶとするのが76.7%と圧倒的に多い。表の右側に公益法人と同じくクロス分析を加えているが、公益法人を選択すると答えた結果を法人別で見ると、公益法人の場合とは異なり、財団法人の20.1%が公益法人と答えており、社団法人の15.2%より多くなっている。この結果は前述の<表 15>における公益法人の分析結果とは逆の結果である。しかし、公益法人を選択して「良かった」の回答は財団法人が多いという結果につながる。また、新設の一般法人の22.9%が公益法人を選択している。

<表 17>は、一般法人が公益認定を申請中または目指すかどうかをまとめたもので、<表 17-1>は、「公益認定を申請した、または目指している理由」を質問した結果である。これによると、一般法人のうち、公益認定申請中、準備中、早期に申請したいを合計して3%弱程度であり、将来は考えたいまで入れても12%内外であり、大半は公益認定は考慮外という趨勢である。

<表 16>一般法人の法人種類の自由選択

一般法人		法人の別		法人の形態	
		社団	財団	移行	新規
1. やはり一般法人	825(76.7%)	78.7%	72.4%	78.4%	68.8%
2. 公益法人	180(16.7%)	15.2%	20.1%	15.4%	22.9%
3. 特定非営利活動法人	30(2.8%)	2.7%	2.9%	3.1%	1.6%
4. 認定特定非営利活動法人	9(0.8%)	1.0%	0.6%	0.6%	2.1%
5. 営利会社(株式会社・合同会社など)	20(1.9%)	1.6%	2.3%	1.6%	3.1%
6. その他の法人	12(1.1%)	0.8%	1.7%	1.0%	1.6%

<表 17>公益認定を目指すかどうか

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
既に、公益認定を申請している	29 (1.7%)	5 (0.7%)	24 (2.2%)
準備中	9 (0.5%)	2 (0.2%)	10 (0.9%)
早期に申請したい	8 (0.5%)	5 (0.7%)	5 (0.5%)
将来は考えたい	221 (12.9%)	87 (11.8%)	106 (9.9%)
当面考えない	882 (51.5%)	348 (47.2%)	515 (47.9%)
全く考えていない	562 (32.8%)	290 (39.3%)	416 (38.7%)
合計	1,711	737	1,076

<表 17-1>公益認定を申請した、または目指している理由

公益認定を申請した、または目指している理由 (複数回答)	
1. もともと公益法人への移行を予定していた。	18.9%
2. 社会的な信用が一般法人よりも得られること。	29.9%
3. 公益目的事業が非課税となること。	19.3%
4. 3. 以外の、法人本体に係る税制優遇措置が充実しているから。	8.7%
5. 補助金・助成金・指定管理が受けやすいから。	8.7%
6. 寄附金控除の優遇措置 (寄附金が集めやすくなる) が得られるから。	9.1%
7. 総合的に一般法人のメリットを感じないから。	5.3%

この項の最後に、本アンケートで初めて加えた設問の「公益法人制度改革後、多くの一般法人が設立されています。その中で、法人として信用を得る (寄附・助成など) ためには何が重要だと思いますか。」の結果を示す<表 18>。多くの一般法人が新設される中、法人としての信用を得るために法人が何に興味を示しているかを伺うことができる。最も多かったのが、インターネットを使った情報公開の 31.2%、次が第三者による事業評価 23.2%となっている。一般的に敬遠されがちである事業評価ではあるが、しかしながら「NPO 淘汰の時代 客観的な評価 (日経新聞より)」と同じことが一般法人にも考えられる昨今の問題に対する法人の意識をはっきりと示す結果になっていることは興味深い。ただし、特にする必要はないとの回答が 19.7%であることも無視できない数字である。

さらに法人の形態の分析を加える。移行法人では第三者による組織評価が 6.7%と少ないが、新設法人では 12.5%と多くなっている。また、特にする必要はないとの回答は、移行法人が 20.6%であるのに比べ新設法人が 15.6%であり、新設であるために信用を得るための働きかけなどの必要性をより意識していることがうかがえる。

<表 18>法人として信用を得るためには

		移行法人	新設法人
1. インターネットを使った情報公開	336 (31.2%)	31.6%	29.7%
2. 寄附・助成元とのコミュニケーション	158 (14.7%)	13.8%	18.8%
3. 第三者による組織評価	83 (7.7%)	6.7%	12.5%
4. 第三者による事業評価	250 (23.2%)	23.6%	21.4%
5. その他 (記入欄)	37 (3.4%)	3.7%	2.1%
6. 特にする必要はない。	212 (19.7%)	20.6%	15.6%

II 法人運営について

本項目では、日頃の法人運営において困っていることをはじめ、公益法人では財務3基準への意識等に対する回答を得ている。年々少しずつ変動する制度や制度の運用を巡る法人の意識の動向を、法人の属性に沿って分析を行うことで、把握する。

1 組織運営・日常業務に対する意識

1) 困っていること

公益法人・一般法人の双方に対して、組織運営や日常業務に対して困っていることがあるかを集計したものが、<表 19>。困っている内容は何かを集計したものが、<表 20>である。

法人運営に「困っていることがある」との回答は、公益法人と一般法人で対象的であり、昨年度とはほぼ同じ傾向であるが、公益法人では「困っていることがある」法人が多く（58.8% 対 41.2%）、一般法人では逆に「困っていることがある」法人は少数派である（22.3% 対 77.7%）。一般法人に関しては、今年度は新たに新規設立の一般法人にもアンケートの回答をいただいているが、その傾向は変わらなかった。

<表 19>運営について困っていることの有無

	公益法人		一般法人	
	2016 年度	2015 年度	2016 年度	2015 年度
困っていることがある	910 (58.8%)	(55.8%)	240 (22.3%)	(20.6%)
困っていることはない	638 (41.2%)	(44.2%)	836 (77.7%)	(79.4%)

次に<表 20>での運営について困っていることの内容については、公益法人では予算・決算・定期提出書類関係（合計で 29.6%）、収支相償等財務基準に関すること（合計で 39.7%）、機関運営手続き（合計で 14.2%）、変更認定・届出 9.4%と多岐にわたる悩みを抱えていることがわかる。一方、一般法人では、昨年度同様、公益目的支出計画の作成・提出 28.1%に集中しているが、一昨年度 32.0%・昨年度 30.9%と徐々に減少している。以外では、機関運営手続き（合計で 35.7%）、相談する先がないことが 17.6%であった。

公益法人の困っていることの内容では、その他が 126 件と多くなっているが、詳細を記入いただいた内容を見ると、資金難による資産運用に関する内容が多くなっている。（その他の自由記述の全回答については、48 頁以下をご参照）

<表 20>運営について困っていることの内容（複数回答）

困っていることの内容	公益法人	一般法人
(共通) 理事会の運営	143 (6.9%)	55 (14.5%)
(共通) 社員総会・評議員会の運営	104 (5.0%)	42 (11.0%)
(共通) その他の機関運営	49 (2.3%)	39 (10.2%)
(公益) 収支相償	553 (26.6%)	—
(公益) 公益目的事業比率	104 (5.0%)	—
(公益) 遊休財産の保有制限	169 (8.1%)	—
(公益) 毎年の事業計画・予算作成	140 (6.7%)	—
(公益) 毎年の事業報告・計算書類作成	193 (9.3%)	—
(一般) 公益目的支出計画の作成・提出	—	107 (28.1%)
(公益) 定期提出書類の作成	284 (13.6%)	—
(一般) 相談する先がないこと	—	67 (17.6%)
(共通) 変更認定（認可）・届出手続き	196 (9.4%)	48 (12.6%)
(共通) 行政庁の指導	21 (1.0%)	23 (6.0%)
(公益) その他	126 (6.1%)	—

行政庁の指導については、記述をいただいているので、全記述をここに掲載する。

(公益法人)

- ・指定管理事業について正しい理解がされていず、理不尽な要求をしてくる。
- ・日本の同じ法律なのに、その解釈が他県と違っている、また違う指導を受けることがある。内閣府の解釈や指導に従っていないのでは感じることもあること。
- ・外郭団体として、運営に干渉。
- ・収益事業を行っていないので滞納処分などありえないのに、証明書を求められること。
- ・公益事業での収支相償では、最低でも1か月分の配分金相当はプラス部分として持つことを認めてほしい。
- ・担当者が変わる毎に、指摘内容が変わる。
- ・不適切というわけではないが、担当者の公益法人制度への理解が不十分なので、不要なやりとりが多い。
- ・旅費規程上の日当について、本会は非課税扱いと主張したが、〇〇県公益認定等審議会の見解は、日当の源泉徴収は公益認定の条件であるとの強い指導があった。旅費の日当の源泉徴収義務は、公益認定上の条件と直接、関係はないものと思う。
- ・指定管理事業で民間と競合することを認めてくれない。
- ・職員のマンパワーに欠ける状況であっても、行政目的の実現のため事業拡大を要請してくる傾向がある。県の外郭団体という関係上強く要請される。
- ・事業内容の変更に対する基準が細かすぎる。
- ・収支相償において、黒字が発生した場合の対応として、黒字はダメの一点張りで、困惑した。
- ・制限が多いこと。
- ・変更認定決定後の事業といっても、すでに国や県から委託の予算措置がされており、同じ国が、県が行ってる制度として大きな矛盾を感じていることなど。

- ・初回の認定等委員会で認定基準と関係ない質問事項があり、次回に繰り越しとなったが、県からは「1回で通ることは通常無いから」との回答であった。
- ・大規模災害時の宮城県外での支援活動、その活動に対する募金を「収益事業」として実施するように、との電話指導。
- ・平成24年度定期提出書類（事業報告）において、事業名の表記の変更だけ（「漢字表記国体」→「ひらがな表記国体」）であっても、事業の変更として変更届出が必要との指摘を受けた。このような軽微な変更の取扱いについては、簡略化して欲しい。
- ・定期提出書類について、毎回、前年まで問題とされなかった点についての指摘が入る。
- ・3～5年周期で事業収入に変動があるが、毎年一定量の事業を行う必要がある場合に収支相償とらないが、帳尻を合わせという。また、補助金で職員の賞与を支払うため引当金計上の必要がないのに、会計原則を当てはめて計上するように言われる。
- ・正味財産の取り扱いの変更根拠および説明が明確ではない。
- ・新事業について当初公益事業として変更認定申請をするよう指導され提出したが、担当者が変わると収益事業として手続きをするよう指導された。指導された手続きを済ませ提出すると、将来利益が大きくなりそうなので認められないと却下された。

（一般法人）

- ・事業と密接な関係がある官庁とパイプが小さくなった。内閣府では相談ができない。
- ・登記官によって手続きや添付書類が異なること。
- ・要求ばかりで、支援がない。
- ・ここ数年、公益目的支出計画を報告してきた中で強く思っていることですが、現在は所管の担当者が変わっていますが、移行時の審査が厳しかった事、当時の担当者の考え方（継続事業の内容や経理区分等）が偏っていた（と、思う）ため、本会は計画実施の期間中（10数年間）、移行時の偏った指導での計画のとおり事業を実施していかなければいけないこと、また、その事務量の多さ。
- ・税理士に業務を委託していないので、会計処理などについても助言をお願いしたい。
- ・行政の公募が遅く、従って、年度の半分を過ぎてからの活動となる。
- ・助成・交付金申請が難しい。
- ・行政官庁間の区分経理の見解の相違。
- ・毎年遊休財産の報告をいたしておりますが、県職員の担当者が移動等で替わると解釈の違いが有るので、去年認められた項目が認められない事が有るので困惑します。
- ・過去に遡って、3年分の公益目的支出実施報告書の修正を求められた。
- ・指定管理事業について正しい理解がされていず、理不尽な要求をしてくる。

2) 公益認定申請経験者の有無と困っていることの関係

今年度は、公益法人において、公益認定申請事務の経験者の有無を設問として設けているが、経験者がいないとする法人が全体の40.8%と、かなりの法人が世代交代をしていることがわかる。経験者の有無を法人運営について困っていることの有無とクロス分析したものが、〈表21〉であるが、「困っていることがある」と回答している割合は、

案にたがわず経験者がいる法人が少なく 56.2%、いない法人は 62.4%である。「経験」「慣れ」がと合点できるが、またその影響は大きくもなく、公益法人の運営の難しさと読み取ることもできる。

<表 21>公益法人 公益認定申請事務の経験者の有無

	全体	困っていることがある	困っていることはない
1. いる。	916 (59.2%)	515 (56.2%)	401 (43.8%)
2. いない。	631 (40.8%)	394 (62.4%)	237 (37.6%)

3) 行政庁別に見た困っていることの割合

<表 22>で公益法人について、行政庁別に分析すると、「困っていることがある」との回答比率は、内閣府の法人では 52.3%、都道府県の法人では 62.1%で、都道府県の法人の方が困っていることがある比率が高くなっている。そのうち都道府県の法人のうち、困っている比率が 80%以上の県が 5 県（福井県・鳥取県・愛媛県・宮崎県・沖縄県）あり、最高は 90.0%となっている。逆に 50%未満と低いところは 6 県（埼玉県・神奈川県・岡山県・広島県・徳島県・長崎県）であり、都道府県によってかなりの差異があることがわかった。さらに言うと、ここに出ている 11 県の中で、昨年度同様に特出した結果と同じ県は 1 県もなかった。

一般法人について、都道府県別に「困っていることがある」との回答比率を分析すると、最高が岡山県の 40.9%であるものの、50%を超える都道府県はない。2 県（愛媛県・鹿児島県）は 0.0%であり、10.0%未満の県はあと 3 県（群馬県・長野県・山口県）と、合計 5 県ある。

<表 22>公益法人 行政庁別運営について現在困っていることの有無

行政庁	全体	困っていることがある	困っていることはない
内閣府	526 (34.0%)	275 (52.3%)	251 (47.7%)
都道府県	1,022 (66.0%)	635 (62.1%)	387 (37.9%)

2 公益法人の財務 3 基準に対する意識

1) 財務 3 基準の評価

いわゆる財務 3 基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制）に対する意識を集計したものが<表 23>である。

収支相償については、妥当と思う、思わない、わからないがそれぞれ 3 分の 1 とほぼ拮抗している。公益目的事業比率は、妥当と思うが 69.0%、遊休財産規制についても、妥当と思うが 46.8%とそれぞれ多くを占める。妥当と思うについて、昨年度の結果と比較をすると、収支相償：32.0% → 37.2%、公益目的事業比率：65.0% → 69.0%、遊休財産規制：44.0% → 46.8%といずれも高くなっている。

<表 23>財務 3 基準の妥当性に関する意識

財務基準	妥当と思う	妥当と思わない	わからない
収支相償	576(37.2%)	500(32.3%)	472(30.5%)
公益目的事業比率	1,068(69.0%)	51(3.3%)	429(27.7%)
遊休財産規制	724(46.8%)	216(14.0%)	608(39.3%)

制度改革以降の年数を考え、新たに収支相償で剰余金が生じたことがある場合についての設問を設けた。結果 785 法人より剰余金が生じたことがあるとして、下記への回答をいただいた。結果は<表 24>のとおり、短期間（1 ないし 2 年）で解消計画を説明することにより対応したケースが過半数（54.8%）で、次いで、特定費用準備資金の活用（19.2%）である。その他としては、公益目的保有財産取得（金融資産又は現物資産）、公益資産取得資金などがあり、それらの組み合わせというのもあった。

<表 24>収支相償で剰余金が生じたことがある場合の対応策

対応策	件数 (%)
1. 短期間で解消することを説明し認められた。	430 (54.8%)
2. 特定費用準備資金の積み立てにより認められた。	151 (19.2%)
3. 公益目的保有財産（金融資産）への繰り入れにより認められた。	32 (4.1%)
4. 金融資産以外の公益目的保有財産取得・改良により認められた。	33 (4.2%)
5. 公益資産取得資金積立により認められた。	44 (5.6%)
6. 上記の方策のいくつかを組み合わせで認められた。	57 (7.3%)
7. その他	38 (4.8%)

2) 収支相償の対応策

また、収支相償対応策が適切であったかどうかの質問に対しては、<表 25>のとおり。

法人の希望通り認められたとするものが殆どで（86.4%）、13.6%は希望が認められなかったが、いまだに納得がいかないというものは8%にとどまった。

<表 25>対応策は最適であったか

	件数 (%)
1. 当方の希望通り認めてくれた。	678 (86.4%)
2. 当初の希望は認められず、行政庁の指示により対応したが、結果的にそれが良かったと思う。	44 (5.6%)
3. 当初の希望は認められず、行政庁の指示により対応したが、いまだに納得がいかない。	63 (8.0%)

3) 法人属性に応じた分析

財務 3 基準について妥当と思わないと回答したものを、①社団／財団別、②行政庁別に分析したものが<表 26>である。

これによると、遊休財産規制については昨年度同様に、財団法人が社団法人を上回り、公益目的事業比率については、昨年度は社団法人の方が財団法人を上回っていたが、ほぼ同じとなっている。収支相償については昨年度は、ほぼ同じであったが、財団法人が

社団法人を上回るというように変化した。

行政庁別に見た場合は、遊休財産規制については内閣府の法人が都道府県の法人を上回り、公益目的事業比率については、昨年度は内閣府の法人の方が都道府県の法人を上回っていたが、ほぼ同じとなっている。収支相償についても内閣府の法人の方が都道府県の法人を上回っていたが、ほぼ同じとなっているというように変化した。

<表 26>法人属性別：財務3基準の妥当性に関する意識（妥当と思わない比率）

		収支相償	公益目的事業比率	遊休財産規制
社団／財団	社団	211 (30.4%)	25 (3.6%)	87 (12.5%)
	財団	289 (33.9%)	26 (3.0%)	129 (15.1%)
行政庁	内閣府	174 (33.1%)	20 (3.8%)	109 (20.7%)
	都道府県	326 (31.9%)	31 (3.0%)	107 (10.5%)

妥当と思わない理由について、収支相償では 464 件、公益目的事業比率では 47 件、遊休財産規制では 200 件の具体的記入があった。以下では、多くの回答が寄せられた回答を中心に、概要を紹介する。

収支相償について（自由記述の全回答については、53 頁以下を参照。）

(1) 持続的な経営が困難というもの

法人の維持運営、事業継続の確保に対する障害となっていることを中心に 100 件の回答があった。

(2) モラルハザードを招来

収支相償を維持すること自体が目的化し、無駄遣いを招来するといったことを中心に 25 件の回答があった。

(3) 単年度主義はおかしい

単年度の収支は大幅な変動もあり、運営実態に沿わないこと、規模の小さい法人に負担が大きいことを中心に 58 件の回答があった。

(4) 財務体質を脆弱にする

運転資金を確保できず、将来的に財政基盤に安定性を欠くことを中心に 60 件の回答があった。

(5) その他

過去の赤字補填ができない（20 件）、要件緩和を求めるもの（101 件）などを含め 221 件の意見が寄せられた。

公益目的事業比率（自由記述の全回答については、76 頁以下を参照。）

(1) 比率について厳しいが 9 件、逆にもっと高くすべきというのも 1 件あった。

(2) 計算方法についての疑問を呈するもの 9 件や、公益目的事業の基準・範囲が区々となっていて問題とする指摘など 8 件の回答があった。

(3) その他

事業比率・費用割合を基準とすること自体に対する疑問など 20 件の回答があった。

遊休財産規制（自由記述の全回答については、78 頁以下を参照。）

(1) 基準が厳しい

財政基盤の安定、事業の継続性に悪影響を及ぼすといったことを中心に 39 件の回答があった。

(2) 算定基準に問題

法人の規模、事業内容等にかかわらず一律の基準は実態に沿わないといったことなど 21 件の回答があった。

(3) 運転資金が必要

将来に備えて運営資金を確保しておく必要があることを中心に 29 件の回答があった。

(4) 1 年分では不足

財政基盤の安定に悪影響を及ぼすことから 1 年分の保有制限では少なく、対象を広げるべきといったことを中心に 47 件の回答があった。

(5) その他

事業規模によって基準を分けるべき（17 件）、モラルハザードを招来する（4 件）など 64 件の意見が寄せられた。

3 事業変更届出・変更申請に対する意識

1) 変更認定申請・届出の有無

昨年度から、公益法人については、事業変更認定申請・変更届出に対する質問項目を追加した。

まず、事業変更認定申請・変更届出の有無について集計したものが、〈表 27〉である。これによれば、「変更認定申請・変更届出両方とも提出したことはない。」と回答する法人が昨年度の 60.0%から 54.7%に減っているが、この結果は経過年月から順当と言える。さらに行政庁別の分析も〈表 27〉に含めているが、「いずれも提出したことはない。」と回答する法人が、内閣府の 63.9%に比して、都道府県は 50.0%であり、内閣府のほうが全体比より多いことが分かる。また、昨年度と比較すると、内閣府は 73.0% → 63.9%、都道府県は 54.0% → 50.0%と、いずれも減少傾向にあることがうかがわれる。

〈表 27〉変更認定申請・変更届出の有無

	全体	内閣府	都道府県
1. 変更認定申請・変更届出両方とも提出したことがある。	204(13.2%)	49(9.3%)	155(15.2%)
2. 変更認定申請は提出したことがある。	61(3.9%)	21(4.0%)	40(3.9%)
3. 変更届出は提出したことがある。	436(28.2%)	120(22.8%)	316(30.9%)
4. 変更認定申請・変更届出両方とも提出したことはない。	847(54.7%)	336(63.9%)	511(50.0%)

2) 変更申請・届出の契機

事業変更認定申請・変更届出をした契機として、法人の自主判断によるものか、行政庁からの指摘に基づいたものかを集計したものが〈表 28〉である。契機は自主判断によるものが 67.5%と大半を占めるが、そのほか行政からの指摘によるものが 32.4%であり、

その指摘に対して納得できなかったという回答が 6.0%ある。これらの数字を昨年度と比較すると、昨年度は自主判断が 77%、行政からの指摘に対して納得できなかったという回答は 2%であった。事業変更認定申請・変更届出に対する行政庁の関与が大きくなっていると考えられる。

契機についても行政庁による分析を加えている。法人の自主的判断によるものが、内閣府が 71.4%であるのに対して都道府県が 66.2%となっており、内閣府では法人の自主的判断による事業変更認定申請・変更届出の割合が高い。行政庁からの指摘によるものは、内閣府が 22.9%であるのに対して都道府県が 27.7%と、都道府県の方が事業変更認定申請・変更届出を行おうとする傾向が高い。このことより、行政庁間において、事業変更認定申請・変更届出に対する解釈・運用が、異なっているのではないかとということが考えられる。行政庁からの指摘によって変更認定申請・変更届出を行ったが、納得できなかったとする回答は内閣府 5.7%、都道府県 6.2%と割合としては僅かではあるが、昨年度の内閣府 0.4%、都道府県 1%から急増していることも、このような問題意識に関係していると考えられる。

<表 28>事業変更認定申請・変更届出をした契機

	全体	内閣府	都道府県
		70	195
法人の自主的判断による。	179(67.5%)	50(71.4%)	129(66.2%)
行政庁からの指摘による。(納得した)	70(26.4%)	16(22.9%)	54(27.7%)
行政庁からの指摘による。(納得できなかった)	16(6.0%)	4(5.7%)	12(6.2%)

納得できなかった 16 件のうち、具体的に記入があった 13 件は次の通り。

- ・事業の内容まで、行政庁が踏み込んで指導するのはいかがなものか
- ・最初の指導では、公益目的事業の概要、事業の公益性のチェックポイントを詳細に記載するよう指導を受け、そのように申請した。しかし、年度の予算や参加者の意向調査によって、参加日程、実施回数を変更した際や、チェックポイントのうちたった一つ実施しなかっただけで認定申請が必要だと言われ、困っている。回数やチェックポイントの 1つを実施しなかっただけで、公益性がないと認識するのはいかがなものなのか。
- ・移行認定申請の際に「公益目的事業の種類又は内容」の記載についての指導が不十分であった。
- ・既に公益事業として認定を受け、実施している受託事業と内容的に変わらない。
- ・指定管理として委任されている施設がなくなっても、公益事業は工夫して行うもの。他の会場を探すとか工夫しなさいと指導された。
- ・収益事業等のその他事業について、事業は変わらないもののその幕的達成のための業務の 1つを発注者がとりやめたものであるが、変更認定申請を求められた。発注者が発注しないとしたものを公益認定審議会で審議されることに疑問を感じる。
- ・助成事業のカテゴリーを追加するために、3ヶ月近くも担当官とのやり取りが続き、助成活動がスムーズに進められなかった。

- ・認定時点では公益目的事業と認定しながら、立入検査時に公益性に問題有との見解がなされたこと。
- ・変更認定申請と変更届出どちらにするのかの判断が、行政庁と解釈が異なった。
- ・法律が変わり、「無料職業紹介事業」が「有料職業紹介事業」になったために定款変更したら、変更認定申請をさせられた。
- ・公益目的事業に影響を与える変更ではなかったが、変更認定申請が必要だった。行政庁の下請的事业をうけたにも拘わらず、変更申請の手間だけかかった。
- ・新事業について当初公益事業として変更認定申請をするよう指導され提出したが、担当者が変わると収益事業として手続きをするよう指導された。指導された手続きを済ませ提出すると、将来利益が大きくなりそうなので認められないと却下された。事業を実施していないのに、将来収益が多くなりそうなので認めないとするのは理解できなかった。

4 一般法人の公益目的支出計画に対する取組状況・意識

1) 公益目的支出計画に関する現状

公益目的支出計画を作成し、実施している法人は744法人で、前述「II. 法人運営について」「1 組織運営・日常業務に対する意識」で、何について困っているかに「公益目的支出計画の作成・提出」と回答している法人が107法人ということは、公益目的支出計画を作成し、実施している法人のうち、およそ14.0%の法人がそのことについて困っているということになる。

<表 29>公益目的支出計画の現状

1. 作成し、実施している。	744 (69.1%)
2. 既に完了した。	185 (17.2%)
3. 不要であった。	67 (6.2%)
4. 新設法人であるので実施していない。	80 (7.4%)

2) 公益目的支出計画期間及びその変更経験

公益目的支出計画の実施期間の残り年数を示したものが<表 30>である。ほぼ半数近い365件が10年以内に完了する予定となっている。50年を超える長期のものは10%強で更に100年を超える法人もそのうち29件全体の3.9%ある。中には1000年を超えるとする法人が1法人含まれていた。

<表 30>公益目的支出計画の期間の残り年数

年数	件数 (%)
1年～10年	365 (49.1%)
11年～20年	135 (18.1%)
21年～30年	72 (9.7%)
31年～40年	42 (5.6%)
41年～50年	34 (4.6%)
51年～100年	67 (9.0%)
101年以上	29 (3.9%)

次に、移行認可後の公益目的支出計画の期間の延長変更申請の経験について質問した。その結果、公益目的支出計画を実施しているおよびすでに完了した法人の僅か 4.6%が経験をしており、残り 95.4%の法人は変更申請を実施していない、また、変更申請を行った法人の変更期間は1年が 53.5%とほとんどである。

3) 公益目的支出計画の対象事業

公益目的支出計画の対象事業の種類を<表 3 1>に示している。継続事業で実施の 831 法人のうち、公益目的事業で実施との複数の実施の方法を取るものが 127 法人、特定寄附で実施との複数の実施を取るものが 34 法人。さらにすべてを実施の方法とするのが 7 法人となっている。

<表 31>公益目的支出計画の実施の方法（複数回答）

対象事業	件数 (%)
1. 公益目的事業で実施。	206 (18.8%)
2. 継続事業（これまで実施してきた公益事業）で実施。	831 (76.0%)
3. 特定寄附（公益的な団体への寄附）で実施。	56 (5.1%)

4) 公益目的支出計画実施に関し困っていること

公益目的支出計画の実施において困っている（困った）ことについては、<表 3 2>のとおり結果は昨年とほとんど変わらず、困っていることは特になしとするのが、644 件と約3分の2、困っていることがあると答えた 342 件（複数回答）のうち 45.0%の 154 件が、「公益目的支出計画の毎年の作成」を挙げている。

<表 32>公益目的支出計画の実施において困っている（困った）こと（複数回答可）

困っていることの内容	件数
1. 公益目的支出計画の実施事業の変更に対して。	59
2. 公益目的支出計画の実施期間の変更に対して。	86
3. 公益目的支出計画の毎年の作成について。	154
4. 監事監査と理事会、社員総会（評議員会）の承認・報告について。	43
5. 特になし。	644
6. その他	28

5) 公益目的支出計画のインターネットでの情報公開について

公益目的支出計画の実施状況は、法令により事務所に備え置き、閲覧請求があればこれを承諾しなければならないこととなっているが、法人が自主的にインターネットでの公開をしているかどうかを質問した結果は、公開しているものは 20.2%と僅かであり、昨年の 18.7%とほとんど変わらなかった。

5 立入検査に対する意識

行政庁は、3年ごとに一回の定期的立入検査を実施するとされているが、本問は立入検査がすでに実施されたかどうか、実施された場合法令により規定された「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」行うこととされている、その限度内と思うか、限度を超えていると思うかを質問した。

<表 33>のとおり、立入検査は全体の 81.9%の法人で実施されており、うち 13.6%の法人ですでに 2 回以上の立入検査が実施されている。<表 3 4 >では内閣府と都道府県の行政庁別の立入検査を比較する。昨年度と比べると、立入検査が実施された法人の割合は増え（内閣府：41.0%→75.5%、都道府県：63.0%→85.2%）、特に内閣府の実施は倍増に近い。一方で検査についての評価は、内閣府、都道府県とも 95%が「必要限度内と思った」と評しているが、「必要限度を超えている」「納得できない」「前回の立入検査と見解が違った」を合計し 5%程度あった。

<表 33>立入検査の有無

立入検査		回数	
		1 回	2 回以上
立入検査あり	1,268 (81.9%)	1,096	172
立入検査なし	280 (18.1%)	—	—

<表 34>行政庁別、立入検査の有無及びその評価

行政庁	内閣府	都道府県
立入検査あり	397 (75.5%)	871 (85.2%)
(立入検査があった法人による検査状況に対する評価)		
1. 必要限度内と思った。	378 (95.2%)	831 (95.4%)
2. 必要限度を超えていると思った。	9 (2.3%)	22 (2.5%)
3. 前回の立入検査と見解が違った。	0	5 (0.6%)
4. 指摘事項が納得できなかった。	10 (2.5%)	13 (1.5%)

なお、本回答では自由記述欄を設けており、特に、「指摘事項が納得できなかった」ということを中心に計 25 件の記入があったので、ここで全件紹介する。

- ・ 収支相償の毎年の必達指示
- ・ 仕訳処理において会計区分及び勘定科目の処理について指摘を受け、収益事業の決算において支出額が 8 千円ほど訂正を行うこととなり、修正申告をせざるを得なくなった。指摘内容は次年度から適正な処理をする等の指導でも問題ない事項ではないかと思えた。確定申告時期と重なり過年度決算の修正申告等の事務負担が膨大となった。
- ・ 理事会・評議員会・奨学生選考委員会開催時の土産及び、退任時の御礼提供の禁止。
②外国人奨学生レクリエーション開催時のボランティア出席者からの参加費徴収要請。
- ・ 特定費用準備資金の目的と取り崩し計画について、申請時には県側で認めておきなが

- ら検査時にはもっと具体的にしよう指摘があった。
- ・原則論や担当者個人の意見のようなことを言われたが、当方の事業規模や職員数は全く考慮したものではなく、納得できない点があった。
 - ・わずかな金額の贈答品を年1回役員に送付することについて、財団として社会通念上常識的な範囲であるとの認識だったが、【特別の利益供与】であると指摘されたこと。
 - ・ほとんど納得でき、規約の指摘で、充実できた。納得できない点は寄付金を募り公益規模を大きくしていくようにとの助言。
 - ・全ての懇親会費用が法人会計に計上するように求められている。特に納得し難いのは学術講演会等に付随する懇親会費用をも公益目的費用として認めてもらえなかった。
 - ・租税公課を従事割合で公益会計と法人会計に按分したが認められないといわれた
 - ・公益費用での計上について、詳細な指導があったが、趣旨には異論はないが、緩和余地が欲しいところ。
 - ・何をしたいのか全く分からなかった。指摘するのは構わないが、どう改善すべきかの指導がされなかった。現担当者においては、相談内容に対して適切にお答えいただいております。
 - ・理事会と評議員会との開催期間が法に基づき2週間開けることが必要との指摘があったが、理事、評議員の全員の日程調整、会議室の確保等を含めると大変困難な条件であるとする。法律で決まっている要件であるため仕方がないと思うが、運営において妥当性が備わっていれば、1週間程度開けていれば良いという考えもあっても良いのではないか。
 - ・公益認定された事業が、立入検査時に収益事業に相当するとの判断がされ、変更認定申請を行うよう指示が有り、変更認定申請の途中で申請取り下げの指示が有り、現在に至っている。
 - ・詳しく解説していただいたことに感謝している。
 - ・監事へ税理士を配置すべきとの指導
 - ・理事・評議員に対する中元・歳暮を報酬であると強硬に主張された。
 - ・自治の精神に基づくとしながらも指摘事項が細かすぎる。
 - ・検査担当者自身が内容理解不十分
 - ・担当官の人によって見識、意見が異なることがある。
 - ・法人会計の黒字を公益目的事業会計の赤字補填に使うよう指導されたが、これでは2つの会計に分ける意味がない。
 - ・もっと細かく厳正に検査をしていただきたかった。また、事業内容だけでなく、法人としての体制（人事等）にも目を配るべき。
 - ・書籍の出版について、たとえ事業（研究）の成果をまとめたものでも収益事業でないといけないとのことであった。
 - ・長期保有の債券はすべて公益目的保有財産と改めるべきとの指摘を受けたが、協議の末、現状のままでよいと認めていただけた。
 - ・入会決定通知書を失念したこと（会費納入済みのため）
 - ・認定時と内容が違っていた

6 会計基準に対する意識

現行会計基準（いわゆる平成20年公益法人会計基準）についての評価結果が<表35>であるが、公益法人・一般法人ともおよそ75%が現行基準のままで不便は感じないと答えている。公益法人では少し、または大いに不便を感じるものは合わせて21.6%、評価は不便を感じない・感じるどちらも昨年とほとんど変わらない。一方一般法人では少し、または大いに不便を感じるものを合わせて16.0%で、この数字は昨年とほとんど変わらないが、不便は感じないに関しては、昨年の83.0%より下がっている。本年より一般法人については「公益法人会計基準は使っていない」の選択肢を増やしたが、これを選択した法人が7.1%であったことは、昨年であれば、自らが公益法人会計基準を使っていないために現行基準のままで不便は感じないとの判断をしていたと考え、不便は感じないの回答は昨年とほとんど変わらないとも推測できる。

昨年までは、経験年数を重ねることにより、不便さ・不都合さが解消し、不便は感じないが右肩上がりの傾向がみられたが、その数字も横ばい状態に変わってきた。

<表35>会計基準について

	公益法人	一般法人
現基準のままで、不便は感じない	1,213 (74.8%)	813 (75.6%)
少し不便を感じる	270 (17.4%)	127 (11.8%)
大いに不便な点がある。	65 (4.2%)	45 (4.2%)
将来公益法人会計に変更	—	15 (1.4%)
公益法人会計基準は使っていない		76 (7.1%)

少しまたは大いに不便を感じると回答した法人にはその理由を自由に記入してもらったが、昨年から、新会計基準だから経理事務負担が増えたというような、新しい会計基準に慣れないことによるものより、公益法人の3会計区分の問題や費用配賦をはじめ、一般法人においても会計実務の問題点が多く指摘されている。主な指摘の概要を以下に掲載する。（自由記述の全意見については、公益法人は88頁以下、一般法人は160頁以下を参照。）

公益法人（全201件）

- (1) 3会計区分の問題（32件）
- (2) 費用配賦の問題（23件）
- (3) 資金収支と損益ベースの違い（5件）
- (4) 会計ソフトの問題（3件）
- (5) 事務負担が過大（34件）
- (6) 基準が複雑で難しい（45件）
- (7) 財務3基準の扱い（11件）
- (8) 内訳表に関するもの（5件）
- (9) その他（43件）

一般法人（全 71 件）

- (1) 3 会計区分の問題（16 件）
- (2) 費用配賦の問題（11 件）
- (3) 資金収支と損益ベースの問題（2 件）
- (4) 会計ソフトの問題（1 件）
- (5) 事務負担過大（16 件）
- (6) その他（25 件）

7 インターネットによる情報公開の実施状況

法令上、一般法人はもちろん、公益法人も事業計画・事業報告や計算書類等をインターネットで公開する義務はないが、自主的にこれをインターネットで公開しているかどうかの回答を求めたものが<表 3 6>である。インターネットでの情報公開を実施している公益法人は全体で 86.3%と非常に高く、一方、一般法人は全体で 53.7%と全体の約半分に過ぎない。一般法人の昨年度のアンケート結果では、実施している法人が全体で 54.0%であったことからほんの僅かではあるもの、公開率が下がっている。これは本年度よりアンケート対象法人に新設の一般法人を加えていることにも起因すると推測されることから、新設法人についての情報公開の状況の分析を行ったところ、結果、実施しているが 68 件 (35.4%) に対して実施していないが 124 件 (64.6%) でやはり推測通り、全体の結果とは逆の、実施しているが少ない結果となった。一般法人の自由裁量での運営における情報公開の重要性について考えるとき、今回の数字は今後の重要な問題と考える。<表 3 7>からは、インターネットで情報公開していない理由は両法人ともに、事務所備え置きで十分との回答が一番多くなっている。前述の「<表 1 8>法人として信用を得るためには」の回答とは相反しており、あらためて検証を要する。

そのほかの分析結果については、法人の別では、公益法人・一般法人とも財団法人が社団法人より実施しているとの回答が多い。また公益法人における行政庁別の比較を付け加えると、内閣府法人が 92.8%、都道府県法人が 83.0%とかなりの差がある。

<表 36>インターネットにおける情報公開の状況

		公益法人		一般法人	
		実施している	実施していない	実施している	実施していない
全体		1,336 (86.3%)	212 (13.7%)	578 (53.7%)	498 (46.3%)
法人の別	社団	584 (84.0%)	111 (16.0%)	367 (50.1%)	365 (49.9%)
	財団	752 (88.2%)	101 (11.8%)	211 (61.3%)	133 (38.7%)
行政庁	内閣府	488 (92.8%)	38 (7.2%)	—	—
	都道府県	848 (83.0%)	174 (17.0%)	—	—

<表 37>インターネットで公開していない理由

	公益法人	一般法人
法律で要求されていないから。	27 (12.7%)	90 (18.1%)
事務所備え置きをしているから十分。	117 (55.2%)	258 (51.8%)
公益法人 information で十分。	34 (16.0%)	—
一般法人だから。	—	101 (20.3%)
WEB サイト (ホームページ) を開設していない。	34 (16.0%)	49 (9.8%)

8 行政庁の指導等に対する意識

1) 行政庁の指導や対応全般

公益法人に対して、「新公益法人制度の基本は団体自治の尊重・自己責任経営を促すものです。この基本に照らして行政庁の指導や対応全般について、どのように思いますか。」として、行政庁の指導や対応についての質問を行った。回答結果は<表 38>である。

その結果、全体の場合も法人形態や行政庁の別の分析を入れた場合もすべてのケースで「問題はない」「旧制度よりはまし」を併せて 90%を上回り、アンケートから見る限り、不適切対応は極めて少数である。ただし、内閣府の分析においてのみ、「問題はない」が 80%を切り 77.0%で、「旧制度よりはまし」が 13.7%と高くなっている。

「その他」と答えた方には具体的に記入する欄を設けているが、46 件の記入があった。主なものは以下のとおりであるが、全回答については 96 頁以下をご参照願いたい。

- ・自己責任とするならば、もっと幅を持った運営を認めていただきたい。収支相償に関する指導は、あまりに杓子定規。
- ・行政庁の担当官により指導や対応が異なり、一貫性がない。
担当者によって、発言が変化するので困惑している。
- ・当方では普及宣伝活動の一環であると主張しても、そこに 500 円程度の弁当など支給すると共益事業と指導されるなど、解釈・運用が狭すぎて窮屈である。
- ・収益事業廃止の際は、思ったより申請書類が面倒で手間もかかり大変だった。手続き上必要な書類であったかも知れないが、その書類を提出しなければ、廃止を判断できないのか疑問に思った。
- ・誰が経営者かわからないくらい介入してくる。
- ・そもそも自己責任運営体制が整っているので、余計なお世話である。・収支相償を守らせるために、指定正味財産の積み増しや法人管理会計の黒字化など、首をかしげたくなるような指導をしている。
- ・他団体に聞くと、地域より制限の指導が極端に厳しい傾向があるようで(特に北海道)他県と統一していただきたい
- ・篤志家が設立した法人も、行政庁等々が設立した法人と同様に規制がある事に疑問がある。
- ・新制度で「法的根拠」を持ったことによるのか、移行当初の立ち入り検査時とその後の指導文書には高圧的発言・文面が散見されたが、その都度指摘をすることにより行政庁の対応には是正がみられる。

<表 38>行政庁の指導等に対する意識

	1.問題はない	2.旧制度よりはまし。	3.内部自治に介入する傾向が強い。	4.その他
全体	1,247 (80.6%)	152 (9.8%)	62 (4.0%)	87 (5.6%)
移行法人	1,177(80.4%)	143(9.8%)	61(4.2%)	83(5.7%)
新設法人	70(83.3%)	9(10.7%)	1(1.2%)	4(4.8%)
内閣府	405(77.0%)	72(13.7%)	12(2.3%)	37(7.0%)
都道府県	842(82.4%)	80(7.8%)	50(4.9%)	50(4.9%)

注) 上記設問における4選択肢は、正しくは次の通り。

1. おおむねこの理念に即して監督しているので問題はない。
2. やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし。
3. 旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い。
4. その他

2) 見解の相違

また次に、本年度の新たな質問のひとつである、「貴法人担当の行政庁とそれ以外の行政庁との見解の相違を感じたこと、または耳にしたことはありますか。(たとえば立入検査や収支相償等の取り扱いなど)」を聞いている。結果は<表 39>のとおりで、主な具体的な事例は次の通り。全件94件については自由記述の98頁以下をご参照願いたい。

<表 39>他の行政庁との見解の相違について

ある	151 (9.8%)
ない	1,397 (90.2%)

- ・ 変更予算(補正予算)の提出義務について(有・無)と異なる回答があった(ボランティアで他の公益法人の事務を担当)
- ・ (細かい、些細なことですが・・・)研究助成贈呈式時の懇親会で酒類を出すことについて検査時に注意を受けた。決算修正等は要求されていなかったが、一般常識の範囲であれば公益事業の範疇として問題ないと我々は考えている。
- ・ 移行認定の際に、当県と内閣府で見解の相違があり、県でなく内閣府に移行認定申請を行ったことを聞きました。
- ・ 理事会・評議員会・奨学生選考委員会開催時の土産及び、退任時の御礼提供の禁止。
②外国人奨学生レクリエーション開催時のボランティア出席者からの参加費徴収要
- ・ 会計処理の指導が、他県と違う。全国組織ですが、対応が一律でない。
- ・ 内閣府作成の定期提出書類の手引きに記載または提出が不要とされているものについて記載や提出を義務付けられていることがある
- ・ 県については相談ができる関係にあり問題が無い。本質問への返答としては本稿で記すべきことでは無いかもしれぬが、法務局は前記の如く、担当者ごとの見識に相違があり困惑する。特に代表理事選定について、定款にて総会で理事選任・理事会で代表理事選定を謳っているが、総会締結後に改めて開催する「代表理事選定のための理事

会」については、議事録署名が理事全員の実印なのか、当会定款に定める代表理事＋監事の記名押印なのか、意見が異なり毎回資料準備に2種類の議事録（その方がおかしい）を準備している。民法、登記法等によれば、代表理事が押す印鑑が登記印なら代表理事が替わっても代表理事の空白期間はないため登記印継承押印はできると解釈できるが、担当により意見が異なっている。さらに、法人運営は自由責任性が根底であり、認証されている定款に代表理事＋監事が記名押印となっていることを、法務局の担当者の一部が疑義を唱えることに疑問がある。

- ・事業が公益目的事業として認められている県とそうでない県がある。支出金の取り扱いも同様である。
- ・指定管理事業や市民向け講座開催に対する北海道の考え方は、あまりに厳格すぎて、自己防衛でしかない。
- ・当法人の担当行政庁ではありませんが、他府県の行政庁において収支相償を維持するための公益資産取得資金積立と特定費用準備資金積立について、積立てたものの法人の目的とは異なる取崩の方法を指示され、当該法人の対応案も認められず収支相償の維持が短期的ではあるが困難な状態に陥ったという事例を耳にしたことがあります。
- ・事業別の所管課と事業に拘らず公益法人制度を専門に扱う部署では対応に相違があると聞いたことがあります。また、担当者が数年で入替わることや担当官の専門分野に差があることで、見解の相違が生じることがあると聞いたことがあります。
- ・都道府県ごとに、立入検査時間や、立入検査検査内容の詳しさ等に極端なバラつきがある。検査担当者の理解度の違いが顕著。
- ・選考委員に評議員が入っているが、使用人と思われていること。学識専門家であるのに思われていること。指摘されている財団と指摘されない財団がある。他の事項においても指摘されていることとされないことが、担当官によっても違っていると他財団からも聞いている。
- ・文部科学省の検査は前向きな指導があったが、内閣府の指導はあらさがしのものだった
- ・全国的に行っている同一の事業であっても、県によって公益目的事業又は収益事業等の位置付けとなっている。
- ・行政庁は競合相手がなく競争がないためか、甚だ勉強不足。このスペースでは書ききれない。
- ・認定申請の調整時、宮城から「書籍販売は収益事業」と言われた。公益法人協会や内閣府に問い合わせたら事業目的や内容による、とのこと。
- ・認定機関が異なる類似団体は法人会計に大幅な黒字決算があっても指摘されていない例がある。法人会計は法人を維持管理するために必要な財源を確保しておかないといけないが、他県の例で法人会計にまで収支相償を求めているケースがあると聞いている。

Ⅲ 寄附について

1 寄附金に対する姿勢

寄附金に対する考え方を公益法人についてまとめたものが<表 40>であり、一般法人についてまとめたものが<表 41>である。

寄附金を必要としない公益法人は25.2%であるが、一般法人では48.8%となっている。この数字は、昨年度の公益法人35.6%、一般法人56.7%よりともに減少している。

また逆に、特定の関係先（設立企業、会員企業等）からのみ寄附を受けているのは、公益法人で17.0%、一般法人で7.3%であり、この数字は昨年度の公益法人15.1%、一般法人6.5%の数字よりともに伸びている。不特定多数から寄附を募っている、および今後はその予定であるという法人を合わせて、公益法人では34.1%となり、一般法人では12.9%と対象的である。

また社団法人と財団法人で対比すると、財団法人の方が寄附金を募る割合が高く、社団法人では「寄附は必要としていない」割合が公益法人で31.2%、一般法人で50.0%と、その比率が高い。

公益法人については、一昨年度・昨年度とほぼ同様の傾向であるが、一般法人について（母集団が異なるため一概には言えないが）、寄附金を必要としない割合は減少（72.0%→57.0%→48.8%）している。

＜表 40＞寄附金に対する姿勢（公益法人）

	寄附は必要としていない	寄附は特定の関係先からのみ	不特定多数の個人・法人に寄附募集をしている	今後は不特定多数の人々の寄附を募りたい	今後も不特定多数の人々の寄附は募らない	その他	
全体	430(25.2%)	290(17.0%)	403(23.6%)	180(10.5%)	274(16.0%)	132(7.7%)	
法人の別	社団法人	238(31.2%)	99(13.0%)	124(16.3%)	82(10.7%)	143(18.7%)	77(10.1%)
	財団法人	192(20.3%)	191(20.2%)	279(29.5%)	98(10.4%)	131(13.8%)	55(5.8%)
2015年度	564(36%)	239(15%)	330(21%)	207(13%)	—	243(15%)	

＜表 41＞寄附金に対する姿勢（一般法人）

	寄附は必要としていない	寄附は特定の関係先からのみ	不特定多数の個人・法人に寄附募集をしている	今後は不特定多数の人々の寄附を募りたい	今後も不特定多数の人々の寄附は募らない	その他	
全体	571(48.8%)	85(7.3%)	67(5.7%)	84(7.2%)	270(23.1%)	92(7.9%)	
法人の別	社団法人	403(50.0%)	50(6.2%)	38(4.7%)	58(7.2%)	199(24.7%)	58(7.2%)
	財団法人	168(46.3%)	35(9.6%)	29(8.0%)	26(7.2%)	71(19.6%)	34(9.4%)
2015年度	418(57%)	48(7%)	27(4%)	40(5%)	132(18%)	72(10%)	

2 寄附金の総収入に占める割合

＜表 42＞は、公益法人及び一般法人の総収入に占める寄附金収入の割合を掲載している。寄附金収入が0という法人は公益法人で50.5%、一般法人では78.9%にも上る。他方総収入の20.0%を超える法人は公益法人で15.5%、一般法人では3.2%であった。ここでも財団法人の方が社団法人に比べ寄附金依存率は高いことがわかる。

<表 42> 寄附金の総収入に占める割合

	0%	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 20%未満	20%以上
公益法人 合計 1,548	781(50.5%)	407(26.3%)	73(4.7%)	47(3.0%)	240(15.5%)
うち社団法人 695	423(60.9%)	191(27.5%)	29(4.2%)	16(2.3%)	36(5.2%)
うち財団法人 853	358(42.0%)	216(25.3%)	44(5.2%)	31(3.6%)	204(23.9%)
一般法人 合計 1,076	849(78.9%)	147(13.7%)	25(2.3%)	21(2.0%)	34(3.2%)
うち社団法人 732	594(81.1%)	98(13.4%)	13(1.8%)	13(1.8%)	14(1.9%)
うち財団法人 344	255(74.1%)	49(14.2%)	12(3.5%)	8(2.3%)	20(5.8%)

3 税額控除証明と PST 要件

公益法人の寄附金にかかる税額控除制度への対応状況をまとめたものが<表>である。税額控除の証明を取得済みの法人は、276 法人（17.8%）であり、昨年度の 15.0%からは若干数字は伸びている。うち、財団法人で 21.9%、社団法人は 12.8%と寄附金の割合と同様、財団法人の方が寄附金依存率の高い傾向を示している。

取得済みの法人数は順調に伸びているように見えるが、「そのような制度があることは知らなかった。」とする法人は全体で 24.2%であり、昨年度の 18.0%より増えており、いまだに公益法人のメリットである税額控除制度が知られていないことは、2016 年度の税制改正により PST 要件が緩和されることにより個人からの寄附が集めやすくなったことに逆行する驚くべき結果であり、憂慮すべきことであろう。

<表 43> 税額控除制度への対応状況

	全体	社団	財団	2015 年度
取得済み（申請中、準備中を含む）	276(17.8%)	89(12.8%)	187(21.9%)	232 (15%)
制度は知っているが取得していない	803(51.9%)	342(49.2%)	461(54.0%)	945 (60%)
そのような制度があることは知らなかった	374(24.2%)	206(29.6%)	168(19.7%)	288(18%)
その他	95(6.1%)	58(8.3%)	37(4.3%)	118 (7.0%)

<表 44>に行政庁・法人の形態：税額控除制度への対応状況を示す。まず行政庁別に見ると、取得済が、内閣府の 23.8%に対して、都道府県が 14.8%と昨年度と変わらず低調である。また、「制度は知っているが、取得していない。」という割合はさほど変わらないにも関わらず、「そのような制度があることは知らなかった。」と回答した法人が、内閣府の 19.8%に対して都道府県は 26.4%で、昨年度の 2 倍の差は解消されたものの、行政庁においても、税額控除制度の周知に大きな差があることを示唆している。今後とも積極的な周知が望まれる。

法人の形態より税額控除制度への対応状況を見る。特に新設法人に注目すると、取得

済が移行法人の17.6%に比べ21.4%と全体の17.8%よりも多い。しかし、「そのような制度があることは知らなかった。」とする新設法人が39.3%と全体での割合の24.2%を大きく上回っていることは注目すべきである。

＜表44＞行政庁・法人の形態：税額控除制度への対応状況

	行政庁		法人の形態	
	内閣府	都道府県	移行	新設
合計	526	1,022	1,462	84
取得済み(申請中、準備中を含む)	125(23.8%)	151(14.8%)	258(17.6%)	18(21.4%)
制度は知っているが取得していない	268(51.0%)	535(52.3%)	774(52.9%)	29(34.5%)
そのような制度があることは知らなかった	104(19.8%)	270(26.4%)	341(23.3%)	33(39.3%)
その他	29(5.5%)	66(6.5%)	91(6.2%)	4(4.8%)

また、税額控除証明を取得しない理由としては＜表45＞の通り。「PST要件を満たすことが困難だから」とする法人の割合が39.1%と昨年度の43.0%からは下がっている。昨年度同様に「個人の寄附は考えていないから」が高く、昨年の31.6%よりも上がって35.6%になっている。

＜表45＞税額控除証明を取得していない理由

PST要件を満たすことが困難だから。	314 (39.1%)
当法人にとってはあまりメリットがないから。	86 (10.7%)
手続きが複雑で面倒だから。	34 (4.2%)
個人の寄附は考えていないから。	286 (35.6%)
所得控除だけで十分だと思っているから。	17 (2.1%)
その他	66 (8.2%)

IV 税制について

1 資産寄附税制

＜表46＞は、土地、建物、有価証券などの財産の贈与もしくは遺贈を受けたことがあるかどうかの質問に対する回答である。公益法人・一般法人に同じ質問を実施している。

租税特別措置法の対応などで困ったこと、問題と思ったことについては自由記述としているが、公益法人は12件の、一般法人は2件の記入があったので、以下ご参照いただきたい。

＜表46＞土地、建物、有価証券などの財産の贈与もしくは遺贈について

	公益法人	一般法人
ある	126 (8.1%)	43 (4.0%)
ないし考えたこともない。	1,357 (87.7%)	1,023 (95.1%)
ないが受ける準備は出来ている。	65 (4.2%)	10 (0.9%)

(公益法人 12件)

- ・土地を受納した場合、そのままでは当会の公益事業における活用がないことから売却代金を公益事業にあてるほかない。もし、2年以内で売却できない場合には譲渡所得

の課税が発生してしまうのではないだろうか。

- ・土地の贈与提案を受けたことがある。ただし、1年以内にその土地で公益目的事業の実績がなければ固定資産税が課されることがわかり、贈与を受けることを辞退した。
- ・定款に寄附規準を定めている。
- ・贈与があるなら受けたいが、準備は全くできていない。
- ・設立時の寄付である。
- ・税務署に相談に行ったりしたので、困ったことは無かったが、大変ではあった。
- ・財団の成り立ちは、個人が所有する有価証券の寄贈による。
- ・今後相続という形で、寄附を考えているという話があった。そのような時、色々と考えなくてはならないことが多くあると思う。
- ・公益財団法人移行前には贈与を受けたことがあるが、移行後はそのようなケースは発生していない。今後検討することが必要と考えている。
- ・旧法人の時には土地・建物の贈与を受けたことはあり、現在の事務所として使用中。
- ・遺贈は相当以前であり、当時の担当者もすでに事務局にいたらず詳細は不明。
- ・「ないが、受けたいとは思っている」ただ、どういう手続きをすればよいのかわからない。

(一般法人 2件)

- ・受ける準備について何をどのようにすればよいかを知りたい。
- ・機会があれば、ぜひ、寄付を受けたいと思います。何度か企業から税金の控除のために寄付をしたいとの相談を受けましたが、当団体は一般財団法人で控除の対象にならないとのことで寄付をしていただけませんでした。福祉活動をしている団体は、寄付をくださった方に控除をしてくださるとよいのですが。そのような制度があればと思います。

2 税制に関する要望事項

1) 公益法人

公益法人からの税制改正に関する要望は、計76件あり、その内訳は、税制全般4件、法人税関係7件、寄附税制22件、消費税13件、固定資産税8件、その他22件であった。(自由記述の全回答については、103頁以下を参照。)

2) 一般法人

一般法人からの税制改正に関する要望は、計79件あり、その内訳は、税制全般16件、法人課税28件、寄附税制8件、地方税・消費税等11件、その他16件であった。(自由記述の全回答については、164頁以下を参照。)

V 行政庁・公益法人協会に対する要望

1 行政庁に対する要望 (252件)

1) 公益法人 (180件)

公益法人からは、行政庁ごとのばらつき、担当官の対応、監督体制全般など指導監督

体制に係る要望が 54 件、定期提出書類・立入検査に関するものが 41 件、変更認定・届出に関するものが 14 件、収支相償など個別の遵守要件の改善要望が 39 件、その他全般的要望が 32 件あった。(全件については、108 頁以下を参照。)

2) 一般法人 (72 件)

一般法人からは、指導監督体制に関するもの 24 件、提出書類等手続に関するもの 9 件、その他 39 件、の要望があった。(全回答については、168 頁以下を参照。)

2 公益法人協会に対する要望

<表 47>公法協に対する要望

	公益法人から	一般法人から
1. ホームページに関するもの	7	3
2. 相談事業に関するもの	17	13
3. セミナーに関するもの	30	16
4. 月刊誌・書籍等に関するもの	4	2
5. 会員制度に関するもの	8	0
6. 提言活動に関するもの	29	4
7. 公法協への期待・苦言	34	15
8. その他	31	13
合計件数	160	66

以下主要なものを掲載する。(全件については、公益法人は 121 頁、一般法人は 174 頁を参照。)

(1) ホームページに関するもの

- ・質疑応答の内容を公開されていますが、内容を更新して是非、続けてください。
- ・貴協会の会員ではないが、ホームページは頻繁に閲覧させていただき、当法人の運営の参考にさせていただいています。大変感謝しています。

(2) 相談事業に関するもの

- ・いつもお世話になっております。困った時の公益法人協会様です。今まで何度も助けて頂いたおかげで、今は全く問題なく運営しております。今後もよろしく願いいたします。
- ・メールでご相談させていただくと、お電話で回答いただいている。メールに返信いただけたら記録にもなるし、回答いただいた内容を検討のうえ、必要に応じ電話で確認できるのでありがたい。
- ・電話相談の際、窓口で対応いただく御担当者様がこちらかの質問に対して「そんなこと当たり前だろう」「あーだめだめそれはできない」などと仰って対応をされるのが頻繁にあります。こちらは分からなかったり困っているから質問しているのでありますから、もう少し丁寧に御教示いただけるとありがたいと思います。
- ・細かい(小さな?)質問でも、他に聞くとおろのない法人事務局にとっては、協会の窓口での親切な対応は大変助かります。
- ・相談時に、内閣府の立場の助言だけでなく、相談者(法人)の相談事項・希望を実現す

る立場に立っての相談を受けて頂きたい。

- ・電話相談についてももう少し丁寧な対応ができないものでしょうか。
- ・公益法人化を目指すうえでの相談に乗ってほしい。一説には創立後5年は公益化しない内規があるとも聞き、基準と対策が全くあいまい。また、当法人の周囲では、司法書士、公益財団の管理者、税理士等個人個人の「感覚」と「噂」レベルの情報しかないため。

(3) セミナーに関するもの

- ・研修会の開催日時の発表をもう少し早くしてほしい。職員の出張予定がとりにくい。また、会計経理の研修だけではなく、定時申請の方法(申請)特に年度開始後の方法の研修会を開催してほしい。
- ・研修会の料金低額化を検討いただきたい。特に会員向けに対してお願いしたい
- ・公益法人協会が主催する研修の中に各法人のトップが受講して内容が財務、運営、管理全般に及ぶ研修を創設していただきたい。
- ・貴法人主催の研修会について、会員以外の法人より参加させていただく場合の受講料について、会員法人と同様とする又は現状より低廉な水準にするよう配慮いただくと幸甚であります。
- ・セミナーの参加費がもう少し安くなればありがたいと思います。
- ・いつもいろいろなセミナーを開催してくださり、ありがたい。無料の相談コーナーも活用している。これからも継続していただきたい。公法協に属している法人の横の交流の機会がもう少しあると良い。(知の交流サロンでは、参加者のおしゃべりはあまりできない。)たとえば、運営に関するセミナー等で、質問に講師がすぐに答えるのではなく、参加者が答えたり、ディスカッションしたりするような、少人数のワークショップ開催等。
- ・いつもお世話になっております。貴会では、多くの講習会や研修会、相談会などを開催されておられますが、大都市での開催が多く、弊会の如き地方所在の法人はなかなか参加することが叶いません。出来ましたら地方所在の法人が参加できるような仕組みを作っていただけたらと思います。また、既にそのようなものがあるようでしたら、ご教示を頂けますでしょうか。
- ・監事が役割をあまりわかっておられない。理事は理事会主催で研修をすることもできるが、監事は理事を監査する立場であり、事務局や理事会が音頭をとって監事に研修を受けてもらうということが難しい。結果、なにをするのかわかっていない監事が、理事会への出席もあまりせず、事務局への実地監査の段階になって事務のやりかたなど、いわゆる「重箱の隅を・・・」に類する指摘をする始末になりがち。そもそも公益法人会計や法人法など監事としての職務をわかっていないので、自分が感覚的にできる範囲、つまり事務のやりかたのあれこれ、支払いに対する個人的金銭感覚での意見などを中心に言われる。ぜひとも、監事向けに、監事の本当の役割、本質的な監査とは何か、監事が監査すべき事項と立ち入らないべき事項、そういう研修会をしてほしい。

(4) 月刊誌・書籍等に関するもの

- ・雑誌「公益法人」の内容には、公益活動とは直接関係が薄い記事が見受けられます。その分の経費を抑えて、無料のセミナーを開催いただけるとありがたいです。
- ・法人運営に役立つ書籍など、有効に利用させて頂いているが、今後もそのような書籍物の発行を期待する。

(5) 会員制度に関するもの

- ・当協会は全国公益法人協会の会員となっているが、貴会会員とはなっていない。会員でない法人に対する貴会の立場が不明
- ・年会費が高いと感じている。セミナー受講料も高く内容的に興味があっても参加できないことが多い。地方にいと受講料のほかに交通費がかかるので、小規模団体にとっては経費負担が大きく参加を断念することが多い。
- ・いろいろやっていただいている、ありがたいと感じています。協会非会員に対するサービスももっと充実してほしい。あるいは協会会費を下げ、入会しやすくしてほしい。

(6) 提言活動に関するもの

- ・収支相償問題に関して、現状での解決策として『特定費用準備資金』の活用がありますが、活用方法について、認定委員会は積極的にPRすべき。『Q&A』と『よくある間違い』で全く矛盾している内容もありました。会計研究会では、将来の赤字補てんに特定費用準備資金を活用できるとまで言っていますが、実務的にどのように処理すれば赤字補てんできるのか、PR不足です。そのあたりを公益法人に対して積極的に活用事例を例示するなどしてほしい。
- ・こうしたアンケートに対する、意見要望を法令緩和に結びつくよう、内閣府への建議に向け努力していただくようお願いいたします。
- ・既に取り組んでいただいていると承知していますが、このアンケート等を踏まえ、公益法人の現状、総意を、引き続き行政庁へ申し入れてほしい。
- ・公益法人が抱える諸問題について、常日頃から、内閣府はじめ諸関係先と協議いただき、情報をご提供いただいていることに力強さを感じています。今後とも、収支相償等について、内閣府との充実した意見交換をお願い申し上げます。
- ・変更申請や事業報告等の届出のシステムが非常に使い難い。改善して欲しい。
- ・情報収集と提供、並びに内閣府等への運動に継続して取り組んでほしい。
- ・上記行政庁への要望をもっと真剣に対応すべきである。また、業界のリーダーとしての自覚がたりない。もっと現状に危機意識を持っていただきたい。NPO 法人やトラストばかり力を入れるのであれば別組織として運営すべきである。
- ・行政庁、会計基準等への要望をこのようなアンケートにより集約いただけることに感謝申し上げます。是非とも改善されるよう関係方面へのさらなる働きかけをお願いいたします。

(7) 公法協への期待・苦言

- ・公法協は事務局の心の支えです。引き続き頼りにしておりますので、どうかよろしく申し上げます。

- ・各種お知らせをメールで頂いていますが、同じものをさらに FAX で送られてくるのは迷惑ですので、やめて頂きたいです。
- ・日本の公益法人の代表窓口として、マスコミとのパイプをより強くして、世の中の公益法人の活動や社会貢献を広く伝えてほしい。公益法人と言ってもまだまだ世の中ではどのような法人形態が、理解が不足している。
- ・そもそも日本に寄付制度が定着しておらず、制度改善に取り組んでおられることはとても評価しています。ところが、寄付以外の収入源で法人を維持しているところが多く、小規模な法人も多い。公益法人は行政が行えない公的サービスを担っている面があることから一般法人との差別化を制度化して、一般法人が公益法人となることを目指し目標となることで、公益法人の社会的地位の向上を図っていただくことを期待しています。国民が非営利活動をしたい。→一般法人を設立し活動。→もっと社会に貢献したい。みんなでこの活動を支援しなければならない。→公益認定→公益目的事業活動の増進→公益法人になって良かった。今は最後の「公益法人になって良かった。」が非常に乏しいと思います。
- ・国民、公益法人の利益を考え、行政庁の誤りを正して欲しい。
- ・寄付月間・遺贈・休眠口座等、公益活動を推進するための中間支援を今後も期待したい。
- ・公益法人の抱える問題や悩みを集約し、新公益法人制度の基本理念に沿った方向で行政庁に改善を働きかける役割は大きいし期待する。一方公益法人の中の努力不足、理解不足を具体的に指摘していただきたい。
- ・全国公益法人協会との違い（守備範囲等）がよく分からない。
- ・要望ではないが、常に相談窓口を開設していただいているので大変助かる。また、相談会においては、法人側の立場をよく理解していただき、親身になって対応していただき非常に感謝している。

(8) その他

- ・メールアドレスを開く際のセキュリティーの強化、遠方の研修会等、ご案内はありますが予算の関係・多忙により参加は難しい。
- ・基本財産の運用に関するアドバイス
- ・公益法人相互で情報交換出来る場があれば良いと思います。
- ・そもそも”公益法人”に対する世間一般の認知度・必要性が低い。それぞれの”公益法人”内の人間にも、”公益法人の運営のプロ”が少ないように感じる。今でも、色々セミナーをされておられますが、更に色んなセミナーや交流会などを企画していただき、安価で参加できれば・・・と思います。
- ・アンケート回答にあたり、作業途中の内容を一時保存できる機能があればありがたい。
- ・会員ではないのですが、折に触れてお世話になっております。
- ・公益目的支出計画の変更事例を公開していただけると、今後の参考になります。・行政庁間手続き差異の格差解消に努めて欲しい。御協会の多様な企画に参加して学んでも、行政庁それぞれに異なる対応を求められる現状があるため。

VI 震災対応について

1 災害に関する事業について

発生から5年となる東日本大震災に加えて、4月には熊本地震があった。アンケート後ではあるが10月には鳥取県中部地震が発生、豪雨等による災害も相次ぎ発生した。今年度は災害全般に関する法人の事業についての質問項目を設けた。その結果、公益法人・一般法人あわせて437法人(16.7%)が、継続的な震災関連事業を実施している。結果は<表48>のとおりである。なお、自由記入欄には、公益法人・一般法人として「今後このような災害に対して、これからやるべきこと、今後に向けての問題点、伝えていかなければならないこと等々」をご記入いただいた。

<表48>災害に関する事業について関連事業の内訳

	公益法人	一般法人
震災関連事業は元々の公益目的事業の中で、つねに継続している	249件 (16.1%)	188件 (17.5%)
公益目的事業としては元々何もしていないが、その都度対応を考える	911件 (58.9%)	615件 (57.2%)
公益目的事業としては元々何もしていないし、その都度対応もしない	388件 (25.1%)	273件 (25.4%)

2 震災事業についての自由記入回答

自由記入欄では公益法人・一般法人として、「今後このような災害に対して、これからやるべきこと、今後に向けての問題点、伝えていかなければならないこと等々自由にご記入ください。」を自由にお書きいただいた。公益法人からは286件、一般法人からは217件もの災害支援に関するコメントをいただいた。

全文を附属資料の「記述式回答」に掲載するので是非お読みいただきたい。(自由記述の全回答については、公益法人は130頁、一般法人は177頁以下を参照。)

付属資料 記述式回答

I. 公益法人

1 法人運営について

【質問1】事業の中で最も経費と労力の比重が高い事業（215件）

- ・高齢者の就業等活動機会の確保及び提供を行い、高齢者の労働能力の活用と社会参加による生きがいの充実を図ることにより活力ある地域社会づくりを推進する事業
- ・人件費
- ・公共嘱託登記業務
- ・地場産業（繊維）振興
- ・協会組織の内、生物多様性委員会事業で行っている、野生生物の保護保全活動およびそれに伴う普及啓発活動。
- ・昨年度は、県産品の物産紹介及び販売であった。
- ・シルバー人材センター
- ・高齢者のための臨時的・短期的就業提供事業と派遣事業。
- ・犯罪被害者支援
- ・工場の軽作業、清掃、除草等。
- ・国・県の青果物（野菜・果樹）に関する特定の事業
- ・草刈り、剪定、管理業務等
- ・花の輪事業…企業の協賛により全国の小学校に花の苗を寄贈する事業
- ・不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する事業
- ・看護師等研修、訪問看護事業
- ・重要文化財の維持・管理を行政より委託されて行っており、それがメイン事業である。
- ・出版事業
- ・農作業受託
- ・中小企業勤労者等の福利厚生に関する事業
- ・①地域振興助成事業②教育・福祉・環境助成事業③育英奨学金助成事業
- ・防衛大学校における科学技術等に関する援助・助成
- ・税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。
- ・市町振興支援事業（資金貸付、交付金、助成金の交付等）
- ・シルバー人材センター
- ・不動産の調査測量・登記業務
- ・シルバー人材センター
- ・【廃棄物等に関する普及啓発事業】・排出事業者及び廃棄物処理業者を対象とした講習会の開催・産業廃棄物処理業者及び排出事業者を対象としたフォーラムの開催・産業廃棄物処理施設見学会（バスツアー）の開催等。

- ・浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の検査。
- ・法人諸業務。
- ・高齢者就業機会確保提供事業及び労働者派遣事業。(シルバー人材センター事業)
- ・広報誌編集、校正、発送事業。
- ・臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保するとともに組織的に提供する事業。
- ・シルバー派遣事業。
- ・観光客ならびにコンベンション誘致。
- ・高齢者就業機会確保事業。
- ・シルバー人材センター。
- ・シルバー会員を民間企業等に派遣。(労働者派遣事業の実施)
- ・奨学金貸与事業。(事業番号5?)
- ・高齢者就業機会確保事業
- ・学術及び科学技術の振興を目的とする事業。
- ・学校給食の安全・安心と食育の推進を支援する事業。
- ・観光及びMICEによる地域振興。
- ・農作業受託。
- ・1 試験研究機関等の研究成果の普及及び研究者等の表彰を行う事業 2 有機農業を推進する事業。
- ・税知識の普及、納税意識の高揚、税制の調査研究及び提言に関する事業。
- ・労働科学に関する研究及び調査・経営および労働の諸条件の改善に関する協力。
- ・海の恩恵をはじめとする海事思想の普及宣伝及び海事知識の啓発。
- ・家畜(牛、馬、豚など)の予防注射事業。
- ・宴集会会場の運営。
- ・税知識の普及に寄与する事業。
- ・税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業や地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業。
- ・シルバー人材センター事業全般。
- ・税に関する正しい知識の普及活動。
- ・農作業、施設管理等。
- ・宅地建物取引の安全・公正を確保し、一般消費者の利益の擁護・増進を図る為の事業。
康保持および家畜衛生に関する技術指導、自衛防疫の推進、受託事業(樹木剪定、草刈り、農作業応援等)
- ・高齢者の就業による生きがい事業。(シルバー人材センター事業)
- ・シルバー人材センター。
- ・国土の利用、整備又は保全を目的とする事業・地域社会の健全な発展を目的とする事業。
- ・労働者派遣事業の実施。

- ・研修会開催(10 か所程度)Web カレッジ講習会。
- ・会社および個人宅からの請負事業。
- ・海事思想の普及。
- ・税を考える週間記念事業「税に関する作文・絵はがきコンクール発表会」。
- ・土地家屋調査士業務。
- ・安全・安心な学校給食用物資を安定的に供給する事業。
- ・税務行政の支援及び同関係書籍等の配付。
- ・労働基準法等関係法令の普及、中小事業場の就業環境の整備。
- ・スーパーコンピュータの産業利用の促進。
- ・中小企業勤労者の福祉向上。
- ・肢体不自由児の福祉の増進、啓発活動事業など。
- ・高齢者の労働福祉事業。(シルバー人材センター事業)
- ・シルバー人材センター 高年齢者の福祉の増進に寄与する。
- ・「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく、60 歳以上高齢者の就業支援
- ・高年齢者の就業確保。
- ・精神障害者の家族の家族支援。(特に高齢化しつつある家族支援)
- ・本会は、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与する事を目的として各委員会(各部会)が主体となって老健職員のみならず介護施設職員に対する研修会・講演会開催などの事業を展開した。その他、宮崎県および宮崎市が主催する会議等に出席し、地域保健事業推進への協力を行なった。さらに、各種調査研究事業の実施とともに、ホームページ並びに機関誌『老健』において「協会の活動」「研修会・講演会」内容等を掲載した。
- ・高齢者の就業支援。
- ・60 歳以上の方の仕事の紹介や、人との係わり合いの場の提供。
- ・高齢者対象とする就業機会提供。
- ・高齢者の生きがい対策を目的とした受託業務の請負事業、シルバー派遣事業。
- ・会社の福利厚生。
- ・健康増進・疾病予防・がん対策などの公開講座・研修会臨床検査精度管理事業など。
- ・公衆衛生の向上を図るために、広域災害・救急医療情報システムを運用し、県民の不測の病気やケガ等に際し、24 時間態勢で必要な情報を提供することにより、県民の救急医療に対する安心、安全を確保するため。
- ・食品等事業者並びに消費者に対する食品衛生思想の普及啓発
- ・3 を選択したのは狂犬病予防事業等公衆衛生事業だからです。
- ・臓器移植についての普及啓発、臓器提供意思カードの普及、医療機関の移植コーディネーターの研修、献腎移植登録者の検査料助成。
- ・5 と 9。
- ・消費者のくらし向き調査。
- ・高齢者大学の運営。

- ・ 5及び8, 9 5と8 : 国際交流奨励事業、教育研究奨励事業 9 : 奨学事業
- ・ 青少年健全育成を行うボーイスカウト運動への資金助成を主として行っている。
- ・ 人間学講座の定期的開催。遺墨・遺品の展示。教学の旅の実施。
- ・ 青少年教育になる事業の構築単年度制での各年の新規事業。
- ・ 大学の同窓会。
- ・ 外国人の技能実習の運営・監理による外国人の技能教育及び海外における産業育成支援。
- ・ 青少年のための自然教育事業。
- ・ 学校給食用物資の安定供給・安全性確保、学校給食を通じた食育支援及び学校給食の普及充実等の諸事業を一体的に実施する学校給食支援事業。
- ・ 人件費
- ・ 学会誌発行
- ・ 地球惑星科学の振興にかかる学術団体
- ・ 設問の I が不明です。上記事業コードは法人の性質を示すものであり、上記事業コードの事業を複数実施している法人は少なからうと思います。
- ・ 1. サインデザインに関する調査・研究及び情報の収集・提供事業 2. 日本サインデザイン賞に関する公募、審査、受賞対象の発表、表彰に係わる事業 3. サインデザインに関する人材育成、セミナー、講習会、展覧会等の開催事業
- ・ 若手研究者に対する研究助成、大学院博士課程留学生・高専、工業高等学校生への奨学金給付。
- ・ 船舶の航行安全及び海難防止に関する調査研究、船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供並びに海難防止に関する周知宣伝を行う。
- ・ 歯科関係大学の若手研究者の研究補助助成
- ・ 研究業績褒賞事業
- ・ 助成表彰
- ・ 学術研究助成事業
- ・ 留学生および日本人に対する奨学金支給事業
- ・ 研究助成金授与式及び研究成果発表会
- ・ 学術研究助成
- ・ 腸内フローラを主体としたバイオサイエンスに関する普及・啓発事業
- ・ 理事会、評議員会の開催にあたり、定足数を満たした開催日時の設定がなかなか調整できないこと。
- ・ 少ない助成金ですが（2000万円）、研究助成が6割強、普及啓発助成・文化助成が4割弱となっております。
- ・ 奨学事業。
- ・ 外国人留学生に対する奨学金給付。
- ・ 奨学金等の給付事業。
- ・ 留学生への奨学金支給・宿舍提供。
- ・ 6の研究助成、5の学校に対する教材・図書の寄贈
- ・ 交通遺児援護活動

- ・青少年健全育成と思春期若者への支援。
- ・学校給食用物資供給事業や食育支援事業。
- ・全国高等学校総合体育大会の主催。
- ・海の教室（海事施設見学会、乗船体験）、中学生海の絵画コンクール、海事広報宣伝物の配布。
- ・動物園、チルドレンズミュージアムの運営。
- ・美術館運営。
- ・産業・文化の振興を目的とした自主企画事業。
- ・各国語仏教聖典のホテルへの寄贈活動、他仏教関連書籍の頒布活動に労力を使っていますが、経費面では国内外を含めて助成、表彰が大きい。
- ・書道
- ・国際交流
- ・自主文化事業（招聘型・住民参加型等）年間 20 本前後の公演を開催している。
- ・人材育成のための講習会・研修会・講演会等の開催。
- ・オーケストラ演奏（芸術文化鑑賞事業）。
- ・競技スポーツ団体が加盟する団体です。スポーツ振興と競技力向上を目的とするものです。
- ・スポーツ事業への助成金交付に関するものが主ですが、子どもや親子の活動で競技性が低く、だれもが参加できる事業に限定しています。
- ・スポーツ施設の管理運営
- ・体育施設指定管理者事業
- ・スポーツ活動の普及・振興（市体、元旦マラソン等の開催、各競技団体への活動助成等）及び選手育成強化・大会への参加（県体、県駅伝）等。
- ・卓球競技の総括・普及振興
- ・農業振興
- ・かまどベンチ設置無償提供
- ・税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。
- ・会員、一般市民を対象とした講演会、会員への税に関する情報の発信等。
- ・定年退職者等の高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保し提供する事業、並びにこれら事業を推進するための普及啓発等の諸活動。
- ・犯罪被害者支援活動
- ・釣り教室、魚の放流、水中清掃
- ・海難に遭遇した人命・船舶等財産の救済を行うボランティア救助員の支援のための事業（公益目的事業のうち水難救済事業）注）事業コードによる選択項目に該当項目が見当たりませんでしたのでコード表の 15 といたしました。
- ・観光振興事業， コンベンション（学会）振興事業， 指定管理事業を行う公益財団法人である。
- ・シルバー人材センター事業
- ・在住外国人の支援及び国際交流・理解活動
- ・自転車安全利用促進事業

- ・ 犯罪被害者支援
- ・ 飲酒運転根絶
- ・ 細かな仕分けと基準が求められる会計処理事務そのもの。
- ・ 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業。
- ・ 犯罪被害者等への支援
- ・ 青年会議所。
- ・ 防災、救急業務関係者の育成並びに都民の防災、救急に関する知識と行動力の向上に関する事業
- ・ 観光案内所運営等行政からの受託事業。
- ・ 毎月第3水曜日ボランティア活動（夏、冬、雨天除く）公園、町道他清掃。10月町民運動会のパレード参加PR、1月シルバー祭りでは役場に案内を掲示し町民参加の餅つきを実施。又東部支援センターちゅうりっぷはクッキーやコーヒー、わたがしを販売。センターは就業開拓員による会員募集やPRを実施しました。
- ・ 飛鳥並びに古都における歴史的景観保全と普及活動。
- ・ 世界の湖沼流域の管理保全
- ・ 浄化槽法の規定による水質に関する検査
- ・ 海面清掃事業
- ・ 小形船舶の安全確保
- ・ 分収造林事業
- ・ 造林等森林の整備を促進するための事業及びその他森林・林業に関する事業活動。
- ・ 公的土地評価など適正な土地価格の形成に資する事業。
- ・ 公共嘱託登記にかかる事業・登記基準点設置事業。
- ・ 犯罪被害者支援
- ・ 犯罪被害者支援活動
- ・ 高齢者の生きがいづくりのため、高齢者に就業の機会を提供する。
- ・ シルバー人材センター事業。
- ・ 地域社会の健全な発展を目的とする事業。
- ・ 高齢者へ仕事の紹介事業。
- ・ 高齢者の就業機会の確保と提供。
- ・ フォーラム、講演会等のイベント開催ならびに機関誌等の制作。
- ・ 子どもの権利擁護
- ・ 高知県より委託され、高知県人権啓発センターの一部を管理している。
- ・ 国際親善
- ・ 研修等を通じ開発途上にある国への社会インフラとしての生命保険普及のサポートを行う。
- ・ 食品の衛生管理レベルの向上発展をサポートし、食の安全を確保する。HACCP 認定を核にした、サポート。（会員、会員外を問わず実施）
- ・ 姉妹・友好都市である海外3都市への派遣事業を行ったり、国際交流や多文化共生に関する事業を通じて、市民と在住外国人との交流を深めている。
- ・ 1. 奈良県人権センター施設の設置及び運営に関すること。 2. 同和問題をはじめと

する人権問題に関する資料の収集、調査、研究に関すること。3. 部落産業製品の展示に関すること。4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

- ・農林水産業及び農山漁村の振興発展のための表彰、普及及び消費者啓発。
- ・高品質で安心安全な京都府産農林水産物のブランド化推進に冠する事業・野菜。等の継続生産、安定供給及び京都府産野菜等の振興に資する事業。
- ・税知識の普及及び納税意識の高揚を図る事業。
- ・行政支援事業 ・地域貢献事業。
- ・農作業の手配
- ・草刈り、剪定、会館受付業務。
- ・著作権使用料の徴収と権利者への分配
- ・計量証明事業所
- ・歯科保健啓発及び相談事業。
- ・柔道整復師の資質の向上を図ると共に、保健・医療・介護に関する諸制度の円滑な運営と健全な発展に寄与する。
- ・24、12なども関係する。
- ・MR 認定試験の実施
- ・戦没者崇敬に関する思想の昂揚を図るとともに国の施策に即応し千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持奉賛に任じている。
- ・霊園、墓地
- ・税知識の普及、納税意識の高揚、税制の調査研究及び提言に関する事業。
- ・税務行政関わる研修・講演・説明会や、広報・PR活動の実施。
- ・食鳥処理場における食鳥検査
- ・県有施設の管理運営
- ・学校給食事業
- ・指定管理業務（愛知県8施設）、行政委託事業。（埋蔵文化財発掘委託、県立学校スポーツ開放運営委託 等）
- ・地域社会貢献活動。
- ・市町村への交付事業市町村への貸付事業。
- ・税務行政の円滑な運営に資する事業。
- ・宅建業法に定める指定流通機構。
- ・補助金 受託事業 等。
- ・観光駐車場の指定管理。
- ・農地中間管理事業。
- ・海事思想の普及宣伝。
- ・高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業及その他の社会参加活動を推進する事業。

【質問 4-1】運営について、現在困っていること。(144 件)

- ・事業運営に係る人員不足。
- ・予算規模が小さく会計的に困難性が高い会計業務が難しい、活動は公益性が高いのに。
- ・管理費収益の工面。
- ・理事会・評議員会の開催日程が組みにくい（法的に2週間以上経過しなければならないこと）。人事異動に伴う理事の辞任、就任、任期切れによる一斉交代、代表理事の選任が重なる時期には、短期間に大量の業務が必要になる。
- ・繊維産業の長引く不況により、事業への費用負担に疑問を抱く市町村の離脱。
- ・低金利時代の資産運用
- ・資金運用
- ・活動資金不足
- ・財政的な運営
- ・会費が主な収入源となっている当会では、高齢化による会員の減少に伴う収入減に対し安定的な運営を確保するため将来に対し備えをしておきたいが、遊休財産の保有制限がある点については、不安材料である。
- ・長期金利が低いあるいはマイナスの中での、基本財産の資産運用方法。
- ・収支相償にも多少関連があるかもしれないが、法人を運営するうえでの資金繰り計画や赤字体質の改善に苦慮している。
- ・会員、賛助会員の減による収益と費用のバランスがとれず、赤字決算となっていること。
- ・事業による事故補償のための基金造成と管理。
- ・公益目的事業の内容変更が機敏にできないこと。
- ・ゼロ金利導入で資産運用先がない。
- ・運用環境の厳しさ
- ・収支相償について設問で回答します。
- ・収益の確保
- ・資金難。単年度で収益のあがる事業取得ができてでも会計上それをストックしておくことができない。人件費をストックしないと私どものような環境 NGO（活動団体）は運営していけない。
- ・基本財産運用益の減少
- ・金利低下による協会運営収支の悪化
- ・提出書類等は、他の財団の情報がほとんど無いので、妥当なのかよくわからないし、よく、戸惑いながら作っている。
- ・収入の100%が基本財産の運用収入のため、運用難であること。基本財産であるが故の運用リスク取り方。
- ・会員の減少による会費収入の減少 公益事業に対する理解のない役員や会員への説明。職員が少なく予算執行に対する業務が多忙。
- ・H29. 3. 31 解散の予定であるが、残余財産の確定や解散後の文書の保存について困っている。
- ・シルバー派遣事業の拡大が必要であるが、事業拡大に伴う運転資金の確保について、

収支相償により制限されている。

- ・ 国債等の利回りが著しく低下していること。満期が到来し、乗り換える国債、政府保証債、地方債などの安全債権が見あたらない。
- ・ 法人会計経費(法人管理費)のねん出。
- ・ 法務局への登記時(役員・代表理事改正等)の書類および方法および法の解釈が担当によって異なる。
- ・ 公益目的事業部会計につき、年度毎の収入が固定されていない法人にとって黒字は累積して残り赤字は単年度で消える考え方は非常に厳しく、破たんする可能性もあります。
- ・ 最初の指導では、公益目的事業の概要、事業の公益性のチェックポイントを詳細に記載するよう指導を受け、そのように申請した。しかし、年度の予算や参加者の意向調査によって、参加日程、実施回数を変更した際や、チェックポイントのうちたった一つ実施しなかっただけで認定申請が必要だと言われ、困っている。回数やチェックポイントの1つを実施しなかっただけで、公益性がないと認識するのはいかなものなのか。
- ・ 低金利による基本財産運用益収入の減少。
- ・ 会員数減少による会費収入減。
- ・ 公益法人になったので大変だと感じる会員が多く次期の役員依頼に拒否される人があり次期会長の人選に苦慮している。
- ・ 国からの補助金が遅れるので、運営に支障をきたしている。
- ・ 収支相償になるように努力しているがマイナスになった場合正味財産がどんどん減少となり今後の運営に危機感を感じている。
- ・ 定期提出書類のF表作成(人件費の整合性等)。
- ・ 低金利により基本財産運用益が大幅に下がっている。
- ・ 会計制度が小規模法人となっていないことから、煩雑で多くの稼働を要する。
- ・ 運営財源の減少
- ・ 会の記念事業などの積み立てなどが非常にやりにくい。事業規模がさほど大きくない団体では収支相償や遊休財産額などの規制で制限が多い。
- ・ 1及び2について補足：理事会、評議員会の出席者数を確保するため、日程調整に苦労している。
- ・ もともと、国が行うべき事業について、手の行き届かないところを補完すべく法人ができているところ、厚生労働省などが事業の差異部に関して相談に乗り、ともに事業を推進するという形態ではなくなり、内閣府の管理のもとで特に財政や経理面だけのチェック、不具合の指摘だけに終わってしまっている。
- ・ 会員及び事業実績の低下。
- ・ 「困っている」わけではないですが、課題はあります。役員・評議員の高齢化と後任探し(会議出席に委任がきかないため現職があるとなかなか難しいなど、条件が厳しい)、事業の維持・発展、少人数のスタッフの活力をいかに維持するかなど。
- ・ 基本財産及び特定資産の低金利による財産運用収入の減少。
- ・ 収支相償によりいずれは破たんする。

- ・低金利による運用収入の減少。
- ・報酬等の源泉徴収方法(税務署指導)。
- ・財源確保のための収益事業がしっかりとできず、財源がたりない。また、団体の職員は、すべて嘱託(非常勤)職員であり、マンパワーに欠ける状況である。職員を増やす財源が乏しく事業運営に支障をきたす状況である。
- ・収入の確保。基本財産の運用益の減。
- ・運営資金の捻出
- ・人件費の確保(行政庁からの補助金がないので、委託事業、寄附金、賛助会費、資産運用等で人件費を確保していかなければならないため)。
- ・事業計画、収支決算書の提出内容が、詳細すぎる。簡素化願いたい。
- ・事務処理の後任不足
- ・超低金利による基本財産運用の収入が減少する中での安定経営が困難化。また、財産運用方法に対して、より専門的な知識が必要となってきたこと。
- ・会員間の親睦を深めるプロセスとして、飲食等は欠かせなかったが、会員交流に関する事業は、収益事業会計となるため、飲食費等に制限があり、会員間の関係が疎遠になりつつあると意見が聞かれる。
- ・寄附金・会費集め
- ・会員不足
- ・寄附金を増やすこと
- ・赤字になってしまった場合、補填する方法がない。(積立が認められていない)
- ・運用益の減
- ・運営資金の調達
- ・予算不足(特に管理運営費)
- ・理事会、評議員会にて過半数以上の出席が必要な事(委任状は無効)。急用で欠席の役員が多数の場合、日を改めて開催しなければならないので。
- ・特に書類関係(一般法人から公益に移行したことで報告書が大変複雑になる)などで適切な指導(研修実地指導)を行ってほしい。
- ・基本財産運用収入の確保
- ・事業収益の確保
- ・前年度実績を読み込み修正するかたちでネット入力し申請しているが、前年分は色分け(例えばブルー)できると、どこまでが前年分か明確になり、非常に使いやすくなる。また、入力画面の表示と印刷した場合には、自動計算の色分表示がなくなってしまう、使いづらい、これも、入力時の色分を出力プリントにも反映していただければ幸いです。
- ・支部組織のあり方
- ・低金利にともなう基本財産の運用に苦慮。
- ・収支相償となるために毎年財産が減っていく。
- ・収益事業会計の正味財産期末残高の増額。
- ・運用益の減少

- ・収益事業の運営
- ・特定研修における参加者不足
- ・電子申請ソフトが使いづら。
- ・理事会・評議員会の定足数の確保に毎回ひやひやする。
- ・シルバー人材センター就業としての「臨・短・軽」の適正運用。
- ・基本財産の運用益の減少
- ・マイナス金利の影響が甚大で、基本財産運用収益が大きく落ち込んでおり、今後の事業費の確保が課題。
- ・会員の減少
- ・会計基準（満期保有の場合の例外規定の弾力性のなさ）。
- ・官公庁等からの受託事業について必要経費の支払が遅く（審査に時間がかかる）謝金等の立替費用について資金繰り面での負担が大きい。
- ・安定的な自主財源の確保
- ・利益相反取引
- ・事業報告、決算書提出締切りの期日が短い。
- ・書類作成作業量が膨大である。
- ・県補助金削減に伴う事業計画の策定
- ・新規事業の策定
- ・多くの事業があるため、実績報告、決算作業共に作成するにあたり時間と労力を必要とする。また作成後も国や県等複数の提出先へそれぞれ異なる様式で報告をする必要があるため、提出までに時間と労力を必要とする点。
- ・事業の継続
- ・安定的経営基盤の確立
- ・公益目的事業である学生寮運営にかかる収入単価が、税務通達により固定資産税の非課税・免税の恩典を受けるための基準が昭和29年の基準のまま据え置かれていること。
- ・法人解散と事業の引継ぎ
- ・事業収入の減少
- ・当会は、収入のほとんどが会費収入であるが、現在、会員の高齢化により、会員が減ってきている為に、収入も減ってきているので運営がしにくくなってきている。
- ・職員の退職補充
- ・財務管理。経理的基礎・技術的能力の確保と、財政そのものの運用の課題（財政の脆弱さ）。
- ・運営事務担当者（事務局長）の定年に伴う世代交代が困難。小さな組織では担当者を複数かかえるのは難しい。
- ・公益目的事業の継続と収支
- ・補助事業などの事業報告や、決算と役員会などの時期が重なるので、書類作成や手続きが多くて困る上に、役員改選の年は特に事務処理が多くて困る。
- ・マイナス金利政策等による基本財産運用益の減少。
- ・不特定多数の一般市民の事業への参加促進。

- ・ 職員の就業制度、福利厚生、教育面の充実について。
- ・ 変更認定か変更かで相談しても返事が遅く、意見を述べても、決めるのはこちらだという傲慢な態度！！
- ・ 専任の職員がいないこと。本来業務（別法人の業務）の片手間に、公益法人の業務をしなくてはいけないこと。
- ・ 会員の減少傾向に歯止めがかからない。
- ・ 収入不足
- ・ 設立の経緯を考慮せず、一律に遊休資産の保有制限など規制されること。
- ・ 低金利で基本財産の運用収益が上がらない。長期の展望が描けない。（公益事業が推進できなくなる）
- ・ 運用収益減少によるマイナス収支。
- ・ 地域特性が工業から、一般住宅地域へ変わりつつあることによる会員企業である製造業関連企業の激減、廃業。理事の高齢化。
- ・ 運営資金の確保
- ・ 金利低下に伴い将来の収益確保に不安があること。
- ・ 事業拡大と会員増強
- ・ 指定管理料の減少
- ・ 収入の確保
- ・ 熊本地震支援を事後報告で公益目的事業として認める内閣府文書の共有拒否（事業報告に追加すればよかったのか、変更届が要るのかも、書面で残っていないので、不明確のまま）。
- ・ 役員を選任
- ・ 安定的な運営財源の確保
- ・ 役員が退任する際に感謝状の一枚すら贈れないこと。
- ・ 組織運営
- ・ 移行認定の時に公益目的事業の事業概要に書いてある事項でも公益事業では認められないとの見解があった。人事異動で次の方になって見解が変わり認められたことがあった。
- ・ 収益事業の50%の利益を公益目的事業に繰り入れても法人税額が高く、公益財団法人としてのメリットが感じられない。
- ・ 財源不足
- ・ 基本財産運用収益で助成事業が賄えない状況
- ・ 毎年、経常収支がマイナスとなり、累積欠損金が増大し、資金繰りに苦労している。
- ・ 人材が集まらない。
- ・ 業務・経理に精通した人材の育成
- ・ 会員数の逡減
- ・ ここ数年の会員減、寄附金減による事業全体に係る収入減対策に悩まされている。
- ・ 特定資産の取り崩しについて。
- ・ 財政難
- ・ 正味財産の減少

- ・固定資産税、法人税の負担が重い。
- ・已むを得ない理由（年度途中の職員の死亡、辞職）により2年連続で剰余金が発生し、翌々年度に剰余金額以上の不足金を出してこの剰余金を解消した。※不足金が出れば良くて（対応なし）、剰余金が出れば不足金を出して解消しなければならないのでは、いずれ（正味財産がなくなり）解散することになる。（本会は寄附等の収入もない。）何とかしていただきたい。
- ・収益が金利の大幅低下で利息が全く入らず、助成事業を継続するためにグループ企業からの寄附金に頼っている現状を何とかしていきたい。
- ・定期立入検査への対応、特に重要書類への捺印（理事は非常勤であるため）。
- ・マイナス金利の影響による運用収入の減少。
- ・人材育成
- ・公益事業を3つ実施しているが、3事業間の資産の流用ができない。数年後に解散する財団なので、認めてほしかったが、却下された。
- ・会の存続、やや財政難が続いている。

2 公益法人の財務3基準に対する意識

1. 収支相償

【質問6】収支相償は妥当と思わない。（464件）

1 持続的な運営が困難（100件）

- ・法人の恒久的存続のためにはある程度の収益が認められないと縮小するだけになる。
- ・中長期では法人を維持できない。
- ・考え方としては理解できるが、通常の公益事業の運営に制限がかかるような一律の基準適用は困る。
- ・年度により事業収入が大きく変動する小規模な公益財団法人の場合、収支相償は困難。
- ・公益事業は、財を成すための活動ではなく、毎年収支相償をして、流動資産を食いつぶしている法人もある。
- ・基幹となる公益事業が赤字では、いずれ経営がいきづまる。馬鹿げた制度である。
- ・基本財産を持たない公益社団法人は収益事業からの繰入金だけでは運営が困難である。
- ・法人の継続的な運営に支障をきたす恐れがある。
- ・剰余金が自由に使えなければ、長期的に運営が難しくなる。
- ・赤字が続けば、いつかは事業継続不可能に陥る。
- ・ゼロもしくは赤字では財産がない団体では事業運営が難しい。
- ・収入が基金運用だけの財団では、収入増の場合、無理した公益事業拡大をし、収入減となった場合には公益事業の縮小、撤退を余儀なくされる。安定した公益目的事業を継続的に進めるためには不向き。基金運用収入だけの財団には、不適用として欲しい。
- ・赤字が蓄積されてきた場合、どうするのか？財団の存立にかかわる。
- ・公益目的事業が非課税である点からは妥当であると思うが、公益法人も存続し、公益目的事業を継続していくという点からは、特定の目的を除き将来に備えた蓄えができ

- ないことは妥当ではないと思う（特に公益事業100%の法人にとっては）。
- ・ 安定的（継続的）な法人運営・事業活動及び財政基盤の強化の観点から、無制限ではなくある条件の下、上限を設けた上での予備費（内部留保）は絶対に必要と考える。
 - ・ 公益事業を行い、かつ安定した経営を続けていくためには何らかの内部留保が欠かせないと思うため。
 - ・ このまま収支相償の基準を満たして赤字運営しか認めない場合、将来的に団体の運営に影響を及ぼすと考える。そのため、多少の黒字を認めていただけると健全な運営が可能になると考える。
 - ・ 現在の収支相償制度は、収支ゼロかマイナスを求めており、あまりにも硬直的。法人としての継続を考えた場合、一定の決算剰余は容認すべき。規制をかけるにしても、年間支出額の一定割合までは決算剰余を認める、或いは遊休資産の保有制限のように年間支出総額と同額まで等の総量規制とすべき。
 - ・ 限りなく組織の縮小を促す仕組みだから。
 - ・ 赤字が出て翌年度以降の黒字で補てん出来ない。収益事業を行わない法人では縮小していくしかない。
 - ・ 法人の永続的存続を否定するものであるため。
 - ・ 低金利で収益が安定しない状況で資産の運用益で公益事業を行っている財団にとって、安定的に公益事業を継続・展開する上で制約が大きい。
 - ・ 剰余金をだせない運営では持続可能は難しく、自己責任運営の妨げになる
 - ・ 組織の理念や公益目的活動よりも、赤字を生むことに注力するようになり、組織の存在意義と成長を妨げるから。
 - ・ 公益のために法人設立しており、運営を継続していくことが前提。継続のためには、ある程度の財源の留保（繰越金）が必要。
 - ・ 安定した収益事業のない団体では、運営が不安定になる。
 - ・ 法人を継続して運営することが難しいのではと思う。
 - ・ 法人の将来の存続を脅かす可能性を秘めている。
 - ・ 零であることは、現実的には困難である。結果、3月に無理やり赤字決算をしている。いずれ、破たんする。
 - ・ 公益事業のみの場合、維持することが困難になる。
 - ・ 一定範囲の黒字は認めてもらわないと、長期的には運営継続が困難になる。
 - ・ 収支相償自体は妥当と思うが、公益法人として可能範囲で構わないが、一定金額や一定比率までの黒字を認めてもらわないと、組織の健全な財務基盤、継続的な運営が困難になる。
 - ・ 運営の継続上、そぐわない。
 - ・ 事業内容により、事前にお金が必要なため、留保金がないとやっていけない
 - ・ 公益目的事業のみを行う法人の場合、安定的・継続的な法人運営に支障をきたす恐れがある。
 - ・ 公益事業のみの場合、法人の継続的運営が非常に厳しくなる。
 - ・ 事業運営の支障となる。
 - ・ 運営に支障をきたす恐れがある。

- ・剰余金を単年度でとらえると公益事業を将来にわたり継続していくことは、難しくなる。
- ・2～3年間資産運用収入が現状を下回ると、事業を継続できなくなり、再び収入が増加すれば、増加収入を吐き出さざるをえない。安定して事業を継続出来ない。
- ・公益目的事業推進の自由を損なう。
- ・事業計画を立てる際に、公益目的事業支出をマイナスにしなければならないので、将来事務局の運営が困難になるのではと気になる。
- ・短期的に収支相償を求められると、資金的に厳しく、継続的に公益目的事業を行なうのが難しい。
- ・持続可能な法人運営が不可能となるため。
- ・継続運営が出来なくなる可能性がある。
- ・収支相償は基本的に赤字が前提であり、経営基盤の脆弱な弱小団体にとっては、団体としての存続に常に不安を抱えている。
- ・持続可能な法人運営の妨げになる。
- ・事業運営の安定的継続が危ぶまれる。事業年度毎でなく、数年間の収支状況により判断するなど財政安定化の対応を。
- ・運営に必要な必要最小限の資金等の確保が難しい。
- ・収益事業がなく、また公益目的事業が一つのため、公益目的事業が赤字になると法人運営が難しくなる。
- ・法人の発展を阻害する可能性が大きい。
- ・補助金収入を主な収入源としている法人は問題ないが、事業収入を主な収入源にしている法人は、今後運営が行き詰まる。
- ・何年運営できるか不安(財政が底をつく)。
- ・組織の運営を圧迫。
- ・公的な活動を制限するから。
- ・安定運営のため。
- ・法人の安定的な運営に支障がある。
- ・安定した財政運営に支障をきたすため。
- ・毎年度収支が赤字かほとんどでは協会の運営が成り立たない。
- ・公益事業の支出が収入を上回るということは、公益事業が赤字経営であるということであり、これを補填するために基本財産の費消等を行う必要が生じ、やがては公益事業の規模を縮小することに繋がってしまうのではないか。
- ・当財団は、運営費用全部を自己資産の運用益から賄っており、補助金等は一切頂いていない。永く安定した運営を行うためには不都合な規制である。
- ・事業の発展的継続が困難である。
- ・全て赤字だと法人運営が成り立たないし、一方途中で予期しない補助金増等があると運用計画を立てにくい。
- ・多少の資金を持たないと将来の事業運営に支障が出ると思われるため。
- ・事業が縮小均衡になる可能性がある。

- ・公益事業の安定運営に支障がある。将来的に公益事業が先細りとなる危惧がある。
- ・公益法人に切り替わる際に、剰余金を持っていなかった場合、事業運営が自転車操業になるため。
- ・事業運営が制限される。
- ・将来、組織としての存続がおぼつかない。
- ・運営資金を積み立てできないのは法人の存続に影響してくる。
- ・所有株式の配当金で運営しており配当が増配された時にはその年度はやたら助成金を増やせばよいと言う訳にはいかず対応のしようがない。減配になったときは蓄えがなくどうすればよいのだろうか。この場合、最低事業規模までの事業ができるように支援企業から寄付をもらえるようにしてあるが、その年度はお金が足りなくなってしまう。ある程度の余裕は持たせるべきだと考える。
- ・特定費用準備資金・資産取得資金の制度では対象が限定されており、通常の運営費を対象にしていなので、収益事業がない法人の場合、0かマイナスではやがて経営が破綻する。
- ・収支差額ゼロが原則で、剰余金が発生した場合には解消を求められるため、法人運営に苦慮している。
- ・毎年ゼロ、もしくはマイナスでは後々運営が成り立たない。
- ・法人が基礎体力をつけ安定経営を図ることが難しい。
- ・結果的に財政難に陥る可能性があり、安定した運営ができないため。
- ・0円若しくは赤字となると資産の取崩しとなり、何時かは運営できなくなる。
- ・公益法人の規模に関わらず、審査基準が一律であること。このまま収支相償が続けば破綻する団体が出てくると思われる。
- ・事業の発展性が制限されると思料する。
- ・赤字が累積すれば法人運営が困難になる。
- ・いずれ無理がくる。
- ・黒字の時には黒字を解消する、赤字の時には補てんできないでは長期的にはどの法人も存在できない。
- ・資産運用環境の変化など不測の事態への備えに制限が課せられ財団の運営に不利益に働く。
- ・継続的な事業がやりにくい。
- ・法人の将来的な可能性を潰している。法人の拡大や充実ができない。
- ・事業活動が制限されること。
- ・事業年度直後に剰余金がゼロになってしまうと支払いが滞ってしまう場合があるから。
- ・事業収入を増加しなければ運営していくことができない。
- ・公益財団として長期安定的な存続に反する考え方だから。
- ・取引先の倒産等により入金されなかった場合 運営に支障をきたすと思う
- ・組織の縮小均衡を招く。
- ・赤字経営が続くといずれは破たんする。
- ・年度収入見込額に差異が生じる場合があり、事業費執行などに影響がある。
- ・剰余金解消の為に事業内容の拡大を図るが、収入のほとんどを財産運用収益から得て

いる為、今後の収入も安定的に得られるか大変不安である。

- ・財団の安定運営基盤に対してリスクを増大させると共に、将来の事業拡大に対して弊害となるため。
- ・法人の成長が見込めないため。
- ・事業継続性要件と矛盾するから。
- ・寄附金収入が変動する中で、事業運営の継続に懸念が発生する。
- ・公益目的事業を継続していくためには、収支がマイナスではやっていけない。
- ・趣旨は理解できるが、公益法人の健全な継続性を阻害しかねない。

2 モラルハザードを招来 (25 件)

- ・事業の内容により収支相償が事業を拘束する、或いは事業費の無理な拡大を求める結果になっている。
- ・無駄遣いをさせられる。
- ・公益法人になっても補助金は使途に制約を受ける事業費補助に徐々に移行し、また、減額方向にある。このような中、経費節減に努めても収支相償が足を引っ張り、単年度か2年先を見通した運営にならざるを得ない。法人運営を考えるともう少し先を見据えた中期的な展望に立ち、財政運営資金の積み立てを認められるようお願いしたい。さもないと理由をつけて不必要な消費をする以外にないから。
- ・収支相償の基準に縛られ、収支相償となるように事業を組み立てることにもなりかねず本来の公益法人の目的がおろそかになってしまう恐れがある。
- ・見込みが難しく、無駄が多くなる場合がある。
- ・公益目的事業の縮小につながる。
- ・収支相償を厳格にすると無駄な支出する恐れがある。
- ・黒字を出すことが罪悪のようで、赤字運営が望ましいような風潮を良とするような指導に問題がある。
- ・公益事業とは言え、事業実施結果が赤字にならないと県からの指導がある赤字分を個人（役員）負担が強られる。
- ・公益目的事業の比率が高いほど、収入があっても使い切らなければならない、また資産の購入が収支相償に認められない点。
- ・事業活動中の努力が報われない。公益事業ではなく収支相償を満たすことが目的のような錯覚が起きる。
- ・県補助金の削減に伴い、事業の見直し、事務改善等に伴う収支改善の努力を行っているが、決算の段階で収支に黒字が見込まれた場合、収支相償とするために不要な支出をせざるを得ない場合がある。平成28年度から、特定費用準備資金として理事会の決議のもとに、規程をつくり、特定費用準備資金計画を作成し特定費用準備資金の積み立てにより実施したが、運用にあたって法律上の条件があり、積立理由を明確にする必要があるため行政庁の承認が受けにくい。
- ・期末に不要な公益資産を購入するなど、黒字を出さないような「工夫」を奨励するよ

うな規制であり、本来あるべき「経営」に反する不可解な規制です。また長期的には公益法人の成長力を削ぐものであると捉えざるを得ません。

- ・補助金等が採択されると、収支で公益の部分が黒字になってしまうので、収支のバランスばかり気になってしまう。
- ・事業年により、災害時を含め繰越額が多くなることもある。儉約して事業を進めても余ると指摘されること。
- ・赤字とするため無駄遣いを招いている。モラルハザード。
- ・収支相償の基準が厳しいと、合法的に抜け道を探すような発想が出てしまう可能性がある。
- ・赤字体質なのに、たまに収益が上がる事業でも収益を押さえなければならない。
- ・収支相償のための支出を行わなければならないことなどがある。
- ・収入が上回らないよう、何らかの公益事業を実施しなければならない。
- ・常に収支相償を意識し事業を執行しなければならないこと。
- ・収支相償のため、公益と法人、収益の配賦基準を実際と曖昧にしているところがあるのではと思う。実際に沿っていない。
- ・公益目的の結果だけに観点がおり、公益目的事業の内容に重点を置くべき。
- ・収支相償をクリアするために、年度末に調整しなければならないこと。
- ・プラスになると、マイナスにするために余計な労力が必要となる。

3 単年度主義の弊害 (58 件)

- ・定期定額の収益が確実であれば、収支相償をクリアしつつ事業展開を見込めるが、不確実な収益を運営原資とする団体にとってみれば、長期的な積立が難しく、短期的なつじつま合わせをするしかない。単年度～3か年度程度の短期損益にとらわれすぎる。
- ・毎年の収益が大きく変動するため、収支相償の毎年の達成は困難であるため。
- ・単年度で判断されるのは厳しい。
- ・小規模な法人は年度において収支の変動が大きく、単年度での考え方にこだわらず一定の期間を持って設定すべきではないか。
- ・年度ごとに状況が違うため、単年度ごとの収支相償は対応しにくい場合がある
- ・年度によって、収支は変動する。
- ・チャレンジングな運営を行う際、単年度ごとの判断は妥当では無い。
- ・将来にわたる計画が立案しにくい。
- ・収入が多い年もあれば少ない年もある。当財団の役員は、無報酬に近いし、真面目に公益事業をやっているのに、不要な規制だと思う。
- ・翌年度の公益事業費として使用できないため。
- ・事業の要望が毎年変わり、確保が厳しい年度がある。
- ・収益は、その時の社会情勢で大きく変動するので、毎年収支相償は不可能。
- ・この基準を適用する場合においても、複数年度単位で運用すべき。
- ・節約して余剰金を出して翌年につなげることができた方がよい。
- ・1年間の短期期間では達成できなことも有りうる。

- ・中長期に亘って財政の安定を図る必要があるところ、年度ごとの収支の過不足で判断しあるいは黒字になった際に中長期的な視点ではなく、特定費用準備資金しか保有が認められないのは、法人の個々の事情が反映できない。
- ・複数年でなく単年度の判定になっている為。
- ・年度ごとに寄付金の多寡があるため。
- ・中長期の視点が必要。
- ・資産運用収入の年度による変動への備えがしにくい。
- ・公益法人の事業継続を担保するためには、単年度による収支相償の判断基準は緩和されるべき。
- ・財団運用収入の変動により、年度の事業費が大きく左右されることがあるため、単年度で判定するのではなく、数年間の実績により判定すべき。
- ・将来の収益変動に対応できていない。
- ・公益事業を継続して行う以上、一定額の予算が組める余剰額が毎年必要だと思う。また計画的事業と突発的に実施する事業があり、そのための予算を何年かの計画に組み込むことはできないため、事業展開が難しくなり、固定化した事業しかできないのではないかと思われる。
- ・中長期的に安定した事業を展開できない。
- ・単年度のみでの判断に違和感があるから。
- ・単年度でなく複数年での対応。
- ・将来の運営に備えて、一定程度の割合の利益の保留を認めるべき。または、5年程度の利益解消期間を認めるべき。
- ・単年度で判断する点。
- ・補助金等で運営されている法人等では、収益の変化が年度によって大きく変わることはないと思われるが、独立採算で行っている法人なので、年度によっては収益の変化が大きいため。
- ・年度ごとに収支相償を満たせるか予測がつかないため。
- ・法人の収支は波があり、毎年一定していないため、黒字解消策の検討に相当の時間を要する（3年以上の中長期計画）。
- ・法人運営を計画的に行うために、短くとも5年程度の期間で相償を判断してほしい。
- ・次年度以降に事業費及び事業管理費で使用する事が明確な繰越金であるにもかかわらず事業の特徴を考慮せずに一律に繰越金は特定資産へ計上して収支相償としなければならぬ点に疑問を感じる。
- ・考え方はわかるが、単年度での相償や公1、公2ごとの相償はもっと柔軟であってよい。
- ・指定管理料の繰越も考慮すべきと思う。
- ・過去3年間収支マイナスとなって資産取崩を行って運営したが、たまたまその後2年間収支プラスがつづいた時に過去のマイナス分を考慮してもらえなかった。
- ・数年間をとおして収支相償をみてもらわないとプラスがでたら次年度以降（2年間）くらいで相殺を求めるのに対してマイナスについては単年度でしかみてもらえないの

は事業として非常にやりづらい。

- ・マイナスは可、プラスは不可の制限では、先行きの運営ができなくなることが予想される。
- ・次年度の活動（公益）のために少し繰越金があっても良しとし特定資金準備金などは各法人によって臨機応変に対応していただきたい。
- ・基本的には単年度の収支相償のため中長期的な対応が難しい。
- ・事業の性格上、毎年事業量は変化するので、現行制度ではその変化に対応することが困難である為。
- ・単年度における区分ごとの収支相償は難しい。
- ・小規模で収入の少ない（補助がない）公益法人では、単年度ごとに収入を上回る事業費支出を求められると近い将来、破綻する恐れがある。
- ・どの程度であれば良いのかが不明確。単年度での決算だけでなく、過年度での調整も良しとしてほしい。
- ・毎年度収入 \leq 費用をクリアするのは困難である。一定の基準の下で財政調整的な資金留保ができるようにしてほしい。
- ・単年で見ても意味がないと思うし、書類上だけのことのように感じる。
- ・年度当初の運営に支障をきたす（繰越金を持たないため）。
- ・現行の収支相償制度は、事業年度単位での収支均衡原則、剰余金発生時の使途が限られるなどの規制から、法人の新規事業への挑戦や安定的経営を損なうものとなっていると考えるため。ある事業年度に収入が費用を上回り剰余金が出た場合、特定費用準備資金への積立など特定の使途に限られており、過去に生じた赤字の補填や借入金の返済等に充当することは認められていない。当財団のように収益事業を行わず余裕資金もない法人の場合、運転資金のやりくりに構造的な不安を抱えている。剰余金を次年度に繰り越し、予備費的に使用することを可とすべきだと考えるため。
- ・単年度で結果が問われること。過去の赤字体質を脱却して、ようやくある年度に黒字が出た場合でも、その黒字が出た年度だけを見られる。
- ・公益目的事業を単年の損益で判断するのは、運営の硬直化を促す。
- ・収入の変動が年度ごとに大きいため、また、事前に予測できないため、年度ごとの収支相償は困難。
- ・年度ごとに収支の状況が変化する場合にどうなるのか。現状ではまだ壁に出会っていないが懸念。
- ・他会計振替後（収益から公益へ）の公益会計がプラスになった際に2年以内に使わなければならないため。
- ・年度によって収支のバラツキが出たときに支障が出る。
- ・年度ごとに安定した助成事業を目指しているが、収支相償により年度ごとに助成金水準にブレが生じる。
- ・一時的に剰余金が出た場合の1年以内（現在は2年以内）の解消は、機械的すぎる。
- ・事業に継続性があるため、単年度での収支判断は不合理。

4 財務体質の脆弱化 (60 件)

- ・私どものような弱小貧乏法人の場合には、2, 3年ほどの運営を担保できるほどの留保金は必要。
- ・経営の安定性が保てない。
- ・限られた財政資源の中で運営しており、将来的に運営資金にも困窮する結果となることが予測される。
- ・年度当初の運営資金がなく、毎年度当初に銀行から借入れをしないと運営できない。
- ・公益事業が事業収入の多くを占める公益法人にあっては、未来への更なる社会貢献活動の財政基盤ができにくい。
- ・個人・法人問わず、収支の安定のためには赤字を出さない努力をしており、剰余金は翌年度以降の不測の事態に備えるために保存するのは当然だから。
- ・会員からの会費のみで公益事業を実施するのは、会員の理解がなかなか得られない。公的資金の援助支援（補助金・助成金等）が必要。
- ・合理的な考え方と、一見おもわれるが、長期的には公益法人を弱体化させる基準ではないかと感じる。
- ・法人の財政基盤を弱くする。
- ・法人を長期間運営するにあたって、資産が目減りしていく感じがするから。
- ・赤字補填が認められず、運営資金の充実（積立）も認められないことは、自主財源確保の努力も虚しく、団体運営弱体化への一方通行である。事業規模に見合った運営資金保持が認められないと、公益活動の拡大や充実等は難しい。
- ・収益事業がないため、赤字決算を強いられ、資産が減少する。
- ・財務基準の脆弱な団体にとって、この基準を満たし続けることは、団体としての存続を危うくする可能性がある。
- ・収益事業を行っていない公益法人は、将来的に財産がなくなる。
- ・収支相償を維持し続けなければいずれ公益目的事業会計の一般正味財産期末残高はマイナスになってしまう。ある程度の黒字収支は認めてほしい。
- ・経営基盤となる自己資本（内部留保）の強化が出来ない。
- ・当協会は、管理士の受講受験料収入に 90%依存しており、その受験者が今後少子高齢とペット関連企業等の待遇の改善が進まない状況で、受験者の減少の歯止めが利かないが、しかし、何かのきっかけで(過去 1 回大幅増加)収益が出た場合、その収益を内部留保として蓄えることが出来ないため、その後正味財産増加分を使うことで、常に正味財産は増えることがない。最終的には正味財産が減少して、しまうので、ある一定の範囲で内部留保として蓄えを認めてもらいたい。
- ・結果として費用が収益を上回る決算処理が当然のような考え方に不満である。近時は、自前財源確保に苦慮している。
- ・事業を展開する以上、運転資金は必要である。
- ・結局補助金頼みの事業運営にならざるを得ない。
- ・財務基盤強化のためであれば、収支相償に強くこだわる必要はないと思う。

- ・ 限度があると思いますが、ある程度の内部留保必要だと思います。
- ・ 補助金に頼らざるをえなくなる。
- ・ 寄付を得にくい法人にとっては、法人運営の先細りが避けられなくなるため。
- ・ 赤字決算による正味財産の枯渇。
- ・ 公益法人といえども事業を展開している以上は剰余金が必要（経営上）。
- ・ 急激な経済の下降に伴う事業収入減に対応が難しく、運営資金が目減りして行くが、改めての積み増しができない為。
- ・ 外貨建て債券での運用が中心のため、大幅な増減が生じるため。
- ・ 常に基準をクリアすると、健全な財政状態を維持することが困難になるため
- ・ 大幅な赤字が出ても補填される補償がないのに、剰余金は解消する必要があり、正味財産は先細りする一方のため。
- ・ 単年度基準にて黒字が抵触となると公益法人の安定的運営に懸念が生じるため。
- ・ 赤字になると一般正味財産が減少し次年度に剰余金が出ても補填できないため、将来運営が行き詰まる可能性が大。運転資金として必要な額は一般正味財産として保有できるようにしてほしい。
- ・ 法人の運営には一定の財源は必要。
- ・ 財務基盤が安定しない。
- ・ 当法人は財政規模も小さいため、経常的運営経費を増すことができないため、資金運用が大変である。
- ・ 運用資金が少しずつ目減りしていくため。
- ・ 基金(特定資産の減少)。
- ・ 特定費用準備資金の活用等という仕組みはあるものの、単年度での収支が問われることは、組織の経営努力を認めないばかりか、成長力を削ぐものである。
- ・ 今後の財政基盤に不安が残るため。
- ・ 収支相償を未来にわたって継続することは、やがて財政的に危機的な状況を招く恐れがある。
- ・ マイナス決算となった場合、財産が減となり将来運営に支障をきたすと思われる。
- ・ 収支が0かマイナスは組織運営上ある程度の黒字を出さないと運営できない。
- ・ 自前財源を長期的に確保することが困難だから。
- ・ 財団運営を安定的に継続運営するためには、財務体質の充実が不可欠である。その財務体質を弱体化させる恐れがある。
- ・ ゼロかマイナスの決算を行うことは、財産を取崩しマイナスを補なっていくこととなる組織を運営していくうえで、財産がなくなった場合、組織の存続に関わってくる。年々補助金も減少するなか、公益法人ということで、寄付金控除の優遇措置が受けられるからと言って、寄付を行うのは第三者であることから、寄付金に収益としての安定性はないため、年度によって大幅な増減も想定される。たとえば、5年程度の決算状況から黒字であっても平均的に判断するなど収支相償の基準を緩和していただきたい。
- ・ 基本財産を取り崩していくしかないのでは？
- ・ 収支相償を満足させ続ければ先細りになり、いずれ破綻する懸念がある。

- ・公益社団法人移行前から正味財産が少なく、事業を実施するための十分な資金が確保できないまま、公益目的事業の収支相償によって黒字は必ず費消するよう求められ、赤字決算になり大幅に資産が減少しても、それを公益目的事業で資金を回復させたいが収支相償の判定により認めてもらえない。せめて法人税実費弁償の範囲（事業を行うための必要資金として1ヵ月分の資産を実費弁償として認めてもらっていました）の資金留保は公益目的事業に確保できるよう見直していただきたい。収支相償により資金が枯渇して運営に困っている、借入を繰り返している公益社団法人が増えているのではないのでしょうか。
- ・運営資金が無くなってしまう。
- ・法人運営上財政的に先細りとなる。
- ・黒字化を目指せない。
- ・保有する株式の配当金が主な収入のため配当金の減少に備えて安定的・継続的に事業を運営するための資金が保有できない。
- ・已むを得ない理由（年度途中の職員の死亡、辞職）により2年連続で剰余金が発生し、翌々年度に剰余金額以上の不足金を出してこの剰余金を解消した。※不足金が出れば良くて（対応なし）、剰余金が出れば不足金を出して解消しなければならないのでは、いずれ（正味財産がなくなり）解散することになる。（本会は寄附等の収入もない。）何とかしていただきたい。
- ・財政基盤が脆弱になる。
- ・公益事業を拡充するための資金力を確保しようとするうえで、弊害となってしまうと考える。
- ・公益目的事業を主としている法人格が多い中で収支相償を図る事で財源確保が問題となる。
- ・事業継続のため財政基盤の充実が必要。
- ・低金利が続くなかで、収益事業で利益をださなければ運営していけない。
- ・公益目的事業会計が収支でプラスになってはいけないという規定があり、収益事業を持たない団体は、法人会計で収支プラスが難しいことと併せ、全体で赤字にならない健全な財政運営を維持していくことは難しい仕組みとなっている。
- ・資金運用の自由度を阻害。

5 赤字補てんができない（20件）

- ・当法人は、年間10億円規模の事業を実施する団体であり、若干、事業会社に近い感覚がある。経済状況により収益に変動が生じるため、黒字が続くときは特定費用準備資金を設置すれば良いが、赤字が続くとその損失を補填できるものがないため、損失がでた場合には正味財産を食いつくすだけである。公益認定前に潤沢な保有資金を積み立てることができた団体とそうでない団体で、運営上大きな違いが出てくると思う。
- ・公益法人といっても組織の運営に経費が必要なわけで、単年度又は2年でゼロが赤字でなければならないというのが、いかがなものかと思う。もう少し長期的な視点で収支相償としてほしい。また、前年度が赤字で当年度が黒字になっても赤字の補てんは

できず、収支相償がみだされないとこのもどうかと思ふ。

- ・過去の赤字を補填できない。
- ・赤字になつてしまった場合、補填する方法がない。(積立が認められていない)
- ・赤字が続いた場合の補てん財源が必要。
- ・黒字は次年度に蓄積されていくが、赤字の場合には、赤字分の繰り越しが認められていないため、収益事業がほとんどない団体は、赤字が続くと補填ができなくなる。当該年度で累積黒字を解消して、なお赤字分がある場合は、赤字分を次年度以降に繰り越すことができるようにして欲しい。
- ・黒字額は翌年度に繰り越し計算するが、赤字額は繰り越さない仕組みになっている。これでは公益目的事業が先細りになっていくと思われるため。
- ・赤字発生後に補てんできず、資産減を回復できない。
- ・過年度の正味財産増減が考慮されていないこと。
- ・赤字決算となつた場合の財源補填がない。
- ・単年度の剰余金は、過去の数年分のマイナスを埋め合わせるルールに変更してもらわないと、法人の体力も落ちるし、日常不安が増すばかりである。
- ・収支相償では、当該年度に生じた黒字について翌年度に黒字の解消を求めています、赤字については後年度の損益通算を認められていません。公益法人の中には寄付金が多く集まる法人ばかりではなく、また収益事業もそれほど大きく実施できる法人ばかりではありません。このようなことから、収支相償を続けると赤字が累積するばかりで、法人の体力が衰えるところも増え、本来の目的である公益事業が実施できなくなる可能性があると思ひます。
- ・赤字の繰越を認めるべき。
- ・組織運営にあつて一定の財政調整資金が必要である。過去の正味財産減少分を補てんする仕組みが必要である。
- ・公益目的事業比率が高く、収益事業や法人会計から繰り入れる収入が僅かな法人は、公益事業での赤字を補填することができないため。毎年度赤字が累積してしまう恐れがあると思ふから。
- ・収支相償で剰余金が出た時は解消が求められ、欠損金が出たときは穴埋め(次年度以降の黒字)による解消ができないのでは、先細りをして運営ができなくなる。
- ・移行以前の累積損益を取り戻すことができない。
- ・赤字運営が妥当であるならば、その赤字を補填してくれる制度を確立して欲しい。
- ・先に発生した赤字が考慮されない。費消の期間が短い。
- ・赤字が出ても遡及できず、黒字だと収支相償違反となること。

6 一定割合剰余金を認めるべき (64 件)

- ・一定額、または一定の割合までの黒字は許容してもらいたい。一定額を控除する仕組みがほしい。
- ・一定の剰余金は健全な法人運営上蓄積する必要がある。

- ・公益事業でも、事業継続のためには、所謂「利益」は必要だから。
- ・収入は各年によって差がでて、ゼロの可能性もあり、2年ぐらい続くと、財団閉鎖に追い込まれる財団も出てくるとおもわれるので、より多くの預金を持てるようにして、継続活動が出来るようにすべし。公益活動を継続させることが目的では？
- ・法人として、ある程度の事業報酬は必要と思う。特に年度始めの時期において、資金が不足し、その調達に苦労する。
- ・公益目的事業を継続して推進していくためには、自己資金が必要であり、補助金に頼らない経営を目指すべきだと感じる。
- ・上限をつけてもよいので公益事業会計に剰余金を残すことを認めるべき。
- ・安定運用する為の積立資産の確保。
- ・今後、公益事業を拡大していくうえで、ある程度の内部留保額の蓄積は必要になってくると思う。
- ・後年度の安定運営のためには、一定の積立基金が出来るよう緩和を希望します。
- ・特定費用準備資金ではない、将来に備えた用途を特定しない積立金ができない。
- ・公益目的事業で利益を得てはいけないことは理解できるが、補助金等が毎年減額になるなか、他の公益目的事業で資金を蓄え、その都度充てることができるようになれば、団体運営自体の見通しができない。
- ・年度の途中に予定外の早期償還があったり、株式配当金の振れがあるので、マイナス予算の公益事業収支がプラスになることがある。収支相償を大幅なマイナスとすると法人会計を加算した全体もマイナスとなり、事業の先細りが懸念される。種々対策はあるようだが、できれば、累計でよいので、一年分の公益事業経費位のプラスが認められると自由度が増すと思います。
- ・「0」以下がではなく総収入の何パーセント以下というふうにもう少し幅があるべきではないか？
- ・今後の運営のため、剰余金の積立は必要だと思う。
- ・ある程度の利益は円滑な事業運営上必要なものと考ええる。
- ・事業の継続性を考えると、多少の黒字は認めても良いのではないか。
- ・多少の黒字でも良いのではないか。
- ・剰余金の取扱い。一定の金額までは容認してもらいたい。
- ・公益法人とはいえ、内部留保が必要と考えるから。
- ・多額の黒字は問題外だが、ある程度の利益は法人運営上必要と思う。
- ・正味財産期末残高が遊休財産の保有制限内であれば、決算剰余金があっても不都合がないと考えます。
- ・組織として、存続していく以上、万が一の時のため、積立金等は必要である。
- ・小さな財団で、公益事業の区分ごとに制限されると赤字の幅がおおきくなる。せめて公益事業全体での制限（区分単位ではプラスになってもよい）に緩和されれば、赤字幅が縮小できる。また、少額（収益の〇%などの規制）であれば黒字も認められるならなおよい。
- ・事業運営にて、効率をよくする場合支出経費の削減が生じる。黒字の増加があっても、

- 法人事業運営の良き効果として考えても良いのではないか。また、補助金の削減が見込まれるため、その防御策として黒字（蓄え）を作るようにしていくことが必要と考える。
- ・法人を維持するための経費の一部は、事業に必要な適正経費として加味すべきと考える。
 - ・剰余金が生じた場合は、将来の安定的な運営に備えて運営資金を積み立てることができるようにするべきである。ただし、積立限度額など一定の制限を設ける必要はある。
 - ・遊休財産の保有限度額との関連では、当該限度額に至るまでの利益の蓄積は良いのではないのでしょうか。また、将来到来する債務超過への対応に不安を感じる。
 - ・約2ヶ月分の未払い金(会員への配分金等)を剰余金の上限として、ストックすることを収支相償として認めるもの。
 - ・安定した公益事業を継続するためには、不測の事態に備えて剰余金を保持する必要がある。
 - ・国債の金利減少などで収入の減少が見込まれる中、少しでも収益がある時に収益を上げておかないと、団体の運営として今後成り立たなくなる可能性が出てくるのではないかとと思われるため。
 - ・公益法人の将来にわたる健全な維持発展のためには、一定の内部留保を認めるべきであると思われる。
 - ・公益法人として継続的に組織を維持していくためには、一定の運営資金を留保する必要がある。また、賠償事案に備えた資金の確保も必要であり、財政運営資金積立資産等を一定程度認めてほしい。
 - ・剰余金が発生した場合の運営資金として積立てが出来ない。
 - ・公益事業の継続実施や法人運営のために一定の内部留保は必要である一方、翌年度中の全額消化を求められる点。
 - ・最小限度の運営経費の余裕が必要。
 - ・将来の事業に供する資金を必ずしも計画的でなく蓄える必要性は大きいと考えるため。
 - ・公益事業においても、ある程度の剰余財産（資金）は、必要だと思う。
 - ・公益目的事業であっても妥当な範囲内であれば利益を計上してもよいのではないか。
 - ・不測の事態に対する手当をするためにも、余力がある時に少しでも蓄財したい。支出が収入を大きく上回っても、赤字分を翌年度以降に補填できないのは、法人を持続していく上で大変不利である。
 - ・公益社団法人は公益性によって運営しており、収支ゼロは理想と思うが、団体としての運営は収支ゼロでは成り立たない。配分金の2ヶ月分程度の黒字は認めていただきたい。
 - ・一定のアロアンスを設けるのが望ましい。
 - ・収支相償の考え方が今一理解できない。税的な優遇処置は理解できるが、公益財団法人といえども法人存続は最優先命題で、存続に必要な利益は確保すべきと考える。
 - ・基本財産である株の配当金で財団の運営を行っている。景気によって配当額は毎年変動する。剰余金が出た年は財団運営はできるが、問題は剰余金がマイナスの場合である。収支相償は満たすが、財団の運営が支障をきたすことになる。解決策は剰余金が出た場合、使い切るのではなく一定額を運営資金として内部留保できることを認めるべきである。
 - ・ある程度の剰余金があったほうが事業運営しやすい。

- ・公益法人といえども財務内容をよりよくする必要があり、余剰金に関する規制はもう少し緩和してもよいのでは。
- ・法人全体で大きな黒字を出さなければ、遊休財産が過大とならないので、公益法人としての役割を果たせると考える。
- ・公益目的事業を将来にわたり継続するために、適切な利益確保は当然に必要と考える。
- ・環境変化に対応できる剰余金は認めてよい。
- ・企業を継続するには、一定程度の利益は必要。
- ・事業継続及び経営の安定のためには利益剰余金の内部留保が必要であるから。
- ・将来の事業や安定的運営のために一定の利益水準が必要。
- ・一定額の財源は運営上確保しておきたい。
- ・ある程度（0.5%）の差異は認めていただきたい。
- ・事業継続の安定のため、将来への積立てが出来るとよい。
- ・一定程度の利益は認めるべき。
- ・公益法人であっても、不測の事態に備えるための剰余金積立が必要と思われる。
- ・事業収益の減少、補助金の削減により収益が減少したときや、不測の事態に備えて、剰余金（繰越金）を貯めておきたいのに制限されてしまうから。
- ・組織の運営上資金的余裕はある程度必要。
- ・予知できないことのために利益を積み立てることができない。
- ・経営には一定の剰余金が必要。
- ・組織を運営する上で、一定の収益は必要だが、それを制度として困難にしている。
- ・収入が少ない期のためのストックができない。
- ・プラスになった場合の処理が大変。長期にわたって安定的に運営ができるように、厳格な要件なしに積立ができるようにしてほしい。

7 法人の特性に合った基準、要件緩和（37件）

- ・財団本来の事業形態である「独立系財団」にとって、長期にわたって公益活動を安定的に継続するためには、収支相償制度は悪制である。収支相償制度が必要となる政府系その他の形態の財団に対する規制は原則の例外として制度化すべきである。
- ・事業活動上の制限が大きい。もっと柔軟な取り扱いをしてほしい。
- ・法人の規模により収支相償が難しい団体もある。
- ・小規模な法人にはそぐわない。
- ・事業継続のためには適切な利潤を確保することは必要である。また、法人の形態や事業も様々であるのに一律に当てはめることに無理があると思われる。また、全国に支部があるグループに属しているが各都道府県により判定や対応にバラつきがあることも疑問を感じる。
- ・事業内容や収支構造に関係なく、一律の基準は無理がある。
- ・基準が厳しすぎて、小規模法人では負担が大きい。殆ど一事業のみの実施で、遊休財産を守るための手段がない。

- ・当財団は、基本財産の果実が運営の主財源であり仕組債等を中心とした有価証券で運用していることから収入額は一定していない。事業運営には、予算額を確保するため良好な利回りで資産運用をする結果、収益が費用を上回ることは多々ある。こういった財団の性格を考慮していないような基準は適当と思えない。
- ・少なくとも公益事業のみを実施している法人については、収支相償と遊休財産保有制限の両方の規制をかけるのはやりすぎだと思う。
- ・補助金収入がなく事業収入を財源とする当法人の場合、収入予測が立てづらく、支出額を増やして調整することが難しい。
- ・一律に基準を適用できない法人もあると思うため。
- ・基本財産運用収入のみで助成を行っており、金融市場の変動に大きく作用されず、今後毎年安定した助成を行うことができるような仕組みづくりが必要。
- ・財団運営の実態に合わない。
- ・収益事業のない法人には不適切だと思う。
- ・「収益事業を有しない小規模法人の収支相償基準は、適応除外とすることを検討」してほしい。
- ・国、公からの援助がある場合のみ、収支相償を適用するならよいが。
- ・公益法人にも規模の大小さまざまある。事業規模によって黒字額に許容範囲を設けてほしい。
- ・公費の補助金・助成金等の収入がない法人についてまで収支相償基準を適用する必要はない。
- ・収支相償のために事業拡大ができない場合もあり、法人の財政状況、事業規模に応じ対応してほしい。
- ・公益法人でも、費用は節減し、基本財産を充実し、財政基盤を強固にする年度があってもよいのでは。
- ・収入については、公益事業からの収入のみを収入とすべき。
- ・公益事業も黒字になることが考えられるので、弾力的な運営が望まれる。つまりそうしないといけないということが厳しすぎる。
- ・公益法人としての考え方は理解できるが、運用が厳格すぎるので、もう少し幅を持たせた方がよい。(金額か年数などで)
- ・剰余金の扱いについて多様な引当金(目的の明確さ等条件付き)等柔軟な扱いがしにくく硬直的。
- ・その理念、考え方は妥当と思われるが、認められる基準が今一つわかりにくいし、Q&Aなど多いのもそのせいかと。わかりやすく弾力的な運用が望まれる。
- ・基本の理念には賛同する部分はあるが、法人の経費削減努力や、法人運営の財務基盤充実等を考慮し、もう少し緩和した運用を望む。
- ・もともと公益であるかどうかは、規定だけで単純に決めきれるものではなく、規定をうわまわった場合等は、実情に合わせた判断といった柔軟性があってもよいのではないかと思います。
- ・もう少し緩和してほしい。
- ・必要以上の利益蓄積の回避策であるが、将来の事業存続や拡大化の阻害要因にもなっている。回避策としては、利益流出禁止の強化等で対応すれば良いと思う。

- ・基本財産（株券）の配当金が事業の財源であるが、経済状況の変化で配当金が高額となることもあり、事業で消化しきれない（収入>支出）事態となり、対応に苦慮している。適切な助言を求めて、公益認定等委員会に相談すると、公益資産取得資金、特定費用準備資金の積み立てを勧めるが、具体性が乏しいと考えている。
- ・公益目的事業会計の収支が赤字になるかどうかはギリギリまでわからない。黒字でも良いのでは。
- ・遊休財産の保有制限で十分ではないかと思います。
- ・法人を継続させるという観点から見ると、収支相償の基準をもっと緩やかにすべきと思う。
- ・公益資産取得資金積立の基準が狭すぎるため。
- ・取扱緩和の方向にあるようなので、その方向でお願いしたい。
- ・収入が安定しない法人には収支相償をクリアするのが難しい。
- ・激しい時代の変化の中で活動を発展させ、臨機に活動するためには、黒字を出し、その黒字をもって活用計画を立てながら、中長期と臨機の活用を行えることが必要。年間総事業費の3割程度までの黒字は認められるべきであり、これは営利目的とは異なる。

8 収支予測できない（13件）

- ・他会計振替処理により収益事業会計からの公益収入への算入額が決算間近でないと確定せず、収支相償基準に抵触してしまう可能性がある。
- ・収入の大部分を寄附に依存している場合、当年度〔収益>費用〕の場合、中長期的に収支が均衡する保証がない。
- ・収入の変動を事前予測するのは困難。
- ・公演・展覧会事業の収益を事前に、詳細に把握することが困難であるため。
- ・収支相償を毎年適切にするのは難しい。事業の申し込み状況により、支出金額が計画を上下する。
- ・実施している事業の性格上、予算どおりの執行とならない場合が発生すること。
- ・天候に左右され予算通りにいかないから。
- ・収入に不確定要素があり、期中、収支のバランスをとるのが難しい。
- ・公益事業を計画的に行えるような事業でないため。
- ・収支状況が毎年一定している訳ではなく、法人として永続するためには収益を計上することが必要である。
- ・配当金が主なため収入が読めない場合もある。
- ・寄付金等が望めない中、わずかな収益でも翌年度以降に使用する目的が必要なこと。
- ・寄附金収入等計画通りにならなかった場合の対応が困難である。

9 制度そのものへの疑問（38件）

- ・利益を出してはだめだが、損失を出していいという考え方が、そもそもおかしい。損失を出した場合には、翌年以降の利益をその損失と通算できるようにすべき。
- ・遊休財産額を算出しているのだからその限度内においては収支相償をしなくてもいい

のではないかと考えるため。

- ・収入が支出を上回らないこととした思想が理解できない。
- ・赤字がふさわしい状態という団体などあり得ない。
- ・実情にそぐわない。
- ・赤字が当たり前との基準が疑問。事業の目的と収益の度合いで判断すべき。
- ・公益事業のみを実施している法人については、収支相償の適用が現実的かどうか難しい。
- ・資産運用のみで助成活動を行っており、助成金を増額するために資産運用の工夫をしている。マーケットの関係で資産評価額が目減りしているにもかかわらず運用益が増加した場合でも、収支相償の問題が発生することには違和感を感じます。
- ・収支0円は有り得ず、正味財産を切り崩していくことになるが、財団法人の場合、正味財産が二期連続で300万円未満になると解散になるため。
- ・公益法人の基準は、あくまで事業内容で判断されるべきと考えるため。
- ・ナンセンスな規定である。公益法人の公益性担保のみを目的とするのであれば、遊休財産総額規制のみで足りるはず。
- ・法人の規模、財政状況等により判断の必要を感じています。小規模法人であればあるほど、法人自体での収支のコントロールが厳しく、場合によっては財政担当者の設置もなく、収支相償についての理解も曖昧であり、法人が継続していく観点からも妥当とは思えません。
- ・意図しない剰余金が発生する年度もあり、収支相償を基準とするのは妥当でない。
- ・収支相償であることが公益目的事業が適正に実施されていることの証明となると思わないから。
- ・収支相償がクリアできるような恣意的な解釈による処理の余地があり、基準の意義に疑問があるため。
- ・(理由) 公益法人は、利益獲得を目的としていないことから設けられた基準と推察するが、1円でも利益が出れば、剰余金の扱いの計画を書かせるというのは極端である。
- ・公益目的事業会計における収支相償は理解できるが、収益事業等会計からの利益繰入後の収支相償は、長期的な公益目的事業の充実に制約を課しているのではないかと感じる。
- ・赤字予算しか組めないなど全くナンセンス。
- ・あまり大きな利益があるのは公益法人としてふさわしくないかもしれないが、赤字にする必要があるかは疑問。必要以上に経費を使うことにもなりかねず、赤字が続くことによって将来的に運営が困難になる恐れもあるのではないか。遊休財産のように、事業規模に応じた黒字の上限を決めてはどうか。
- ・遊休資産の保有制限内であれば収支がプラスでもいいと思う。今の制度では、運転資金を貯めることができない。
- ・収支相償でなくても公益事業は可能。
- ・赤字にしなればならない事と公益法人としての事業運営との関係性が明確ではない(黒字となっても公益事業の価値が低下する訳ではなく、妥当な範囲で黒字を認めるべき)。

- ・収支相償についてゼロかマイナスではなく適切な費用を支出しているかどうかで判断してほしい。赤字経営が続けば、法人規模が徐々に縮小していき運営の存続ができない。わずかな剰余金でも理由や解決法を求められる。
- ・事業運営を行っており、収支相償はなじまない。
- ・過剰な利益はおかしいが、収支相償を満たさないから、公益性が損なわれるとは思えない。
- ・法人運営の在り方として赤字でなければならないとは、異常な制度。
- ・年度収支におけるマイナスを生じさせる事に意味不明である。
- ・合理性がない。
- ・「公益（みんなのためにやる）」とは別問題であり、必要条件となる理由がわかenらない。「金融資産の保有への繰り入れ」で認めるなど、何のための条件なのか、ますますわからなくなっている。
- ・公益事業とはいえ、事業を行ううえで黒字が認められない（目指してはならない）ということは、法人全体のモチベーションの低下につながるほか、職員のコスト意識が醸成されないため、公益法人という組織がますます世間一般から遊離した存在となりかねない。また、遊休財産の保有制限に関連するが、毎年度、収支が変わらないような法人ならともかく、年度ごとの収支の波が大きい法人にとっては、剰余金を出せない（一定額までしかプールできない）という制度は非常に苦しい。
- ・公益法人とはいえ、収益がなければ継続が難しくなる。黒にしていけないとは？
- ・公益法人でも収益が出ることに對する制約には不自然さを感じる。
- ・公益目的事業でも利益が出る事業はあるので、社会のニーズと収支相償は一致していないと思う。
- ・株式の配当金で助成事業を行っている。配当金が減少しても助成事業継続実施するためには収支相償は不適當。
- ・公益事業であるから利益が生じてはいけないというのは、不合理。
- ・本来、事業活動とそれを支える収支計画は財団の運営とその責任に委ねるべきであり、この基準（収支相償）は速やかに撤廃すべきである。財団経営の継続性と事業内容の充実を担保するには、当然であるが、毎年度、基本財産と収支上の積み上げが必要である。
- ・今の黒字のみ累積する考え方で収支相償は妥当と思わない。
- ・積極的な意味はあまりないと思われる。

10 その他（49件）

- ・1. 複数年度をまたぐ財政計画が立てづらい。2. 遊休財産の保有制限と矛盾している。3. 特定費用準備資金について、説明が不足している（会計研究会では赤字補てん可能としているが、実務的にどうやって良いか不明）4. 収支相償のせいで、公益事業のみ行う法人にとって、区分経理が大変負担となる（法人会計を作成しないことも認められたが、狭義の免除であり、事業を行わない法人会計という概念自体不要）。
- ・公認会計士でないと難しい予算規模がない組織には委託料の捻出ができない。
- ・公益法人協会の理事長様が仰っている「収支相償」についてのお考えを内閣府が明確

- に認めるならば、今の基準も妥当だと考える。と言う、条件付「妥当と思う」。
- ・問題のある法人を規制する為に問題の無い法人に無用な（自由主義経済下においては見当違いな）基準を強いているものと理解している。
 - ・民間助成財団はその目的に徴し収支相償の過度な適用の必要性を感じない。
 - ・キャッシュフローでの収支ならわかるが、正味財産での収支は奨学貸与事業にはそぐわない。奨学貸与金と返還金がカウントされない。
 - ・数字は計算通りに行って出せるが、いまだに数字の意味が正確に理解できない
 - ・基本的な考え方は間違っていないと思われるが、中長期的に判断するとなつてはいるが、その基準が曖昧である。
 - ・法人の自治に任せてほしい。
 - ・クリアするための仕組みが複雑で、今までの財団の実情にそぐわないと感じるから。
 - ・公益法人といえど法人、法人会計に一本化。
 - ・法人の公益目的活動は会計上の損得に制限されず行われるべきである。
 - ・事業の幅が限定されてしまうため。
 - ・当法人は公益目的事業しか行っていません。また、予算構成の9割が指定管理料で、残り1割が補助金です。補助金については予算残額を全額返金するため、実際には指定管理料の決算が収支相償の達成を左右することになります。しかし、収支相償を達成するためには、指定管理業務の決算がマイナスとなることから、指定管理者業務への応募の際に安定した法人運営がなされない団体とみられる恐れがあります。
 - ・収益環境の変化に対応する資金の確保が困難。
 - ・基本的には公益事業のみを行う法人であるが、収益事業等事業費は総事業費の1%として全体から按分しているため、収支相償にすると運転資金が生まれません。また、退職給付引当金を満額で積み立てしない場合には、その分と減価償却の分だけ赤字となり、毎回説明が必要となる。
 - ・予算や決算でかなりの制限がかかるので、調整が大変である。
 - ・事業の安定のため、収支相償ではなく、採算を考慮しある程度の利益を目的とすることが必要。
 - ・現実的でない。
 - ・得た利益の使用目的が問題であつて、公益法人であつても、得られるところからどんどん収入を得ることは必要である。
 - ・抽象的解釈が可能と考えられるため。
 - ・法人の収支相償上の収支と実質収支に乖離が発生し、法人運営が複雑化する要因となつてはいる。
 - ・建設等高額出資した場合、正味財産計算書において収支相償の問題が生じる。
 - ・会員の会費収入の一部や助成金収入を公益認定法第5条6項掲げる事業収入に含めること。
 - ・基準を満たすのが困難なため。
 - ・各業種団体の事業内容や事業規模による適正な財産規模があり、必ずしも認定申請時と一致していない。
 - ・公益性があがる事業活性化のために比率を変えて、非課税について枠を広げてほしい。

- ・不可能であるから。
- ・公益事業を維持し続けるために、法人会計を堅調に増加させ、逐次これで公益目的事業会計を補てんしていくスキームが求められるが、法人会計を増加させる財源は会費、寄付金、収益事業にしか求められない。会費、寄付金の提供者（ステークホルダー）に対し、（法人会計を増強させるために）会費、寄付金の公益目的事業会計への繰り入れ比率を下げるということは、説明しにくさがある。また収益事業をやっていない（やる余力のない）公益法人も多い。収支相償は、公益目的事業が非課税であることの見返りであるという法解釈に立てば、通常企業に課税される税額分は控除できるなど、改善の余地を感じる。
- ・決算時期が近付くと収支相償にする為の調整にかなりの時間を費やしてしまう。
- ・法人の運営にかかる費用が会費収入や寄付だけではまかなえないから。
- ・事業を行っている以上、収支相償をし続けていくことは不可能。
- ・事業は継続しているため。
- ・公益事業収入の比率が高く、収益事業収入が脆弱なため、収支相償をクリアするのが難しい。
- ・遺贈など、寄付者が用途指定することなく逝去後に多額の寄付をいただくことがある。これは予測できない。今まではなかったが、今後起こりうる可能性がある。
- ・増収となった場合の相殺方法や、減収した場合の基準について。
- ・法人運営をしていくにはある程度経費がかかる為、会費収入が減少している中では事業収入に頼りたいが、事業で利益を出しても、運営に使えない為。
- ・事業運営の中で、黒字になってしまうケースも出てくる為。
- ・短期間での解消が求められる場合は解消が困難な場合がある。特に指定正味財産の建物の減価償却費が収益に計上されると解消が困難になる。
- ・奨学貸付においては、収入差額が大きいほど、より多くの学生に貸与できる。
- ・収益事業収入により公益事業支出の調整が必要となるため、決算作業が煩雑となる。
- ・収益を確保しないと法人自体の存続が危ういにもかかわらず、収益の確保による公益への繰り入れにより剰余金が発生する。
- ・長期の計画性、設備投資等可能にしたい。
- ・収益事業を実施していない法人にとっては、収支相償は厳しいものとなっている。
- ・将来の経営安定のため、一時的な減収に対応する備えが出来ないこと。
- ・収支相償基準が特例民法法人の時と最近出されたガイドラインとが違ってきている。公益認定申請時は行政庁の言われるがままに公益目的事業を分け運営を始めているが、決算時定期提出書類別表(a)の作成に苦慮する。第一段階の処理では特定費用準備資金とするしかなくそれを取り崩すと収入にカウントされる。この段階で剰余金が処分できなければ翌年度に加算される。最近になってこの処理方法がガイドラインで変わってきている。運営する側から見れば有難いことだが、この解釈が世に出る間、全国の公益法人は無理やりとっていいほど公益目的事業を一つに纏める作業をしている。一つに纏めるというのは変更認定申請であり相当な業務となる。ガイドラインの変更が早く出ていればこのようなことが起こらなかったと推察できる。何れにせよ、一般

社団・財団法人法の収支相償基準がある以上団体としてこの法律を基準に運営していかなければならない。

- ・法人の純粋な決算数字が見えづらくなる。
- ・基準の縛りが、硬い。
- ・補助金が減少する中で、場合によっては収益をあげ、公益事業を実施することが必要である。

【質問 6-1】 剰余金が生じた場合の処理（48 件）

- ・現在、1. で解消すると報告、審査中。
- ・現在は公益資産取得資産積立を開始して、問題を解消している。
- ・生じたことがまだない。
- ・2. 「特定費用準備資金」という名目でなく、設立当初から特定資産（一般正味財産）に設けている「助成基金」へ充当することで、26年度決算の内閣府報告で「特に何も指摘されていない」状況です。27年度決算の内閣府報告においても「助成基金」への繰り入れ（2,000万円ですが）をしましたが、特に内閣府からの指摘はありません。つまり2年連続して「助成基金」への繰り入れをして、内閣府から特に指摘はない。これをもって、我が財団の「助成基金」への繰り入れ方式が正式に認められたと言えるのか？内閣府に正面切って問合せるのも、やぶ蛇かもしれないし・・・との中途半端な状況です。質問6の「収支相償」基準は妥当かどうかの質問への答えも上記の「助成基金」への繰り入れが認められるのであれば、妥当な基準と言えると考えます。
- ・万一継続的に発生した場合が、心配な点である。大幅な、赤字予算の作成には、疑義を感じるが・・・。
- ・短期間で解消することを説明中である。
- ・剰余金が数万円でも解消法を記載しなければならない、また3年以上連続するのもよくないとのこと。例えば事業費の5%以内なら記載不要とか、目的の記名なしとかを考えていただきたい。
- ・本年度中に2及び5を精査する予定。
- ・3年連続で、第一段階が黒の公益事業があり、第二段階で赤だった。指摘無。
- ・短期間で解消することを説明しているが、現在回答待ちの状態。
- ・2015年決算で初めて発生し、主務官庁と本件では、まだやり取りが無い。ただし、早々の解消が可能なレベルであると認識。
- ・記念式典費用。
- ・現在のところ指示はない。
- ・事業収入が確定できない。
- ・公益資産取得資金積立で認めてもらうよう準備中。
- ・特定資産積立金により認められた。
- ・翌年度以降に、公益目的事業規模の拡大により対応した。
- ・剰余金は発生していない。
- ・法人会計運用資金への繰り入れにより認められた。

- ・前年度の事業収益の減収や補助金等の削減により、100万円単位での費用が収益を上回るという当年度予算編成となったので、人件費（給料引下げ・超過勤務の抑制）に係る財政健全化を行った結果の余剰金を当年度予算に充当する。
- ・費消案を示し、11月に立入検査の予定。その際コメントが聞けると思われる。
- ・剰余金はありません。
- ・昨年度決算ではじめて剰余金が生じたため、まだ、認められたかどうかの回答はいただいていない。
- ・決算確定後、別表A（3）の作成にあたり、収益事業から生じた利益を繰り入れる前には費用が収入を上回っていたが、第二段階判定において「収入－費用」がプラスとなってしまった。翌事業年度で解消すべく既に計画済であることを説明したが、別表A（3）第二段階判定で「収入－費用」が0円となるよう、決算書の『他会計振替額』と異なる数値を別表A（3）の「収益事業から生じた繰入額」に記載するよう修正を求められた。
- ・剰余金が発生した原因となる基金運用益の一部を返還。
- ・資産取得資金積立を説明中。
- ・保有財産（ソフトウェア、リース資産）の取得費用に充当。
- ・説明等を求められていない。
- ・剰余金が生じていない。
- ・平成27年度に生じたもので、これから費消する。
- ・提出書類の確認が遅れているので、結果がわからない。
- ・翌年解消したので特になかった。
- ・現在、特定費用準備資金（震災等対応準備預金）の申請を予定し、平成28年度から開始を希望している。
- ・公益法人移行後、収支相償で剰余金が発生していない。
- ・変更認定申請を行った。
- ・翌年度解消することで認められた。
- ・何をもって誰にどのようにして認められたと判断してよいのか分からない。
- ・剰余金発生の主原因となった公益事業について、3年間の解消計画を立てて認められた。
- ・1と2の両建て。
- ・昨年度はじめて生じたので不明。
- ・選択肢1及び5。
- ・事業報告時に剰余金の扱いの計画を説明し、認められた。
- ・6月末で報告したところで認められたかどうかはわからない。
- ・これまでに、事業報告等で収支相償に関する指摘を受けたことがない。
- ・予算規模を考えると想定できる範囲の剰余金である。
- ・剰余金が生じたことはない。
- ・指定正味財産の一部を運転資金に回した結果生じた剰余金でありH29年度の運転資金として活用すると説明。認められたか不明。恐らく認められるものと考えている。

- ・補助金で、建物建築をおこなったため、費用とならず資産となったことを説明し、認められた。

2. 公益目的事業比率

【質問7】公益目的事業比率を妥当と思わない（47件）

1 比率が厳しい（9件）

- ・比率を変更したい。
- ・50%では低すぎる。
- ・もう少し低いほうが望ましい。
- ・もともと公益であるかどうかは、規定だけで単純に決められるものではなく、規定をうわまわった場合等は、実情に合わせた判断といった柔軟性があってもよいのではないかと思います。
- ・さらなる公益性事業拡大に比率を変えても良いと思う。
- ・公益目的事業比率を定めることは必要であると感じるが、50%であることの蓋然性が感じられない。
- ・行政からの助成金・補助金がない団体の場合、会費収入が大半を占めており、公益事業比率を50%以上確保することで会員を維持するのは大変難しい。
- ・もっと低くてもよい。
- ・高すぎる。

2 比率はもっと高くすべき（1件）

- ・公益目的事業費比率として、ぎりぎりではなく、60%は必要ではないかと思います。

3 計算方法（9件）

- ・収益事業の収入の増加に応じて、費用も増加する場合、公益目的事業比率が50%を下回る可能性がある。
- ・収益事業から公益事業への繰入金に相当する収益事業費用は公益目的事業比率算定時に公益事業の費用と認めるべき。現在のママでは、収益事業により同額の利益を上げ公益事業に費消している法人であっても、収益事業の利益率の高い法人（金儲けの上手い法人）の方が公益事業比率が高くなる。
- ・収益事業に必要な突発的な高額支出に対しても、公益目的事業の支出額に影響してくる。
- ・法人を維持するための費用（管理費等法人会計）は除外すべき、事業比率を基準とすべき。全費用の50%以上の収支をゼロ若しくはマイナスにしなければならないのは将来の法人維持に支障をきたすので改善を求める。
- ・公益目的事業に係る管理費が加算されないまま比率が計算されること。
- ・事業をきちんと実施しているかどうかを支出額だけで判断するのはどうかと思う。管理費は家賃・顧問税理士報酬など、固定支出が多くを占めるので、事業費の節約に務めると、公益目的事業比率が悪化する。
- ・小規模の団体こそ事業年度により変動があるから。
- ・比率の合理的な根拠がない

- ・ 会員向け事業も公益事業と同様にしてほしい。(会員離れが防止できない。)

4 定義・解釈 (8 件)

- ・ 事業規模、事業内容に応じて50%以下の基準を設定すべきである。
- ・ 公益目的事業の範囲が不明確。
- ・ 費用のみでなく他の公益性指標による判定を加味できないものでしょうか。
- ・ 定義が曖昧であるから。
- ・ 公益目的事業比率の計算に使用する公益実施費用額、収益等実施費用額及び管理運営費用額への配賦基準が明確化されておらず、各費用額の算出に時間と労力がかかり過ぎる。
- ・ 比率にそえない項目もあるのに、無理やり合わせざるを得ない。
- ・ 事業会計・法人会計の振り分けが煩雑でわかりづらい。
- ・ 日常業務を常に公益目的とそれ以外に区分するのは、理想ではあるが現実的には困難である。

5 制度そのものへの疑問 (17 件)

- ・ 会費収入等、自主財源のみで、公的資金の助成がない法人は公益比率50%以上が高いと思う。
- ・ 一定の収益がなければ、管理費以上の事業規模を維持することは難しい。
- ・ 公益と一般の比率が制限されるのが、理解できない。
- ・ 法人の事業の様態を踏まえたきめ細かい規制が行われているとは言えないので。
- ・ 公益目的事業の認定が事業の多様性を見ていないと感じる。
- ・ 奨学事業のみを運営する財団にとって意味のある基準かどうか疑問。
- ・ 公益事業を行うための、予算計上ができない。一定の収益事業が必要だ。
- ・ そもそも何をもって公益（公益事業）とするかの論議が尽くされているのか疑問である。わが国の公益とはいったい何か？
- ・ 経費だけを比べても意味がないと考えるため。
- ・ 公益目的事業推進の自由を損なう。
- ・ 「妥当と思わない」というよりも疑問に思う点があり、今後県の担当課へ質問をしてみようかと思っていた内容になります。公益目的事業を大きく展開したく、しかし予算には限りがあるため、知恵を絞りでできるだけ費用が発生しないよう努力し、大きな事業を行ったとします。例えば、事業開催にあたり、共催者を募り、共催者負担も多くなるよう交渉し、結果的に低予算で大きな事業を行えた場合などです。そのような工夫をして大きな事業を行ったとしても、実際の支出額は少ないため、公益目的事業比率の増につながらないように思います。工夫をせず行えば高い費用がかかる事業を、工夫により低予算で行った公益目的事業についても、公益目的事業比率に反映していける方法があればいいと思います。
- ・ 自立的運営を図る上で制約となるため。
- ・ 合理的でない。
- ・ 公費の補助金・助成金等の収入がない法人についてまで公益目的事業比率を適用する必要はない。

- ・会費、寄附金等による運営形態ではなく、独自に収益事業を行い、それを原資に公益事業を行うような場合には妥当といえないケースもありうるものと考えられるため。
- ・公益目的事業収支をマイナスにしなければならないので、将来の運営が気になる。
- ・収益事業に制限がかかる（公益事業とのバランスの考慮）。

6 その他 (3件)

- ・公益目的事業で黒字が発生したらその解消方法をしなければならないほど、資金がありあまっている法人は税制上の優遇などいらないのではないですか？そもそも公益目的事業は赤字にするという概念が納得いきませんし、剰余金が発生していても日々の借入金返済や資金繰りをやりくりして無駄な資金などありません。
- ・会員の理解が得られない。
- ・柔軟な対応を阻害する。

3. 遊休財産

【質問8】遊休財産を妥当と思わない (200件)

1 基準が厳しい (39件)

- ・将来行う公益事業のために、資産を蓄えておきたいが、具体的な事業がないと難しいので、遊休財産保有制限の枠をもう少し広げてほしい。
- ・上限が低すぎるので、高くして欲しい。豊かな財団であって継続社会貢献出来る団体を増やすべき。活動面で厳しくチェックして、資金を貯め込む事を目的としていないかのチェックだけしておけば良いのでは。
- ・収益事業収入の一部を使用目的を持った預貯金としたいが、現基準上では不可能である。
- ・資産取得財産の基準が厳しい。
- ・法人の事業規模によるが、小さな法人においては保有額を緩和することも必要と考える。
- ・それぞれの団体でこの額は状況に応じて柔軟性をもって決定できる方が望ましい。
- ・限度を設定し弾力的に運営したい。
- ・マイナス金利政策により資金運用が難しい時代にあっては、保有制限を緩和してほしい。
- ・資金繰りを圧迫する危険性がある。基準を緩和することが必要。
- ・控除対象財産の拡大。
- ・公益事業の安定的継続のために、大規模修繕等の資金積立を行う必要があり、保有制限を緩和いただきたい。
- ・中小財団の場合は、公益事業費の範囲以内では少なすぎる。
- ・保有制限についてはもう少し金額面での緩和が必要と思う。
- ・保有制限額が低すぎる。
- ・財務基盤の安定性を考えると、もう少し緩和を希望する（現状では、当財団はまったく問題は無いが）。
- ・保有制限に多少の幅を持たせてほしい。
- ・事業の将来性と継続性を担保する為にも緩和が必要。
- ・収入の多くを株式配当金に頼っている現状において、配当金が減少した時に事業を継

続させるための余裕が1年分しか持てないことは、安定した事業運営にとって大きな制限となっている。

- ・財政状態の安全性を考えると、保有制限が厳しい。
- ・もともと公益であるかどうかは、規定だけで単純に決められるものではなく、規定をうわまわった場合等は、実情に合わせた判断といった柔軟性があったもよいのではないかと思います。
- ・天候などで影響を受ける事業収入があり、危機管理積立を特定費用準備資金として認めてもらいたい。
- ・資金繰りが大変なので保有制限をひろげてほしい。
- ・公益法人と言えども、多様な団体があることは承知しているが、将来的な安定経営を考えると、例えば公益目的事業比率に応じて制限を緩和する等などの措置が必要と考える。
- ・様々な法人運営のケースがあり、法人の持続可能性の向上のためには、緩和する方向が望ましいと思われる。
- ・現在の保有制限の額が適当とは思えない。
- ・制限が厳しすぎる。
- ・安定運営のためには条件を緩和すべき。
- ・遊休財産が一年分の公益事業費では、社団法人の場合収入の激減に即対応が難しい(会費の値上げ)。
- ・制限を緩和してほしい。
- ・公益法人といえども財務内容をよりよくすることや財務上のリスク管理をより強固にする必要があり、遊休財産金に関する規制はもう少し緩和してもよいのでは。
- ・基準として厳しい。
- ・安定した運営を考える場合、制限が厳しいよう思われる。
- ・遊休財産の保有制限は、制度として当然考えられるべきものであると思うし、又、現行の基準も妥当な限度であると認識している。ただ、遊休財産額の対象から除外される「特定費用準備資金」の適用範囲をもう少し幅のある解釈で運用出来ないものかと思う。即ち、①公益目的事業を行うための準備金として②将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積立てる財政基盤確保のための資金であって、③貸借対照表も特定資産に計上しており、④過去の実績や活動見込みから準備資金の限度額は適正な範囲に限られたものであっても、その資金をいつ使用するのか特定できなければ「特定費用準備資金」に該当しないとする現行指導の適用範囲を、公益目的性を重視して公益事業を安定的に実施するための備蓄資金であれば上記①～④の条件により特定費用準備資金とする等少し幅のある解釈での運用を望むものである。
- ・将来的にどのような事態に直面するかわからないのは公益法人も一般企業も同じだが、公益法人はそのための蓄えがほとんど許されないため、何かあればすぐに解散にまで追い込まれてしまう危険性がある。いわば自転車操業を強いられている状態である。あまりに額面が大きくなりすぎない限り、不測の事態のための蓄えとして有休財産は柔軟に認めるべきだと思う。

- ・制限が厳しい
- ・公益法人が事業形態や活動内容によらず、遊休財産を一律に制限される必要はないと思われる。
- ・助成活動を拡大するために資産運用収入を増やす工夫をしており、その結果、遊休資産が増えてしまう場合でも、制限されることは運営上、非常に難しい。単年度での制限でなく、複数年度による措置などを検討いただけると助かります。
- ・社会の変遷とともに事業内容が変わる可能性もあり、制限は厳しいと思う。
- ・将来の赤字補てんの準備としては厳しい。

2 算定基礎に問題 (21 件)

- ・事業内容により遊休財産額の上限は変わってくるので、一律に制限するのは合理的でない。
- ・外貨、時価評価等の影響もあるなかで、一律に一年分の公益目的事業費相当額が上限というのは理解しにくい。
- ・キャッシュフローでの事業費ならわかるが、正味財産での事業費では奨学貸与金が入らず、実際の事業費とはならない。
- ・当年度の公益事業費用を上限とする理由。
- ・財産の大部分が不動産の場合、売上減少局面ではすぐに遊休財産の保有制限を超えてしまう。
- ・当財団は、基本財産の果実が運営の主財源であり仕組債等を中心とした有価証券で運用していることから収入額は一定していない。事業運営には、予算額を確保するため良好な利回りで資産運用をする結果、収益が費用を上回ることが多々ある。こういった財団の性格を考慮していないような基準は適当と思えない。
- ・流動資産を保有目的に関係なく全て遊休財産にカウントすること。
- ・事業の関係上、大きな設備投資をすると、減価償却費の増加により、公益目的事業費も増額となり遊休財産の保有制限をクリアすることができるが、減価償却後、遊休財産の保有制限の額が大きく減額となる。設備投資により毎年、左右され妥当とは思わない。補助金事業や委託事業も多く受けているが、補助金の減額や委託事業の打ち切りがあっても、長年継続してきた事業は、収入のあるなしに拘らず、公益法人として必要な事業であり、遊休財産の保有限度額が公益目的事業の1年分とは妥当とは思わない。不安である。特定費用準備金という方法はあるが、計画を立てることは不可能である。
- ・公益認定以前に積み立てていた資産まで保有制限の対象に含まれる。
- ・活動計画によって、基準以上の保有財産が必要となる場合がある。
- ・一時的に流動資産等の遊休財産が膨らむ場面が生じることは、法人運営において自然に起こり得ることであつ避けられない場合があるが、それを一時点において一律に規制して判断することに無理があると感じるから。
- ・公益目的事業費だけでなく、法人の管理運営費も保有制限に含めるべきである。
- ・遺産など急に多額の寄付金収入があつたときの会計処理に困る。
- ・外国債権で運用しているため、為替の変動で資産が大きく変動する。国内債権、国債、定期預金では事業資金が捻出できない。これらの事情で、余裕が必要。
- ・公益目的事業費は、年度単位で大きく変動する場合があり、遊休財産保有制限額が1

年度分の事業費相当額だと安定的な運営は困難であることから、例えば過去3年間の平均額といったような新たな制限額の設定が望ましい。

- ・公益事業規模の1年分の基準が曖昧とも感じる。
- ・合理的でない。
- ・遊休財産の保有制限の金額は、実際には資産として全く残らないものも計上されるため目安とならない。はるかに保有制限内であっても収支相償の考えが優先するため、十分な運用資産を確保できない。
- ・なぜ一年分の事業費の額と限定するのか。
- ・遊休財産の判断について、行政庁と見解の相違がある。
- ・①次年度の収入が今年度に入金した場合、前受金にしているが、現在の計算式ではほとんどが「遊休財産」としてカウントされる。②寄付として受領した土地等が、活用頻度が低いとして遊休財産としてカウントされる。③利益を計上すると「遊休財産」としてカウントされる。健全経営からはかけ離れた基準となっている。

3 運転資金が必要 (29 件)

- ・将来の会費の収入減に備え、財産を蓄えることは必要である。
- ・1年分の公益目的事業費相当額に、法人を維持するための経費の一部を加味すべきと考える。
- ・運転資金という概念が無い。
- ・支出の多くが年度の初めに集中し、収入が入るのは少し後になるため、毎年、特定の時期に運転資金がぎりぎりになる。保有制限がなければ、前年度からもっと多く運転資金を持ち越して、余裕が持てるのに。制限するにしても、1年分の支出額（管理費込み）くらいは、運転資金として翌年度に持ち越したい。
- ・経営の安定に必要な最小限度の遊休財産が必要。
- ・経営の安定化をはかるためには、一定の剰余金を確保しておくのは不可欠であると考えます。こうした剰余金を「遊休」と呼ぶ表現にも抵抗を覚えます。
- ・事業費1年分では、万が一の際の資金が不足してしまう。緊急的な積立資金を認めてもらいたい。
- ・突発的に起こった事態の資金繰りに不安があるため。
- ・今後赤字収益が続いた場合に破綻しないか不安もある。
- ・運営に必要な資金である。
- ・支払い余力を保持するため。
- ・将来の運営基盤を考えた場合、もう少し遊休財産を増やすべきである。
- ・社会情勢の変化による、急激な会計悪化に対する備えができない。
- ・もう少し余裕が欲しい。
- ・将来の事業または不測の事態に対応するため遊休資産の限度額は設けないか、上限を今より高くしてほしい。
- ・遊休資産は、実際には、遊休ではなく、激しく変動する経済状態の中で円滑に運用する為の資金である。

- ・公益法人であれ、法人として存続をめざした運営は必要と思われる。職員がいるのですから。
- ・中長期的に判断して、将来の財政基盤を考えたとき、遊休財産を蓄積できるときに蓄積すべきと思料。
- ・国等からの補助事業の比率が大きく、支出が先行し補助金は翌年度に入金される。このため、支払資金（自己資金）の保有が必要となり、制限を超える可能性がある。
- ・年度ごとに寄付金の多寡があるため、安定した事業実施のために寄付が多い年度の剰余金を寄付の少ない年度に充当したい。
- ・将来の収益変動に対応できていない。
- ・土地の貸借をしており、貸付料が回収できずに貸し倒れることがあるが、それが赤字にある。遊休財産がある程度あれば、対応していけると思う。
- ・当法人の収入は基本財産の株式配当のみである。したがって万一配当収入が大きく低下した場合には、事業の継続が困難になる。そのため、遊休財産の制限は法人の存続を脅かすものとする。
- ・法人を運営してく上で遊休財産は必要であるため。
- ・経営で赤字を出した場合の補填支援がないため、遊休財産を積み立てて赤字が出たときの対応としたい。
- ・遊休財産が想定しえない将来のトラブルに対処する資金となる可能性は大きいと思うので。
- ・公的援助のない団体にとって、流動資産が大変必要。
- ・次年度の公益目的事業費のため保有しておきたい。
- ・公益法人であっても、不測の事態に備えるためのある程度の遊休資産が必要と思われる。

4 1年分では不足（47件）

- ・1年間の公益目的事業分までしか認められないのは不十分。最低3年分程度の余裕が必要では。
- ・事業費の2年分ほしい。
- ・保有制限自体は必要と考えますが、公益目的事業費1年分では資金のやりくりを支障が生じる恐れがあります。
- ・保有の上限が公益目的事業費用の1年分というのは、妥当ではないのでは。法人の安定的な運営を考えると、2～3年分でもよいように思う。
- ・遊休財産保有制限が当該年度の公益事業実施費用額まででは少ない。
- ・管理費を含めた事業年度の2～3年分。
- ・当財団の運営において、そもそも”遊休”と称する財産は無いことや事業費の一年分以下の縛りは妥当とは思わない。
- ・安定運用するには最低2年分程度の財産保有が望ましい。
- ・資産の運用益と寄附で公益事業を行っているが安定的に収益が得られない場合に、1年で収入が回復する見込みが立ちにくくなっているため一年分の事業費では公益事業が安定的に実施できない。
- ・安定的な運営を求めるのであれば、公益目的事業費2年分くらいは認めても良いのではないかと思う。

- ・事業費1年分だけでは安定的なキャッシュフローを確保できず事業継続性要件とも矛盾するから。
- ・公益事業費の数年分の保有を認めることにより、安定した公益事業を実施することが可能となる。
- ・公益目的事業の2～3年分の余裕があったほうが望ましい。
- ・非常時の影響が1年で終わるとは限らないので、事業費1年分が上限では、資金などの面からも法人の体力が弱すぎる。
- ・法人の安定運営のため、遊休財産保有制限を2、3年分の事業費に相当する額にまで上げて欲しい。
- ・事業費の1年分では余りにも少ない。
- ・公益事業支出の1年分では、将来の会費収入等が不安で、2年分くらいの余裕がほしい。
- ・もう少し緩和しても良いのではないかと思います。1年分から2年分程度。
- ・公益事業費1年分では上限が低い。
- ・安定した事業継続の観点から、少なくとも2年分の経常費用までは緩和して差し支えないと思う。
- ・(理由) 公益目的事業の1年分の事業費という基準が理解に苦しむ。公益法人の維持運営には、管理費も必要であるし、収益事業を実施している法人もある。これらを含めた額、もしくは公益目的事業の2～3年分の事業費などの基準に改めることを希望する。
- ・運用収益に依存している為、収益変動が大きく、事業を安定化する為には、1年分の遊休財産ではあまりに少ない。
- ・1年間の公益目的事業費しか保有できないと、万が一の事態があった際に対応できない恐れがある。
- ・せめて2事業年度分は遊休財産の保有を認めて欲しい。
- ・無制限に認めるべきとは思わないが、公益目的事業実施費用1年分では事業継続にかかる制限が大きいと考えるため。
- ・金融市場の低金利及び為替変動が大きい現在では、2～3年の事業費用分を認めてほしい。
- ・為替差益等で、単発的に収入が非常に多くなり、次年度からは大幅に減少するなど、収入が必ずしも一定ではない。単年度で評価するのは不適當。もしするのであれば、2-3年分を認めてほしい。
- ・1年ではなく、継続して事業活動ができるくらいの財産は必要。
- ・異常な金融政策が続いているおりから、将来の不測の事態に対応可能とすべく、せめて公益目的事業費の2倍程度までは、制限を緩和してほしい。
- ・もう少し限度額を上げて欲しい。
- ・公益事業の1年分では少なすぎ不安あり。2年分程度必要。
- ・保有制限の上限が厳しすぎる。年度事業予算の3倍程度は問題なく認めるべきである。
- ・1年分の費用程度では、少なすぎる。3年分程度であってよいのでは。
- ・1年間の公益事業費の範囲内という基準は妥当とは思わない。
- ・事業収入を財源として事業を継続していく公益法人にとっては将来に備える資産の保

有は不可欠であり、上限額の増額を希望します。また「遊休」という名称も不適切です。

- ・公益目的事業1年分の遊休財産しか持てないと、長期的に公益目的事業を続ける場合の支障となる可能性がある。
- ・もう少し中長期スパンで見るべき。
- ・遊休財産額の保有上限額が公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額であるため公益目的事業の増減によって保有上限額が変動し、対応が大変であるので。
- ・中長期的視点が必要。
- ・資産を長中期的に保有したい。
- ・公益事業を続けていくためにはもう少し保有を認めていただきたい。
- ・公益目的事業総額が少ないため、多数年経過すると、少ない剰余金が積み積って保有上限額を超える危惧をしている。
- ・各年度で事業量が増減すると保有制限額に直ぐに影響するため。
- ・いざという時の蓄えが難しい。
- ・小規模な公益法人は、ある程度の蓄えがないと継続的に事業を実施し、法人を維持することが困難になる。
- ・奨学貸付は、流動資金が多く必要なため。
- ・将来に亘る事業運営の不透明さ・不確実さへの担保として、保有財産猶予の幅が少ない。

5 事業規模により分けるべき (17件)

- ・年間の事業規模が多くない団体。年1000万規模くらいだと収入が多い年や支出が少ない年など年毎ですぐに制限に引っかかってしまう。遊休財産額はもっと多く持っていて構わないと思いますが、なぜこの金額なのか理解できません。
- ・収入が株式の配当金であるために年によって増減があります。助成事業の金額を平準化するためにはある程度の内部留保が可能であればと考えます。
- ・小さな法人に当てはめられると、身動きが取れない。2月分の事業量ぐらいまでは認めてもらいたい。
- ・公益目的事業の経常費用が変動(減少した)場合、遊休財産を減ずることになると次年度以降の資金運用が厳しくなることが予想されるが、弱小法人には、一定限度の保有は認められないか。
- ・団体の性格によって状況が異なるのではないのでしょうか。
- ・大きな団体はともかく、小規模の団体としてはさほど制限がなくてもよいと思います。
- ・事業規模が年度によって変化する法人の場合、年度によって公益目的事業が変化するため、保有制限を満足する年度としない年度が出てくる可能性がある。
- ・事業規模が小さい団体では遊休財産額が少なすぎて、団体として活動は難しいことが多々ある。
- ・自己資金のみで運営している場合に、経済環境の変化による影響を軽減するために制限の緩和が望ましい。
- ・小規模の団体では、事業支出の変動(主に人件費)が大きく影響し、緩和策を設けてほしい。
- ・当会では貸与奨学金を取り扱っているが、その原資は公益事業会計とは別物と考えて

いる。しかし、原資は流動資産、遊休財産と見なされるため、保有制限をクリアすることが難しい。

- ・収益事業を全く行っていない公益法人の遊休財産の自然増加は事情により保有金額の幅を緩めていただきたい。
- ・リーマンショック等による利金大幅減の事態が起きた時、事業収入のない法人は資産を守る対策が他にないため。
- ・公費の補助金・助成金等の収入がない法人についてまで遊休財産の保有制限を適用する必要はない。
- ・財産の運用収入が収入の柱である当法人では、超低金利下で将来の運用収入に不安があり、保有制限があると、将来の収入減に備えて売却益を出すなどして得た一時的な余裕資金を持ってない。
- ・個々の団体の理由も斟酌すべき。
- ・事業規模等により、年間の公益事業支出以下の基準を緩和すべきである。基準をクリアするために公益事業に無駄な支出をする可能性があるため。

6 モラルハザートが招来 (4件)

- ・偶々ある年の事業費が減少した場合、不必要な支出を行う要因となるから。
- ・公益事業にその年度での予算を使い切ることでの制限を付ける理由がわからない。
- ・保有制限を確保するために、逆に無駄なことに経費を使ってしまわなければならないため。
- ・無駄遣いが多くなる。

7 制度そのものへの疑問 (9件)

- ・「妥当と思わない」と言い切れる程ではないが、その持つ意味が十分に理解できていない。
- ・小規模な法人にとって、少額まで管理する手間が無意味。
- ・制限は必要か。
- ・自ら集めた資金を制限する理由がわからない。
- ・長期にわたる公益活動実施のために必要な財産の保有制限は適切と思わない。
- ・収支相償のトレードオフとの意味であれば現状を追認するが、財産規制なるものをそもそも基準とすることに違和感がある。
- ・公益財団として長期安定的な存続に反する考え方だから。
- ・この規程の趣旨がよく理解できない。なぜ遊休財産を保有してはいけないのか。
- ・収益（運用収益を含む）や事業費の変動は常に生じるので、単年度での制限は疑問。3年間程度での保有制限が望ましい。また、流動資産は翌期に必要な運転資金である。遊休財産とするのは疑問である。

8 その他 (34件)

- ・保有制限額自体は妥当と思われるが、制限額以内までなら剰余金を留保することを認めるべきである。

- ・ 弊財団ではないが、他の博物館等の財団で苦勞された話を聞いたことがある。
- ・ 一見妥当と思われるが、長期的には公益法人を弱体化させるように感じる。生かさぬように、殺さぬようにという政策か？
- ・ 事業収益も少なく、寄附金、会費に依存している場合、その減少に備えることができず、団体の存続にも影響する。
- ・ 定年退職金等の支払いに充てたいが充てられない。
- ・ 次のために使うことができるのがよいと思う。遊休財産を悪用するという前提で考えるべきではないと思う。
- ・ 当協会の事業はほとんどが受託事業であるため、多く事業を受託しなければこの基準を満たせない年度があること。
- ・ 事業縮小を余儀なくされる年度がある場合、基準を満たなくなる
- ・ 遊休財産として保有しているものではないと考えている。
- ・ 保有制限があると、修繕などの予測の立てにくいものに使用しにくい。
- ・ 事業内容により、見解は異なると考えられるため。
- ・ 偶々ある年の事業費が減少した場合の対応が難しいため。
- ・ 遊休財産を保有しようと思ひ運営している訳でなく、運営結果として遊休財産が生じているため。
- ・ 社会情勢より事業環境に見合った遊休財産額があったほうが事業継続の不安解消になると考える。
- ・ 資産は必要として保有しているもので、新制度で遊休財産とみなされた場合、その保有制限を付けられる。
- ・ 国や県からの単年事業を受ける場合など、事業経費が大きく変動する可能性があるため。
- ・ 特定資産の取崩に制約がある限り、当該年度の運用収入が極端に落ち込んだ場合、助成事業額に影響を及ぼすことになる。
- ・ 保有制限のために保有債券の益出しができず、最適な資産運用に支障がある。
- ・ 新たな公益目的事業展開の足枷になる。
- ・ マイナス決算が続くと正味財産を元に戻せなくなる。
- ・ 当会のように運営を会費収入に頼っている法人は、遊休財産扱いされている、保有財産を使わなければならないときがやってくると思うから。
- ・ 遊休財産の定義が分かりにくく、「公益法人は余分なお金を貯めてはいけないという外観的な解釈を植え付けている。認定時の遊休資産保有率は定めがあってよいと思うが、それ以降の蓄財の規制は法人（国民）の財産権を脅かすものであり違法性を感じる。
- ・ 公益社団として、運営上の遊休財産は必要である。収支ゼロでは、運営が立ちゆかなくなるので、配分金支払い2ヶ月分程度の黒字は認めてほしい。
- ・ 安定した財政運営に支障をきたすため。
- ・ 財団運営の実態に合わない。
- ・ 使途指定のない多額の遺贈の場合、寄付者の意思を確認することができないので、遊休財産になってしまう。

- ・外部要因に左右される場合、自ら基準を満たすことが難しい場合がある。
- ・将来的に事業運営上、不動産保有の必要が生じる可能性がある。
- ・中長期の事業計画策定に際し、資金の構築が制限される。
- ・保有の目的、形態にもよると思うが、基本財産に準ずるものとして保有する場合には、一定の範囲で認められてもよいのではないかと思う。
- ・保有する株式の配当金が主な収入のため配当金の減少に備えて安定的・継続的に事業を運営するための資金が保有できない。
- ・周年事業を行う積立がおもうように出来ない。
- ・金利減による収入減に対応できない。
- ・余剰金を遊休資産として組み入れて良いなら妥当だと思う。

3 立入検査に対する意識

【質問 9-1】立入検査指摘で納得できない事例（25 件）

- ・収支相償の毎年の必達指示。
- ・仕訳処理において会計区分及び勘定科目の処理について指摘を受け、収益事業の決算において支出額が 8 千円ほど訂正を行うこととなり、修正申告をせざるを得なくなった。指摘内容は次年度から適正な処理をする等の指導でも問題ない事項ではないかと思えた。確定申告時期と重なり過年度決算の修正申告等の事務負担が膨大となった。
- ・理事会・評議員会・奨学生選考委員会開催時の土産及び、退任時の御礼提供の禁止。
②外国人奨学生レクリエーション開催時のボランティア出席者からの参加費徴収要請。
- ・特定費用準備資金の目的と取り崩し計画について、申請時には県側で認めておきながら検査時にはもっと具体的にしよう指摘があった。
- ・原則論や担当者個人の意見のようなことを言われたが、当方の事業規模や職員数は全く考慮したものではなく、納得できない点があった。
- ・わずかな金額の贈答品を年 1 回役員に送付することについて、財団として社会通念上常識的な範囲であるとの認識だったが、【特別の利益供与】であると指摘されたこと。
- ・ほとんど納得でき、規約の指摘で、充実できた。納得できない点は寄付金を募り公益規模を大きくしていくようにとの助言。
- ・全ての懇親会費用が法人会計に計上するように求められている。特に納得し難いのは学術講演会等に付随する懇親会費用をも公益目的費用として認めてもらえなかった。
- ・租税公課を従事割合で公益会計と法人会計に按分したが認められないといわれた。
- ・公益費用での計上について、詳細な指導があったが、趣旨には異論はないが、緩和余地が欲しいところ。
- ・何をしたいのか全く分からなかった。指摘するのは構わないが、どう改善すべきかの指導がされなかった。現担当者においては、相談内容に対して適切にお答えいただいております。
- ・理事会と評議員会との開催期間が法に基づき 2 週間開けることが必要との指摘があったが、理事、評議員の全員の日程調整、会議室の確保等を含めると大変困難な条件であると考え。法律で決まっている要件であるため仕方がないと思うが、運営において妥当性が備わっていれば、1 週間程度開けていれば良いという考えもあっても良いので

はないか。

- ・公益認定された事業が、立入検査時に収益事業に相当するとの判断がされ、変更認定申請を行うよう指示が有り、変更認定申請の途中で申請取り下げの指示が有り、現在に至っている。
- ・詳しく解説していただいたことに感謝している。
- ・監事へ税理士を配置すべきとの指導。
- ・理事・評議員に対する中元・歳暮を報酬であると強硬に主張された。
- ・自治の精神に基づくとしながらも指摘事項が細かすぎる。
- ・検査担当者自身が内容理解不十分。
- ・担当官の人によって見識、意見が異なることがある。
- ・法人会計の黒字を公益目的事業会計の赤字補填に使うよう指導されたが、これでは2つの会計に分ける意味がない。
- ・もっと細かく厳正に検査をしていただきたかった。また、事業内容だけでなく、法人としての体制（人事等）にも目を配るべき。
- ・書籍の出版について、たとえ事業（研究）の成果をまとめたものでも収益事業でないといけないとのことであった。
- ・長期保有の債券はすべて公益目的保有財産と改めるべきとの指摘を受けたが、協議の末現状のままでよいと認めていただけた。
- ・入会決定通知書を失念したこと（会費納入済みのため）。
- ・認定時と内容が違っていた。

4 会計基準に対する意識

【質問 10】 会計基準不便の理由（201 件）

1 3 会計区分の問題（32 件）

- ・そもそも法令により、一部の場を除き補助金は法人会計に計上できないが、法人会計にも補助対象となる場合、補助金の申請・実績報告処理が、かなり複雑になってしまう。
- ・特別会計と一般会計を合算することで、逆に法人の実態が見えづらくなっている。結局説明用の補足資料として、会計ごとの財務諸表を別に作成する必要がある。
- ・収益・共益事業の無い公益事業のみを実施している法人は法人会計は無意味である。
- ・公益事業のみ行う団体（収益その他もなし）は、法人会計（管理費）との区分はあまり意味がないと思う。
- ・法人会計の必要性を感じない。（収益事業あり）
- ・会計区分を設けること。
- ・区分経理のため、事務処理が複雑となる。
- ・公益事業、収益事業など振り分けるのは機械的に仕事を人がしているわけではないので必要があるのでしょうか。
- ・法人会計
- ・区分会計
- ・経費を公益、収益、法人に按分するのが不便。50%以上が公益目的事業に使われる場合

は全て公益の支出というように一つにまとめることが認められないのか。

- ・規模の小さい財団の場合、法人会計と公益会計に分ける必要性がわからない。
- ・事業区分が面倒である。
- ・会計区分が曖昧で、入力判断が難しい。県に質問しても納得いく返事がないことが多い。
- ・会計上は理想的な基準だと思う。しかし、会員からは事業ごとの科目設定でなければ分かりづらいとの意見が多い。
- ・会計の複雑さ（事業ごとの仕分け）などについて経理担当者は苦労している
- ・1つの支出に対し2枚の伝票を起票しなければならない。法人会計と事業会計の区分が難しい。
- ・公1のみの当センターとしては、公益事業会計と法人会計に区分する必要性が理解できない。
- ・貸借対照表の区分経理が煩雑。財産は区分するものでは無く、損益計算にて区分経理すれば十分だと思う。
- ・会計区分を設け、会計書類を作成していく過程は、複雑だと感じている。
- ・3区分に分ける際、複雑。
- ・区分会計により、法人運営の自由度が奪われていると感じる。
- ・公益目的事業会計及び法人会計の仕分けは必要ない。法人会計の比率を1割程度を目安にと指導されたが、作文しないとイケないのか？
- ・公益、収益、法人会計が区分されているため、仕訳が煩雑。
- ・公益・収益・法人に区分して予算・決算・帳票処理しているが大変面倒。
- ・法人会計区分して表示しなければならないからややこしい。
- ・事業区分が詳細すぎる。
- ・区分経理が煩雑。債券の償却原価・時価評価が大変。
- ・公益目的事業毎に区分して会計処理を行わなければならない。
- ・収益事業を行わず、1つの公益目的事業のみを行う財団では、管理会計を設定することは、不便である。
- ・法人会計で処理すべき費用が多いため。
- ・法人会計の在り方、公益か収益のどちらかに該当させるべきではないか。

2 費用配賦が難しい (23件)

- ・複数の公益目的事業があるので費用の配分に苦労する。
- ・共通費の配賦計算。
- ・収益事業を行わない場合の管理費（法人会計）の扱い。収入に関する配賦概念がないこと。
- ・公益目的事業と法人会計への配賦事務に時間を要すること。
- ・事業ごとの配賦に悩むことがある。
- ・従前の会計制度度変わりすぎ、事業費・管理費の取扱の不便さを感じる。
- ・公益事業に充てる割合をいつも気にしながらの執行。
- ・共通費の配賦、通帳の管理、貸借対照表科目の按分。
- ・配賦は無意味に思う。また、補助金の実績報告の様式が国と都で違うので、二度手間になるので、統一していただきたい。

- ・配賦会計事務処理。
- ・当初の事業区分の設定を細かくしすぎたため、配賦計算が煩雑になってしまった。
- ・按分比率による費用の配賦。
- ・法人会計の配賦の説明、事務作業で不便を感じている。
- ・公益と法人会計に比率配分の会計上の処理。
- ・個別配賦を行っているため、事務が煩雑になる。
- ・経費等処理において、公益か収益・法人への振り分けが繁雑。
- ・配賦基準考え方がよく理解できていない。
- ・共通費用の按分が煩雑。
- ・配賦について
- ・公益財源と一般財源等の分配比率での会計処理が手間取る。
- ・配賦基準の算定に苦慮している。
- ・配賦等の会計処理が煩雑。
- ・公益認定時の会計区分における配賦割合が実態とかい離しており、その割合を変更する場合、変更認定が必要であること。

3 資金収支と損益ベースの違い (5件)

- ・①大企業並みの会計基準を求めている。②正味財産増減計算書の仕組（P/LなのにB/S部分が有る。）が複雑。
- ・損益ベースを理解できない行政関係者がいる。
- ・正味財産増減計算書と通常の損益計算書との違いへの理解が必要。
- ・会計担当者の立場からは特に不便を感じないが、特に役員・市町村への説明の際には不適と考え、具体的な説明の際には16年基準の収支ベースの予算書に変換し説明しているため。
- ・損益ベースと資金ベースの関係。

4 会計ソフトの問題 (3件)

- ・内訳表の事業の分け方が法人ごとに基準が異なると思うが、会計ソフトの対応ができないため、結果的に手計算で決算書を作ることになってしまう。
- ・会計システムの関係で公益会計・法人会計の区分仕訳・配賦等の仕訳が一度にできないままなので年度末に配賦率で区分仕訳する等の簡略な方法で区分・配賦ができると事務の合理化につながる。
- ・会計基準や、収支相償の計算に対応して決算書が作れる安価な会計ソフトがない。

5 事務負担 (34件)

- ・社員総会における決算説明が理解されにくい。社員にとってみれば、公益目的事業会計と法人会計に配賦された正味財産増減計算書では、2以上の会計に配賦された科目については、いちいち合計しなければならない。社員総会の議案書であるのに正味財産増減計算書が社員向けになっていないので、別に資料を作成して説明する工夫が必要。

- ・詳細過ぎると感じています。
- ・事業別になっていないため会員への説明が大変また、役員からも何に支出したかわからないとの不満があり、別途事業別の明細書を作成し説明している。
- ・公益目的事業と法人会計の管理費を区分するため、通帳を1冊で処理しているため、貸し借りが発生するため伝票が複雑になる。
- ・公益目的事業ひとつのみ行っている財団で、少数で運営している場合、公益目的事業会計と法人会計との内訳が会計事務を複雑にするので、単一会計で、事業費と管理費区分にしてもらえるとありがたい。
- ・会計関係資料の作成において、移行前より複雑。
- ・会計処理が複雑で時間と手間がかかる。予算との対比がわかりにくく、会員への説明のために改めて収支計算書等も作成しなければならなく、作業量が増え、結果として人件費が増加した。
- ・経理に手間と時間がかかるようになったと思う。経験がない人間にできるのか不安。
- ・作成しなければならない財務諸表が多い。
- ・専門家がないのでわかりずらく、日常業務に支障をきたす。
- ・ややこしい。
- ・計算書類が理解しにくい。
- ・会計業務が複雑化し小規模法人の負担が大きくなった。
- ・会計制度が複雑で処理が大変。
- ・事業単位での経理になったことにより、経理事務が煩雑になった。
- ・計算書類の作成の数が多。
- ・会計処理が煩雑で日々の収支（運転資金）の状況が掴み難い。
- ・貸借対照表内訳表の作成に当たって手間と時間がかかる。
- ・(理由)事業費と管理費の両方にまたがる共通経費の経理処理が発生し、煩雑となった。
- ・事務作業が煩雑になっている。
- ・事業の性質上（指定管理施設貸出及び維持管理）、公益と収益への配賦を適用する費用が多く会計処理が煩雑であるところ。会計的には公益目的事業と収益事業に区分されているが、外部的（指定管理業務）にはこれが一つの事業として認識されているため、ステークホルダーごとに複数の管理が必要であるところ。
- ・作表が増えた。
- ・指定正味財産の制度が分かりにくい。また、病院運営において、この会計期中では運営上必要な数値が出せず、別途集計せざるを得ない。
- ・内訳表の作成に手間がかかる。
- ・大変細かく作成に負担が掛かる。
- ・本年度より基準を変更したので、決算を終えないと具体的にはわからない。しかしながら、現場サイドでは仕訳けの時点で細かくなり、起票ミスにはつながりやすいと思われます。
- ・法人会計や管理費の算出などが、煩雑。
- ・処理が複雑で分かりにくい。

- ・平成20年公益法人会計基準になってから以前と比較して、業務量が倍になった。
- ・関係書類の作成が多い。
- ・会計作業が多くなっているが、ただ現在、慣れもあるため特段の問題はないが、人事異動などで1、2年の不具合が生じると考える。
- ・各費目毎に1円でも支出超過が予測された場合に理事会を招集する必要があること。また、一つの取引において、事業会計ごとに配賦する必要があること。
- ・償却原価法による利息の計算、正味財産増減計算書など、企業の会計と異なる部分で、手間がかかっている。
- ・決算諸表としては、正味財産増減計算書を作成するが積立金等のため収支計算書は作成しておかなければ把握出来ないこと

6 複雑、難しい (45件)

- ・難しい、小規模団体には合わない(年間予算170万円)。活動は公益性が高いのに。
- ・事業が多いので枝葉が増え会計処理が煩雑になること。
- ・少し煩雑に感じる。
- ・我々小規模の法人には複雑すぎる。
- ・公益法人会計が特殊すぎる。
- ・特殊すぎて一般企業の経理経験者を雇ってもすぐには対応できない。
- ・やっている本人にも、あまりにも分かりずらく、監事等にも分かりずらいと思う。
- ・少し細かく複雑と感じる。
- ・小規模法人には簡便な会計処理も可能としてほしい。
- ・会計制度の内容が難しく、公認会計士に作成を依頼している。
- ・外貨建て債権などで運用しており、会計処理が難しいし、大変だ。
- ・満期保有目的債券まで時価評価が必要である点など。
- ・会計担当者の育成、新規採用者の育成等が難しい。(一般法人と同じにすべき)
- ・遊休財産の算定について簡易・簡素化をお願いしたい。
- ・後任者への説明で、理解に時間がかかる。
- ・詳細すぎる。
- ・16年基準に慣れたと思ったら、20年基準にすぐになり、基準習得に混乱が生じ、習得までに時間がかかった。
- ・一般企業会計と違い、特別な知識を要することが多いから。
- ・各法人固有の収支内容に対し、会計処理の具体的な指針が少なく判断が難しい
- ・複雑すぎる。もっとわかりやすくしてほしい。
- ・指定正味財産の取り扱いが難しい。
- ・まだ資金収支の考え方が残っているので、内部や行政庁とのやりとりが煩雑になることがあるため。
- ・もう少し簡易にしても良いように思う。
- ・会計制度が複雑で理解するのに困難なところがある。

- ・作業が二度手間と思う。また、会員等に理解しづらい。
- ・素人には解りにくく、複雑である。
- ・正味財産増減計算書がわかりにくい
- ・仕分けが細かすぎる。会計規模が2千万円程度なのに、総務省所管の市町村行政よりも細かい。
- ・決算処理が複雑になり、専門家に事務委託をすることとなり経費負担が増大した。
- ・非常に分かりにくい。
- ・小法人の場合不必要に煩瑣。現金出納帳と簡易 B/S でよい。
- ・制度を知らない外部の方に理解していただくのが難しいと感じます。
- ・基準がわかりにくい。
- ・仕訳が複雑である。
- ・大規模な公益法人については、平成 20 年公益法人会計基準が対応し易いかもかもしれませんが、予算組み・財務諸表の作成等、小規模な法人については複雑化し過ぎて不便である。
- ・複雑なため。
- ・計算書類を作成するための理解が容易ではないため。
- ・慣れていないため細かすぎて難しい。
- ・企業会計に近づけるのは良いが、公益法人は投資家向けに財務諸表等を作成する訳ではないため、簡略化してほしい。(引当金、リース資産・債務、資産・債務の区分経理等)
- ・企業会計と異なるため民間企業出身者が理解をし日々の仕分け及び決算作業を適切に行えるようになるのに時間を要する。
- ・理事、評議員をはじめ外部の方に対し、計算書類の理解が得られにくい。
- ・事業費目がひとつに統括されるので、事業ごとの収支分けが難しい。
- ・別表 H1、 H2 の作成で苦労しています。
- ・遊休財産の計算初め、あまりにも複雑すぎる。
- ・代議員への説明が今までの基準に慣れていることで、理解されているかが疑問。

7 財務3 基準の扱い (11 件)

- ・遊休財産保有制限の基準と資金繰りのバランスに苦しむことがある。
- ・収支相償および遊休財産額の制限について。
- ・収支相償のクリア。
- ・一般会計との差異。収支相償の取り扱い (特に繰り越した橋の管理)。
- ・収支相償に関して。
- ・収支相償の考え方を、もう少し緩やかにして欲しい。
- ・収支相償を調整することが仲々困難。
- ・遊休財産制限、収支相償等基準が厳しい。
- ・収支相償に係る報告について、プラスが出たときのみ以前の会計基準のような計上を求められることは(別表 A) 戸惑いを感じます。
- ・収支相償の運用。
- ・収支相償の剰余金の費消期間、方法の具体的マニュアル、Q & A が欲しい。

8 内訳表 (5件)

- ・事業別明細表の作成を要求するのであれば、合計表は不要ではないか？
- ・他の制度とのすり合わせが不十分であること。
- ・公益目的事業のみを行う法人も、正味財産増減内訳表を作成する必要があること。
- ・決算書の内訳書の添付。
- ・財務諸表の注記において、資産内訳の別表が多い。一覧記載の工夫をしてほしい。

9 その他 (43件)

- ・補助金による指定正味財産について、減価償却分を一般正味財産に振替ることになっているが、これでは経常収支の数字が実態と合わなくなるのではないか。
- ・法人の実態に応じた、会計処理の選択の余地があったほうがよい。
- ・可能な限り、企業会計と同じ様な会計処理とした方がよいよう思う。例えばその他有価証券の評価差額を純資産直入にする、洗替法を適用するなど。現状のままだと、公益法人会計基準を知らない人に誤解を招く恐れがある。
- ・監査では16年基準を使用している。
- ・過去の事業年度で発生した赤字を補てんすることが認められないこと。
- ・様式の作成が面倒である。
- ・指定正味財産の減価償却を指定正味財産の部で実施せずに、一般正味財産の部に減価償却相当額を振り替えた後、一般正味財産の部で減価償却を行っているが、指定正味財産部で実施したほうが理解されやすい。
- ・事務所の経費（整備費、修繕費、家賃等）が公益事業の経費として扱えない。
- ・当センターは公益法人としての職務を全うするため、職員は極めて安い賃金で、また内職者への配分金は極めて安く設定している。これによって若干の黒字が得られ、組織が維持されている。職員や内職者への待遇を少しでも改善すれば、すぐに赤字になるが組織の継続ができなくなる。
- ・会計法上の公益法人会計と税制上の会計が合っていないと思う。
- ・国や地方公共団体における補助金管理の考え方と整合性が無い。
- ・貸付事業収支など、資産の増減に影響しない収支については、多額の資金収支があるにもかかわらず財務諸表に反映されない。
- ・事業の少ない法人は、単式で会計を行ってはどうか。
- ・法人経費（管理費）の割合が少なすぎる。
- ・公益法人法の正味財産基準を満たすために法人の実質的な管理運営をボランティアに頼って2期連続300万円以上を確保せざるを得ない。
- ・16年基準の方が事業管理に適していた。
- ・経常収支が黒字であっても経常外収支を含めると決算が赤字になることがあり、収支状況がわかりにくい。
- ・資産取得資金の計画と管理。変更が必要となった場合の手続き。

- ・会議費の範囲が広い（交際費がない）。
- ・科目が違う。
- ・正味財産（指定・一般）があること。
- ・公益目的会計、収益目的会計、法人会計のバランスに不便である。
- ・実際に決算をしてからでないとわからないので。
- ・剰余金処分や貸倒引当金等の積立制度があるとよい。
- ・旧会計基準で定着していたため。
- ・正味財産増減計算書の収支尻と企業会計の損益計算書の収支尻がことなるが、先進国の会計基準ではあり得ないことである。会計基準はグローバルスタンダードを導入すべき。
- ・実情として公益事業を奨励する方向に向いていないように感じる。
- ・自然の変化は長短期から超長期まであり、公益事業として環境・自然保護の推進がありながら「長期的な自然保護活動」のような包括的使途に活用を希望される寄付を、指定正味財産とするのが困難であるとの指導を受けること。いつあるかわからない災害に備えての資産なども、積み立てが困難であること。
- ・適応科目が分からなくなることがある。
- ・奨学貸付事業にはなじまない。
- ・会計士が公益法人会計に慣れていない。
- ・満期保有目的の有価証券の買い替えに伴う時価評価が納得できない。
- ・前年度の黒字分で新たな事業を予算化するとマイナス予算になるから。
- ・収支計算に必要性を感じない。
- ・収支計算書の内容が行政が求めるものと、異なる点があるため。
- ・備え置くべき、帳簿が多い。
- ・申請・報告等の窓口が変わり、対応が厳しくなった。
- ・委託元の独立行政法人との清算の際に、会計制度が異なるため不便が生じている。
- ・満期保有目的債券の一部を売却しただけで、すべての債券を売却目的（時価評価決算）に扱うのは受け入れがたい。
- ・一般の企業会計に基づいておこなう工夫はないか、と思う。
- ・平成20年と比べ、経営状況も変化がある為見直すべき。
- ・個別の事業実態を反映しにくい。
- ・余剰金にもっと自由度を与えて欲しい。

5 事業変更届出・変更申請に対する意識

【質問 11-1】事業の変更について行政庁からの指摘に納得できなかった（13件）

- ・事業の内容まで、行政庁が踏み込んで指導するのはいかがなものか。
- ・最初の指導では、公益目的事業の概要、事業の公益性のチェックポイントを詳細に記載するよう指導を受け、そのように申請した。しかし、年度の予算や参加者の意向調査によって、参加日程、実施回数を変更した際や、チェックポイントのうちたった一つ実施しなかっただけで認定申請が必要だと言われ、困っている。回数やチェックポイントの1つを実施しなかっただけで、公益性がないと認識するのはいかがなものなのか。

- ・移行認定申請の際に「公益目的事業の種類又は内容」の記載についての指導が不十分であった。
- ・既に公益事業として認定を受け、実施している受託事業と内容的に変わらない。
- ・指定管理として委任されている施設がなくなっても、公益事業は工夫して行うもの。他の会場を探すとか工夫しなさいと指導された。
- ・収益事業等のその他事業について、事業は変わらないもののその幕的達成のための業務の1つを発注者がとりやめたものであるが、変更認定申請を求められた。発注者が発注しないとしたものを公益認定審議会で審議されることに疑問を感じる。
- ・助成事業のカテゴリーを追加するために、3ヶ月近くも担当官とのやり取りが続き、助成活動がスムーズに進められなかった。
- ・認定時点では公益目的事業と認定しながら、立入検査時に公益性に問題有との見解がなされたこと。
- ・変更認定申請と変更届出どちらにするのかの判断が、行政庁と解釈が異なった。
- ・法律が変わり、「無料職業紹介事業」が「有料職業紹介事業」になったために定款変更したら、変更認定申請をさせられた。
- ・公益目的事業に影響を与える変更ではなかったが、変更認定申請が必要だった。行政庁の下請的事业をうけたにも拘わらず、変更申請の手間だけかかった。
- ・新事業について当初公益事業として変更認定申請をするよう指導され提出したが、担当者が変わると収益事業として手続きをするよう指導された。指導された手続きを済ませ提出すると、将来利益が大きくなりそうなので認められないと却下された。事業を実施していないのに、将来収益が多くなりそうなので認めないとするのは理解できなかった。

6 行政庁の指導等に対する意識

【質問13】行政庁の監督、その他の意見（46件）

1 指導内容・判断が区々（11件）

- ・自己責任とするならば、もっと幅を持った運営を認めていただきたい。収支相償に関する指導は、あまりに杓子定規。
- ・内閣府、自治体の担当者により扱いが違わないよう、また、行政手続法抵触の疑義を招かないように規制するなら法律等規則によりかつ内閣府の解釈を公開すべき。
- ・行政庁の担当官により指導や対応が異なり、一貫性がない。
- ・担当者によって対応が違う。
- ・行政庁の指導が間違っていることが多々ある。
- ・担当者によって、発言が変化するので困惑している。
- ・選考委員会の採否後の助成対象者決定は、理事会で行うように指導された。理事長に一任されていると説明したが認められなかった。
- ・当方では普及宣伝活動の一環であると主張しても、そこに500円程度の弁当など支給すると共益事業と指導されるなど、解釈・運用が狭すぎて窮屈である。
- ・担当者によって新公益法人制度の基本の理解度が異なると感じることもある。
- ・協会の予算に占める府の補助金の割合が高く、府の予算の状況により業務の内容を変更せざるを得ない場合がある。

- ・行政庁（大阪府）ではなく、市の（施策上の）縛りがある。

2 時間がかかる（4件）

- ・定期提出書類（例えば、事業報告書）を電子申請を用いて提出しても、6～7ヶ月後に審査完了が掲載されるだけである。審査を速やかに行うべきである。
- ・収益事業廃止の際は、思ったより申請書類が面倒で手間もかかり大変だった。手続き上必要な書類であったかも知れないが、その書類を提出しなければ、廃止を判断できないのか疑問に思った。
- ・どの法人に対しても制度として細かな監督（定期提出書類や運営についての定めなど）や基準が多すぎて、膨大なエネルギーが必要。
- ・内閣府に提出する書類が大量。簡素化してほしい。

3 細かい（5件）

- ・誰が経営者かわからないくらい介入してくる。
- ・些細な事項や表現にまで注文が出る。
- ・やや細かい運営上の指導をされることがある。（旧制度は承知していないので比較できない）
- ・かなり細かい経理指導がありとても大変。
- ・基本財産の出資割合が多いことで、かなり重圧がある。

4 印象（8件）

- ・新公益法人制度以前に県と関連強い外郭団体であり内部自治に介入する傾向に変わりありません。
- ・外郭団体として二重に運営に干渉
- ・そもそも自己責任運営体制が整っているので、余計なお世話である。
- ・団体自治の尊重・自己責任経営を促す？公益認定委員会の権力が強すぎて何もできないのが現状である。
- ・自己責任の名のもとに、旧主務官庁との連携との良い点がなくなってしまった。日本では問題が起きると、良い点も含め全て否定してしまう傾向が強いのではないかと思います。その結果、行政と民間とのコミュニケーションの場が激減している点に危機感を感じます。行政側の民間情報の収集の機会は以前に比べ減少していると思います。情報収集はインフォーマルも大切だと思います。
- ・収支相償を守らせるために、指定正味財産の積み増しや法人管理会計の黒字化など、首をかしげたくなるような指導をしている。
- ・設立出資元の地方公共団体からの介入が強い傾向がある。
- ・旧主務官庁時代よりも、内部自治に介入されている傾向がある。

5 態度・能力（4件）

- ・監督官庁である内閣府からは、自治ガバナンスを尊重していただいていると感じるが、

一部の寄付者である自治体は旧態依然とした考えから変わっていない。

- ・法令には、どこまでも監督できると解釈できるが、実際は自治に任せてやっているという態度が見える。具体的には、いろいろ指摘して、最後に「是正の報告は不要です、次回確認します。」と逃げ、無責任な言いっぱなしを感じる。
- ・厳しく監督する割には、監督者が事業運営の実態を理解しなさすぎる。または法が実態にそぐわない。
- ・事業内容、法人としての管理についてきちんと把握し、管理監督すべき。検査があまりにもずさんだった。

6 地域格差 (3件)

- ・一般社団法人が乱立し、十分に監督されない状況になりつつあって心配である。
- ・他団体に聞くと、地域より制限の指導が極端に厳しい傾向があるようで(特に北海道)他県と統一していただきたい。
- ・公益事業と収益事業の区分の考え方が分かりにくい、県によって判断がちがう。

7 その他 (11件)

- ・まだ定期検査を受けたこともなく、機械的な書類訂正の他は指摘を受けたことが無い。したがって1～3いずれとも言い難い。
- ・旧主務官庁時代よりも、わかりやすい助言が得られ、新公益法人制度の内容が理解しやすくなった。
- ・旧制度の経験がないので、比較はできない。
- ・記述の通り、国家として官庁がやるべきことを補完的に実施しているため、自主経営、自己責任と放置すべきではなく、官公庁とともに事業を推進すべきもの。これは法人の性格によって異なるが、その辺の考慮もなく、一括して「自主経営」は問題。
- ・制度改正や事務手続きの変更があった場合の周知方法が不十分であると感じます。
- ・感触としては2だと思うが、旧制度時代を知っている者がいないので、何とも言えない。
- ・一定の余剰金が認められないと、自己責任経営は難しいのではないか。
- ・篤志家が設立した法人も、行政庁等々が設立した法人と同様に規制がある事に疑問がある。
- ・民間企業は安定的に存続するために一定の内部留保を確保するのが常識であるが、公益の観点からみて存続がより重要な公益法人に内部留保を認めないのは甚だ常識を欠いている。
- ・新制度で「法的根拠」を持ったことによるのか、移行当初の立ち入り検査時とその後の指導文書には高圧的発言・文面が散見されたが、その都度指摘をすることにより行政庁の対応には是正がみられる。
- ・大法人と中小零細法人とがほぼ同一の報告内容である。

【質問 14】 行政庁による見解の相違ありの事例 (94件)

- ・収支相償の取り扱いや認定事業の取り扱い。
- ・国の補助金科目で、職員の人件費を「謝金」としているが、県の担当者の見解は、「人

件費」とするようになっている。

- ・ 収支相償、事業の公益性判断等山盛り。
- ・ 変更予算（補正予算）の提出義務について（有・無）と異なる回答があった（ボランティアで他の公益法人の事務を担当）。
- ・ 介護事業、会員互助会等公益として認められるか否か。
- ・ 資産取得資金が認められないという他県の法人から相談を受けた。
- ・ 収支相償の考え方が異なると思われる。
- ・ (細かい、些細なことですが・・・)研究助成贈呈式時の懇親会で酒類を出すことについて検査時に注意を受けた。決算修正等は要求されていなかったが、一般常識の範囲であれば公益事業の範疇として問題ないと我々は考えている。
- ・ 移行認定の際に、当県と内閣府で見解の相違があり、県でなく内閣府に移行認定申請を行ったことを聞きました。
- ・ 理事会・評議員会・奨学生選考委員会開催時の土産及び、退任時の御礼提供の禁止。
②外国人奨学生レクリエーション開催時のボランティア出席者からの参加費徴収要請。
- ・ 収支相償。
- ・ 内閣府の見解と国税局との相違があるのではないか。
- ・ 収支相償の取り扱い。
- ・ 現場をよく理解していない。法・通達に縛られすぎて柔軟性がない。
- ・ 収支相償の取り扱いが他県の行政庁と比べ厳しいと聞いている
- ・ 収支相償や事業の取り扱いの件で、他県では当県より厳しい対応をされたと聞いている。
- ・ 6号財産の取り扱い、考え方。
- ・ 公益目的事業の記載内容の指摘。
- ・ 収支相償について、担当者によって微妙なちがいがあり、「翌年度移行に赤字の年を作る必要がある」といわれたりした。
- ・ 事業費と管理費の支出区分。
- ・ 担当者によって見解、指導内容が変わる。
- ・ 会計処理の指導が、他県と違う。全国組織ですが、対応が一律でない。
- ・ 運用資産の運用方法が担当によって違う。
- ・ 内閣府作成の定期提出書類の手引きに記載または提出が不要とされているものについて記載や提出を義務付けられていることがある。
- ・ 県については相談ができる関係にあり問題が無い。本質問への返答としては本稿で記すべきことでは無いかもしれぬが、法務局は前記の如く、担当者ごとの見識に相違があり困惑する。特に代表理事選定について、定款にて総会で理事選任・理事会で代表理事選定を謳っているが、総会締結後に改めて開催する「代表理事選定のための理事会」については、議事録署名が理事全員の実印なのか、当会定款に定める代表理事＋監事の記名押印なのか、意見が異なり毎回資料準備に2種類の議事録（その方がおかしい）を準備している。民法、登記法等によれば、代表理事が押す印鑑が登記印なら代表理事が替わっても代表理事の空白期間はないため登記印継承押印はできると解釈

できるが、担当により意見が異なっている。さらに、法人運営は自由責任性が根底であり、認証されている定款に代表理事＋監事が記名押印となっていることを、法務局の担当者の一部が疑義を唱えることに疑問がある。

- ・公益目的事業の考え方が行政庁によってちがう（県）。
- ・同じ行政庁で人事異動に伴う見解相違を感じているし、同じ行政庁での公益評価委員が替われば見解相違がある。また、他県では指示されないことを担当行政庁は干渉する等、人に左右される。
- ・収支相償について、県によって考え方が違う。
- ・収支相償の取り扱い。公益事業のみ実施の団体への適用が必要なのか疑問がある。
- ・収支相償の取り扱い。
- ・収支相償等の取り扱いなど。
- ・財産運用について、監督官庁である内閣府は、財団のガバナンスをもとに運用することを指導されるも、一部の寄付者である自治体から事業運営に関わることまでに踏み込まれるような財産運用を求めてこられる。
- ・公益目的事業と収益等事業を分ける基準に手ついて。
- ・検査の項目、細かさなど。法人の特性による差異があるのは当然とは思っている。
- ・収支相償の捉え方が、説明する方によって、違う場合があると感じる。
- ・事業が公益目的事業として認められている県とそうでない県がある。支出金の取り扱いも同様である。
- ・認定を受けた行政庁と、指定管理を委任されている行政庁の見解が異なること。
- ・県によって見解が違う。・担当課と法務課の見解が違う。
- ・他地域と事業運営に対する制限が厳しすぎる。
- ・指定管理事業や市民向け講座開催に対する北海道の考え方は、あまりに厳格すぎて、自己防衛でしかない。
- ・当法人の担当行政庁ではありませんが、他府県の行政庁において収支相償を維持するための公益資産取得資金積立と特定費用準備資金積立について、積立てたものの法人の目的とは異なる取崩の方法を指示され、当該法人の対応案も認められず収支相償の維持が短期的ではあるが困難な状態に陥ったという事例を耳にしたことがあります。
- ・収支相償の取り扱いに係る見解について。
- ・役員に支給する「費用」の定額支給を認めている行政庁と認めていない行政庁あり、行政庁ごとの解釈に相違を感じる。
- ・公益申請取得時の内容等。
- ・収支相償の取り扱い。
- ・他県等である程度の額までなら剰余金を留保することを認められていると聞いたことがある。
- ・移行認定時に、研修については無理があると言われた。しかしその後、内容によって認められたので現在は問題ありません。
- ・過年度の公益事業の大幅な赤字による資産の減少について、当該年度の黒字で補填が認められない（企業の繰越欠損的な措置がない）＝公益事業の一時的赤字覚悟の積極

的展開が制限される。

- ・全ての面において都道府県によって判断基準が異なる。
- ・収支相償の取り扱い。
- ・法人会計での一般賞味財産の残高の上限はどの程度か。
- ・事業別の所管課と事業に拘らず公益法人制度を専門に扱う部署では対応に相違があると聞いたことがあります。また、担当者が数年で入替わることや担当官の専門分野に差があることで、見解の相違が生じることがあると聞いたことがあります。
- ・収支相償について。
- ・各県の行政庁の対応に相違があると感じる。
- ・当方で考える順番が行政庁では真逆のように感じる。本部→代議員→会員行政庁は会員→代議員→本部の順。あくまでも代議員の総意のもとに法人運営を行っていくこと、本部と代議員が均衡がとれていることがよい運営につながる。本部の中にいると本部からの目線で対応してしまうことは留意することと思う。
- ・変更届出の考え方。
- ・都道府県ごとに、立入検査時間や、立入検査検査内容の詳しさ等に極端なバラつきがある。検査担当者の理解度の違いが顕著。
- ・監督者に法人運営に関する総合的知見不足を感じる。
- ・担当者によって、発言が変化するので困惑している。収支相償の黒字になった際の対応で、行政庁の職員が知識不足のため、黒字はダメの1点張りであったため、対応に苦慮した。
- ・収支相償の剰余金対応で、金融資産取得は認められないと聞いていたが、現在は認められている。
- ・自治体が収支相償を理解してくれない。赤字決算が経費の無駄遣いとみられる。
- ・選考委員に評議員が入っているが、使用人と思われていること。学識専門家であるのに思われていること。指摘されている財団と指摘されない財団がある。他の事項においても指摘されていることとされないことが、担当官によっても違っていると他財団からも聞いている。
- ・文部科学省の検査は前向きな指導があったが、内閣府の指導はあらさがしのものだった。
- ・前任の3人と相談した概要を文書にまとめ、善人責任者も合意していたが、後任3人と話した際、前任と異なることを当方に説明した。
- ・収支相償の取り扱い。
- ・同じような団体が全国にあるが、支部の取り扱い方などについて、行政庁によって解釈が違う。
- ・全国的に行っている同一の事業であっても、県によって公益目的事業又は収益事業等の位置付けとなっている。
- ・添付資料により詳細な報告するように支持あり。
- ・収支相償の見解や互助会制度の認可等に都道府県によって見解の相違を耳にしたことがある。このような事案があることは、従前の主務官庁制度と変わらないのでは。
- ・会費収入の公益と法人会計の比率は50/50と聞いていたが、100%法人会計として認めている県があることを知った。

- ・区分の位置づけ。
- ・行政庁は競合相手がなく競争がないためか、甚だ勉強不足。このスペースでは書ききれない。
- ・同一基準内容にもかかわらず内閣府と都道府県で公益認定基準が異なる新聞記事を目にしたことがある。
- ・認定申請の調整時、宮城から「書籍販売は収益事業」と言われた。公益法人協会や内閣府に問いあわせたら事業目的や内容による、とのこと。
- ・国税当局と内閣府との見解の相違を感じる。
- ・立入検査に関しては、担当者次第でおおらかであったり、かなり厳しく追及されたりという違いがあるということは耳にした。実際に、他法人の立入検査ではかなり細かく調べられ、指摘された事項が、当法人では全く注視されなかったということもある。
- ・収支相償に違いを感じる。また、お金の使い道についても県によって大きく違うと感じている。秋田県は特に厳格だと感じる。
- ・内職で、労働基準監督署との相違で、当センターが労働局に内職の申請を届けなければならぬ。との事が、理解できない気がします。
- ・収支相償について、他県ではかなりフレキシブルな対応がみられるが、本県では厳格に運営されている。
- ・収支相償の見解。
- ・認定機関が異なる類似団体は法人会計に大幅な黒字決算があっても指摘されていない例がある。法人会計は法人を維持管理するために必要な財源を確保しておかないといけないが、他県の例で法人会計にまで収支相償を求めているケースがあると聞いている。
- ・他の県は、当県よりこれ程まで厳しくない聞いたことがあるが、県によりまちまちな対応はおかしいと感じる。
- ・補助金による賞与支払いに対する引当金の計上の要否について、扱いが異なると聞く。
- ・定期提出書類の記載内容等の補正指示が軽微な事項までに亘っている。
- ・収支相償の考え方の違い。
- ・公益目的事業会計の繰越額をほぼ認めないという指導姿勢。
- ・都道府県にて収支相償で余剰金が生じた場合の解消年数が異なること。
- ・正味財産の取り扱いの変更根拠および説明が明確ではない。
- ・剰余金が生じた際の対応について。
- ・当財団は外国債券で多額の運用を行っており、多額の剰余金が発生することがあるが、剰余金の処理で、県によって指導が違っているように感じた。
- ・担当行政庁から、銀行印も使用記録を残すように指導された。
- ・担当者によって対応が大きく違う。
- ・公益認定事業区域の解釈について。
- ・満期保有目的債券の償却原価法の採用に係る考え方。

7 寄附について

【質問 15】 寄附に対する姿勢。(0 件)

【質問 17】 税額控除証明を取得しているか。(0 件)

【質問 17-1】 税額控除証明を取得しない理由。(0 件)

【質問 18】 現物寄附で困ったことなど (12 件)

- ・旧法人の時には土地・建物の贈与を受けたことはあり、現在の事務所として使用中。
- ・公益財団法人移行前には贈与を受けたことがあるが、移行後はそのようなケースは発生していない。今後検討することが必要と考えている。
- ・土地の贈与提案を受けたことがある。ただし、1 年以内にその土地で公益目的事業の実績がなければ固定資産税が課されることがわかり、贈与を受けることを辞退した。
- ・税務署に相談に行ったりしたので、困ったことは無かったが、大変ではあった。
- ・定款に寄附規準を定めている。
- ・遺贈は相当以前であり、当時の担当者もすでに事務局にいたらず詳細は不明。
- ・贈与があるなら受けたいが、準備は全くできていない。
- ・今後相続という形で、寄附を考えているという話があった。そのような時、色々考えなくてはならないことが多くあると思う。
- ・財団の成り立ちは、個人が所有する有価証券の寄贈による。
- ・「ないが、受けたいとは思っている」ただ、どういう手続きをすればよいのかわからない。
- ・設立時の寄付である。
- ・土地を受納した場合、そのままでは当会の公益事業における活用がないことから売却代金を公益事業にあてるほかない。もし、2 年以内で売却できない場合には譲渡所得の課税が発生してしまうのでないだろうか。

8 税制に関する要望事項

【質問 19】 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。(76 件)

1 全般 (4 件)

- ・一般社団・財団法人（非営利型）と比べ、税制上の優遇措置が乏しいと感じる。（一般社団・財団法人（非営利型）の税制優遇が大きく公益法人である利点が薄れている）
- ・収益事業を伴わない公益法人では 1. 収支相償で事業活動が制限されること。2. 公益目的事業比率 50%以上で事業活動が制限されること。3. 遊休財産の規制があること。以上の改善、見直しを希望する。
- ・「公益法人であること」自体に厳しい基準があるのに、税制上のメリットをすべて享受しようと思うと更に厳しい基準をクリアしないといけないという現状に納得しがたいものを覚えるため、要件緩和等をさらに進めていただきたい。
- ・寄付をする財産にかかるキャピタルゲインにたいし、課税を行わない。寄付する財産が購入時よりも値上がりしている場合、寄付時に値上がり益（キャピタルゲイン）にたいして所得税課税がなされる。特にバブル期以前に購入している財産（株、債券、土地など）を寄付するインセンティブが増すと思われる。・限度額の拡大寄付額は所得の 40%、寄付金控除額は税額の 25%までとそれぞれ上限があるので、この上限をあげ

る、もしくは撤廃する。・寄付金控除による還付金を、認定 NPO または公益財団法人等へ寄付できるようにする。還付金を受け取る際に、振込先として金融機関口座を明記するが、その際に個人の口座ではなく寄付先を指定できるようにする。・所得税、住民税の税額控除額を 50% から拡大する。・損金算入限度額の拡大。寄付者の資本金額と寄付者の所得額に応じて上限が決まっているが、それを拡大する。・寄付金控除申請を年末調整時にできるようにする。現在は確定申告時にのみ行うことができるが、多くの納税者は確定申告を行っておらず、寄付のためだけに確定申告を行うのは不便であると考える。

2 法人課税 (7 件)

- ・弊社は法人税に関して『実費弁償方式の確認申請』を受け、免税となっている。公益法人移行後は、法人税は非課税と考えているが、依然『実費弁償方式の確認申請書』の提出を求められている。一括した税務とならないだろうか。
- ・法人税率の低減。
- ・公益性が高い事業を行っているにもかかわらず、社会福祉法人や独立行政法人よりも法人税率が高く設定されている。公益のために行っているのだから同じ税率にしてほしい。
- ・収益事業所得に対する法人税率 25.5% を特例民法法人並みの 19% にしてほしい。
- ・非課税法人としての優遇は今後も継続してほしい。
- ・収支相償で赤字を求めるなら、法人税控除がそもそもあまり意味がないのではないかと感じる。
- ・○収益事業の申告について、公益社団(財団)法人は、公益性が強い団体であるので、全て非課税とは言わないが、収入基準(全収入の○%以下分、あるいは○金額以下等)を設けて非課税とする措置をとってもらいたい。

3 寄附税制 (22 件)

- ・PST の撤廃。
- ・色々問題もあるのですが、公益法人としてのステータスとして、P S T 要件をもっと、簡素化できないだろうか。
- ・寄付者の所得控除を国税当局が、簡単に認めていないようで、財団へ資料提供を求められることが多い
- ・税額控除に関わる PST 要件の撤廃・資産寄附に掛るみなし譲渡所得の特別控除制度創設・みなし譲渡所得非課税制度適用時の国税庁長官承認の廃止。
- ・寄附の年末調整を可能にすること。
- ・優遇額が低い。欧米のように寄付文化を向上させることを目指すなら基礎控除後の額の 40% を 80~100% と思い切って増額する等の積極的な方法をかんがえるべきではないか？
- ・寄付を募るにはどうやったらよいのか教えていただきたい。
- ・少額寄付金に対するメリットがない。
- ・寄付金の促進を図るために法人にも税額控除の適用拡大を図ってほしい。
- ・税額控除証明の取得について、すでに公益認定がなされている法人についてさらに PST

要件の取得を必要とされていることに、いささか疑問があります。今後、一般企業や個人から公益法人への寄付を通じた社会貢献を促進するためにも、これら要件の撤廃を含めた更なる検討が必要ではないかと考えます。

- ・収益事業等会計の利益の50%（もしくは50%超）を公益目的事業会計に繰り入れることにより「みなし寄附」として税額控除が認められますが、この「みなし寄附」については当該事業年度内に実際に資金を移し替えしていないと税制上では認められないため、税額控除の制度を最大限に活用することができていない状況です。繰入額を決算確定額により「みなし寄附」として認めていただきたいと思います。*収益事業等会計の利益の50%の額を当該事業年度内に確定させることは実務上不可能です。
- ・個人寄附について税額控除制度の適用を受けるための申請がわかりにくかったので、もう少しどうにかしてほしい。
- ・公益法人に対するPST要件の廃止を望む。
- ・公益目的事業をボランティアに頼る運営をしており、不動産の寄付を受けた場合や交換した場合の国税（登録免許税）も免税にしてほしい。
- ・前回は周年事業と組み合わせた寄付募集の実績でPST要件を満たすことができたが、次回更新時、これを満たすことが困難になっている。税額控除資格の更新（新規）の要件を大幅に緩和してほしい。
- ・PST要件が緩和されたが、人数だけでなく3000円という単価を下げたい。当財団だと、1000円で300人は達成できるが、3000円の寄付は中々負担してもらえない。
- ・税額控除を認めるためのPSTは廃止し、公益認定を受けた団体はそのまま寄付者の税額控除の対象となる制度に。
- ・可能であれば、税額控除PST要件の「住所」を外してもらいたい。（東日本大震災直後、銀行口座から多くの寄付の振り込みをいただいたが、住所はわからなかったし、住所を確認する手段も労力もなかった。）
- ・PST、3,000円以上の寄付金100人以上などの基準は撤廃してもらいたい。
- ・所得控除及び税額控除の控除額計算において、「年間寄附金額ー2,000円」のー2,000円を廃止していただきたい。
- ・税額控除の年末調整時の対応を可能にすれば、個人寄附を募りやすい。
- ・税額控除税制について、法人の規模などによる緩和策を検討してほしい。

4 消費税（13件）

- ・消費税における、特定収入がわかりづらい。また、税務申告書の作成方法が難しい。
- ・公益法人に対しても消費税を課するのが理解できない。
- ・消費税計算が大変負担となっている。
- ・消費税の簡易課税制度が平成33年4月から廃止されることにより、シルバー人材センター会員の請負による報酬分を外税としなくてはならず、実質的に10%の値上げをせざるを得ないこととなります。現状は、簡易課税制度の適用により消費税を内税と表記していますが、消費税分の上乗せを行っていません。簡易課税制度の例外的、存続

を希望いたします。

- ・公益法人が実施する公益目的事業に係る消費税については、課税売上高にかかわらず簡易課税にしてもらえるとありがたい。
- ・地方公共団体からの委託事業で公共性の高いものは、消費税の非課税としてほしい。
- ・消費税について全額免除して欲しい。
- ・消費税の非課税部分を増やしてほしい。
- ・会費・寄附収入等により実施している非営利活動で、消費税が控除されないのはおかしい。受け入れている寄付金に消費税分が乗っているわけでもなく、収める消費税ばかりが上昇していくことに、経営的困難を感じる。
- ・公益法人は消費税の免除事業者としてほしい。消費税対象について、公益事業（演奏会等）の税率を配慮してほしい。
- ・公益目的事業収入に対する消費税を免除してほしい。
- ・消費税を非課税に希望。

5 固定資産税（8件）

- ・建物建設の場合、駐車場等設置義務がある。また維持管理費はかなりの金額になる。メンテ費用で収支上赤字になるのが明白だが、駐車料を幾分か受けるようにすると固定資産税は課税扱いになる。固定資産税について実態主義だが、税の恩典を受けれるようなものに改正してもらえれば、財団運営上助かる。
- ・固定資産税の減免措置を設けて欲しい。
- ・公益目的保有財産である、固定資産についても、非課税となってほしい。
- ・保有建物の固定資産税の減免をしてほしい。公益事業に使っているのに、満額課税されています。
- ・当財団は設備がメインであり、資産の大半を占めるため、固定資産税が膨らんでいる。公益目的事業に係る設備においては、固定資産税の免除があると良いと思う。
- ・国税においては、「収益事業なし」ということで、税務申告もしていないが、地方税（都税）については、一部収益事業ありとの判定で、固定資産税を申告・納付している。しかたないとの結論に至ってはいるが、できれば、国税と同じ取扱いを地方税にも求めたい。
- ・土地及び建物の固定資産税が高額なため公益事業に支障をきたしているので、公益法人の場合、減額されるような方策を検討していただきたい。
- ・国の方針により、増税は年々右肩上がりである。社会医療法人、社会福祉法人は、固定資産税が減免されているが、公益財団法人、公益社団法人においては、法人税は減免措置を受ける事が出来るが、固定資産税は減免されていない。当法人は法人税法に基づく無料低額診療を実施し、法人税は減免されている。更に平成28年度より社会福祉法に基づく無料低額診療を実施し、一部の施設において全額ではないが固定資産税の減免措置を受ける事が出来た。平成30年には医療、介護の両面で報酬改定が行われ、法人運営は、益々厳しくなることが予想される事から、公益財団法人、公益社団法人にあっては固定資産税の全面減額を希望する。

6 その他 (22件)

- ・ ①軽自動車税は、条例により公益法人は減免となる定めがある自治体があるが、記載がない自治体もあるので統一してほしい。②自動車税は、都道府県の管轄だが減免の定めがないので、軽自動車税と同様に減免規定を設けてほしい。
- ・ 収支相償はなくしてほしい。出来ぬなら遊休保有財産限度額までは対象外にしていきたい。
- ・ 契約印紙の免除があれば助かる。年間に収入印紙代が相当かかる。公共と同等でも良いのではないかと思う。
- ・ 公益法人の場合、多くのことが非課税であり、寄附を行ったものにも税法上の控除がありますが、財源を他に依存してお金をばらまくのが公益法人となっています。寄付者は企業が多くであり、税法上のメリットを最大限に生かしています。そのことを不適切とは申しませんが、当方のような法人には、高齢者の会員に職業を斡旋してわずかな手数料をもらい経営しており、当然として国や地方自治体の補助金が頼りとなっています。国や自治体が補助金を出すこと自体が公益性を担保しているのですが、所管庁はそのように考えないみたいです。困っている多くの独居老人等のために支援しているのですが、それも民間介護保険事業との競合等で問題にしています。本来このような事業そのものを依頼したお客様にも支援があっても良いと思います。
- ・ 太田理事長のステートメントの通り、税制をはじめとする各種現状の問題を「会計研究会」なる組織で議論することはまったくもって筋違いであり、お手盛りの議論になってしまう公算が高い。
- ・ ①印紙税法 別表第二に記載の非課税法人に追加を希望。
- ・ 収入に変動があり赤字となる年度も多い。欠損金の繰越控除制度を導入してほしい。
- ・ 公益法人への譲渡に対する租税特別措置法第40条の承認については、国や地方公共団体への譲渡時の取扱いと同じように譲渡がなかったことにするか、課税猶予ではなく、非課税にしてもらいたい。
- ・ 国税に関しては、税控除のメリットが大きいのですが、県税は公益法人に移行しても控除などのメリットがありません。公益目的保有財産等にも自動車税などが課税されています。公益目的財産ですので非課税となるのでは?と、感じています。
- ・ 法人市民税は非課税であるが、県民税の均等割は県に減免措置がなく納税している。
 - ・ 収入印紙の免除。
- ・ 1 収支相償に関する個別事情の組み込み 2 中長期の法人運営に配慮した財務運営への理解 3 経理面だけのみならず運営に関して主務官庁との橋渡しを推進
- ・ 寄附金のみを財源としていることから、収支相償と300万円の基準クリアーが難しい寄附金収入額から必要額を法人会計に充当できることはよいが、収支相償がクリアーするには0かマイナスということになるが、マイナスが続くと300万円を割り込んでしまう。なんとかならないのか?
- ・ 収支相償遊休資産。
 - ・ 1. 収支相償の制限緩和 2. 遊休財産保有制限の緩和 3. 貸借対照表の区分経理の見直し。

- ・ 毎年の納税証明書の添付を省略させてほしい。
- ・ 現行の税制優遇措置が仮に撤廃されるとすると、おそらく事業的には1/3程度に縮小することが余儀なくされる。優遇措置が外れても運営に支障がない安定し、恒常的な財源収入と事業展開が今後求められていると思う。
- ・ 小さな法人は、規定をクリアするような寄付額は見込めない。細々とやっている公益性のある団体を排除しないでほしい。
- ・ 不動産取得税の免除。
- ・ 現在、収益事業等の利益について繰り入れ基準に基づき公益目的事業に50%を繰り入れているが、公益目的事業の赤字額を限度して繰り入れができるよう繰り入れ基準の要件の緩和をしていただきたい。
- ・ 公益法人会計を遵守しており収益も発生していないので、想定されている公益財団法人であると自負しています。今後政府が公益法人を廃止しようとする動きがあるようですが、純粋に公益事業に供している法人と利益隠しのための公益法人とは区別して対応して欲しいと思います。利益隠しの法人は一般法人に移行するのは当たり前だと思います。
- ・ 不特定多数の方への取入れの方法について広報等の指導方法。

9 行政庁・公益法人協会への要望

1. 行政庁に対する要望

【質問 20】 行政庁への要望があればご記入ください（180 件）

1 指導監督体制

1) 行政庁のばらつき（7 件）

- ・ 同一事業の全国の各団体間において、都道府県や国等行政庁の公益制度に対する考え方（公益事業に対する見解）について温度差が見られる。ある団体では公益として認められた事業でも、ある団体では認められないケースがある。同一の法律で施行している制度なので、統一した基準で運用されるよう望む。
- ・ 「認定おめでとうございます。今後も貴法人の公益事業推進のお役に立つように努めてまいりますので、運営等でお悩みのことがありましたら何なりとご相談下さい」。(回答者が移行認定実務に携わっていた別の法人が) 公益認定を受けた時の内閣府公益認定等委員会の担当官の方の言葉です。公益法人改革が官の側でも内実を伴って進んできたことを実感し、非常に感銘を受けました。当財団の担当の方も同様のスタンスで相談にのっていただいています。他の法人の実務者の方、特に都道府県主管の公益法人では、旧主務官庁時代とまったく同じ態度やスタンスで指導を受けていて閉口している、という話もよく聞きます。それを聞くにつけ、担当官が変わると昔に戻ってしまうのでは、という恐れも感じます。そのようなことがないよう、内閣府や都道府県事務局には、公益法人制度改革の趣旨を忘れずに日頃の業務に当たっていただきたいと思います。
- ・ 法律で動いているのなら、全国一律の指導をしていただきたい。法律を見直してほしい。
- ・ 内閣府と県担当課の指導・助言に対するダブルスタンダードがないように、情報の共

有と連携を図ってほしい。

- ・他県の公益法人と情報交換すると、収支相償、資金の使い道、公益目的事業の解釈などに違いを感じている。当方の説明が稚拙であるかもしれないが、同じ法律で運営している同一の公益法人であっても県によって指導に違いがあり、不公平感あるので平準化に努めてほしい。
- ・〇当協会は、近畿に83ある公益社団法人〇〇納税協会の一つであり、他の協会と同じ活動をおこなっており、府県の取り扱いが統一されているのが基本であると思うが、立ち入り検査においては、府県ごとに見解が異なるとの指摘があるが本当か？
- ・当団体は都道府県が行政庁であるが他地域と基準があってないと思う。

2) 担当官の対応 (21件)

- ・行政庁担当者の異動があった時に前担当者との見解に違いがあり、昨年問題なく完了した定期提出書類の変更が発生したことがあり、困惑した。
- ・特に要望はありませんが、担当者の異動によって対応の違い（見解の相違）が生じることもある。
- ・窓口の担当者が毎年変わるので、担当者の対応が微妙に異なり、当財団の特殊事情の説明も都度必要で、こまる。
- ・担当官の対応をもう少し考えて話してほしい。
- ・他の公益法人に、県の公益班の立ち入り検査があった際、担当者から「たかが何万円の税金控除のために諸手続きが煩雑な公益法人はやめて一般法人に戻したほうがいいのか」と言われたとの事。発言をしたのが検査官個人の意見なのか、公益班全般の考えなのかは不明であるが少し軽率と思われる。
- ・担当者によって指導内容や検査基準が極端に厳しくなったり等ばらつきがみられるのでしっかり統一してほしい。
- ・担当官によって回答が異なることが困る。剰余金の繰り越しは必要ないと言われたが、後で修正を命じられた。
- ・数年で担当者が人事異動で代わり制度をよく理解していない場合がある。
- ・担当者からは適切な指導と助言があり、それにそった運営を当該組織に当てはめていくことが大切。
- ・特に不満等はないが担当者により指導が違う場合がある。
- ・立入検査を含め担当者の考え方は共通認識のもとで統一していただきたい。
- ・その都度、問題点や質問などがあれば直接（道庁）に訪問し話を聞くが、率直な回答が出ない事が多い。
- ・制度を熟知した人を配置してほしい。事業報告書等の提出書類が多く煩雑で、忘れたところに提出を求められたことがある。
- ・都合の良いところは意見を聞き、都合の悪いところはそのままというようところが見受けられます。
- ・内閣府公益認定委員会の担当は、他省庁からの出向者が多いようだが、はっきり言っ

て質が低い官吏が多い。

- ・前任の3人と相談した概要を文書にまとめ、善人責任者も合意していたが、後任3人と話をした際、前任と異なることを当方に説明した。
- ・担当者により認識が異なる点を解消してほしい。
- ・当団体では、認定審査に際し、全ての寄付金を指定正味財産として取り扱うよう口頭指導を受け、そのとおりに変更する旨の書類を提出して実行していたところ、2015年の立入検査では、寄付金の一部はその内容から一般正味財産とするのが適当ではとの指摘を受けた。行政庁による指定正味財産の定義の明文化、ならびに指導方針の統一を強く希望する。
- ・出捐金を出資金と間違えており、返還義務が無いことを確認してほしい。
- ・行政庁の担当者の総合的知見不足により無駄な支出を強いられること。
- ・そもそも担当者によって見解が異なる部分があるので各担当官の見解を統一してほしい。

3) 体制全般 (26件)

- ・行政庁に相談しても回答が得られない場合が多い。行政庁の中に、公益法人への対応に精通した部署を設けてほしい。
- ・公益法人制度改革の目玉の一つが「主務官庁制の廃止」であったはずだが、今は全公益法人の内閣府が主務官庁が内閣府であるかのように見えてきたのは私だけであろうか？管理志向が強すぎる。
- ・窓口の統一化。
- ・①行政庁の職員全体に、公益社団(財団)法人、と一般社団(財団)法人の違いを指導してほしい。②小規模な公益社団(財団)法人(おおむね経常収益が5000万円以下)については、作成書類を主要なものに留め、詳細は省略をお願いしたい。少人数の事務局では書類作成に事務料を取られて本来の公益活動の準備等に支障がでている。
- ・行政の担当部署と法人の連絡会議の様な情報交換の場を設けて頂きたい。
- ・申請、報告時期の直前や期間になってから、修正や変更などの指示をされては困る。準備期間を含め少なくとも、2ヶ月以上前に方針、指示等を出してほしい。
- ・事業計画、収支予算、および事業報告、決算報告、その他求められている書類は期限内に提出しているが、法律で提出を義務づけている場合、行政庁はこれをチェック、監督する義務を有する。果たして義務を履行しているのか、定期的の開示してほしい。日本の行政庁ではアライバイ工作のような書類徴求が多すぎ、公益法人等に対して無意味な書類提出を強制し、そのため公益法人に無駄な時間、人件費を強いる結果になっている。
- ・色々教えて頂きたいし分からない事は相談にのって頂きたい。
- ・質問の回答について、可能な限り早く対応してください。
- ・実態に即した柔軟な対応。
- ・小規模の公益法人の指導は簡略内容にできないか。200万円予算の規模と2億円の規模のマニュアルは同じでは、対応に困難性が生じている。
- ・法人サイドに立って理解・指導願いたい。

- ・公益法人の運営に関する質問や相談に随時対応できる電話窓口のようなものがあると助かる。
- ・文章の言葉の端々にとらわれすぎないで全体を見て欲しい。
- ・決算報告等に対して、毎回良い意味での教育的指導・修正の指摘を頂いており、財団活動への理解を感じている。
- ・大変親切に、かつ丁寧に相談に乗っていただいている。
- ・行政庁は民業を圧迫する営利企業としてのとらえ方ばかりで、偏見に満ちています。一部は確かに、営利事業と言えるようなものもあるかもしれませんが。それは、個々の事業の収入とコストのバランスの中で決まるべきで、わずか 10%の手数料では営利事業と言えないと思います。事業を進めるための事務局経費がすべて補助金や寄付金で賄われないと認められないのでしょうか。
- ・当法人の性質を十分に理解してもらい、制度上の運用をうまく図ってもらいたい。
- ・公益法人の運営については自主性が重んじられており、運営に関する全ての案件について自主的な選択をすべきことは理解しています。但し、収支相償の維持や遊休財産の算定など複雑な面も多く、それらについては行政庁からの各法人の目的に沿うよう積極的な助言があっても良いのではと考えます。また、行政庁間で対応に差が発生している事案も耳にすることがあるので、出来る限り統一した見解をもって、積極的な運営していく意思のある法人に対しては是非とも積極的に手を差し伸べて頂きたいと思います。
- ・主務官庁時代と違い疑問点の質問に答えていただけるが、未だに敷居は高いと感じる。各法人が間違いやすい点（特に会計制度等）について、わかりやすいガイドなどの発行を希望します。
- ・法人の規模や事業内容を考慮した、報告やシステムに改善してほしい。改善されていることがあっても、実感することがない。
- ・行政庁と公益法人の間に信頼感を醸成する仕組みを作してほしい。
- ・現在の公益事業（オーケストラ演奏事業）を継続するうえで、財政面で行政からの支援がないと成り立たないのが現状である。今後公益的な事業をさらに拡大していくためにも、行政庁からの財政支援の充実をお願いしたい。また、組織運営における指導・支援等についてもお願いしたい。
- ・申請した事業内容から拡大させようとする際に、煩雑な手続きが必要になる現状では、活動の活性化が図りにくいので、規制緩和を希望する。
- ・丁寧に指導をいただいております。ありがとうございます。
- ・公益法人に関する規定の情報提供。

2 定期提出書類・立入検査

1) 定期提出書類 (35 件)

- ・各年度の提出物が多く、小さな学生教育寮を運営している公益財団法人としては、専門家をやとえないこともあり、各年度、苦勞している。もう少し簡素になるところがあれば、簡素化をお願いしたい。
- ・定時報告資料の大量さと、立入検査の間隔（3年）は、小規模公益法人には非常に負担。

- ・年度報告書は、更に自動計算、転記できる場所があると思うので、簡素化を図ってほしい。
- ・事業報告書の簡素化を希望します。
- ・定期提出書類について。事業報告、決算報告を見れば全部書いてあることを、公益法人 info のホームページで同内容、またはそれ以上のことを入力しなければならない。使いづらい部分もあることから、使いやすくしてほしい。
- ・定期提出書類（事業報告）の内容確認が遅く、次年度提出直前になること。
- ・定期報告書の作成について、電子申請は数値等を入力するだけで作成できる書類と添付が必要な書類があるが、オンライン入力の書類は、一番効率よく作成できる順番に書類を並べて作成できるようにしてほしい。いつもどの書類から作成していけばいいか迷ってしまうし、数値データが他の書類に転記されるようになっているので、どの書類から作成し、どこに入力していけばいいかわかりやすくしてほしい。
- ・毎年の事業報告・計算書類作成は、もう少し簡易な様式にして欲しい。入力をする箇所があちこちのページにあり、理解と手間を要する。
- ・毎年度の事業報告や、事業計画の際、書式等が複雑でわかりづらい。入力しても連動されている部分が多く、使いづらい。もう少し、簡素化して欲しい。
- ・定期提出書類、特に事業報告については提出書類をもう少し簡略化してほしい。・定期提出書類の審査を迅速にやってもらいたい。
- ・事業計画書、事業報告書提出後の「完了」の可否の通知を早めに出して欲しい。
- ・零細法人の計算書類作成の軽減。
- ・補助金の実績報告の様式の統一。
- ・定期提出書類について。電子申請書類の入力画面が狭いため（行数も左右の幅も）非常に使いにくく確認画面でなく入力画面で文章の確認ができるようにしてほしい。と前回要望しましたが改善されてない。
- ・提出書類の削減・簡素化がされればありがたいと思います。（事業報告の別表資料等）
- ・提出書類の簡素化を望む。
- ・法人自体は基本的に非課税なのに、毎年「税の滞納がない証明」を提出するのは意味がわからないし、負担である。たとえば、立入検査の時に提示させる（日程連絡の時に「税の滞納も確認するので、証明書を用意しておいてください」とか）とか、数年に1回確認すればいいのではないか。
- ・年度報告の中には(変更がない限り)提出する必要が無い箇所が多いように思われる。そろそろ様式などを見直し、簡便化を図る時期になったのではないか。
- ・定期提出書類の作成にかなりの負担を感じる。やむを得ないとも思われるが、少しでも簡略化されると有難い。
- ・事業報告を提出したあと、だいぶ時間が経ってから、電話がかかってきて、細かいに内容を聞かれることがある。細かい部分の内容を忘れてしまっている場合もある。なので、できれば、提出してから早めに内容を確認してほしいと思う。
- ・内閣府への提出書類の簡素化。
- ・とにかく、毎年義務付けられている定期的な書類提出の負担感が大変大きい。何とか

- ならないか。定期提出書類（例えば、事業報告書）を電子申請を用いて提出しても、6～7ヶ月後に審査完了が掲載されるだけである。審査を速やかに行うべきである。
- ・当法人のように事業規模も小さく、職員一人という小規模法人にとっては、提出書類が細かすぎると思います。後任には移行時を経験していない人が来ることになりまますから、これらの書類を作成できるか心配です。一部の法人の不正は許せませんが、それを防ぐために全ての法人に細かい書類の作成を求めると、公益法人が成り立たなくなるのではないかと、本末転倒ではないかと、思います。
 - ・定期提出書類の別表A(1)7欄に前期の剰余金をプラスして記載することになっているが、公益目的事業のために有価証券の購入に当てた場合、それが認められていれば、プラスする必要はないのではないかと。そうでなければ、永久に剰余金が積み重なっていくと思うが。
 - ・公益財団法人移行後の管轄省庁への報告時における提出書類、事務作業の増加は本当につらく残業が増えます。事務局人員が最小限または一人でこなしている状況下の、立ち入り検査への対応も初めてでとても不安です。助成事業、財団運営等、日々の事務仕事をこなすことでも手一杯なのです。
 - ・職員が少ない中で、組織の規模や会計規模にかかわらずほぼ一律の基準や手続きが求められていると思われるので、事務負担の軽減をもっと考えてほしい。事業のための手間暇よりも、会計処理や事業計画の提出・実績報告提出、助成金事業申請・実績報告事務の細かさの負担が大きいように思う。
 - ・定期提出書類等の事務処理の軽減をお願いしたい。別表Hが必ずしも毎年度末に必要なであるとは思えない。
 - ・事業報告等、提出書類の事務が煩雑すぎる（様式がわかりにくい）
 - ・●毎年の事業報告等の提出、又は申請分について受付されてから完了されるまでの期間に差がある。数年前の提出分が受付済のままでいるが、完了にまで至っていない。訂正が入るなどの可能性があるのだろうか？完了までの大体の目安があれば安心かと思えます。●公益法人となり、良かった点、大変な点がある。良かった点は、社会的な信用が一般法人より高いと感じること。大変な点は、収支相償で事業活動が制限されること、小規模な法人なので職員も少なく、毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。
 - ・定期提出書類について簡素化を要望したい。例えば、別表B(5)公益目的事業比率算定に係る計算表、別表C(2)控除対象資産、別表C(3)公益目的保有財産配布計算表、別表F(1)各事業に関連する費用額の配賦計算表、別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表。
 - ・当社は少数人員でまた、出向職員のため、報告申請等の作業にかなり戸惑っている。現状は公益法人がひとくくりになっているため、改善を希望する。
 - ・毎年度、行政庁に報告する事業報告、事業計画（公益法人 information）には、各財務諸表や事業報告書等を添付させているにもかかわらず、様式への記入も課されている。効率的であると言えず、法人への負担を課しているように思う。システムの改善は検討されないのだろうか。

- ・公益事業報告は例年事業内容が変わらなければ変更点だけ記載すればよいのではないか。たとえば、開催日時、講演者、発表者等。
- ・制度や定期提出書類があまりに細かすぎて、未だによく理解できないので、もう少し簡単にしてもらいたい。また、財政運営資金（財政安定化基金）の積み立てを費用として認めてもらいたい。

2) 立入検査（6件）

- ・立入検査の結果通知文書を、もっと早くいただきたい。また、口頭での指導でも、改善を図らなければならない指摘事項は、文書でいただきたい。（当財団の事例）立入検査日：平成27年7月28日 結果通知日：平成27年12月1日。
- ・検査について、法令違反があるかどうかのチェックだけにとどめてほしい。
- ・立入検査ですが、2年に一度と聞いていたが、7年で一度しか受けていない。法人数と職員数から考えると無理があるのでは？提出書類を見て、3年から5年に一度程度でも良いのではありませんか？提出物が特に問題ない法人へは普通免許と同じように10年とかでも問題ないと思われそうです。
- ・立入検査頻度の低減。
- ・定期提出書類の簡素効率化。申請時の提出書類も同様だが、中小法人にとっては、事務負担が過大となっている。
- ・毎年6月に届出している事業報告でNo.45の納税証明書は、多数職員の実務を要するため、提出を不要とするか、数年に1度の提出に変更されたい。

3 変更認定・諸届（14件）

- ・電子申請をもう少し簡便にしていきたい。
- ・関連法に基づいた対応は理解できるが、事業内容を柔軟に対応していく必要がある場合変更認定申請が障害となってくる。1年も前に事業計画の策定や申請準備に取り掛かることは小規模及び事務局の事務負担からも不可能である。事業内容がマンネリといわれかねない状況に陥りかねないため、変更届とする事項を広げて欲しい。行政庁はそんなにも権限を求めたいのか理解しがたい。事業区分に変更がなければ個別事業の実施内容については、それぞれの団体の自治にまかせるべきであると考えている。
- ・申請時のPC使い勝手の容易化。システムとして厳しすぎると感じる。
- ・変更認定申請書類が多く、内容が複雑すぎる。
- ・変更申請は、認定申請とほぼ同程度の作業が必要であるが、変更の申請（特に事業）か届け出かの基準がよくわからない。
- ・申請書類の審査に時間がかかりすぎている。
- ・各種届出申請事項について回答までのレスポンスの短縮化・
- ・事業の変更認定申請に関する提出書類について、軽減してほしい。
- ・電子申請の入力作業の緩和のため、もっと簡素化できないか。
- ・県からの新規の委託事業など、次年度事業計画が確定する時期が年度末になってしま

うため、変更認定申請が必要な場合、年1回の審査会にかけの際の作業スケジュールが間に合わない可能性がある。変更認定申請の手続き簡略化や審査時期の工夫をお願いしたい。・事業変更認定申請と変更届の区分判断が難しい。事務負担の軽減のため、できるだけ事後の変更届で済むよう、基準を緩和してほしい。

- ・変更認定申請をしてから、認定までの時間を最大3か月程度に短縮していただきたい。
- ・申請の際の、インターネットでの送信（登録・データ保存）が、スムーズにいかないので書類自体は仕上がっているのに、送信までの準備に時間が取られて困っている。
- ・変更申請や事業報告等の届出のシステムが非常に使い難い。改善して欲しい。
- ・定期提出書類（特に事業報告等）及び変更認定申請等の事務が繁雑過ぎて業務に支障を来している。公益法人に係る全般的な行政庁への事務手続きの簡略化をお願いしたい。監査法人を設置するにしても多額の経費が掛かり小規模事業所では対応できない。

4 個別の制度改善要望

1) 収支相償（30件）

- ・当館は建物を指定正味財産としており、毎期減価償却相当額を、指定正味財産から一般正味財産に振り替えている。このため法人全体では資産の減価が進んでいるにもかかわらず、一般正味財産の範囲で見ると、収支がプラスとなっている。本来償却引当とすべきプラス分を、収支相償達成のため、費消する必要が生じている。指定正味財産内償却資産について、実態に即した取り扱いをお認め頂きたい。
- ・公益事業を非課税で無くても構わない（税率は考慮していただきたいが）ので収支相償の原則撤廃等の制限を緩めていただければと思う。
- ・収支相償の廃止
- ・是非、収支相償は撤廃してほしい。事業体として活動を継続していくためには、自己資金の確保がまず、必要だと感じています。
- ・基金運用収入のみの財団については、収支相償の適用除外をしてほしい。
- ・収支相償を考え直してほしい。
- ・収支相償について、基準の緩和をしてほしい。
- ・収支相償。公1のみで収益事業をしていない小規模法人だが、現行の制度のままでは将来が見えない。
- ・単年度ではなく複数年度での収支相償達成や、法人規模・事業量に応じて多少の黒字を収支相償の範囲内として認める等、ぜひとも収支相償の緩和についてご検討ください。
- ・収支相償は法人税非課税と表裏一体なので、制度としては必要と思うし、特定費用準備資金の運用解釈が広がってきたので、直ちに不相当であるとは考えない。今後も柔軟な解釈をお願いできれば幸いである。
- ・公益目的事業の剰余金は、公益目的事業にしか使用できない定めがある以上、長期的に収支相償となればよいのであって、短期的な期間で考えるべきではない。また、公益目的事業の剰余金は、流動資産としてある程度の繰越、累積を認め（5年程度）、中期的な期間で収支相償を図れば基準を満たすものとする旨（特に、公益目的事業しか

行っていない公益法人)の緩和措置について要望する。

- ・○当法人は薬学部の学生を対象として奨学事業を実施しているが、企業の株式の配当金が事業資金となっているので、採用した学生が卒業するまでの万が一の備えをしたいと思うが、毎年の剰余金を積立金として保有できるように配慮願いたい。
- ・一会計年度で剰余金が生じた場合に一定額を遊休財産として保有できるように収支相償についての考え方に柔軟性を持たせていただきたい。
- ・収支相称の判断は、単年度で判断するのではなく、5年等の長期的な期間で判断することを要望いたします。
- ・収支相償の廃止。
- ・収入が安定している法人に対する収支相償の考え方と、収入が天候等自然環境により安定しない法人に対する考え方を同一とするのではなく、個々の実態に沿った対応や考え方をしてもらいたい。(当法人は収入に変動があり、収入が多い年の余剰分は予想される将来の収入不足に備えてプールしておく必要がある)
- ・法人の収支については社会情勢の変化に応じて大きく変動することがある。このため、公益目的事業における収支相償基準の判定については単年度の収支で行うのではなく、複数年(例えば3年又は5年)の収支で判定するシステムを構築して欲しい。
- ・遊休財産保有限度額まで剰余金の留保を認めてほしい。
- ・収支相償の対応の緩和をお願いしたい。
- ・公益法人として継続的に組織を維持していくためには、一定の運営資金を留保する必要がある。また、賠償事案に備えた資金の確保も必要であり、財政運営資金積立資産等を一定程度認めてほしい。
- ・収支相償について。基本財産、特定資産、有価証券、固定資産の財産もなく、正味財産期末残高、期首残高が赤字の場合、当期が黒字になったとき、組織の健全運営をする上でも、黒字相当分を消化せずに赤字解消の補填に充当できるように緩和すべきである。
- ・収支相償を一定の基準をもとに緩和してほしい。
- ・収支相償には、例えば5%位の許容範囲を設けてほしい。
- ・収支相償は事業継続していく上ではナンセンスである。収支マイナスでは事業をどのように行っていけばよいのか教えて欲しい。
- ・収支相償について検討していただきたい。公益法人といえども、事業運営における減収減益が継続しており、財政面で余裕をもった事業運営ができるよう、資産を保有できるように制度改善を要望する。
- ・収支相償の問題解決。
- ・収支相償についての処置緩和。
- ・収支相償、遊休財産等についての柔軟な対応。
- ・公益法人制度改革は、不特定多数に対する利益の供与と活動への参画を求めるものであり、収支相償の縛りや法令上の問題もあり、長い目で法人の活動を見てほしいと思う。
- ・特定費用準備資金の積み立てに関し、今まで全く説明もないことを持ち出され、困惑した。剰余金対策の一環として特定費用準備資金の積み立てを行ったが、一部を公益

目的事業の費用としては認められないと指摘され、やむなく法人会計に区分して積み立てすることとなった。移行申請時に、固定資産について一部を法人会計に按分してあったため、その分は公益目的事業の費用としては認められないとのことで、特定費用準備資金も区分するようにとのことであった。事前に注意すべき点として説明すべきであると思いますが、担当者は「細かい点までは説明しきれないので」との談。事前に規定を作り、理事会に諮り、定期提出書類を作成した側としては、上から目線のお役所対応で全く腹立たしい限り。そもそも公益目的事業しか営んでいない法人に対し、移行認定申請時の按分など持ち出し、たかだか数万円を区分させて書類を再提出させることに何の意味があるのかはなはだ疑問。もっと個々の事業内容などを勘案し、柔軟な対応を要望します。

2) 公益目的事業比率・遊休財産 (2件)

- ・遊休財産の保有制限の条件の見直し。
- ・遊休財産処理について優遇是正を願う

3) 機関運営 (2件)

- ・理事会、評議員会の決議において、出席者の委任状での出席が可能になるようご検討をよろしく願います。(例えば、出席者の3分の1以下の委任状での出席において、決議が可能など)
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第66条(理事の任期)の改正。現在、理事の任期は2年と規定されているが、選挙の準備を含めると毎年選挙事務を行うことになり、毎年、手間と経費が必要となる。各学会の判断により「3年」とすることができるよう改正をしてほしい。

4) 会計 (5件)

- ・収益事業等利益の50%を公益目的事業会計へ振替えるとともに、法人会計への運営資金分を振替えています。この法人会計への振替え分についても、みなし寄付金として取扱うこととしてほしい。
- ・寄附金収入のみで公益事業を行っているため、必要額を法人会計に充当してるが、収支相償がマイナスになっていけば収支相償はクリアするが、300万円を割り込んでしまうことになって、解散することになってしまう。おかしくないか？ 寄附金を「50%以上を公益事業に使って下さい。」ということでもらっているが、法人会計で収支差額が残ってはダメなのか？残らないと300万円を割り込むことになる。おかしくないか？
- ・公益事業会計・収益事業会計・法人会計と3分類されているが、単純に公益事業会計と収益事業会計の2分類でもいいのではないかと思う。
- ・公益法人会計基準に関して適正な指導・監督を望む。
- ・ある程度の規制は必要と思うが、会計上の規制はもっと緩和して欲しい。企業の財産を運用するような財団法人と我々のような実態がNPOである活動団体とを区別して管理して欲しい

い。そのためには、定期的に立ち入り検査をしているわけだから公益事業の内容を重視し、本当に公益に資する活動をきちんとしていると判断したら、公益活動に必要な人員を確保するための人件費として剰余金をストックしておくことを認めていただきたい。

5 全般要望 (32 件)

- 新設の一般法人が内閣府の管理外であるのは、不思議でならない。そもそも公益法人改革は何の為にいったのか、本音の部分で再考して、本当の公益性とはなんなのか、何が日本に必要なのかを考える必要があるのではないのでしょうか？
- 1. 公益法人改革の当初理念に従った正しい運用をおこなっていただきたい。2. 法の付帯条件を尊重し、運用の実態、現場の実態を十分把握し、積極的に法改正を促して欲しい。特に、会社法の準用により会社法関連の法律の改正のたびに公益法人の実態にそぐわない規制が増えている。今後会社法の準用を主体とする法律ではなく、公益法人の特質に沿った独自の法制を構築すべきである。3. 規模、出資経緯などを考慮した決めの細かな運用をすべきであり、それが不可能であれば法改正を検討すべき（特に国民の税金に基づく行政府の外郭団体的な公益法人と民間のそれとは全く規制の要否が異なることを認識すべきである）4. 形式的な公益法人の訪問などやめ、もっと実態をきちんと掴むべきである。会計研究会に当事者である公益法人関係者の参加が皆無なのは現場の事態を無視した運営である。
- 小規模法人も大規模法人も、同一運営の考え方が理解できない。
- 1) ひとつの公益目的事業（助成事業）のみの財団は、公益目的事業会計の中で、事業費と管理費設定をさせてもらえると会計処理が煩雑にならずにありがたい。2) 電子申請した提出書類のは「受付済」から「完了」となるのにかなりの時間を要するので、修正があるのかないのか不安。
- 公益法人制度改革、マイナンバー対応、ストレスチェック等 の対応にエネルギーが浪費させられており、中小法人の運営を圧迫していることを分って欲しい。
- 不正な財産取得・蓄財などできない状況で、制限が厳しいと思う。剰余金の処理で頭を痛めている。自由に運営できる法人にしてほしい。
- 収支相償、遊休財産の緩和。定期提出書類の緩和。
- 制度改革の本来の趣旨を見失わない制度運用をお願いしたい。
- 収益事業としてレセプト・カルテ等用紙の頒布事業をしているが、単年度の売上額が10万円以内、利益が1万円以内と少額にも関わらず、収益事業実施団体のため、法人市民税として5万円納付している。小規模の収益事業は、一定の基準額を設けて、収益事業から除外することを要望します。
- 平成22年の事業仕分けを契機に国からのサービスセンター指導援助事業が廃止された。事業仕分けによる支援打ち切りや予算削減の動きがあるので、法的根拠を持つ事業に位置付けてほしい。
- 経常収益が年間5千万円以下の事業所には、規制の緩和を望む。
- 会員の皆様からの会費と助成金（公的なものではない）が主たる収入である当組織に

においては、公益的使命の必要性は大いに認識しているものの、会員の皆様への活発な事業（研修や各種説明会など）を通して組織の目的を達成すべきものと考えており、勿論、公正な会計処理は当然の担保的措置として確保することが大前提である。従って、「公益法人」と一括りの範疇では個々の組織の実体とややかい離した面があるのではないかとも思う。今後、監督行政庁の立ち入り検査が一巡した後、個々の組織実体と公益法人制度との法制面（会計処理面も含めて）が合致しているのか検討されることを希望する。

- ・小規模公益法人の事務負担を軽減する改正を望む。
- ・収益事業等会計の利益の50%（もしくは50%超）を公益目的事業会計に繰り入れることにより「みなし寄附」として税額控除が認められますが、この「みなし寄附」については当該事業年度内に実際に資金を移し替えしていないと税制上では認められないため、税額控除の制度を最大限に活用することができていない状況です。繰入額を決算確定額により「みなし寄附」として認めていただきたいと思います。*収益事業等会計の利益の50%の額を当該事業年度内に確定させることは実務上不可能です。
- ・公益法人制度改革は、国所管の大規模法人に照らし合わせた内容で、地方の弱小法人にはそぐわない。組織自体を解散・統廃合させかねない。適正規模に応じた内容の検討が必要と考える。
- ・公益目的事業のみの法人は、運用が大変難しくなっております。基本財産の取崩し、事業費の増額をお願いしたいと思っております。
- ・行政庁が主催する公益法人のセミナーを開催して欲しい。
- ・公益社団法人の中には、国や自治体から助成金・補助金を受けているものと、そうでないものがありますが、一切の助成金・補助金を受けていない団体の維持費、事業活動費は会員が負担する会費及び何らかの収益事業で賄っているのが現状です。まだまだ公共意識が低い日本の中では、“公益”を看板に会員を維持していくのは大変難しく、公益事業と共益事業のバランスを取りながら会の運営を行っていく必要があります。自らが公益社団を選択した以上、自らの責任・能力の下で会を運営していくことは当然のことなのですが、助成金・補助金を受けている団体とそうではない団体との取扱い基準については、何らかの違いがあってもよいのではないかと考えています。そもそもこのような法体系に改定された要因の一つには、補助金・助成金を受けている団体（主には国の外郭団体？）に不正があったからと認識しております。であれば、同じ公益社団法人であっても、助成金・補助金という形で税金が投入されている団体とそうではない団体との間に、厳しいチェックや縛りという点で、取扱いに違いがあってもよいと考えますが、このような認識と考え方はおかしいでしょうか。是非、ご意見をお聞かせいただきたく、宜しくお願い致します。
- ・○当協会は公益財団法人であるとともに、施設の指定管理者であり、県の出資法人でもあるため、収支相償の基準を満たせば他の制度との整合性を図ることが困難で大変苦慮している。○それぞれの部署への別様の報告をしなければならず、事務的にも大変な労力を要するため、できるだけ共通の様式で可能な方法を考えていただきたい。

- ・行政へのふるさと納税では多額の「お返し」を含めて資金を集めることが可能な一方で、公益法人は「お返し」は原則認められず、基準もあいまいで、行政の「ふるさと納税」が公益法人の資金集め・自主活動を阻害している側面を感じるので、見直しいただきたい。
- ・「公益法人であること」のメリットが、その厳しい基準や制限事項に比してあまりに少ない。一般法人となった方がよかったと考えている公益法人がほとんどではないか。そのあたりのことについて、もう少しご配慮いただきたい。あるいは、公益法人が任意で一般法人に移行できる制度を整備すべき。
- ・公益法人認定法により、ガバナンスや収支相償が厳しく問われることとなったが、評議員会の開催の日時と議題を理事会で前もって決めておかねば開けないことや、収支相償を求められることによる、活動の制限に非常に不自由を感じる。また、内閣府より、税額控除にかかる証明の更新申請中、寄付金受入明細書の提出を求められ、個人の氏名、住所、寄附金額等の個人情報の提出を求められた。法令には基づかない要請にあたるとのことで、また覚書等もかわせないとの返答で、当会では個人名+住所は出せない旨折衝し、企業や団体等法人等の情報を実績として出すことで、申請は受けつけられるに至った。当会は、法人等の実績も多くあるので、判定基準に達する情報数を提出できたが、実績数の少ない組織にとって、住所と個人名、寄付金額等を法令に基づかない特定情報として提出を求められることは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」にも矛盾するように思う。税額控除証明の手続きは見直すべきと思う。
- ・要望があっても変わらないだろう
- ・税制優遇以外に、お金の面だけでなく本来もっと公益法人に対してサポートできるものがあるのではないかと思います。
- ・内閣府に問い合わせするよりも、適切なアドバイスをいただける公益法人協会へ相談することが多くなっております。担当者が変わることが多いので、気軽に相談できる存在でいていただけるとありがたいです。公益法人協会へ相談しても、最終的な結論は行政庁がお出しになるので。
- ・制度が分かりづらい。ガイドラインの説明も分かりづらい。なにもかも分かりづらい…が…案外”担当者”は何も考えていない…なら、もっとシンプルにできないものか…
- ・新聞・TV等で公益認定を取り消された法人のニュースを見るたびに、定期提出書類の段階で見抜けなかったのかな？と疑問に思う。「法人自治」という新しい考え方により、以前の監督官庁制度に戻らないのだから、公益認定の審査の段階で十分に調査してから認定してほしい。認定後の立ち入り検査よりも、申請段階での調査で主たる事務所や活動場所に足を運んでいただきたい。そのために経費がかさむのなら、申請時に何等かの受験料のようなものを徴収してはどうか。
- ・公益法人会計を遵守しており収益も発生していないので、想定されている公益財団法人であると自負しています。今後政府が公益法人を廃止しようとする動きがあるようですが、純粋に公益事業に供している法人と利益隠しのための公益法人とは区別して対応して欲しいと思います。利益隠しの法人は一般法人に移行するのは当たり前だと思います。
- ・公益事業会計で、せめて1か月分の配分金相当額のプラスを認めてほしい。

- ・専任の職員がいない段階で、公益法人として認めたのは良くない。後に公益法人の業務を引き継ぎを強いられた者が大変苦労している。
- ・引き続き、無料の研修会や相談会を開催されたい。
- ・公益 information のサイトが、Windows10 上での IE でうまく表示されない不具合が出ており、早急な修正が必要と思われる。

2. 公益法人協会に対する要望

【質問 21】公益法人協会への要望があればご記入ください（160 件）

1 ホームページ（7 件）

- ・質疑応答の内容を公開されていますが、内容を更新して是非、続けてください。
- ・Q&Aの充実。
- ・御会のホームページで諸事、学ばせて頂いております。感謝申し上げます。
- ・いつも大変お世話になっております。ホームページで公開されている様々な情報を、いつも参考にさせていただいています。貴協会に加盟はしていませんが、今後ともよろしくお願い致します。
- ・貴協会の会員ではないが、ホームページは頻繁に閲覧させていただき、当法人の運営の参考にさせていただいています。大変感謝しています。
- ・情報公開などとても参考になります。会員ではないのですが感謝しています。
- ・「一般法人・公益法人なんでもQ&A」の充実。

2 相談事業（17 件）

- ・困ったときに、いつもご相談させていただいております。今後もアドバイスよろしくお願ひいたします。
- ・いつもお世話になっております。困った時の公益法人協会様です。今まで何度も助けて頂いたおかげで、今は全く問題なく運営しております。今後もよろしくお願ひいたします。
- ・困ったことがあれば、気軽に電話相談ができればありがたい。・理事会、評議員会の運営・代表理事の選任手続き、理事、評議員の選任手続きなど。（理事会では、医師がほとんどで、定足数を確保するために、日程調整に手数がかかる。必要なときには、書面議決により対応している。）
- ・いつもホームページを参考にさせていただいております。ありがとうございます。会員として入会したいのですが、当法人のような小規模法人では、会費が高すぎて入会できません。何か、方策があればと思います。
- ・メールでご相談させていただくと、お電話で回答いただいている。メールに返信いただけたら記録にもなるし、回答いただいた内容を検討のうえ、必要に応じ電話で確認できるのでありがたい。
- ・いつも相談にタイムリーにお答えいただき感謝しています。
- ・相談会など、非常に重宝に利用させてもらっています。
- ・相談会がいつも平日なので、週末に行っていただけるとありがたい。
- ・相談会は1回だけ参加させていただきました。いざとなったら相談できる先があると

思うと、心強いです。遊休資産の保有制限など、法令に納得がいかない部分があります。改善されるように活動をお願いします。

- ・ 今後、困難な事象が発生したら相談にのってほしい。
- ・ 電話相談の際、窓口で対応いただく御担当者様がこちらかの質問に対して「そんなこと当たり前だろう」「あーだめだめそれはできない」などと仰って対応をされることが頻繁にあります。こちらは分からなかったり困っているから質問しているのでありますから、もう少し丁寧に御教示いただけるとありがたいと思います。
- ・ 法人として困った時に、相談に乗ってほしい。
- ・ 細かい（小さな？）質問でも、他に聞くところのない法人事務局にとっては、協会の窓口での親切な対応は大変助かります。
- ・ 電話相談等の充実を図っていただきたい。（説明会や研修で疑問点を解消することも大切だが、実際の業務の中で急な対応を迫られることがあるため。）
- ・ 相談時に、内閣府の立場の助言だけでなく、相談者（法人）の相談事項・希望を実現する立場に立っての相談を受けて頂きたい。
- ・ メールでの質問にもよく返答を頂き感謝しています。
- ・ 質問に対応できる体制を今より充実していただきたい。難しい質問に対しても親切な対応をお願いしたいです。・特に小規模な公益法人が困っている事項を内閣府へ提言し、実現できるようにしてほしい。

3 セミナー（30件）

- ・ 研修会の開催日時を発表をもう少し早くしてほしい。職員の出張予定がとりにくい。また、会計経理の研修だけではなく、定時申請の方法（申請）特に年度開始後の方法の研修会を開催してほしい。
- ・ セミナーを活用させていただき、ありがとうございます。関西地区でのセミナーの回数を増やしていただければ、ありがたいです。
- ・ 大阪府での講座セミナーをもっと増やしてほしい。会費は総額払っているのだから。
- ・ 新潟市でも研修会、相談会を開催してほしい。
- ・ 研修会の料金低額化を検討いただきたい。特に会員向けに対してお願いしたい。
- ・ 公法協が行うセミナーでは、多くの立場の違った外部講師を使ってほしい。例えば、会計処理や投資等に関するセミナーでは立場の違う講師を選定するとか。セミナーが講師客引きの場になっていないか疑義をもたれないように。
- ・ 税務関係のセミナー等の実施を希望します。
- ・ 引き続き有益な研修会を開催してほしい。会員価格をもう少し抑えてほしい。
- ・ 公益法人協会が主催する研修の中に各法人のトップが受講して内容が財務、運営、管理全般に及ぶ研修を創設していただきたい。
- ・ 共同サイトへの掲載についてお世話になっています。新知識の研修等、もう少し安価に開催していただければと思いますが、勝手な望みでしょうか。
- ・ 各種講習会への参加料が高価すぎるので、出席したいが出来ないのが現状。少しでも参加料

- の値下げをお願いします。講習内容をDVD等（有料可）でもオープン化していただきたい。
- ・セミナーの参加費をもう少し廉価にして頂ければ有り難いです。
 - ・*公の助成金申請などに関する講習会、研修会を開催してほしい。*事業拡大に関する方法や研修会をそれぞれの都道府県で実施してほしい。
 - ・貴法人主催の研修会について、会員以外の法人より参加させていただく場合の受講料について、会員法人と同様とする又は現状より低廉な水準にするよう配慮いただくと幸甚であります。
 - ・各種研修会及び講習会等を実施しているが、地方中核都市部でも開催して欲しい。府県にはなかなか出張できる条件下には無いので・・
 - ・引き続き、公益法人に係るセミナー等の開催をよろしくをお願いします。
 - ・講座、セミナー等の会員以外の受講料を安くしてほしい。
 - ・セミナーの参加費がもう少し安くなればありがたいと思います。
 - ・他団体の会計処理がどうなっているのか。配賦処理など具体的な事例などについて、まとめた資料や講演会などでの説明を希望する。
 - ・会計制度等のセミナーの開催など役立っております。今後ともよろしくをお願いします。
 - ・費用無料の研修会を数多く実施してほしい。
 - ・昨年以降、静岡県でも会計基準の勉強会を開催いただき嬉しく思います。職員の異動などあるので、これからも実施いただければと思います。
 - ・貴協会実施の実務者研修会に参加したいのですが、小規模法人で職員数が少なく、財政状況も厳しいため、会費または受講費がもう少し安いと助かります。
 - ・有料の講習会について、現在の受講料（参加料）の軽減をお願いしたい。
 - ・いつもいろいろなセミナーを開催してくださり、ありがたい。無料の相談コーナーも活用している。これからも継続していただきたい。公法協に属している法人の横の交流の機会がもう少しあると良い。（知の交流サロンでは、参加者のおしゃべりはあまりできない。）たとえば、運営に関するセミナー等で、質問に講師がすぐに答えるのではなく、参加者が答えたり、ディスカッションしたりするような、少人数のワークショップ開催等。
 - ・法人運営実務や会計実務担当者を対象とした研修会を多く開催してほしい。（地方でも）
 - ・協会主催の研修会費が高いので、参加しやすいように低額もしくは無料にしてほしい。
 - ・研修の費用を軽減していただければと思います。
 - ・公益法人協会からいろいろな説明会の案内があるが参加費をできるだけ安くしていただきたい。
 - ・いつもお世話になっております。貴会では、多くの講習会や研修会、相談会などを開催されておられますが、大都市での開催が多く、弊会の如き地方所在の法人はなかなか参加することが叶いません。出来ましたら地方所在の法人が参加できるような仕組みを作っていただけたらと思います。また、既にそのようなものがもしあるようでしたら、ご教示を頂けますでしょうか。

4 月刊誌・書籍（4件）

- ・雑誌「公益法人」の内容には、公益活動とは直接関係が薄い記事が見受けられます。その分の経費を抑えて、無料のセミナーを開催いただけるとありがたいです。
- ・「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第73条が平成26年6月に改正され、評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定することとなりました。当財団は定款で財団の機関として会計監査人の設置を定めていますが、当面このような手続きは必要ありません。しかし、今後必要となった場合に備えておく必要があります。つきましては、具体的にどのような手続きの進め方をし、適正な手続きをしたことを証明するためにどのような書類を残せば良いのかについて、貴財団発行の「公益法人」誌などで解説していただきたいと思います。
- ・法人運営に役立つ書籍など、有効に利用させて頂いているが、今後もそのような書籍物の発行を期待する。
- ・1. 公益法人の月間情報誌のQ&Aが些細な事が参考になる。2. また、他の都道府県において行政庁の立ち合いがあったと思うが立会検査要項など詳しく教えて欲しい。(各行政庁によって異なると思いますが) 立会検査の本も出ているとおもいますが3. 議事録の各モデル文例集（公益法人用専門）があったら思います。

5 会員制度（8件）

- ・入会金及び年会費をもっと低額にして欲しい。
- ・当協会は全国公益法人協会の会員となっているが、貴会会員とはなっていない。会員でない法人に対する貴会の立場が不明。
- ・年会費が高いと感じている。セミナー受講料も高く内容的に興味があっても参加できないことが多い。地方にいと受講料のほかに交通費がかかるので、小規模団体にとっては経費負担が大きく参加を断念することが多い。
- ・年会費が高いと感じている。(経費負担が大きく入会できていない) セミナー受講料も高く、内容に興味があっても参加できないことが多い。地方にいと受講料のほかに交通費がかかるので、小規模団体にとっては経費負担が大きく参加を断念することが多い。
- ・会費が高額で当協会のような財政規模では加入しにくい。
- ・協会費を引き下げいただきたい。
- ・いろいろやっていただいている、ありがたいと感じています。協会非会員に対するサービスをもっと充実してほしい。あるいは協会会費を下げ、入会しやすくしてほしい。
- ・会費を下げてもらいたいです。

6 提言活動（29件）

- ・PSTの撤廃の推進をお願いいたします
- ・収支相償問題に関して、現状での解決策として『特定費用準備資金』の活用がありますが、活用方法について、認定委員会は積極的にPRすべき。『Q&A』と『よくある間

違い』で全く矛盾している内容もありました。会計研究会では、将来の赤字補てんに特定費用準備資金を活用できるとまで言っていますが、実務的にどのように処理すれば赤字補てんできるのか、PR 不足です。そのあたりを公益法人に対して積極的に活用事例を例示するなどしてほしい。

- ・こうしたアンケートに対する、意見要望を法令緩和に結びつくよう、内閣府への建議に向け努力していただくようお願いします。
- ・収支相償はなくしてほしい。出来ぬなら遊休保有財産限度額までは対象外にさせていただきたい。
- ・小規模団体の実情を吸い上げ、公益法人制度の見直しを提言して欲しい。
- ・シルバー人材センターは公益法人移行以前から遊休財産は一年の支出総額の1か月分(1/12)までは認めますと税務署からいわれ、実費弁償確認申請も5年毎に更新して、ほぼ財産はない団体でした。しかし、特例民法法人からの移行するときや事業報告の定期書類で、遊休財産の保有制限の判定書類(別表 C(1))は、1年分の事業費位の額が保有限度額になっております。限度額ぎりぎりまで持っていた法人なら毎年の収支相償も問題なくクリアしていけるのかもしれませんが、シルバー人材センターでは、このままプラスマイナス 0、か赤字状態にしていくと最終的には財産もなく破綻してしまうことは明らかです。遊休財産限度額まで積立してもくならないのか。市役所でも運転資金のような積立預金が認められているのに、公益法人では認めてられないのはなぜか？収支相償について緩和してほしいと思います。
- ・事業報告書の簡素化を行政庁に要望してもらいたい。
- ・既に取り組んでいただいていると承知していますが、このアンケート等を踏まえ、公益公人の現状、総意を、引き続き行政庁へ申し入れてほしい。
- ・定期提出書類等の申請書類に関して、手続きや書類作成を簡素化できるような取り組みを行ってほしい。
- ・単年度ではなく複数年度での収支相償達成や、法人規模・事業量に応じて多少の黒字を収支相償の範囲内として認める等、ぜひとも収支相償の緩和についてご検討ください。
- ・この6月に初めて決算にかかる計算書類を提出しましたが、法人の計算書類そのものの提出のみにしていただくとか、もう少し簡略化できないものかと感じました。
- ・公益法人が抱える諸問題について、常日頃から、内閣府はじめ諸関係先と協議いただき、情報をご提供いただいていることに力強さを感じています。今後とも、収支相償等について、内閣府との充実した意見交換をお願い申し上げます。
- ・収支相償の早期見直し
- ・事務処理の簡素化について検討をお願いしたい。
- ・経常収益額に応じた規制の緩和を強く望む。
- ・弊財団では基本財産は満期保有目的にしているが、昨今のマイナス金利状態で、保有債券の残期間の受け取り利金総額よりも売却益の方が大きい状況になっている。満期保有の例外規定(外部起因による売却)にマイナス金利も適用できるよう、内閣府への働きかけをお願いしたい。
- ・収支相償の緩和を働きかけてほしい。

- ・現在の公益法人制度へ移行の目的は、行政庁等々の設立した法人の無駄使いや公務員の天下りを是正することが主目的であったと理解しています。移行前に篤志家が設立した法人と区別できないかとの議論があったと記憶していますので、法改正を含め行政庁への働きかけを期待しています。
- ・理事会と評議員会が同時開催できるよう法改正を望む。
- ・オンラインの報告や申請にあたって、非常に使いにくく、見づらいため怒りすら感じる。かなりの書式の改善を求める。
- ・変更申請や事業報告等の届出のシステムが非常に使い難い。改善して欲しい。
- ・○公益法人も様々な組織があり、この線まで(から)など基準となる考えが相違する場合があることは承知しているが、特定の団体の問題をすべての団体に当てはめることが無いよう行政庁への申し入れ等お願いしたい。
- ・今後も各法人の意見・考えをまとめていただき、関係官庁へ具申等働きかけてほしい。収支相償で余剰金が生じたことがあります。(具体的な内容) H25 年度事業で生じたものを翌年度での費用執行することの説明をして提出するも未だ承認されず。
- ・収支相償について。基本財産、特定資産、有価証券、固定資産の財産もなく、正味財産期末残高、期首残高が赤字の場合、当期が黒字になったとき、組織の健全運営をする上でも、黒字相当分を消化せずに赤字解消の補填に充当できるように緩和すべきである。
- ・収支相償がゼロかマイナスの決算というのはいかがなものか。組織を運営していくうえでマイナスでは、組織として成り立たない。安定的な収益がなければ容易ではない。法人の事業内容にもよると思うが、行政からの補助金・委託金が収益の大半を占める法人においては、寄付金が自主財源として確保できる手段であるが安定性がない。収支の増減について、黒字・赤字が生じた場合5年程度の決算状況の平均等を判断材料とする等の緩和も必要と考える。もしくは、アンケートに対し各法人とも収支相償に苦慮している回答が多数寄せられるようであれば、収支相償の概念を撤廃いただくよう要望していただきたい。
- ・事業報告の電子申請を簡素化してほしい。(内容及び入力方法)
- ・情報収集と提供、並びに内閣府等への運動に継続して取り組んでほしい。
- ・現在、収益事業等の利益について繰り入れ基準に基づき公益目的事業に50%を繰り入れているが、公益目的事業の赤字額を限度として繰り入れができるよう繰り入れ基準の要件の緩和要望をしていただきたい。また、変更認定申請等の事務手続きの簡素化をしかるべき関係機関に申し入れていただきたい。
- ・1. 収支相償問題は多くの公益財団法人が抱えている問題であり、これに対し、強い姿勢にて主務官庁と粘り強い交渉を賜りたい。2. 公益財団法人の会員団体の現場担当者が集まる場の提供を行って欲しい。国際協力関係では、国際協力公益財団法人連絡会を定期的に開催し情報の共有化などを行っているが、同種の団体からも、運営における問題点、立入の際の対応など、学びあう場があると、更に質的向上が図れる。

7 期待と苦言 (34件)

- ・上記行政庁への要望をもっと真剣に対応すべきである。また、業界のリーダーとしての自覚がたりない。もっと現状に危機意識を持っていただきたい。NPO 法人やトラストばかり力を入れるのであれば別組織として運営すべきである。
- ・公法協は事務局の心の支えです。引き続き頼りにしておりますので、どうかよろしくお願いします。
- ・日本の公益法人の代表窓口として、マスコミとのパイプをより強くして、世の中の公益法人の活動や社会貢献を広く伝えてほしい。公益法人と言ってもまだまだ世の中ではどのような法人形態が、理解が不足している。
- ・セミナーや相談会等の開催が東京都に集中しており、地方法人のメリットが少ない。(セミナー等の動画配信やDVD販売等を検討してはどうか)・相談電話に対する対応において、横柄な態度で接する担当者がある。
- ・本会のような小さい法人では、貴会への入会や研修会を受講したいという希望はあっても、財政的に不可能です。ご検討いただければ、幸いです。
- ・色々な事例に合わせて、研修やアドバイスを頂いており、大変に助かっております。引き続きよろしく願いいたします。
- ・今後も引き続き寄与されることを望みます。
- ・各種お知らせをメールで頂いていますが、同じものをさらに FAX で送られてくるのは迷惑ですので、やめて頂きたいです。
- ・そもそも日本に寄付制度が定着しておらず、制度改善に取り組んでおられることはとても評価しています。ところが、寄付以外の収入源で法人を維持しているところが多く、小規模な法人も多い。公益法人は行政が行えない公的サービスを担っている面があることから一般法人との差別化を制度化して、一般法人が公益法人となることを目指し目標となることで、公益法人の社会的地位の向上を図っていただくことを期待しています。国民が非営利活動をしたい。→一般法人を設立し活動。→もっと社会に貢献したい。みんなでこの活動を支援しなければならない。→公益認定→公益目的事業活動の増進→公益法人になって良かった。今は最後の「公益法人になって良かった。」が非常に乏しいと思います。
- ・財団運営にかかる適時適切な情報を頂きたい。
- ・先ほども収支相償で回答しましたが、今後管理士事業1本では正味財産が減ることはあっても増えることはないので、今後何か新規に収益事業考えて、少しでも正味財産を増加させたいと思いますので、具体的な指導を受けたい。
- ・今後も、いろいろと情報提供をお願いしたい。
- ・今後とも適切な意見集約と、公益法人支援活動をお願いします。
- ・情報共有の場として今まで以上にご活躍いただくとともに、どうしても窮屈な制度運用となりがちな行政機関のブレーキとなっていただきたい。
- ・いろいろな点で参考になる発信をしていただいています。現在追加で要望するものはありません。

- ・全国の公益法人を支える団体として、今後ともご指導の方、よろしくお願ひいたします。
- ・今後ともいろいろとご指導ご支援頂きたく、よろしくお願ひ致します。
- ・法人運営に必要な情報提供の一層の充実。貴協会が主催する講習会等の受講料の引き下げ。
- ・公益法人の円滑な運営の観点から、行政庁の監督をチェックし、その動きを情報発信してほしい。(変更申請や届け出など)
- ・貴協会の情報をよりどころとしています。セミナー・情報誌等の活用により少しずつ知識を増やしていければと思います。
- ・行政庁との見解の統一。行政庁担当者から公益法人協会見解は判断基準足り得ないと言わしめないこと。行政庁担当者の知識レベルおよび取組姿勢UPのため行政庁担当者に対する公益法人協会の教育を期待する。
- ・熱心に対応していただき感謝しています。
- ・わからない事ばかりなので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひします。
- ・当法人のような小規模法人にとっては大変助かっています。ありがとうございます。
- ・上部団体に、公益財団納税協会連合会があり、そちらで指導を受けていますので、このようなアンケートは不要かと。
- ・国民、公益法人の利益を考え、行政庁の誤りを正して欲しい。
- ・寄付月間・遺贈・休眠口座等、公益活動を推進するための中間支援を今後も期待したい。
- ・平成21年より公益移行に関する資料を見せていただいています。お陰様で平成23年4月に公益移行登記ができました。感謝申し上げます。ここ数年は、FAQで他財団の様子を見て、どの財団も問題や悩みを抱えていらっしゃる事が理解できました。今後とも有益な資料を公開して頂けると幸いです。どうぞ宜しくお願ひいたします。
- ・公益法人の抱える問題や悩みを集約し、新公益法人制度の基本理念に沿った方向で行政庁に改善を働きかける役割は大きいし期待する。一方、公益法人の中の努力不足、理解不足を具体的に指摘していただきたい。
- ・本来の目的に合った公益法人をしっかりとサポートして下さい。
- ・いつもお世話になっております。多々ご教示ありがとうございます。
- ・いつも情報を参考にさせていただいています。
- ・今後も公益法人運営についての新しい情報を解り易く各拠点に届けて欲しい。
- ・予算が少ない協会にとってはサポートは無償で行っていただけると、有り難いです。

8 その他 (31件)

- ・メールアドレスを開く際のセキュリティーの強化、遠方の研修会等、ご案内はありますが予算の関係・多忙により参加は難しい。
- ・このアンケートを毎年行われているのですか？去年はありませんでしたが。このアンケートのシステムで一時保存機能が必要です。
- ・インフォメーションの入力方法について、個別対応をお願いしたい。
- ・シルバー人材センター制度の根幹が、難しい状況になる考え方が北海道です。東京をはじめとして全国の各県は北海道のようなことは言いません。厚生労働省も総務省や

内閣府に対しては消極的です。当然、北海道に対応する北海道シルバー連合会も迎合して、真の対応をしていません。

- ・法人会計でしか事務所の経費がみられないと認識しているが、公益事業で対応できる手法があれば御教授願いたい。
- ・公益法人インフォメーションの書類作成フォームが、非常に書きづらい。(私の勉強不足とも考えられるが)
- ・基本財産の運用に関するアドバイス。
- ・○特定費用準備資金制度の運用など、レアケースの事例の情報提供や運用ノウハウの提供を積極的に行ってほしい。○公益法人間の情報交換や交流の場を設定してほしい。
- ・現場の公益法人の巡回(指導などではなく、現場確認程度)。
- ・アンケート結果等が共有されるので、良いと思う。
- ・会計、公的手続き、役員会運営等についてジャンル毎のFAQを充実させて欲しい。
- ・公益法人相互で情報交換出来る場があれば良いと思います。
- ・広く国民に対して公益社団(財団)法人とは何かを広報してほしい。
- ・収支相償で、収入が上回った時の対応策として、各財団での参考となる事例があれば公開していただければ大変ありがたいと思います。よろしく願います。
- ・各地域毎(都道府県レベルでもよい)に公益法人制度、会計に詳しい会計士のデータベースをつくって欲しい。または、斡旋して欲しい。
- ・(アンケートに書ききれなかったこと)立入検査は必要限度内と感じたが、一部、理解に苦しむ指導があった。それは表彰事業における懇親会で、お酒の提供をしないようにというものであった。その場で、この指導は他の事業者にもしているか、たとえば京都賞ではどうなのか、国や地方自治体の表彰での取扱いはどうなのか・・・等質問を重ねたところ、持ち帰りとなった。後日、お酒の提供は控えめとし、その費用は法人会計で処理するように指導があり、事を収めるため受け入れた。
- ・毎年のアンケートがどのように制度改善等に役立っているのかについて、情報をいただきたく、よろしく願ひ致します。
- ・電話相談やなんでもQ&Aなど利用、閲覧させていただき法人運営を助けていただいております。弱小法人にとっては会員になるのは難しいので、今後も非会員の方は2回目から有料といたします(1回につき5,000円+税)。を続けていただきたい。
- ・協会が保有する情報についての参加財団からの情報解析の要請などに応じてほしい。
- ・事務処理、会計処理の実態調査はいかがでしょうか。
- ・そもそも”公益法人”に対する世間一般の認知度・必要性が低い。それぞれの”公益法人”内の人間にも、”公益法人の運営のプロ”が少ないように感じる。今でも、色々セミナーをされておられますが、更に色んなセミナーや交流会などを企画していただき、安価で参加できれば・・・と思います。
- ・アンケート回答にあたり、作業途中の内容を一時保存できる機能があればありがたい。
- ・公益社団法人移行に際しては、モデル定款をベースとしたが、会員の除名に関する基準が高く、現実的には運用が困難であると思われます。会員の除名については、総会

の議決を必要としていることは承知しておりますが、例えば、刑事処分あるいは重大な適正化法違反等が判明した場合においても、当該会員の身分を保持させ、総会の議決を得ることが必要なのでしょうか？定款を変更し、刑事処分あるいは重大な適正化法違反等が判明した場合には、当然に除名とする条項を加えることは可能でしょうか？また、会員に対する処罰規定＝資格停止規定（助成金の受給資格の一部停止）を作成しようとしています。定款にそれらの条項を盛り込むことが必要なのでしょうか？あるいは、会員規定を改正し上記内容を盛り込み、当該会員に対しては理事会で弁明の機会を講ずる等の措置を設け、会員規定の変更を総会で承認することで適法となるか、ご指導願います。

- ・度々お世話になっており有難うございます。
- ・公益法人にとってメリット（又はデメリット）のあるような税制改正については、何度か周知していただけると有り難いです。少人数所帯の法人では、中々改正に気付くことが少ないので、よろしく願いいたします。
- ・不明な事柄が生じた場合、常時、受付・相談される機関を設けて欲しい。
- ・今後も多くの情報提供をいただければありがたいです
- ・公開された情報を拝見し、度々、参考にさせて頂いております。ありがとうございます。
- ・過去のQ&Aや相談窓口を利用させて頂いております。
- ・今後も変わらぬご指導を賜りたい。
- ・会員ではないのですが、折に触れてお世話になっております。

10 自然災害への対応

【質問 23】公益法人として、災害に対して、これからやるべきこと、今後に向けての問題点、伝えていかなければならないこと等（286件）

1 これからやるべきこと、対応（161件）

- ・震災等の支援させていただきたい気持ちはあるが、研究者の、特に若手研究者の支援を今後も増やしてゆきたい。それがこの財団に与えられた社会的使命と考える。また徐々にではあるが、そのようにしている。
- ・12名の小さな学生教育寮だが、今後とも地震や火事などの災害については、これまでのように予備訓練や意識向上をはかり、注意深く取り組んでいきたい。
- ・コミュニティ施設等の指定管理を受託しているため、施設に災害用の備蓄品をさらに整備していく。
- ・緊急支援物資輸送等の行政との協定等を積極的に展開し、公益目的事業として更に推進していきたい。
- ・当法人は医療機関、介護福祉事業所の運営をしておりますので、医師、看護師、介護職員などの専門職の現地派遣などは、従来より行っておりますが、今後とも継続してゆきます。
- ・当連盟では熊本地震や東日本大震災以前より大規模な災害と思われる災害が発生したときは当該地域の空手道連盟への義援金の寄贈を行ってまいりました。個々の団体での対応は限界はあると思いますがそれぞれの団体で出来る事から行っていくしかない

のではないかと思います。

- ・相互扶助精神は、被災地であるため経験済みで、活動にも入っており、行政庁もその活動に対しての理解は深い。自然災害は、どこで発生するか予測不可能であり、出来る範囲の中で不特定多数に対して、啓発の機会を作っていきたいと考えております。
- ・被災者の精神的支援を行いたい。
- ・当センターは、海事関係の公益財団法人であり、今後もその方面への支援をできるかぎり行っていきたい。
- ・今回、日体協を中心に、その活動を推進されましたが、今後も同じ公益財団法人としてできることに協力していきたくと考えます。
- ・公益団体である以上、自然災害等によって被災した社員に対しての支援は行うが、広く公益という考えで社員以外でも、関連施設に対しての支援を行っていく。
- ・災害関連事業としての対応は難しいため、募金等の方法で支援したい。
- ・事業として支援をしてはいませんが、会員から任意で募金を募り、赤十字などを通じお送りしています。細々とはありますが、会員が長く支援する意識を持って行っております。
- ・東日本大震災の際は全国の法人会から物心の支援をいただきました。災害がないことにこしたことはありませんが万が一のときは現在の当会の財政状況の中からできる限りの支援を行いたい。(熊本地震では会員からの募金等を義捐金として送らせていただきました)
- ・熊本城復興支援募金を実施しており、法人目的に合った支援を行うのは当たり前と思っている。
- ・現状の運営が継続できることが一番と考えています。
- ・災害に向けて、当基金の事業における範囲の出来る協力は、行いたいと考えております。
- ・東日本大震災復興支援を目的として、一般社団法人福岡県法人会連合会青年部会連絡協議会が企画した復興支援事業に参加しているが、引き続き支援を行う方針です。
- ・森林と自然災害とは密接な関係にあるので、今後も支援につながる事業を実施していきたい。
- ・消費者教育を中心に公益事業を行っている。防災・減災に関する消費者教育企画を子ども向け、一般消費者向けに毎年行っていかなければならないと考えている。
- ・各公益法人がその公益事業の特色等を活かして、無理なく効果的な活動を行うことが重要である。
- ・自然災害等が起こった場合には、被害を受けた会員に対し、義援金の支援を行っているし、これからも支援を行って参りたい。
- ・当法人は全国組織の結核予防会の支部であり、大規模災害時には「災害支援本部」を立ち上げ、全国組織としての連携と情報収集に努めるとともに、医療・保健活動を通じて被災地に支援チームを派遣するシステムを構築している。(東日本大震災時にも本部・支部から支援チームを派遣)
- ・我々は災害ボランティア団体ではないので、東日本大震災の際にも直後は対応できることがあまりなかった。しかし、環境活動を普及啓発し、普段から省エネ省資源を心がけ自然エネルギーの利用など環境配慮型のライフスタイルを構築することは防災上も重要な視点であり、普段の活動が災害対応にも有効に機能すると確信している。今後も環境問題の普及啓発活動を継続していきたい。

- ・チャリティーセミナーの実施など。
- ・法人の目的にそって対応すべきことと思います。
- ・自然災害債務整理登録支援専門家の登録に協力しており、今後も協力したい。
- ・当法人は、建築物の耐震化を公益目的事業の一部に掲げて活動しております。被災後の対応も重要ですが、被災者を出さないことの方がより重要と考えております。国民、行政ともに「未然に防ぐ」にもっと力をいれていくべきだと思います。
- ・いつ発生してもおかしくない自然災害ですが、発生規模を考えると一公益法人で対応できる範囲はごく限られた一部になってしまいます。被災地が遠方であればともかく、法人自体が直接被災した場合はそれさえもほとんど無力に等しいでしょう。これまで東日本大震災や熊本地震の際には弊法人が関わる学校の施設や被災生徒に多少なりとも支援を行ってきましたが、弊法人規模での対応はおのずと限界がありました。社会貢献を掲げる公益法人としての役割は、そのような中でも先ずはできることから始めて実施してゆくものと自らに言い聞かせています。
- ・災害時の行動は、公益法人として以前に人間として助け合う意識が必要だと考えます。そのうえで、公益法人としては平素からそういった意識の向上に寄与していく努力を続けるべきであると考えています。
- ・私どもの事業活動で被災者の支援になるものがあれば積極的に活動していきたいと考えています。
- ・東日本、熊本地震と災害への義捐金を送ったが、今後も同じような災害が発生した場合は、会員へ寄付をお願いすることとなる。
- ・全国規模の支援は日看協が主導で行われており、これからも日看協と協力して実施する。
- ・弊財団の助成団体の中に、被災されている団体(熊本県)があり、弊財団の活動趣旨でもある子どもや親子の活動に対して、支援できることとして、従来の助成枠と別に協賛金を出している。
- ・激甚災害支援基金として預金の積み立てをしている。年に一度、警察、消防との大規模災害に備え医療救護・身元確認訓練を行っている。また、年に一度区民向け防災講演会も開催している。
- ・災害時のケア従事者の宿泊、負傷者への対応ができる救護施設として全施設が運営できるようまた地域防災活動に積極的に参加し、医療機関として地域に貢献するよう区とも話し合いし対処している(備蓄、防災訓練等含め)。人員の余裕が多少あれば被災地への支援活動もする意思はある。
- ・このことに関しては、運動実施団体である、ボーイスカウト日本連盟、奈良県連盟が支援活動を行っている。本法人としては、この活動に対し、資金助成を行うことで対応を行っている。
- ・自然災害はいつ起こるか分からないと言う事を肝に銘じ、いつでもそれに対応できるよう考え、その時には行動を起こす。
- ・災害への備えの普及啓蒙活動。
- ・困っている方の「お助け隊」として、シルバー事業を展開していきたいと考えていま

すが、安全・適正就業を第一に考えることにより、いろいろな縛りや資格の問題等があり、大変難しいし、業務範囲が狭められる。託児や家内整理も保母資格保有者が最低1名は必要だと考えているし、家内整理業務も一般廃棄物処理資格や古物商等の資格も必要かと感じている。

- ・北島町シルバー人材センターでは、北島町社会福祉協議会の災害ボランティアの会員となっており、昨年も3回の研修会に参加し知識を深めました。又社会福祉協議会と連携をとり、災害時はセンター什器備品の貸出や、シルバーとして経験を生かし助言や発言又被害者に寄り添い心のケアなどをしていきたいと思えます。
- ・事業収益が生じた場合、その一部を災害支援に充てる制度を設ける。
- ・法人会では、各単位会での災害見舞金を全法連（中央団体）で取りまとめ被災地の法人会に送金し、支援活動を実施している。
- ・東日本大震災に関連して、福島原発の放射性物質の環境影響を調査研究する分科会を立ち上げ、活動している。その結果は、一般市民の公開の講演会等を通じて、情報を明らかにしている。
- ・環境保全団地で緑地を所有しているため、常に、台風等によっておこる土砂崩れなどで近隣住民に迷惑がかからないよう注意・警戒するとともに、防災工事などを定期的に行っている。そのため、別の地域での災害発生への支援については、事業としてはこれまで行ってこなかったが、同様の団体が被災した時には寄付をしたり、行政の行う復興イベントなどに参加してきた。また、事務所周辺の緑地は災害発生時の避難場所等に使ってもらうよう近隣自治会に申し入れてあり、建物の一部や井戸などの活用も考えている。
- ・定款に規定された事業によって、そういう支援をする旨を規定している公益法人は積極的にすべきと考える。
- ・当財団の事業目的達成に向け事業を継続していくことが、中長期的に災害時における地域住民や地域内の事業所等の適切な対応行動の一助となるものと考えており、今後も着実に事業に取り組んで行きたい。
- ・当法人の役員・会員は、病院含め、診療所・検査センターなど、多くの者が医療施設に所属している。災害初期においては、所属施設の職務規定に則り行動するケースが多く、法人としてどのように活動、対応していくか苦慮しているのが現状である。先の熊本地震では、全国の同職種団体で協力しあい、避難所等を回りエコー検査・血栓症などの検査を実施した。災害地の要望に答えるべく、この様な形で協力していけたらと考えている。
- ・当協会は、ペット関連団体と常に連携し、災害があったときは現地の支所及び獣医師会と協議をすることで、敏速に対応している。
- ・被災地に赴いての活動は、本法人としてはなかなか難しい。そこで、展覧会開催に合わせてチャリティーを開催し、その売り上げを後援のNHKなどを通して寄付するという活動をしている。
- ・BCP（自然災害などへの対応を定めた事業継続計画）の計画を策定した。
- ・社内での災害・震災マニュアルの整備（公益法人としての使命と市への支援体制づくり職員への共通の理解と・支援内容等のすり合わせを現在進めているところであります。

- ・その時にできうることを会員にはかり実施することを考えている。
- ・協会の財政基盤に影響しない範囲で協力支援ができるよう財政基盤の安定化に努力したい。
- ・当方ができることは、募金等限られていますが、近くで起きれば当方の団体が率先してボランティアとして取り組むことになると思います。
- ・災害に関する既存の事業を継続しつつ熊本地震における対応の検証を行い今後の体制構築に努める。
- ・熊本地震も含め、宮崎口蹄疫、東日本大震災の際に、会員に対して義援金を募集してきた。今後も、こうした活動を継続していきたい。
- ・同様な関係公益法人と連携して臨機応変に対応する。
- ・当財団では、研究助成の対象課題として、先駆的・独創的研究活動のみでなく、社会的要請の強い研究活動、神奈川県または横浜市に関する研究活動など、地域的課題への助成を積極的に行っている。
- ・施設としての安全の確保が第一であるため、必要な修繕や大規模な改修などを行政(市)と協議しながら進めて参りたい。
- ・公益法人が災害時に行う業務と言っても、自らの団体業務を主体として行っていくことが必要であり、その業務拡大を図ることは職員数の増加を見込めない現状からすると大変困難であると感じる。災害関連に迅速に対応するために、今の業務の中で何ができるかを検討しておくことが必要と考える。
- ・積極的な人的支援の協力と募金活動。
- ・その都度当法人で対応可能なことを検討し、少しでもお役にたてる支援をしたいと考えています。
- ・公益事業の中核である調査研究の主要なテーマとして取り組んでいく。
- ・災害等の緊急事態の発生は、地域経済に重大な損害を与えます。中でも中小企業や小規模事業者等は経営基盤が弱く、事業の継続が困難になり、従業員の解雇や倒産、廃業に追い込まれる恐れがあります。そこで今後は、行政と連携を図り、事業の継続・早期復旧を図るうえで重要となる BCP(事業継続計画)等の策定支援に力を入れていく予定です。
- ・本財団では、災害に直接関連した事業はないが、通常の事業の中で罹災者に少しでも役に立てるよう出来る範囲での努力をしている。今後とも引き続き励みたい。
- ・本団体の認定の内容からして、最も自然災害等の対応は遠い項目であると思える。が、必要に応じて、何か貢献できないか模索しているところである。
- ・植林によって災害被害を低減等する取組に関心を有している。災害時、私たちはどのように緑に守られ、また緑と共生してきたのか、このような観点から植林の重要性を多くの人々に認識してもらえよう、取組を進めていく必要があると考えている。
- ・行政庁と連携を図りながら、公益法人として何ができるか、何をすべきかということについて考えておく必要があると思います。
- ・思春期の子供たちへの援助の在り方を検討。
- ・公益法人として、果たすべき役割があれば、支援していきたい。
- ・東日本大震災後に新たに現地の大学への支援を行ったが、今後とも、財政面が許容す

る範囲において極力柔軟な対応を図って行きたい。

- ・当法人も被災県に立地しており、高齢者が主な構成員となる団体ではあるが自然災害が発生した際には会員の知識・経験を活かせる分野での支援を行うことが重要と考えます。
- ・公益法人として出発しているも、収入面では不安定。寄付金に頼っているため、現状は厳しい。災害が起これば、障害者のたちまち困っている現状が浮き彫りにされます。現状では、自分たちでできる方法で支援を行っていますが、余裕をもって各地に起きている災害などによる公益法人としての役割を全うしていきたいとは考えています。
- ・自然災害等に備え、シルバー人材センターとして出来る事があれば、行政との災害協定を結ぶなどし、地域に協力、貢献できればと考える。
- ・被災した方々にはお悔み申し上げます。自分たちも被災したらどうなるのだろうか不安に思います。人員や財源が限られた中ですが、もしもの時のために準備が必要だと考えています。
- ・本会所有の建物の耐震について考え中。
- ・会員に対し、支援金等の協力を呼びかけたい。
- ・各法人が実施できる災害時支援活動について、平常時から体制の整備やネットワークの構築、訓練などを行い、災害時に迅速な対応ができるようにしておく必要がある。
- ・東北、熊本地震については、寄付金として対応した。
- ・自然災害時での緊急避難所としての施設提供・行政、関係機関の災害訓練の場としての施設提供・防災、ドクターヘリ等の緊急時着陸場提供。
- ・組織におけるリスクマネジメントの徹底。
- ・災害時に日本栄養士会と連動して食・栄養支援に出かけています。
- ・災害支援チームの人員増が難しい。日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）では、各都道府県栄養士会員のリーダー育成に取り組んでいる。災害発生時には、このチームとの連携による活動（健康保持・栄養改善）を行うことができる。
- ・同業界の各団体間の連携を図ることと、当団体だけでなく、地域全体を支えるような活動展開を図ることが必要。
- ・災害の種類と規模について、何ができるか検討中。
- ・県と連携しながら社会インフラの災害復旧等の支援に取り組んでいきたい。
- ・観光振興団体としては、災害後の地域に対して観光客などの誘致を図り、経済効果の波及を通じて地域の発展に寄与する方法がある。当協会は、東日本大震災後の三陸沿岸地域の復興支援のため、国の補助事業を活用して被災地復興支援事業を平成24年度から平成27年度に実施している。
- ・当会は全国47都道府県に健診事業を中心業務としている支部をもつ全国組織であるため大規模地震等災害時には被災した支部の救済支援や被災地住民の健康支援を使命としています。実際、東日本大震災時には岩手、宮城、福島3県支部は自ら被災しながらも、県の要請等により翌日から被災地を巡回して被災者の健康支援を開始したため、早急に本部において「結核予防会東日本大震災対策委員会」を立ち上げ、被災3県支部における震災直後の被災地支援活動を引き継ぐ形で協働体制を構築していきました。具体

的には、結核、呼吸器疾患、生活習慣病対策を中心とした被災者の衛生上の課題に取り組むべく健康・医療支援計画を策定しつつ、支援の呼びかけに応じて駆けつけてくれた全国の支部及び関係医療機関の医師、保健師、看護師、臨床心理士、運動指導士などの支援者をチーム編成し、複数の避難所や被災した医療機関などに拠点をおいて、3か月以上にわたる被災者支援を実施したところです。こうしたことから、結核予防会は現在、毎年「結核予防会大規模災害対策委員会」を開催し、大規模災害時に備えた情報収集・伝達網の整備、大規模災害発生時の支援活動マニュアルの整備、支援者の登録制度と研修を実施しつつあります。そして、大規模災害時には厚生労働省対策本部及び都道府県の対策本部と連携し、支援活動を展開することとしています。

- ・被災地への特別支援を、事業の範囲内で優先的に行う。
- ・大災害が起こった直後は意識が高まるものの、時間の経過とともに意識が薄れてしまう防災に関する知識を高めることができるよう、公益目的事業の中で防災訓練等を実施し、災害を未然に防ぐための取組を行う。
- ・各施設の防災に対する整備を促すとともに、各自治体と連携を密にし、園児・保護者及び施設関係者の安全確保が図られるように努める。
- ・被災者の方の心のケアに対し、私どもでできることがあると思うので、是非、実行に移したい。
- ・公益目的事業において、従来より被災地からの寄宿困窮者の受け入れは優先して行っている。
- ・協会としては、会員とのネットワークが大事と考えます。被災時は、会員施設の被災状況と必要とされる支援内容、支援できる内容を把握し、その情報から事務局が災害支援のコーディネイトをすべきです。もし県内での対応が困難な場合は、全国組織との連携、近隣他県への連絡調整を要します。これからの意図から、県内会員施設の事務長レベルの連絡網（休日対応含む）の整備、県内ブロックごとの協力体制構築を本年度実施予定です。
- ・いろいろやらなければいけないこともあるかもしれませんが、何をすべきかその都度考え、組織としてできることをやればと思っております。
- ・今後も出来る限りのことをしていきたい。
- ・東日本大震災では大量の物資が川や海に流入し、その多くが海面上のゴミとなってしまった。当会では海面清掃業務を行っている。この技術と経験を震災時に活用できるのではないかと考えている。
- ・学会としては、日本学術会議と連携して、防災学術連携体が発足し、本法人もこれに加盟しています。ただ、学会連合であり、社会認知活動的には限界があると思います。公益法人協会として、同様の取り組みをしていただけたらどうかと思います。一般社団との差別化にもなるのではと思います。
- ・被災地域への支援継続。
- ・当法人では、岩手県と沿岸12市町村、県都盛岡市との間で、災害支援協定を締結し、いざ災害が発生した時には、公益法人として県民の皆様の支援にも努めてまいりたいと考えております。
- ・当法人は助成事業をしている財団である。今後このような災害時には、現地で支援活動をしている団体に対する等の金銭的支援を行うことを先般の理事会にて申し合わせた。

- ・復興に向けての支援。
- ・中越沖地震の被災地です。当協会の目的の地域の国際化に即して災害時も多言語支援など活動しています。
- ・被災地への医師派遣や当学会の認定施設からの薬剤供給等が迅速にできるようなシステムを構築すべきであると考えている。
- ・日本語が使えない人々への通訳支援。
- ・本法人は、知的障害者の福祉向上を事業としているため、「福祉避難所」の設置などや障害者に対応できる人的ボランティアなどの対策を自治体等に呼びかけている。
- ・大規模災害時において、災害弱者となる在住外国人、訪日客への緊急救済措置。
- ・被災地自治体職員のストレス調査の経験があるので、今後も必要に応じて同様の取り組みによって支援の一端としたい。
- ・常勤職員が少ない中、非常時の人員配置や人件費等の経費負担が課題となるかと思えます。・日頃から関係団体や協力いただけるボランティア等と連携を密にして、顔の見える関係を築いておくことが重要であると感じています。
- ・東日本大震災では、被災された方々へ少しでもお役に立てるよう、協会会員並びに公認スキー学校より義援金を受付け、日本赤十字社を通して被災地にお贈りいたしました。今後も、協会として義援金募集、協会会員による現地における支援活動、賛助会員様からの協会を通しての支援活動を続けていきたいと思えます。勿論、被災した会員についても、規程に則した支援を行います。
- ・業界関係の都道府県全国に発生した被災情報を発信し、そしてその被災現地での支援活動を出来る範囲で実施する。
- ・各団体が、災害時に地域に援助できる体制が確立されていることが理想ですが其々の強みとしているものを生かせる災害ネットワークがあるとよい。その為にはネット活用等を通じ、情報交換ができる状況がつけられていると有難いと思えます
- ・【質問 22】で、災害に関する事業について、「公益目的事業としては元々何もしていないし、その都度対応もしない」と回答していますが、弊法人は文化財の保存修理を公益目的事業としており、東日本大震災等で被害を受けた文化財についても修理を行ってきました。今後も、公益目的事業として、とくに「震災関連」事業を設定することはないと思えますが、従来通り、現行の公益目的事業内で、災害等に対する支援・協力を行なって行きたいと考えています。
- ・震災地会員の会費免除等を継続したい。
- ・東日本震災時と同様に、免許の手続きの便宜等、必要で可能なことで対応していきたいと考えている。
- ・近隣の同様な法人と災害救援体制の協定を早急に締結し、訓練などを実施しながら災害時に備えたいと思う。
- ・可能な限り支援等を考えていきたい。
- ・災害時には人命第一となるが、本会では、家畜の病気の発生予防を主体とした事業を行っていることから、災害に伴う家畜の救助や伝染病対策を行政（北海道）と連携し

ながら支援していきたいと考えています。

- 当会は農学系の学術団体です。自然災害については常に研究対象となっておりますが残念ながら金銭的に支援はできておりません。公益法人として、自然災害など、農学からみた知識、見解を伝えることが使命だと思っております。シンポジウムなどを通してこれからも発信していきたいと思っております。
- 質問 23 にはあまり関係しませんが、質問 22 に対しては、当会では独自で支援事業は展開していませんが、国又は地方自治体が税務環境を通じて支援してゆく場合がございます。税務公益団体として地域市民に対し積極的な広報活動を行うように考えています。
- 災害復興支援、復興応援事業について芸術文化を活かした事業を開催したい、チャリティ復興コンサートのような企画、支援寄付を募る事業又災害に対する備えの講演会、写真パネル展などを企画して行きたい。
- 復興支援に対する周知や募金等への呼びかけを継続的に行うことは必要と考える。また大規模災害に備え BCP や本部機能維持のための準備も合わせて検討する必要がある。
- 財政に余裕を生じる限り、その全額を災害支援に充当します。
- 生協・協同組合としての役割を担う観点から、総合的に情報収集を行い、共有化し、連帯を呼びかけるよう情報発信を行うことが必要と考えている。また、震災時の活動やその後の復興についての研究を継続して行っている。
- 学生生活を継続していく上で経済的な困窮に直面する学生を優先して支援する。
- 災害を身近なこととして捉えるよう、広く国民一人ひとりに訴えて理解を得る必要があり、そのような活動を日々継続している。それでも、関心を示さない人、他人事と関上げる人が周囲にいることが残念です。しかし、諦めずに地道に活動してまいります。
- 許される範囲内で助成の応募テーマに結びつけられるとよいと思う。
- 同じ陸上競技を扱う上部団体と情報を共有して、支援の輪を広げていく活動をする必要があると思います。
- 助成事業分野としては3つ用意しているが、自然災害を主たる目的としたプログラムはない。上記3つのプログラムの中で、防災とか被災者支援等が含まれている場合には、是々非々で支援を検討することとしている。ここ数年は、全助成件数の10%程度が何らかの形で災害に関連したものとなっている。
- 親会より都度情報や指示がありそれに沿った対応をしている。
- 過去において、阪神・淡路/東日本大震災発生時には、災害義援金の拠出を募り、災害対策本部等への寄付をしてまいりましたが、今後もこの活動は継続していきます。
- 熊本地震については、上部団体の調査チームに当協会会員が参加して、現地調査に赴き、報告書を作成するとともに、各種支援を行っている。また自然災害全般についても、上部団体と連携して、専門性を活かした対応を検討している。
- 東北支援に関しては、支援という立場ではなく、共催の立場でコミュニケーションをとり続けています。熊本地震に関しては、現在、会員を対象に熊本城復旧支援金の募金をしているところです。今後に関しては、災害の発生しないことを望んでいますが、もしもの時は、デザイン団体に相応しい支援のあり方を考えたいと思っております。

- ・本センター主催の研修会などで「災害時における人権」について啓発活動を行う。
- ・公益法人も様々あると想います。当法人は、精神的支援を発信して行く使命があると考えています。
- ・災害弱者ともいわれる外国人に対する情報の提供等の仕組みづくりを考えていく。また熊本地震では、広域支援として、当協会からも人員を派遣し支援したが、大規模災害では、このような広域支援が必要となり、その仕組みづくりが重要である。
- ・東日本大震災の復興目的で集めた寄付金を、熊本被災の復興には活用できないことや、またいつ起こるかわらない自然災害に備えることや、定款で災害救援等を位置づけていない法人の活動は、特定費用準備資金の要件に認められないというのは、非常に大きな問題であるとする。今後多発する自然災害に備えられる柔軟な制度設計が必要と思われる。
- ・有する知見を迅速に活かせるよう、情報発信等に努めたい。
- ・支援の必要性について理事会、評議委員会を通じて理解を深めることをやっていきたい。
- ・会員への支援金の協力依頼、イベントにおける支援活動。
- ・東日本大震災の2週間後、「音楽の力による復興センター・東北」が立ち上げられ、仙台フィルのメンバー30名で、被災者に音楽を届ける最初の活動を行いました。その後も、いろいろな形で被災地を訪れて演奏活動を続けてきています。その模様は、去る7月17日のNHK Eテレ「クラシック音楽館」で放送されました。これからも、音楽を通して皆様のお役に立ちたいと考えております。
- ・事業内容が市民生活に大きく係っているため、会員の安否の確認をすると共に災害時及び災害後に速やかに平常業務にもどることが大切と思っております。
- ・当法人は医療機関（第2次救急病院）であるため、地域の災害医療計画に従って対応する体制をとっています。特に、被災されることにより経済的に困難な状況になってしまった方々への医療の提供に関して、行政庁等と連携して取り組まなければならないと考えています。
- ・奨学金貸与のひとつとして、被災者向けの貸与を継続しているが、被災者の学齢とともに長い期間の継続が必要と思われる。
- ・災害発生時の貢献は、会員に呼び掛けて義援金を募るのみです。地元で発生した場合は、復旧支援等を行う。（過去に経験あり）
- ・法人として動ける体制を今後は作りたい。
- ・弊会では防災に関する学術連携の組織に参加して、防災減災及び災害復興に関する考え方、技術の共有を図っています。このような広範な分野の活動が必要と思います。
- ・本会としては、その状況により対応していく事としている。その時点で、倉庫・冷凍庫内で活用できるものがあれば、協力したいと考えている。
- ・啓発事業の実施。
- ・検査機関として災害時に対応できる部分については最大限対応していきたい。
- ・高齢者であっても地域の中では貴重な労働力となっている。今後は、日頃の作業経験と知恵を活かしてボランティア活動を行うなど、災害時にシルバー会員だから出来る事を考えていくべきと思います。

- ・東日本大震災直後からまた、熊本地震等で被災された学生等への奨学金の給付等、積極的な支援を行っており、今後も引き続き継続して支援を行っていく予定。
- ・2011年の震災の後、当財団の美術館建物の修繕が今年ほぼ完了いたしました。今後の災害等に対処する内容は、美術館建物のより一層の点検、整備、保全、そして来館者の安全確保ではないかと思えます。具体的な内容は、日々役員等と話し合っており、その都度決めていく予定です。
- ・ある程度の保存が利く食品の生産者が中心となる協会において、災害時の支援は非常に重要と考えている。遠隔地の場合は現金で、活動範囲における災害については、食品現物を提供できるよう体制を整えている。
- ・災害直後の支援にとどまらず、長期に関わる必要があると考えます。経済的支援は限りあるため、人的協力や啓発活動などをおこなっていききたいと思えます。
- ・同業公益法人（当会での交通災害遺族・遺児）が相互連携し当該自然災害地域の遺児・遺族を支援する取り組みが出来ればと考えます。
- ・当協会では、大規模な国内の地震災害等に対しては、演奏会の中で義捐金を募集し、被災地に届けている。また、チャリティコンサートを開催したり、被災地を訪問しての演奏活動も行っている。今後も被災者の心の支援につながるような演奏活動を行っていききたい。
- ・被災地の交通安全協会の活動支援等について、一協会がどれだけ支援できるのか、関連の交通安全協会と連携した取り組みはいかにしたらと頭を巡らせるのみで踏み込んだ検討をしていないので、今後関係事務局長担当会議において検討していく必要があると考えています。
- ・アジア諸国の農山村部で地域保健活動をしている現地の NGO とつながりがあります。「防災」先進国である日本の制度や経験を、アジア諸国の人たちに伝えていくのも、当法人の役割と考えています。
- ・当法人は看護職の職能団体であり、自治体及び関係団体・関係機関と連携し、発災時の看護職の派遣等、災害に対する活動を事業の一つとして実施している。引き続き、当法人内外において、災害に対する意識を高め、有事の際に十分な対応ができるよう事業推進していききたい。

2 今後に向けての問題点、課題（72件）

- ・大規模災害、緊急的人道援助等への対応については、定款に掲げた事業ではなくても、すぐに事業を開始できるような法整備を。また、一般法人であっても、こうした事業については税制上の優遇を。
- ・貰った寄付金の一部を震災関連に当てられると良いが、団体の目的と震災復興支援が直接的に結びつきがないため、今後震災復興支援に対してどのような姿勢でいくのか検討する必要がある。
- ・大規模な災害の場合、住民の生命や生活が脅かされます。公益法人として行政当局と連携し、災害発生当初は復旧や避難者への支援に積極的に加わり、また、落ち着いた後は当法人の文化振興事業を精神的な支援として展開すべきと考えています。

- ・変更届等の煩雑さを考慮すると、自然災害等が発生した場合なにかアクションを新たに起こそうとしたばあい足かせになる。
- ・法人として内部の諸手続きがありまた、予算化もできないので即応できる体制にはないのが現状である。今後理事会等でこの様な場合の対応を検討して行きたい。
- ・当財団はライフサイエンス系の研究助成財団であり、特に対応はしていません。助成先を決定する際に、被災状況を考慮しているくらいです。トヨタ財団さんの活動には常々敬意を持っており、このような公益法人の活動を広く一般の方に知っていただきたく思います。ところで、公益法人にとっても BCP(事業継続計画)は重要です。そこまで手が回らない法人がほとんどと思われませんが、公法協から何らかの示唆を頂ければ参考になる法人は多いと思います。
- ・限られた原資の中で、公益法人として最優先すべきは、公益事業の継続性であると考えている。当法人の場合、災害等に対する支援まで行う余裕がないというのが実態です。
- ・事務局員が2名と限られている中、自然災害等の発生時に際し対応し得る事項には限りがある。現時点で考えられるのは、弊財団が現行支援している外国人留学生への配慮のみとなる。
- ・人が生活を行う中で必要な衣食住の『住』について大きな役割を担っていると当会において震災発生時の行政との連携・災害対策積立資産(地震・津波)の活用法を常に念頭においた会務運営が必要だと常々意識し取り組んでおります。
- ・法人の規模によって「支援する」「支援を受ける」の範囲が違って来るかもしれないが、数多くの公益法人の中でも、類似の目的をもった団体同士が常日頃から情報交換できるようなネットワークが構築されていれば、法人として急な動きにも対応できるのではと感じている。(例)各種協議会のメンバーに入る、人事交流の実績をつくる、災害対策補助事業を規模に関わらず作っておくなど
- ・主催する催事等で一般からの募金を募ること考えたが、公益上の制約のため断念した。緊急で公益性のあるものは、国が事例を示して届出制とすべきだ。
- ・支援体制の確立、会員間の支援協力。
- ・災害発生時の定款に記載のない事業の実施緊急事態が発生した時の内閣府からの協力依頼。
- ・個々の公益法人の強みを生かした支援の準備を日頃からすべき。(技術、人員、物資など)
- ・大口の物品支援や寄付は行政と連携して支援できたと思う。しかし、小口の物品支援の受け入れや分配については、行政との具体的な役割分担とか分配、配送方法を検討する必要があると思った。
- ・公益法人は内部留保できないことから、自然災害発生時に被害を受けた場合、財務体質に十分な余力を持たないと自力での復興は非常に困難ですので、国、地方公共団体を始めとして関係団体からの支援は何より大切であると考えます。また、国内のどこで大規模災害が発生しても不思議ではありませんので、一定の範囲内において各法人での災害積立金を認めていただいてもよいのではとも考えます。
- ・自然災害等に関する本協会の独自事業は行っていない、また今後も創設する考えはないただし、国・県の成果物に関する災害対策事業等の受託については、前向きに検討

していきたい。

- ・当財団は、福岡県の財団で、他県の災害支援には、制約がある。
- ・災害発生時東日本大震災同様、法人として出来ることは救護活動であるが、派遣者の身の安全等も同時に考える必要があり、公的機関からの要請が必要となる。（東日本大震災時は、県および福島からの要請があった。）法人単位だけで活動するのは難しい点もある。
- ・特段、自然災害復興に特化した事業を行っていないため、災害が発生したからと言ってすぐに何か事業を実施できる体制にありません。現行の事業の範囲内で、支援できる事業のあり方を検討してまいりたいと考えております。
- ・文化財保護や芸術活動への助成を主な事業としていることから、被災地に関連したこれら事業への助成ニーズが高まっているように感じます。その一方で、申請案件には「災害復興を錦の御旗」にしたような、本来の助成主旨や対象基準から外れているものが少なからず含まれていると感じます。また、国や自治体が（税金で）行うべきことと、民間が支援すべきものとの境界にあたる案件も多くあります（例えば、指定文化財ではないので国や自治体では補助金は出せないが、必要性は認めるので民間助成金制度を自治体があっせんしてくるなど）。税金による様々な災害普及事業のバランスが、往々にして規模や時期の面で取れていないことを考え合わせると、これらは非常に悩ましい問題です。このようなことから、資金規模の小さな公益財団が災害支援に取り組むのに、あまりスピード感にとらわれて事を進めることには疑問があります。社会的な役割分担を考慮しつつ、法人の目的や事業に即して、今できること、将来の必要性を見据えること、他との連携や助成先の活力を引き出すような対応が、重要だと思います。その一方で、現在の公益法人制度での1年レンジの事業計画と予算、承認決裁システムや当該年度分のみ（実際には昨年度実績分）の余剰資金では、当年度中「即座に必要」な助成を行うことができません。もう一段の制度改革の必要性を感じます。
- ・日本の行政依存の災害対策はもう能力的にも限界にきており、非営利セクターや企業の対応・連携が必要不可欠な段階に来ている。災害対応においては、専門性を伴う機動力が大事であり、公益法人にも期待が高い。しかし、公益認定された定款や公益目的事業の範囲内で活動できない公益法人も多いのは残念である。緊急災害時には、超法規的な制度や解釈が必要と考える。例えば、激震災害指定のうち「本激」となった災害については、「大公益」として定款の変更や公益目的事業の変更も必要なく、1年間は支援活動ができるようにするなどは可能と考える。1年の猶予があれば定款の変更や公益目的事業の変更も可能である。行政と立法が性悪説や責任転嫁ばかりに固執し続けると、公益活動の芽をそぎ、緊急時でも平時でも救うことができる国民や公共も救えなくなってしまう。行政は、悪質な公益活動を予防排除する業務にこそもっと専念して欲しい。
- ・熊本地震では、海上に大量の漂流ゴミ（流木）が発生したと聞いております。当法人は海上の漂流ゴミの回収を主な目的とした公益法人であるため、役に立てる部分もあるのではないかとおりましたが、清掃船の回送や人の確保等を考えると実現は困難に感じています。すべての海域で清掃船が運航できているわけではないと思いますので、

上記のような課題が解決できれば近隣海域での協力体制は進むかもしれません。

- 当会は医師を会員とする団体であり、災害時の医療救護体制を整備する必要があり、マニュアルの作成、災害医療チームの組成、訓練実施等を今後とも充実していくことが必要と認識。
- 業界仲間に対して災害を受けられた方たちに支援の輪を広げたいが被害状況の報告が得られない私たちは業界として仲間を支援したいが全国の仲間から義捐金を集めているが業界の被害状況をどこで確認したらいいかおしえてほしい。
- 災害復興の際に問題となる、高齢者、障害者をはじめ、罹災した方々への医療面での支援が際めて重要であり、特にリハビリテーション医療分野はその中心となっていく必要があると考えている。
- 厳密にいうと、震災等が発生し、窓口で来場者（法人会員や地域住民）から、寄附をするための募金箱を設置することも、公益目的事業の変更認定申請や変更届などの手続きが必要になる。柔軟かつ迅速な対応をする際に、制度が足かせにならぬよう祈念します。
- 災害対応と通常業務との並行実施を求められ、時間と体力の限界を感じた。特殊な職種が多いので、ボランティアの方を受け入れることも難しい状況で、かつ被災者への対応も行なわなければならない、質の低下を招かないためのモチベーションの維持も大変であった。
- 昨今毎年のように大なり小なりの自然災害が起こっており、今後も大きな地震が起こることも予想される。そのような中で、公益法人の使命として、そのような災害が起こった時にできる範囲で被災者や被災地の支援事業を行ってゆくべきだと思う。今回の熊本地震においても最初はボランティアが集まったが、現地では発災時と状況が変わらない地域もあるのにボランティアが集まらないで、状況が変わっていない所も多いと聞く。東日本の時は多くのボランティアがボランティアバスでボランティアに出かけたが、今回は最初の時点で、被災地にボランティアを派遣するためのボランティアバスが観光庁による旅行業法の違反の指摘を受け出せなくなったことも大きい。このような規制を強めることで都道府県の支援を受けて行う社会福祉法人や公益法人等の民間公益団体のボランティア活動を規制し、旅行業界を儲けさせる政策によりますます被災地の復興が遅れていくことに憤りを覚えている。
- 行政機関や他の法人との連携協力の推進・災害派遣者に対する支援体制の充実強化。
- 当法人は野外活動センターとして、宿泊や野外活動イベントを行っており、帰宅困難者の受け入れや災害啓発事業等も事業として行うことができるが、災害発生時に急ぎよそのような事業を追加で行うときに、どこまで事業の変更申請が必要なのか、対応の仕方が分からないところがある。
- 施設の管理運営をしているので、利用者の安全を守る事が第一であると考えている。しかしながら施設の老朽化により、万全では無い面もあると思うが、施設の所有者の行政は、施設の改修をなかなかしてくれない。災害時には、被災者を受け入れて欲しいと思うなら、いつでも、安全に使えるよう施設の改修は進んで行って欲しい。
- 収支相償というなかで、被災した際の修繕費などはどのように捻出したらよいか教えていただきたい。

- ・動物の災害救助等について災害協定を締結していますが、自治体行政庁および県民とさらに連携を深める必要があります。
- ・それぞれの自然災害へ対応する事業は、公益性の高い事業が形成される。それらについて、申請事業内容と違うなどという理由で、公益目的事業として取り扱えない、変更認定が必要など、杓子定規に捉えるのはセンスがない。柔軟に対応するべきである。
- ・自然災害もありますが、当財団では海外への学会参加（発表）を援助していますので、テロの問題が大きく、注目もされています。近年頻繁に起こっていることで、学会参加を取りやめたり学会自体開催できなかつたりと、今後の問題点と考えています。
- ・助成対象者が大規模な自然災害の影響を受けた際に、助成期間等について柔軟に対応し助成の目的が達成されるようにする必要がある。財団が被災した際の事業の実施、行政庁への定期報告等について、過去の大規模な自然災害の際にどのようなことが行われたか、事例を確認し、事前に対応を検討しておく必要がある。
- ・何か起きても、現行制度上事業変更の認定を受けてからでなくてはなにもできず、認められたときは遅きに失していることとなるはず。緊急時も含め、現実への対応が柔軟にできる制度に変えていく必要があると思います。
- ・公益目的事業として認定を受けている事業以外の事業をやろうとすれば、変更認定の手続きに時間がかかり、タイムリーな事業展開は難しい。
- ・収支相償、遊休財産保有制限が課せられている中での新たな財源確保は困難な状況にある。災害支援の重要性は理解できるが、支援活動の実施は困難であると思われる。
- ・公益法人は、元来寄付や会費など様々な支援をもとにその運営を行うことが予定されています。当然そのような支援を元に、公益目的事業を通じて自然災害等の被害に対し活動を行っていくのは本来の姿であると思います。但し、各法人の事業内容においてその公益目的事業を遵守すると、災害支援等に結びつかない法人も多くあるように思います。今後は、公益法人が本来の事業目的とは異なる寄付やその他の支援についても、その内容を二次的な公益目的事業に限定した上で公益支援を行なえるような制度を設立してはいかがでしょうか？
- ・地域国際化協会として、災害時の外国人支援事業等を実施していますが、少ない職員で非常時の対応にあたることは難しく、全国ネットでの支援体制の構築が不可欠と考えています。今回の熊本地震で実際の支援現場で協力をさせていただきましたが、全国の地域国際化協会の職員及び市町国際交流協会等の職員が、非常時の支援活動を業務として実施できるような体制の整備が必要と強く感じました。
- ・想定していない災害に対応するためには、新規事業として定款変更等が必要と考えられ継続して実施しなければならない疑義があり、支援の障害となっている。
- ・弊財団の今年度の研究助成金贈呈者の中に、熊本地震で研究室に大きな被害が出て、助成金贈呈式に出席できなかった方がお一人いらっしゃいました。復旧の一助にと、贈呈式会場に募金箱を設置し、集まった募金を後日、お贈りしました。法人としてやる場合は、どのような範囲、形態でやるか、意思決定をどうするかなど、内部での議論に時間がかかりそうだったため、「個人の有志」としての募金でした。今後、法人と

してどのような対応が可能か、内部での議論が必要だと感じております。

- ・ご遺族及び行方不明者家族に対する支援活動 ・避難所における性犯罪防止活動及び同犯罪被害者に対する支援活動 等支援対象者が多数になることから、支援活動員の確保等体制的な問題がある。
- ・東日本時には、職員が2度ボランティアで、被災された視覚障害者への支援に岩手に赴いたことがあるが、その経験を活かし、万が一首都圏直下型などの震災があった場合には、安否確認、避難所での直接の支援（支援物資の提供・相談など）など出来る限りの支援をしなければならないと思っている。また、その時の経験で、個人情報保護法の壁があり、「ここに視覚障害者が避難している」という情報を自治体から得ることが困難であった。公益法人などしかるべき団体に対しては、スムーズな支援につなげるためにも、そのような災害時には積極的に情報提供をしていただくことなどを事前に決めておくことなどが必要。（例えば、支援団体を事前登録制にするなど）
- ・①当法人は社員より募金を行っているが、公益法人全体として物資の窓口や、募金箱等の受付を行うなど、一般の方から気軽に支援できるような窓口を広くすべき。②同一法人で他の市区町村などに細かく点在している法人を広域化すれば、震災で1事務所が壊滅した場合でも運営事務は継続可能である。そのようなリスク分担が必要と思われる。
- ・東日本大震災でも熊本地震でも、発災直後の避難誘導・救出活動、それから避難所運営等の被災者支援活動を、自分も被災者でありながら直面する現地被災者のご苦労とご心痛に思いを馳せます。なんとか、いち早く、他道府県から現地入りし、現地担当の方々をご家族のもとに帰してあげる必要を痛感しています。そのためにも、都道府県や市区町村を超えたネットワークを構築し、万一の場合には最も近くにある公益法人が真っ先に駆けつけ支援を継続できるような、「エリア・セーフティ・ネットワーク」づくりが必要だと考えます。
- ・上記にて災害対策として行っていますが、人的、物的支援については事業に上がっていません。突然発生するものですので、事業としてはどのように立てておかななくてはならないかわからないので対応に困っています。公益法人としては、公益事業として「支援事業を立ててあらかじめ認定」しておいていただかないといけないという点で、悩んでいます。いつ起こるか、規模も不明なので、あらかじめ事業認定というのも難しい感じがしております。これが当会の問題点となっています。
- ・公益社団（財団）法人は目的ごとに認可を受けているので、災害が発生したからと言って気持ちはあっても簡単に支援のための負担はできない。今後の対応としては、収益事業を営む公益法人に災害発生支援積立金相当額は法人税を課さないなどの対策が考えられる。
- ・当財団は、文化活動（公演・展覧会等）を助成支援する事業を行っており、自然災害等に対応して自ら事業を行うことは考えられず、震災地域の文化活動の主催者（文化団体等）から、助成申請を受けての対応となる。被災地では、文化団体自らも被災し、文化活動が困難な状況に置かれていることも考えられ、被災地域の文化活動を推進するしっかりとした組織が、行政等を中心として作られ、それに対して全国的に助成支援が行えるネットワークが構築されると、被災地での文化活動に、より有効な助成が行えると思われる。

- ・災害等が影響し、被災地の企業の仕事量が激減するなどの事態が発生した際には、被災地の企業の商取引が被災前の姿に戻るよう、鳥取県企業との商取引あっせんやイベントを行うなど、鳥取県企業と被災地の企業との双方のメリットが生み出せるような事業を実施することは検討の余地がある。
- ・1)相互扶助精神の涵養 2)避難経路の確保、誘導體制づくり 3)近隣住民への情報伝達体制づくり 4)非常食の管理
- ・災害に係わる義援金・支援金の募集活動について、迅速かつ柔軟に動き出せるよう個々の法人が公益事業として義援金等の募集活動を定めていなくても公益事業として認めるなど公益法人全体のルールを検討していただきたい。
- ・震災時の防災活動拠点として、避難場所・避難公園等において、行政・地域と連携した防災訓練の実施が必要である。
- ・医療機関という特性からDMA Tを院内に設置し、支援の検討をしたい。
- ・1.当財団では、一般の寄付に対しては毎年寄付を行っており、多くの金額は出せませんが（東北・熊本地震等々）その都度検討して寄付など行っております。（以前訪問視察させて頂いた福祉施設に対し直接お見舞いとしてお送りしました）2.災害時に公益法人として寄付をするのは、良いと思いますがどこでどのように寄付金が使われたのか把握が必要だと思います。
- ・現時点ではその都度の寄付を行なっているが、頻度が多くいささか、疲れ気味である自然災害の場合は、何らかの定型化した仕組みでもであると負担軽減になる可能性がある。
- ・災害難民の避難場所、あるいは食料備蓄が今後できるか否か検討していく必要がある。
- ・当財団は自然エネルギーの推進をしております。雪を冷熱源として食品の貯蔵庫や、雪冷房、また雪を活用した新たな技術に取り組んでいます。災害に備えた食料備蓄、簡易雪冷房装置など、災害時に活用できる可能性もあります。行政等と連携して提案、活動ができると良いですが、それに取り組むための活動資金、人員不足が課題です。
- ・人的・財政的に規模の小さな法人も多いと思うが、通常の実業活動の中で、被災地支援に繋がりができる範囲のことを公益法人云々ではなく社会全体が取り組む必要があると思う。
- ・当会において、防災対策委員会を立ち上げ、災害時における対応を検討しております。過去において、行政庁に確認を行った際に、公益事業として行うのは難しいとの回答を受けました。法人の実業とすれば問題はないとのことでした。早急な対応が必要ななか、変更認定を受けなければならず、当会においては法人の財政は厳しいものがあり、費用面において断念しなければなりません。災害対策に対しては、もっと柔軟な対応を望むところです。
- ・質問 22 に関して：東日本大震災への被災支援事業は実施してきたが、一旦終了とし、その都度対応へ移行している。様々な災害に対し、優先度の判断が難しい上に、公益法人としての公益性、公平性を鑑みると、公募などの必要が生じ、迅速な対応が難しいことが課題と思われる。
- ・東日本大震災のときは、緊急事態として、県内の枠を越えて、東北地方を支援することが、特別に許可されたが、今後、大災害が発生したとき、また緊急の支援が必要な

ときには、行政庁が県であっても、県外への支援の許可が速やかにいただけるように、整備をお願いしたい。

- ・問題点：災害を被った奨学生に対する返還の猶予などを今後考えていく
- ・当法人は、生活衛生営業者に関わる団体で、「災害時の帰宅困難者支援」について、県と協定を結んでおり、今後は、災害復旧支援・避難生活支援についても協力が必要と考えるが、費用負担・費用弁償等についての話し合いが難しいと考えている。
- ・現状として、小規模センターの単一による対応は限られる。
- ・外国人の技能実習生に対する防災教育を送出し機関から受入機関まで一貫した教育体制の確立及び防災時の外国人実習生への支援体制の検討。
- ・国内外の自然災害は予期せず発生します。そのため、緊急支援を迅速に実施するための方策のひとつとして、特定費用準備資金の弾力的運用を要望します。
- ・一個人としてでなく、公益法人(災害支援を目的としていない)として行う支援には限界があると思います。例えば、公益法人の目的と支援の関係をどう考えるのか、また予算執行と支援の関係をどう考えるか、等々です。目的や予算執行などの面からも緊急時には、事後承認は必要ですが、支援のために迅速に対応出来る様、予め定款の変更なども必要ではないかと考えます。
- ・当財団の事業目的は、学術教育の振興に特化している。自然災害等で、児童・生徒・学生の支援の必要が発生すれば対応したいと考えているし、実際に寄付も行ってきた。ただ、収支相償といわれて予算に柔軟性が無いので、急に多額の支援ができない。管理費から出そうにも当財団の役員は無報酬に近く、管理費の財源は少なく、多額の余裕がある訳ではない。剰余金が発生したときは、災害援助準備基金でも作れればどうかと思う。
- ・人命第一で対応すべき。そのためには、施設、備品、更には基金の活用について、柔軟に対応できる体制を取ることが重要と思う。

3 伝えていかなければならないこと (9件)

- ・公益財団法人、社団法人が個別で義援金や色々な支援活動をしています。その規模内容がよく、解りません。以前東日本大震災の時、内閣府が各公益法人にリスト入力を依頼し、全体のリストを内閣府のホームページで紹介した事がありました。公益法人全体でどのくらいの規模の支援をしているのか、概略でも世の中に伝えられたら、公益法人の評価も上がるのでは？何か、社会に伝えるルートや方法があると良いと思われる。
- ・東日本大震災発生時には、日本栄養士会の呼びかけにより、実地本部を本会に置き、支援物資の手配や会員の現地への派遣等に当たった。これを機に、日本栄養士会では災害支援のためのリーダー育成研修会を開催。本会でもこれまで5名のリーダーを育成し、また、会員を対象にスタッフの養成を行い組織化を図り、jda-dat 指定栄養士会として登録している。スタッフのフォロー研修会や一般市民を対象に公開講座等を毎年開催し、災害時の栄養の摂りかたやパックスッキングの調理実習、応急処置や人工呼吸・心肺蘇生方法の体験などをとおして、災害時の対応について普及啓発を行っている。熊本地震では、距離的なこともあり、派遣はできなかったが、支援金として

協力させていただいた。今年度は3名の会員をリーダー育成研修会に参加させ、その内容を公開講座において一般市民へ伝えていく考えである。時間の経過とともに記憶が薄らいでいくため、今後とも取り組みを継続していく必要性を感じている。

- ・記録集の発行、被災地支援の方法などを検討していく必要がある。
- ・被災支援経験のある公益法人が、被災地の方々へ、ノウハウ伝授（情報交換）できる仕組みがあればよいと考える。
- ・行政の支援要請は、支払い条件などが確定しないままに行われ、結果的に申請に手間がかかります。行政としては致し方ない面があると思います。そこで特に行政の支援が仕組みも含め不十分な点を補うことが民間の役割だと思います。当協会では緊急支援補助制度をつくっていますが、結果として、無償支援となった時に事後申請を受け付ける形で、災害支援補助を出しています。自己申告で特に資料の要求はしていません。したがって、行政からの支援等が無償か有償がわからない場合でもこの制度により積極的に支援要請に応えるものとなっています。行政側でも、予備予算を取り、現場に裁量を委ねられると被災者に対しての支援の幅はもっと大きくなると思います。以上は、情報が混乱時期の特に、初動の3日間に有効と思っています。
- ・当法人も被災県に立地しておりますので、実際に被害のあった地域には全国各地から多くの支援が寄せられていることに感謝しています。最近、広島県の水害、熊本地震、各地で起こる豪雨災害などが頻発しており、日本のどこにいても被害者になる可能性が大いにあります。日本人は、「のど元過ぎれば熱さ忘れる」傾向が強く、過去の経験に学ばないで被害を大きくしていることもありますので、「体験を語り継ぐ」活動が途切れないように支援していくことが重要だと感じます。
- ・特に公益法人だからという事でしているのではない。1人ひとりが危機感を持って、1人ひとりを助け合う事を次世代へ伝えていきたい。
- ・東日本大震災及び原発事故を経験した本会として、その経験（震災後の対応から事業復旧までの道のり及び原発事故の特殊性など）を伝えていく必要があると思います。
- ・東日本大震災及びそれに引き続く原子力災害のため、当協会が指定管理しているあづま総合体育館では、発災した3月中は1、200～1、300人の避難者が入所していた経過があることから、その経験・避難所運営のノウハウを後世に確実に伝えなければならいと考える。

4 その他（44件）

- ・当協会の目的は、寄付金を集めて交通遺児援護事業を行うことにあり、上記質問のような目的外の活動を当然のごとく要求又は期待されても困る。当然、個人としては対応したが、質問22と質問23は多様な公益法人が存在するということを忘れての質問かと思います。
- ・公益法人は人材、財力共に乏しく、自然災害等で主導的役割を果たすことはできない。国の財源を握っている行政庁が主導的に対応すべきである。公益法人は勿論協力できる範囲内で最大の協力をすべきである。

- ・未だ対応していない特定費用準備資金（震災等対応準備預金）を設け、地震等発生時に対応したいと考えています。積算根拠等が必要と思われませんが、事例等があれば教えてください。（1）当協会は、ビルメンテナンス会館を保有し講習会等を開催しています。建物の震災対応を考えています。（2）会員会社に対し、万一の場合の補助・支援ができないかを考えています。
- ・＜問題点＞自然災害の対応は、前年度末には予算規模が全く見えず、また、活動計画も書きづらいのにも関わらず、現在のように「県外の活動は収益事業で実施してください」と指導されるような行政の意識では、有効な災害支援を迅速に行うことができない。（公益認定申請時に県内の災害支援活動を事業計画に含めようとしたら、「予算規模がわからないのであれば、今回は含めないでください」との調整結果となった。）
 ／東日本大震災の最大被災地で設立した団体として、活動の軸足は石巻市（宮城県）にあるため、内閣府への申請は考えていなかったが、都道府県所管の公益法人は、県外の活動が非常にやりにくい状況にあるため、災害の当日（出来れば数時間以内）には、内閣府から公益法人の県外での災害支援活動の位置づけについて、WEB で公開してもらいたい。（迅速な行動が、有効な支援につながります。「内閣府に問い合わせ初めて見解がわかる」「書類も共有されない」という現状では、「公益法人」は手続きが優先される法人格になっており、本来の意味で「みんなのため」に何かをする法人として成立しているようには思えません。）＜伝えていかなければならないこと＞当会は、「（東日本大震災を）つなぐ 未来の石巻へ」をミッションに掲げて活動している団体で、「伝えなければならぬこと」についても、震災伝承プログラムを実施している他、団体や個人の語り部、関係団体や行政とも伝える内容を議論している段階。／戦災も自然災害も、次の犠牲者を一人でも少なくし、被害を少しでも小さくするための減災や震災伝承の取り組みは非常に公益的であると感じている。自然災害は「防止」できないにも関わらず、現在の公益目的事業の中には「事故または災害を防止する活動」しか規定されていないため、「事故または災害を防止し、その被害を減少させる活動」もしくは「事故や災害の被害を抑制させる活動」など、減災や伝承活動の意義を踏まえた表現にしてもらいたい。
- ・公益事業の目的の中にはありません（法人の業務内容にも含まれていません）が、税の優遇を受けている公益法人として当然の義務という意識を持って、今後の取り組みに反映できればと考えます。
- ・災害発生直後は、被災者をひとくくりにはしているが、数年経過すると、女性（レイプ被害、DV 夫と世帯を分けられない等）、アルコール・薬物依存症者（居場所がなくてまた飲んでしまう、治療機関がつぶれた…）など問題を持つ人々のそれぞれの困難な状況が、あまり明確化されないままになってしまう。明確化されないのは、個人情報秘匿と、もともと、DV や依存症は家族の中で隠されがちな問題であるから。それらの問題に特化して、縦割り行政を横に貫くような連携をめざして支援ができればよいと願う。被災地にボランティアに行くことを希望している者に対する講習会（有料）などを企画したら良いと思う。

- ・法人の定款に定める事業目的からすると、ご質問の支援は不可能である。個人的には必要性は感じます。
- ・県法連等を通して被災法人会への寄付はしているが、公益法人として、今後このような災害に対して、これからやるべきこと、今後の向けた問題点、伝えていかなければならないこと等については、これまで真剣に考えたことがなく、考えを述べる段階に至っておりません。
- ・当法人は規模も小さく金銭的にも人的にもできることは限られています。行政などから支援方法について複数の提案があれば、より支援可能なことが増えると思われまます。
- ・当法人は全国組織であり、シルバー人材センターの拠点数は1000団体を超えている。災害が起きた時の対応は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会と連携し、速やかに支援を行っている。この度の熊本地震に関しても、熊本県シルバー人材センター連合会を通して、益城町社会福祉協議会に義援金を送金した。各センター間の意識は強いと思う。
- ・小さな公益法人にとって自然災害からの文化財保護は非常に困難であるので、もはや被害がないのを祈るばかりといった状況である。(設備の充実や対策に回せるだけの経済的余裕がない。)
- ・個人として募金したり、現地支援に出向くことはあっても、法人としては、自然災害への支援が定款に記載されていないので支援は叶いません。
- ・当法人の本来の業務との関係で、法人としての対応には限界もある。また、支援の仕方にもむつかしさを感じます。必要に応じて、関連団体等を通じ募金等を財団構成員が個人的に行うようにしています。法人としての対応の場合の会計的処理などは整理しておく必要があるとも考えます。
- ・その都度対応を検討している。
- ・当財団の事業目的に合わず、また、財政的裏付けがないため、当財団の事業としては今後とも実施しない。
- ・災害対応としての支援等は、必要なことと考えています。が、当財団は寄附金収入のみが公益事業の財源となっていて、寄付元企業がそれぞれ災害時に支援物資だったり、義援金だったりを支出しているため、財団としての対応はしていません。今後、復興費用や事前対策費等への支出についても考える必要があるように感じていますが、基準等多岐にわたって実現へのハードルは高いと感じています。
- ・ハンセン病関係に特定した事業なので、当法人として現在は特に考えていない。
- ・公益法人に移行して対外的には信頼度が高まったと感じる。さまざまな災害への支援活動を行う上でも、しっかりとした財政基盤を作ることがまず重要であると考えます。しかし、行政庁においては、補助金対応などはなんとか削減したいというスタンスであり、一方で公益性を求め厳しい対応をするにもかかわらず、財政的な支援という点では公益法人に移行しても以前と全く変わっていない。自己責任経営といっても財政的な自立ばかりを求め、評価もその点ばかりのようになっていると思います。現状では問題意識があっても、取組みできない状況にあります。

- ・本財団は、震災関連事業は定款に事業目的として入れていないが、当然のことながらこれらへの支援は公益事業であるため、決算上も公益目的事業に算定できるようにしていただきたい。
- ・定款の見直しをしなければ、支援も難しいため何もできずにいるが、全国的に大きな災害時にこそ特例で支援できる法準備をお願いしたい。
- ・オール公益法人で義捐金、支援金、支援活動等のイニシャチーブをとっていただきたい。
- ・公益法人として災害が起こった時には都度何が出来るか考えているが、「いざ」となると直ぐに動きにくく歯がゆい状況が続いているのが現状です。
- ・認定申請時に災害関係の寄付金は公益目的事業に含めませんでした。その為、公益目的事業ではないけれどその都度検討し、その他の事業として、対応している。
- ・どこにおいても災害は発生する可能性があるということの啓発および訓練。
- ・当法人は、就職支援や企業の人材育成や確保のための事業を主として行っているため、災害による経営および雇用調整など、影響が出ることが予測される。その際に双方に対する支援事業を迅速に対応できる柔軟性が必要と考える。
- ・当会では、地震災害により損害を受けた市等の共済委託団体に対し、昭和55年度より地震災害見舞金規程に基づく見舞金交付を実施しています。本年4月には同規程の一部改正を行い、地震災害見舞金の交付目的の明確化、算定方法の整備及び交付手続きの簡素化を図るとともに、甚大な地震災害発生時の特例措置を新たに規定しました。
- ・施設の管理については、指定管理者が行うべきことなので、発害の際の人命救助や避難誘導については当然の業務と考える。しかしながら、施設等が被災した場合の復旧は行政サイドが責任を持って行うべきものとする。
- ・本会の目的は水難救済のみならず地震・津波等災害発生時に救援活動を行うこととなっている。本会は独立した地方水難救済会に所属するボランティア救助員の支援を行っているが、これらの組織に対して地震・津波等災害発生時に物資の輸送等救援活動が行えるよう地方自治体との協定書の締結のほか、海難救助訓練(防災訓練を含む。)を推進している。その他意見等質問12について、事業計画書等をインターネットで情報公開していますかとの質問でしたが、回答項目が限られておりますので「2 していない。2 事務所備え置きをしているから十分」の欄に回答いたしておりますが、一部の決算書類については公開しております。また、事業については、毎年同様の事業を実施している一方、その活動内容を更新する等してホームページで公表しておりますのでこれをもって代えております。
- ・里山を守る公益財団法人の使命として、住民の生命財産を自然災害等から守るため、公益法人機能を十分に活かした運営に努めている。
- ・災害等への支援事業の実施に当たって、各市町村の観光協会単位で取組むより、県で取りまとめ、県内一体となった動きがより効果的と思われます。
- ・災害時における相互扶助の精神は、それぞれ強いものを持っているので、こうした皆さんの意志が被災地に直接、速やかに届くことが大切なことと思われる。
- ・地元での自然災害などで事務所機能がダメージを受けた場合、少人数職場でもあり、

事業継続計画等の準備が万全ではない。

- ・自治体などからの支援要請があれば積極的に協力する。関係機関と協定を締結しているので、法人独自の支援については、今のところ考えていない。
- ・当法人は、自然災害等について直接支援をすることはしていないが、災害に遭われた方々に対して心の拠り所として絵画展を通じて支援していくことが出来ないか考えているが、時期の問題、場所の問題等で実現できないでいる。
- ・元々法人運営に人的な余裕もなく、この様な問題に対応したくても、できない状態である。
- ・現段階では、公益事業の業務申請枠には組まれていないし、資金的余裕が無い。
- ・基本的には公益法人だから”支援を行う”という考え方には立たない。あくまでも会の構成員一人一人の支援する気持ちが基本になって行っている。
- ・被災した地域の関係団体の優良取り組み事例のライブラリーなどをお願いしたい。
- ・公益法人として、”営利目的の民間”では出来ないような支援ができるとは思いますが我が協会も含めて、公益法人がどこまでそのような”余裕”があるのかは疑問です。どの協会も”会員の減少””高齢化”などで、会費収入の減少などに直面しており運営自体に余裕が無いところが多いと思います。正直、世間一般の方は公益法人自体の必要性を感じていないのでは無いですか？
- ・質問の意図や言わんとするところは理解できるが、当法人の事業の中には災害対策や人道支援に関係するものは何もないため、特にコメントすべきことはない。
- ・突然の災害にも、行政とは異なる観点から、被災地・者支援ができるよう、万全の備えをしていかねばならない。それが、公益法人としての役割だと考えている。
- ・現在の事業目的からは直接的に貢献できることがないとの認識です。
- ・限られた(収入、人員等)なかでの運営をしているので、その都度考えて対応している。特に、基準等は考えていない。
- ・事業目的外の災害等への支出は、認められるのでしょうか？

II. 一般法人

1 法人運営について

【質問1】事業の中で最も経費と労力の比重が高い事業（172件）

- ・分娩施設での体制の変革、産後の家族、母子支援、教育
- ・公園の管理運営、収益事業（旅館業）の剰余金等を公園整備に充当している。
- ・勤労者に対する福利厚生事業
- ・介護老人保健施設の運営
- ・車庫調査
- ・シルバー人材センター
- ・中小零細事業所の勤労者の福利厚生
- ・環境・衛生に関する検査・評価試験
- ・馬事文化の普及
- ・紙リサイクルの推進
- ・剣道の普及活動、大会、講習会、段位審査開催等
- ・フィルムコミッション事業の人件費
- ・会員への情報提供及び周知
- ・科学技術の振興・啓発、研究調査活動の援助、人材育成。
- ・遠方への会議参加費用（旅費、日当）
- ・個人事業主の経理・記帳・税務相談
- ・流通・小売・サービス企業を対象とした社員研修、通信教育事業
- ・コンピュータ言語の国際カンファレンスの開催。
- ・会員間の情報の発信・技術交流・親睦・勉強会。
- ・加盟法人の、業務対応力の向上と、懇親。
- ・非営利組織の組織評価
- ・傘下会員を含む業界従事者への鉱業支援事業。具体的にはセミナーや各種講習会他です。
- ・イベント活動情報発信活動
- ・地域交通安全活動の推進
- ・国際親善
- ・建築確認事業
- ・博物館運営事業
- ・地震防災・住宅等の建築物災害復興支援活動、災害防止建築物の耐震化促進、建築物のレジエンス対策及び支援建築士及び建築士事務所の育成支援。
- ・産前産後ケアの推進
- ・農業・ICTによる産業振興
- ・通信事業
- ・奨学金給付事業

- ・地域産業振興、企業支援
- ・安全対策事業一般消費者や観光業界関係者に対し、日本人旅行者の安全にかかわる世界200都市の情報を収集し、当協会のホームページに掲載したり、メールニュースで配信する。
- ・建設振興事業
- ・中小企業勤労者の福利厚生
- ・助産師職能団体
- ・ホールとアリーナの複合施設の指定管理者のため、12、13。
- ・教育支援や産業育成協力、海外支援等も幅広く活動中。
- ・学会誌関係費
- ・指定障害者就労継続支援A型事業所
- ・インド、ウガンダでの教育支援並びに障がい者支援それらの地域との国際交流。
- ・旅館業
- ・「16」および「18」
- ・ボランティア活動
- ・7の他隔年で実施しているダイカスト会議・展示会の企画・運営。
- ・税知識の普及、納税意識の高揚に関する事業
- ・中央官庁等からの調査研究業務受託
- ・コンベンションビューロー施設管理
- ・手形交換業務
- ・耐震診断事業
- ・この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。(1) 研究発表会、講演会、討論会、講習会、交流会及び見学会などの開催(2) 会誌及び図書の発行(3) 関連学協会との連絡及び協力(4) 塑性加工に関する理論及び技術の研究、調査ならびにその奨励、表彰(5) 規格案、資料などの作成またはその協議(6) 広告事業(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
- ・海事に関する学術及び技術の研修
- ・金融保険業
- ・バス事業の調査研究
- ・医師会として地域医療を守っている。
- ・県内の学校等の管理下における児童生徒等の傷害に対して共済金を支給する。
- ・横浜港の海上清掃
- ・県内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに県民の修学上の経済的負担を軽減するための援助を行い、公教育の一翼を担う私立学校の発展に寄与する事業を実施している。
- ・港湾の海面清掃事業
- ・出版事業
- ・ミュージカルの公演、新人等育成
- ・調剤薬局事業

- ・ 1、人件費および各会合における支出。
- ・ 観光業・旅行業
- ・ 音楽著作権管理事業
- ・ 調剤保険薬局
- ・ 年金転貸住宅融資事業
- ・ 観光P R
- ・ 建築確認申請・検査業務
- ・ 自動車登録番号標交付代行業務
- ・ 自動車損害賠償保険代理店及びその他の自動車に関する保険代理店事業。
- ・ 社会保険制度の普及啓発に係る広報活動。
- ・ ALS 障害者支援
- ・ 医学会の開催、論文を主体とした会誌の発行以外に、調査研究活動を行っています。
- ・ 手形交換所事業
- ・ 病院内での食堂（喫茶）の飲食業、コンビニ、薬店の小売販売業。
- ・ 民家体験泊などの教育旅行の受入等。
- ・ 地域情報化の基盤構築、関連する調査研究、人材育成など。
- ・ 地域再生にかかる調査研究活動。・生徒に対する奨学金給付事業学校教育並びに体育及び文化の振興を図るための会館貸与事業。
- ・ 情報技術の普及啓発
- ・ 3つの柱で社会貢献をしています。 1. ESD 環境教育 2. 地域循環型社会づくり（地域活性化） 3. 四季報の発行
- ・ 検診
- ・ 食品衛生の向上及び健康の保護
- ・ 手形交換所の設置・運営
- ・ 自動車学校
- ・ 退職金支給と福利厚生事業
- ・ P E Tがん検診
- ・ 福利厚生推進事業
- ・ 観光振興&伝統文化振興関係
- ・ 畜産経営者のための配合飼料価格差補てん事業及び畜産振興事業の支援。
- ・ 火薬類取扱に関する保安教育活動
- ・ 近隣住民を対象にした定期的ワークショップ開催と対象を拡げたイベント開催。
- ・ 会社経営全般に関する研修会、講演会の開催。
- ・ 登録番号標交付代行業務
- ・ 健康診断事業
- ・ 海事、貨物流通における検査検定
- ・ 知的障害福祉の増進
- ・ 日本におけるバイアスロン競技の普及・振興

- ・普及活動事業（広報誌による社会保険制度の周知等）
- ・在宅医療関係
- ・救急医療に関する研究に対する助成並びに調査及び研究を行い、その成果を広く社会に還元すると共に、救急医療に関する教育啓発、救急救命士に係る試験事務等及び、医師、看護師、救急救命士その他救急医療に従事する者等の資質の向上のための研修等を行うことにより、国民の健康と福祉の向上に貢献する事業。
- ・大会会・講習会事業（普及・振興）
- ・教育サービス
- ・キャンプ場の管理運営
- ・税知識の普及や納税意識の高揚及び税環境の整備改善を図る事を目的とする事業・地域経済社会環境の整備改善を図り、企業の健全な発展と同事業を実施する参加法人界への支援を目的とする事業・全国組織である公益財団法人全国法人会総連合が法人会（以下、「全法連」という）を対象に行う助成事業に関し、当連合会は其の運営が円滑に行われるよう、事務委託を受けて傘下法人会の申請・報告の取り纏め、同監査、そして研修指導の事業を行う。
- ・し尿収集運搬
- ・価格差補てん事業、畜産振興事業の支援
- ・国立研究開発法人が、大学や国公立研究機関の研究成果の説明を企業に対して行う年間80回開催する新技術説明会の運營業務。
- ・資格取得を目指す者への助成事業
- ・障害者の職業的自立のための訓練事業
- ・被災者支援と困窮者支援
- ・食鳥検査事業
- ・耐火物の試験研究機関
- ・建築基準法の確認検査事業
- ・地域社会の発展のため、地域において利用できる内容の契約を締結し、所属会員に対してPRし、利用促進を行う。
- ・ブラジル情勢に関する講演会、ポルトガル語普及事業など。
- ・デイサービス
- ・大学同窓会
- ・使用者を代表する経済団体
- ・手形交換
- ・自動車整備に関する技術向上を目的とした研修・講習を開催。
- ・医師を対象とした生涯教育研修等の学術活動、学校保健・産業保健活動、予防接種や各種健診に関する調整、県から受託している事業、県民を対象とした公開講座等を行っている。
- ・手形交換所事業
- ・勤労者福利厚生サービス事業
- ・東日本大震災復興推進事業の協力に基づき、沿岸部の市町村、環境省等・県からの依

頼を受け、迅速な処理を行っている。

- ・わんぱく相撲
- ・電気設備の保守業務
- ・女性起業家支援
- ・実施事業（継続事業） 労働条件の確保・改善のための労働基準法等、また労働災害の防止のための労働安全衛生法及び関係法令等の周知徹底、教育、研修会、説明会等の開催。
- ・全国教職員剣道大会の実施・運営
- ・会員である医師・医療機関への厚生労働省他関係機関からのからの通知文書や事業案内文書などの報告・連絡・配布業務のための職員配備及び文書配布・事務連絡事業の費用が主たる経費で大部分を占めます。
- ・税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- ・労災指定医協会会員の医療技術の研鑽、福利厚生の上昇を図ること。
- ・自動車学校
- ・介護福祉士の職能団体
- ・看護専門学校運営
- ・生涯研修事業、8020 運動推進事業
- ・検査受託事業
- ・委託（巡回指導事業）
- ・組織評価及び組織基盤整備・供花事。
- ・有益鳥獣の保護、鳥獣資源の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展、狩猟の適正化。
- ・15・16・17
- ・有線放送(放送と通話)
- ・マネジメントシステム・製品・環境等に関する認証・試験・検査
- ・環境優良車両及び環境機器のリース事業
- ・郵便局局舎の改善整備に伴う会員への資金貸付に関する事業
- ・健康診断・保健指導・運動指導
- ・行政届出書類の事前審査
- ・母親支援女性の活躍支援
- ・スポーツ施設の管理運営事業スポーツ教室運営事業
- ・万博公園管理業務
- ・官庁・公署その他政令都市で定める公共の利益となる事業をおこなうものによる不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請。
- ・地域女性（婦人）団体活動支援等
- ・自動車番号標の交付代行業務
- ・主に、労働災害防止啓蒙活動および川崎市内現場パトロールを通じて川崎市行政に寄与する。また、市内施設においてボランティア活動を行う。
- ・薬局の経営事業

- ・新入社員合同研修会・定時総会・新春の集い賀詞交歓会
- ・行政から受託する観光誘客事業
- ・防災・環境
- ・建築士事務所登録業務
- ・伝統文化の継承と発展
- ・商品販売
- ・ひとり親家庭及び寡婦の生活の向上と安定のための支援福祉活動
- ・公衆衛生事業に貢献する医師会員の所属団体の事務連絡
- ・税知識の普及、納税意識の高揚を目的とする事業
- ・終活診断士資格認定事業終活セミナー開催
- ・学校経営
- ・研修事業
- ・労働基準関係団体として、関係法令の周知啓発、労働災害防止活動（特別教育の実施）、健康診断の斡旋等を行っているが、行政からの助成金は1%で、ほとんどないに等しい。
- ・児童館、学童クラブの運営地域活動事業

【質問5】法人として信用を得る（寄附・助成など）ためには何が必要だと思いますか。（37件）

- ・経営状態
- ・地道で継続した事業活動
- ・1と3
- ・会員サービスの充実
- ・実態のある活動と活動の見える化を各法人が行うこと。すでに公益法人でも同じことが言えると思う。
- ・会員の増強、そのためには景気の回復
- ・正確、迅速な事業実行を行い社会から信用を得ること。
- ・寄付や助成に見合った具体的な成果の実現
- ・寄附文化の振興
- ・上記2に加え1による社会への正確な情報の発信
- ・具体的な活動内容で社会に貢献できるか否かではないかと思います。・非営利法人であっても法人名称が「一般社団法人」という名称であり、差別化ができない。
- ・研修の還元
- ・公益事業内容の質の向上。
- ・事業・活動内容の公益性のPRと情報公開
- ・関係団体との協力体制の構築及び公益事業等による社会への貢献
- ・○各種メディアを活用した情報発信 ○会員及び関係団体等とのコミュニケーション
- ・選ばれ、満足される事業（当法人の場合では「医療事業」）を継続的に実施すること。
- ・社会貢献活動
- ・顧客満足、よいサービス

- ・理念に基づいた実践の継続（地域貢献）
- ・高圧ガスに関する法令の基に県の仲介もあって発足した歴史を50数年継続している。
- ・寄付・助成にはほとんど頼っていないが、信用を得るためには、定款に即した日常の共益的ないしは公益的活動を着実にやるのが最も重要だと考える。
- ・日伯友好関係の促進という協会の目的に沿った活動の活発化。
- ・会員、一般ユーザー、及び行政からの評価
- ・法人の設立目的に沿った地道な活動と成果の積み重ね
- ・情報の透明化、財務体制の安定
- ・地域での事業活動
- ・当法人のように、信用取得に関り無いもので、特定の会員のためのもの互助会的組織ですので、その必要性の有無がわかりませんし、信用のあるなしにかかわりの無い組織だと思いますが、いかがでしょうか。
- ・メディアを利用した広報活動
- ・役に立つ事業
- ・学会として、日本学術会議からの指定および他の学会や関係諸団体との共催、協賛事業の実績積み上げ。
- ・公益性高い事業を行うことと、業績等が健全であること。
- ・事業内容の公開
- ・会員企業の信頼を得る
- ・そもそも同じ名前がおかしい
- ・「労働基準協会」の名称に見合った地道な災害防止、講習実施活動

【質問6-1】運営について、現在困っていること。(26件)

- ・事務局の運営
- ・人財が不足している
- ・本部・支部のガバナンスの欠如
- ・事業と密接な関係がある官庁とパイプが小さくなった。内閣府では相談ができない
- ・理事
- ・理事会・評議員会の定足数の確保
- ・低金利時代の基本財産の運用と財務改善策
- ・持続的収益事業の確率ができない。
- ・登記官によって手続きや添付書類が異なること
- ・正味財産額が減少した。
- ・一般財団へ以降時からの賛助会員の激減。一般財団になり信用が落ちた事
- ・公益法人への移行の申請書類が膨大。寄付が少ない。人手が少なく、寄付も少なく、運営が厳しい。
- ・熊本地震での被災による改修費用の補助、公益目的支出の計画変更
- ・3月決算を取っているため、決算終了後3か月以内の理事会、評議員会の開催が厳し

い。この時期は、財団事務局のみならず、評議員、役員もそれぞれ一番忙しい時期と重なるので、会議の成立のため、多大な労力を要している。

- ・要求ばかりで、支援がない。
- ・ここ数年、公益目的支出計画を報告してきた中で強く思っていることですが、現在は所管の担当者が変わっていますが、移行時の審査が厳しかった事、当時の担当者の考え方（継続事業の内容や経理区分等）が偏っていた（と、思う）ため、本会は計画実施の期間中（10 数年間）、移行時の偏った指導での計画のとおり事業を実施していかなければいけないこと、また、その事務量の多さ。
- ・税理士に業務を委託していないので、会計処理などについても助言をお願いしたい。
- ・行政の公募が遅く、従って、年度の半分以上を過ぎてからの活動となる。
- ・電子申請ではなく、決算報告書送付で対応していただけたら大変ありがたいです。小規模の当事業所では、とても負担に感じました。
- ・助成・交付金申請が難しい。
- ・行政官庁間の区分経理の見解の相違。
- ・会員相互の情報交換と福利厚生 of 簡単な組織運営、事業活動の団体だから、もっとやりやすい決まりごとで会を運営したい。
- ・毎年遊休財産の報告をいたしておりますが、県職員の担当者が移動等で替わると解釈の違いが有るので、去年認められた項目が認められない事が有るので困惑します。
- ・会員の減少、事業収入の減少。
- ・福祉団体ですが、行政からの助成金はなく、事務の人件費等を含め、独自の活動資金作りの必要があります。公益目的支出計画に基づいて、支出をしていくと、団体の存亡が危ぶまれます。
- ・過去に遡って、3年分の公益目的支出実施報告書の修正を求められた。

2 会計基準に対する意識

【質問9】 会計基準不便の理由。(71件)

1 3 会計区分の問題 (16件)

- ・会計間の振替（内部取引消去を含む）は面倒で非常に分かりづらい。そもそも会計を分ける必要があったのか。
- ・事業ごとに区分会計をするのが大変
- ・会計区分が複雑。
- ・新たな事業や変更した事業への適用が難しい。
- ・会計区分。
- ・事業区分を変更しにくい。
- ・一般社団への移行後、会計が細分化され過ぎている。
- ・その他会計と法人会計を統合した方が実務的と考えるため。
- ・会計区分毎の口座管理。
- ・勘定科目（例えば、「給料」等）ごとの合計額が（事業費と管理費に分別されている関係で）把握しにくい。

- ・区分会計が煩雑。
- ・補助金収入（特別会計）と会費収入ほか（一般会計）の費用に関する区分が明確でないから。
- ・会計区分が多い・収支相償、公益目的事業比率等のしぼりが多すぎる。
- ・会計分類が細かすぎる。
- ・実施事業ごとに振り分けなければならないこと。
- ・一般社団（財団）法人なら継続事業会計（実施事業会計）、その他事業会計、法人会計、公益社団（財団）法人なら公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に分ける現在の会計基準に沿った経理処理は、中小の法人ほど負担が重い。大規模法人ならなら部署単位の活動がイコール特定の事業という形になる部分も多いだろうし、その部署ごとある程度経理処理が行われる。人も十分にいる。一方、中小法人は組織が小さいので一つの部署が継続事業のA事業、B事業、その他会計のa事業、b事業、c事業を担当、それに理事会運営などにも平行的に携わる。1つの会合でも議題内容によって経費の按分を考えなくてはいけない。

2 費用配賦が難しい（11件）

- ・賃借料、水道光熱費など事務所全体で発生する経費の按分も厄介。本来的には、年度の事業計画と実際の乖離を勘案して按分比率を見直すことが必要だが、現状でも手一杯な中小法人は経理上そこまでは反映させる余力がない。法人内には見直しが正しいと言う方もいて確かにそれが正論だ。しかし、経理にいくら時間をかけても金を生む訳ではない。そもそも自分の法人に合わせた経理システムにソフトをカスタマイズさせるような金がかかけられない。正論だからといってそれに応えるような経理処理をしようとすれば、日常的に経理に要する人と時間が取られてしまう。残業が生じる要因となり、残業代の発生を回避するため管理職がさらに居残ることになる。また、請求書等証憑の金額が細かく按分されて各事業に按分されるため、ある科目の経費の増減が何を要因としたものなのか、会計ソフト上の元帳をみてもすぐには原因が突き止められないのも不便。
- ・費用配賦。
 - ・一般正味財産増減と指定正味財産増減の考え方・法人会計への経費の配賦。
 - ・事業数が多いため、管理費の配賦設定に手間がかかる。また、年度途中の事業状況の変化に対応しづらい。
 - ・管理費を事業管理費と管理費に区分しなくてはならないこと。
 - ・予算流用と予備費充当ができないことと費用の配賦が面倒。決算書でも16年会計基準の方が費用の使途が明確に記載できたように思える。
 - ・負担金が100%事業費に認められないなど、事業費と管理費の区分・割合についての基準・考え方。
 - ・形態別科目よりも従来の事業別科目のほうが会員にわかりやすい。人件費を事業費に配賦することができるが、客観性がなく問題がある。特定の事業のためにアルバイトを雇ったなどは事業費と思われるが、常時雇用の人件費は事業に従事していても管理

費にするべきだと思う。法人法（特に認定・認可法）に会計が引っ張られすぎている。法の求める提出書類と、会計基準は切り離すべきである。

- ・費用按分が複雑になった。
- ・人件費の配賦。
- ・経費の再配賦作業が大変。これを公益目的支出事業終了後もやるのは苦痛。

3 資金収支と損益ベースの違い（2件）

- ・やはり損益ベースの財務諸表ではわかりづらいとの批判を受けやすいこと。
- ・行政が求めるものと異なっている。特に収支計算書の取り扱い。また、正味財産計算書を読み解く必要性が行政に求められていない。

4 会計ソフトの問題（1件）

- ・公益法人会計ソフトを利用しているが、資金経理を伴う2仕訳となっており、扱いが複雑。企業会計に準じた方法で十分。

5 事務負担（16件）

- ・事業ごとに細かく分かれているため、会計に携わっていない者が表を見ただけでは判断しにくくその都度、細かな説明が求められる事。
- ・自分たちで対応できないから、会計事務所に依頼している。
- ・内訳票の分類が細かすぎる。
- ・正味財産増減計算書内訳表の作成に時間がかかる。
- ・事業費規模（500万円/年）に比して事務量が煩雑で多量で人件費がかかる。
- ・小規模団体に対して厳格すぎる。簡易な方式も選択できるとよい。
- ・従事割合による費用の支出に係る事務の繁雑さ。
- ・内訳表の作成。
- ・正味財産計算書の内訳表における、他会計振替額について、「その他事業」が複数あるときには、それぞれの事業の柱にどのように計上するのか？さらにその結果となる期末正味財産額についても同様。まったく意味のない内訳であるので、早急に廃止願いたい。
- ・収益・非収益事業区分での内訳表が法人税基礎資料として有用であるが、管理会計という観点では、管理部費用配賦後の諸財務諸表は全く使用できない。したがって、法人での事業検討や主たる利害関係者（大口会員）には、管理費配賦前の財務諸表を別途作成する必要がある、極めて煩雑である。
- ・企業会計基準との差異が大きく、公益法人与企業会計基準と両方を作成、説明しないといけない。
- ・許認可官庁と税務署向けを勘案するみとが面倒。
- ・税理士事務所に会計処理（公益目的支出計画報告も）を委ねていますが、このための費用がかさむので、簡便な報告でできれば当事務局で報告できれば、有難いのですが。
- ・仕訳が煩雑で、慣れるのに時間がかかった。

- ・公益目的支出計画を実施した後の会計報告の予定支出をしなかった場合の説明等手間が大変です。新規事業を実施したくても審査等で手続きが大変で、実施するのに足踏みをする。
- ・予算・決算について内訳表の作成に手間がかかる。

6 その他

- ・企業会計と違うため、よくわからない。
- ・理解するのが難しい。
- ・平成16年公益法人会計基準を使っている。
- ・具体的な内容を知らない。
- ・会計担当事務職員は分かっているが、法人会員で理解している者はほとんどいない。
- ・一般の企業会計と比べてあまりにも違いすぎ、一般の方が見ても理解できない。
- ・前の基準（平成16年会計基準）のほうが会員に対してわかりやすく説明しやすいから
- ・零細法人ゆえに18年基準で透明性は果たせる。
- ・会計基準が難しい。（一般の営利法人と同じにすべき）
- ・役員が理解するのに困難である。
- ・16年基準により財務諸表を作成。
- ・仕方なく使っている。他の会計基準と比べられないし、比べる余裕もない。
- ・小規模法人の場合、なじまない箇所がある。
- ・正味財産増減計算書の一般正味財産・指定正味財産の区分表示が分かりづらい。
- ・企業会計原則に変更したい。
- ・本協会の活動実態を表現するためには平成20年会計基準よりも平成16年会計基準の方が適しているため、及び、過去からの継続性の観点から、平成16年基準を採用している。（特に、収支計算書）
- ・面倒で理解していただけない。もっと簡素化が必要。
- ・正味財産という定義等が一般的にわかりにくい。
- ・什器備品などの購入。
- ・以前より、平成16年改正基準を採用しており、平成20年公益法人会計基準は、採用していない。
- ・企業会計に比べガイドライン等が分かりづらい。
- ・科目の不便。
- ・実施事業の内容と会計制度がマッチしていない。
- ・17年会計基準のほうがわかりやすい。
- ・理事会や社員総会での説明が困難であること、またそのための十分な時間が無い。

3 寄附について

【質問12】現物寄附等で困ったこと等

- ・受ける準備について何をどのようにすればよいかを知りたい。
- ・機会があれば、ぜひ、寄付を受けたいと思います。何度か企業から税金の控除のために寄付をしたいとの相談を受けましたが、当団体は一般財団法人で控除の対象にならない

とのことで寄付をしていただけませんでした。福祉活動をしている団体は、寄付をくださった方に控除をしてくださるとよいのですが。そのような制度があればと思います。

4 税制に関する要望事項

【質問 13】一般法人をめぐる税制で希望する事項。(79 件)

1 全般 (16 件)

- ・一般法人は粗製濫造とも言うべき状況にあり、小規模な人員・予算規模の組織が乱立し、団体の定款上の目的を果たすことができない団体が多すぎるように感じる。しかしながら、税制面では、基本的に定款上の非営利性での区別しかなく、実態は全く考慮されていない。第 3 者機関（行政機関より、一定の実績・要件等を満たすコンサルティング企業等が望ましい）が団体の活動を評価し（活動内容・内部統制・経営状況等）、きちんと社員や社会に対して還元している団体に対しては、株式会社等より税務上優遇されるようにして頂きたい。
- ・法人税法の区分として「非営利型法人」は、「公益社団（財団）法人」及び「普通法人 非営利型以外の法人」のいずれよりも不利益な課税となっています。移行認可申請に際しては、「公益目的支出計画」を提出し、その実施期間中は、「公益目的事業会計」は基本的に赤字となります。一方、「収益事業会計」は、法人の永続性を確保するためには収益を上げる必要があることから、基本的に黒字となります。「公益社団（財団）法人」であれば、課税所得の範囲は「収益事業」のみですが、その収益から「公益目的事業」に支出した金額については、「みなし寄附金」として損金算入され、「収益事業」の所得金額はその分控除されます。また、「普通法人 非営利型以外の法人」であれば、課税所得の範囲が「全ての事業」とされることから、「収益事業会計」の黒字は「公益目的事業会計」の赤字と相殺され、所得金額はその分少なくなります。しかし、「非営利型法人」については、「公益財団法人」と同様に、課税所得の範囲は「収益事業」のみとされており、「公益目的事業会計」の赤字相当額が控除されないことから、「普通法人 非営利型以外の法人」よりも不利な結果をもたらすこととなっています。ついては、一般社団（財団）法人のうち特例民法法人から移行した「非営利型法人」について、他の法人区分と均衡のとれた課税を確保するため、現行制度では「公益社団（財団）法人」のみに認められている、「みなし寄附金の損金算入」を適用されるよう要望します。
- ・非営利法人は、一般法人でも公益認定法人と同等に扱ってほしい。
- ・多方面にわたっての構想を持つが、現在は国際会議中心である。利益目的でない部分だけでも、減免等の対応があると助かる。
- ・設立時は公益法人で認定を受けていた法人なので、税制面で優遇していただきたい。
- ・簡便な分かりやすい税制をお願いしたい。
- ・移行法人の税制は、改善の余地ありと思う。
- ・税の負担を軽くしてほしい。
- ・法人会計を実施事業とその他事業に分けるのが面倒。
- ・非営利徹底法人については、税制上で公益法人と同様の扱いにしてほしい。
- ・一般社団になった途端、市県民税対象、非営利の許認可は意味がないと思う。

- ・質問2での法人の選択では、「どちらともいえない」と回答しているが、良い点もあり、不都合な面もあるので、このような回答をしている。ただし、質問2-2での後悔の間にある、税金の負担については要望したい。当協会は、一般社団を選択し、預金利息等に係る源泉所得（利子所得）への課税となるが、所轄行政庁には要望を出し、例外の措置がないか確認してもらっていたが出来なかったことが、後悔となる。内容は、業界（会員会社）と消費者が取引を行い、会員会社の倒産などにより、消費者への債務が発生した場合に、預金等からの利息を別途管理して、その預金から消費者へ、倒産会社に代わって弁済する仕組みのため、弁済するための預金が、減少することとなり、消費者への弁済する財源の確保が厳しくなるため。
- ・一般社団としてから会員の減少等により赤字運営が続いていることもあり、特にないが税制の優遇処置を継続していただきたい。
- ・当医師会のように、会員相互の連携や福利厚生、情報交換のための組織ですので、税負担は無いことがありがたいです。
- ・私どもは収益を目的としていないが、公益性の高い事業を拡大しようとする場合、収益事業に当たるからと、単純に課税はして欲しくない。全体的な税制の負担軽減を求めて欲しい。
- ・税制待遇をもう少し上げて欲しい。

2 法人課税（28件）

- ・一般社団法人の普通法人を選択したので、税金が比較的高い。（以前の特例民法法人の時よりも）
- ・法人市民税の均等割減免については地方自治体の対応がまちまちであることの原因がわかりませんし、なんとも納得できません。国がなぜ統一基準を持たなかったのか？移行期間を過ぎた今、公益法人等の成長と安定期に向う今後の課題と思われまます。多様な公益活動が豊かな社会を築く過程において、その担い手の一つである非営利型一般法人にも市民税減免の優遇を制定して頂き、活動しやすい税制環境づくりをして貰いたいと切に希望します。
- ・地方税も免除して欲しい。
- ・非営利が徹底されている法人については、預金利息や寄付金に関する税金は、公益法人と同じにしていきたい。
- ・収益事業に対する税率を低減してほしい。
- ・収益事業に対する課税方法が、公益法人会計基準と法人税法で考え方が異なるため、税務署への決算申告が大変である。
- ・非営利型法人に対し、金融収益を非課税にしてほしい。
- ・公益事業が収益事業より勝る場合は無税に願いたい。
- ・非営利徹底法人については、実施事業等会計事業は税制優遇して欲しい。
- ・非営利徹底法人であって、事業のすべてを公益目的事業として実施している一般法人については、法人住民税の均等割り部分も非課税にしてほしい。

- ・ 県行政の一貫として取り組んでいる事業（例えば木造住宅の耐震診断支援事業）が収益事業となっているが、耐震予防普及の観点から税制優遇措置はないだろうか。
- ・ 継続事業を行うにあたり、収益事業の利益をあてているが、実際不足している。そのため、不足額に対し、その他事業の利息収入をあてているが、それに対して非課税になるようにしてほしい。
- ・ 非営利事業団体ですので、法人市民税の免税または減税を希望いたします。
- ・ 債券運用等の利子所得に対する課税について、免除・減額されるような措置を希望する。
- ・ 1 法人市民税 減額ではあるが、全額免除としてほしい。2 預貯金の利子税
- ・ 収益の無い法人からの県民税、市民税は廃止していただきたい。
- ・ 法人税率の引き下げ。
- ・ 非営利団体の場合は地方税も無税に。
- ・ 一般社団法人で観光協会として、寄付金や補助金で赤字状態で、花火大会や伝統文化を守っている状況の中、法人税の納付は額も多く厳しい状況にあり、事業利益部分もあるが、ご配慮いただけると、地域の伝統文化振興推進上助かります。
- ・ 現在、剰余金の額が総事業費の1/2以下という条件で法人税の免除を受けており、法人市民税も国税に合わせて免除してもらっているが、法人県民税だけは均等割額を納付している状況である。国と市が免除しているのだから県にも同様の措置を希望する。
- ・ 課税対象を収益事業だけでなく、公益目的事業を含めた全体の合計額にしてほしい。
- ・ 金利収入に関する源泉所得税の免除。
- ・ 非営利が徹底された法人は、利息を非課税にしていただきたい。
- ・ 公益事業や継続事業のみを実施し、非営利を徹底している法人の場合は、利子は非課税にしてもらいたい。
- ・ 預金利子に対し、源泉徴収課税をしないしてほしい。
- ・ 預金利子に対しての源泉所得税への課税・徴収の廃止をお願いしたい。
- ・ 収益を目的としない、ひとり親家庭等の支援をする福祉団体の活動には、税の免除があればと思います。現在は、事業所税、法人市民税は免除の対象団体ですが、法人県税は免除になっていません。どうしてもならないか何度か掛け合いましたが、だめでした。
- ・ 実費弁償による事務処理の受託の確認申請の簡素化と明らかにマイナスと想定できるものは届出だけで収益事業に該当しないとしないか。

3 寄附税制 (8件)

- ・ 以前（特定公益法人）は、収益事業から公益事業に収益を移した場合、一部寄付金とし、[みなし寄付金]控除がされたのに、現在は、すべて課税対象になるため、復活できないか。
- ・ 非営利なので、公益法人と同じ、寄付者への優遇措置。
- ・ 特例民法法人からの移行。公益目的事業の大半を補助金で行っていたが、その打ち切りが決定していたため、止む無く一般法人へと移行した。現在も当法人の主たる事業は当該補助金で行われていた事業であり継続事業として行っているが、事業収入の比率が高いため公益法人化がほぼ不能。主たる事業が実質的に公益にかなう事業をおこなっている一般法

人であれば、寄付者が寄付控除などの優遇が受けられるなどの措置が欲しい。

- ・一般社団法人であっても、非営利徹底法人であるならば、寄附側の税制優遇措置がある程度あった方が良くと思う。
- ・一般財団法人に移行しても定款に変更はなく、従来と同様に寄附を実施している。公益性に鑑み税制優遇措置をお願いしたい。
- ・一般法人であっても公益に資する事業を行っていることから、「みなし寄付」などの税制優遇措置があってもよいと思います。(公益法人との税制の差が大きい)
- ・一定の条件の下での(公益法人と同じような)寄附金の優遇税制。
- ・希望として、1. みなし寄付の復活。

4 消費税 (8 件)

- ・基本財産の運用関連の譲渡益、利息収入への課税。財政面で厳しい運営にせまられている法人にとって、深刻。
- ・収益事業の消費税について優遇措置を設定していただきたい。
- ・消費税について、もう少し簡便になるとありがたい。
- ・助成額を費用として認めてほしい。
- ・消費税の規制が強化されそうですが、現状維持にしてほしい。
- ・従来からの継続事業(公益事業)がほとんどです。収益事業の収入はほとんどありません。しかし、投資有価証券の配当金等に頼っている部分もあり、その配当金に課税されており負担を感じています。
- ・当法人は会費収入割合が約 50%と高いため、消費税率のアップが経営に与える影響が大きい。したがって、全国法人協会が中心となって各党の税制調査会への陳情等をお願いしたい。
- ・消費税の算出が複雑なので、簡便化出来ないかと思えます。

5 固定資産税 (3 件)

- ・補助金で整備した施設に対し、通常の固定資産税をかけることはいかかなものかと思う実質的な公益施設であっても、一般社団法人であるがために課税対象となり、収益がないにもかかわらず、納税義務が発生し、社団運営を阻害する大きな要因となっている。地方税であることから自治体の考えで変わるものであるが、統一した基準が必要ではないか?
- ・現状は勘定足りて銭足らずがそこまで来ており、固定資産売却での現金化しか対策の目処はないので固定資産売却に関する課税なしは是非継続してほしい。
- ・施設・設備の固定資産にかかる税制について、非課税としてほしい。

6 その他 (16 件)

- ・非営利徹底法人のため税は収益事業のみの課税で収益事業は行っていません。
- ・税制というよりも信用保証協会が活用できるようにしてほしい。特定非営利活動法人は新しく利用できるようになったが一般社団法人は要件にないため不便である。非営利活動は一般社団法人もしているので、是非、要件にいられていただきたい。

- ・奨学金を損金算入として扱ってほしい。
- ・非課税団体としていただきたい。
- ・私学教職員の退職時に学校法人等へ退職金給付のための資金を供給する事業を移行前から実施している法人に関して、公益法人は保有する金融資産の運用益について税制優遇されているが、同様の事業を実施している一般法人については課税されている。さまざまな事情により移行先が異なったことで、当該法人並びに当該法人からメリットを享受する立場の者に不利益が生じている現状について、特段の配慮をお願いしたい。
- ・まだ、移行後の税務調査は受けていないが、非営利型への税務署の対応に不信感がある。税制上は非営利型の場合、34業種課税であるが、実施事業（公益・継続）に34業種が含まれている場合は税制上、損益通算できるものと理解している。しかしながら、過去に税務署から税務調査で「はじめから赤字の事業は収益事業として認めない。公益事業の赤字分は一般会計から寄付があったと考えて収益事業の雑収入を計上して確定申告しろ」という指導を受けた。現在、いくつかの公益事業（現在は継続事業）を指導の通りに申告しているが、今後、すべての実施事業（継続事業）を同様に指導されるのではないかと懸念している。こうなってしまうと、結局は「実施事業は損益通算はできない」ということであり、税法違うことになる。
- ・非営利法人の判定等が分かりにくいと思われる。
- ・特例民法法人時代に課税事業である収益事業で得た利益をみなし寄付金の限度額を超えて基本財産や特定資産として保有している。これらを公益目的財産から除算又は減算することを認めてほしい。
- ・基本財産（債券等）の売買譲渡益の税制面の扱いが税務署担当者個人によって見解が異なる。営利事業と非営利事業が混在する事業運営で、収支比率や科目の区分が複雑になっている。毎年何らかの税制改正があり、理解と担当者研修が煩雑になっている。
- ・事業全体に、非営利性が高い性格を持っている。しかし、現況は収益性事業に分けざるをえないものがある。公益性のある出版事業などはまさにそれである。しかるに、公益性のある特例項目などを収益事業から特認する制度を設置していただきたい。
- ・一般法人でも非営利型及び共益型については、利益追求型の法人ではないため、公益法人と同等とみなし、登記する際の登録免許税等は非課税扱いにして良いのではと思う。
- ・非営利団体であるので、税務署への申告を簡素にしてほしい。
- ・学術論文誌の刊行、学術図書の刊行については非課税扱いとすることを希望します。
- ・実施事業のマイナス分を損益通算できるようにしてほしい。
- ・よく分かっていないのが現状。会員（事務担当）が病院業務の傍ら、自分で調べたり知り合いの税理士等に相談したりしながら、よく分からないまま行っているのが現状。要望を言える程理解していない。
- ・非営利として始めているが、最初から税理士をつけ申告している。収益事業をしているので営利法人であるとして、他の非営利事業を理解していないようである。税制上の非営利法人としての枠組みを理解したい。

5 行政庁・公益法人協会に対する要望

1. 行政庁に対する要望

【質問 14】 行政庁への要望があればご記入ください。(72 件)

1 指導監督体制

1) 行政庁のばらつき (1 件)

- ・ 一般社団法人に移行し、公益目的支出計画を完了し承認を受けているにも拘わらず、行政庁から従来通りの報告書の提出を求められている。如何なものか。

2) 担当官の対応 (8 件)

- ・ 毎年、担当者が変わり、対応が微妙に異なる印象がある
- ・ 丁寧なご指導をいただいております。移行時の指導と比べてもとても相談しやすい雰囲気になっており感謝しています。
- ・ 担当者の異動がよくあるのは仕方ないが、将来発生が予想される内容の質問・相談等に対して、聞いておくだけでなく何らかの回答をしてほしい。
- ・ いつも、説明の内容が分かりにくい。例年、公益目的支出計画の説明会が開催され（今年は実施が無かった。）て、それはそれで質問の機会を設けていただき、他団体との情報交換もできてよいと思うが、その時の説明書の内容が分かりにくい。そのため、（電子申請の）各票の記載項目の文言（表現）が難しかったり、紛らわしかったりして、わかりにくく入力しにくい。
- ・ 担当の方毎の判断にばらつきがあることがある。去年よかったものが今年通らないということが多々ある。判断基準の平準化に努めていただけるとありがたい。
- ・ 公益目的支出計画実施報告書を毎年提出しているが、行政庁の担当者で記入の文章や数字が違う。
- ・ 変更登記において、法務局の担当職員が当法人の定款も読まずに修正指示をしたことで二度手間が生じ、職員の見識を疑いました。
- ・ 公益目的支出計画実施報告書を提出しても、不明点は「こうしろ」と言われるままに修正している。反論したいができづらい。

3) 体制全般 (15 件)

- ・ 内閣府の指導を踏まえた上で税制面では税務所のお考えもあり、財団運営で判りにくい場合があります。
- ・ 行政から一切助成金等を得ていない法人であっても、行政庁の監督を受けなければならないことが、少々不満である。
- ・ 公益目的支出計画実施報告書の審査が遅すぎるのでは？（平成 27 年度は、提出して 1 年以上経って、やっと完了している。）
- ・ 当協会も当初公益認可も視野に入れたが法制度の内容からして難しいと判断した。当協会の一般社団法人への移行以降、同業団体で公益法人認可を受けているものもある。従って、当初は厳しい審査ではなかったのか？ また移行のための判断基準にあいまいさがあったのではないか。制度改革などについては公平性を重視してほしい。
- ・ 公益目的支出についてもインターネットで決算書類等提出しているが、受付がすんで

も書類チェックがなかなか進まない。

- ・旧主務官庁は所轄の団体/業界について勉強が足りない。また、二年ごとの人事異動の度にゼロに戻って説明しなければならない→民間のような引き継ぎが行われているとは思えない。
- ・多くの構想があり、国や県等に寄与すべく検討している。その際、協力や知恵を頂けると有難い。
- ・公益目的支出計画実施報告書の指導を、提出した年度内に行っていただきたい。
- ・特段の問題なく、事業等の協力あり。
- ・公益目的支出計画を開始してから年数が経過すると、社会状況の変化や法令改正等により事業内容に変化が生じてくるため、随時、行政担当者へ面談による相談ができるようにしていただけると、円滑な支出計画の作成・実施ができると思います。
- ・公益目的支出計画実施報告書の受付から完了まで速やかに流れてほしい。
- ・公益目的支出計画完了後における、行政庁への報告や届け出についての内容が、わかりにくい。完了後は、それぞれの法人の定款に基づき事業を進めるが、行政庁への必要な届け出等をわかりやすく明示してほしい。
- ・県の担当者には、移行認可後、公益目的支出計画実施報告書の提出まで、相談には適切に対応していただいた。
- ・現在沖縄県へ公益認定の申請を行っているが手続きが進んでいないので早めに取り組んでほしい。
- ・個別相談所の案内があればよい。

2 定期提出書類・立入検査（9件）

1) 定期提出書類（9件）

- ・公益目的支出計画実施報告書の作成、説明資料の作成など、年1回で構わないので無料セミナーを開催してほしい。
- ・公益申請の際の書類が多過ぎる。費用が膨大にかかりすぎる。
- ・現状において、公益目的支出計画は、パソコンで作成し提出していますが、機械操作に余り慣れていない高齢者には辛い面もあります。もう少し簡単に作成等ができるようになれば幸いです。
- ・公益目的支出計画実施報告書の提出については、公認会計士等の専門家でなければ作成することは難しく、会員の減少、補助金等の削減により歳入が減少している中で、経費節減をせざるをえない現状で、当該事務職員が作成をせざるをえない。特例措置等の検討をお願いしたい。
- ・公益目的支出計画実施報告書の様式そのものを、一般の人とはともかく役員にも見やすくわかりやすい体裁としてほしい。決算時における監査会・理事会では、見づらいが様式そのものを提出しているが、様式にそった説明は一切していない現状である。何十年にもなる支出計画の当初計画をいつまでも記載したうえでの当年度の実績報告にどのような意味があるのか理解できない。
- ・手続きの簡素化
- ・特にないが、実施結果報告書と認可法人への報告書について、どちらか一方を廃止して欲しい。

- ・ 行政庁への諸届の簡素化
- ・ 行政庁委託の公益事業の中には、契約後に実施計画・予算額変更に伴う書類と実施体制の大幅変更を求められる案件が存在する。行政庁で十分な事前準備をお願いしたい。

2) 立入検査 (0 件)

3 変更認定・諸届 (2 件)

- ・ 行政も今年から公募事業が身近にできました。しかしながら、金額が小さいにも関わらず、出す書類の多さには驚きです。
- ・ 公益目的支出計画の期間の延長申請における手続きの簡略化と随時受付及び審議を行って欲しい。

4 個別の制度改善要望 (10 件)

1) 収支相償 (1 件)

- ・ 公益目的支出計画において、収支バランスが改善（赤字を減らす）することを（結果的に公益目的支出計画の計画期間が延びること）前向きにとらえていただければと考えています。

2) 公益目的事業比率・遊休財産 (0 件)

3) 機関運営 (2 件)

- ・ 社団法人の社員総会と同様に財団法人の評議員会についても委任状を認めてほしい。
- ・ 人事や予算は指定管理者で決定させていただきたい。

4) 会計 (7 件)

- ・ 公益性事業に対して、行政からの予算措置をしていただきたい。例えば、国民の健康増進に関わる調査事業とか農産物、食品等の健康機能性研究費用の支援などである。
- ・ 会計制度（平成20年公益法人会計基準）をなんとかしてほしい。
- ・ 会計基準の見直しを要望する。20年基準によって複雑となり、社員の理解が得られない。18年基準の選択も可としていただきたい。
- ・ 社会貢献になる公益事業などに補助金をつけてほしい。
- ・ 非営利が徹底された法人は税制等を優遇していただきたい。
- ・ 公益目的への該当・非該当の判断について不明確な部分があるので、明確にしてほしい。具体的には講習会事業の認定が地域によってその他会計や実施会計と差がある場合が見られる。
- ・ 当団体は助成金をいただいていません。福祉団体として、支援活動の助成金がいただければと思います。また、委託事業は、支出する経費の項目（内容）に制限があり、人件費や経費の予算が少なく、団体で一部負担することがあるので、事務人件費まで予算をいただけたらと思います。

5 全般要望 (27件)

- ・当医師会のように、会員相互の連携や福利厚生、情報交換のための組織ですので、規制が等しく課せられることがなく、簡便な申請や報告、手続きで済ませていただければありがたいです。
- ・法人住民税の納付は口座引き落としにしてもらいたい。(埼玉県、和光市)
- ・制度の見直しを強く希望。大規模法人と小規模法人では事情がかなり異なるため、全法人一律というのは無理があると思う。
- ・地方行政との共同事業がやりやすくなるようなシステムが出来てほしい。
- ・公益認定申請に向け検討したが断念した。4年来の受験者数減少により赤字運営が続き、基本財産の一部も取り崩した。今後黒字になった場合は、まず基本財産の補てんを行い財政基盤の強化を目指す予定である。公益認定法では、収支相償の原則により黒字は原則不可であり、黒字が出た場合は解消計画を策定しなければならない。基本財産への繰り入れ等財政基盤の強化は認められていない。法人によっては必要以上の内部留保を行うところも出てくるので難しいとは思いますが、公益事業を安定的に運営するには確固たる財政基盤は必要である。公益認定に当たり、この点を考慮していただきたい。
- ・一部の悪徳な公益法人のために、公益法人制度改革が行われ、一般法人法による規制を受けることとなり、膨大な法的な知識の習得が必要となるとともに、一般法人法に基づく事務や組織運営が複雑化された。今回の制度改革で、公益的な活動を行っていた法人の中でも、事務の複雑化や規制の厳しさなどの理由から、一般法人にならざる得なかった法人が多数あり、そのような中で、新たに設立された一般法人にはわけのわからないような法人もあり、そのような法人と同じ扱いにされることに不満を感じる。また、一般法人法の規制が細部にわたっていることに関し、善良な法人は遵守するよう努め、そのために労力を費やさなければならない状況であり、悪徳な法人ほど、法を遵守しない運営が行われるものであり、結果的に公益的に善良な活動を行っている法人が、公益法人制度改革にて巻き添えとなったように感じて仕方がない。
- ・社団法人として誕生した時から、大阪府の建設団体として認められ、大阪府まちづくり部建設支援課建設指導グループの管轄下におかれているため、役員や会員の異動の報告を、毎年、大阪府建設支援課へ提出している。次回、役員(代表理事)に異動があった場合は、大阪府の法務課、(PCによる報告)と、建設支援課双方へ報告しなければならないようです。事務が重複するので、一本化できればと思います。
- ・中小零細の団体を中心に、一部の役員や事務長、行政機関OBが権限を握り、内部改革を阻み新規事業展開の障害となっているケースをよく耳にしている。このような経営者は、株式会社であれば、経営状況が悪化すれば引責で辞任等に追い込まれるはずだが、団体の場合はその圧力がないため、全く内部からの改善が期待できない。多くの一般法人は共益とは言え、それなりの範囲で多くの人々に寄与する活動を行い、少なくない団体が助成金等を受領して、行政機関の事業を展開している。したがって、低劣な経営陣により、一般法人のガバナンスが働かず、ひいては活動の劣化・沈滞を引き起こしているのは問題である。したがって、行政機関側で、団体の内部統制につ

いて監査・評価する制度は必要であり、状況によっては改善勧告を行い、改善されない場合は、公益等認定委員会に上程し、一般社団法人の認可を取り消す等の厳しい処置が望ましい。加えて、単体での定款目的を果たす実力の無い小規模な団体については、行政機関側より合併を積極的に促すことが望ましい。特に業界団体は、同種同様の団体が極めて多いが、自ら合併に動くようなモチベーションが存在しない。このような状態は、所属する企業側にとっては無駄な出費を強いる（似たような複数に会費を出す）状態なので、企業負担の軽減の面でも有効であると考え。また、「天下り」として非難される行政機関OBの団体への就職については、団体の目的によっては、彼らの力を借りた方が定款上の目的を果しやすいケースもあり、一概に禁止すべきとは考えていない。しかしながら、彼らの給与・退職金基準等に大きな問題があると考えている。彼らの給与等が事実上、送り出す行政機関側で定められているケースが多く、それらの改正が団体側でできない実態がある。行政機関OBの引き受けは、採用者・勤務時間・給与・退職金基準、有無を含めて、主導権が団体側にあるべきであり、実態として厳然と存在している行政機関側からの基準適用は早急に見直していただきたい。そのような状況が改善されない場合は、行政機関OB受入を禁止し、現役職員の出向のみを認める方が良い。

- ・公益事業参加法人は、一般法人より差別化されて徴用されるべきと考えます。
- ・法人法及び会計基準に準じた扱いをNPO法人にも徹底すること
- ・些細な疑問のQ&A。
- ・一般と言えども公益事業比率（27年度53%）が高くなり事務量が増えた。反面、会員の減少等で収入減となり、この先の組織運営に危惧を抱いている。
- ・一般の人にもっとわかりやすい会計基準や言葉はないのか？一般の人に指摘することが困難のように、わざと一般的に理解しにくい表現をしているとしか思えない。
- ・関係法令等の説明会等を開催してほしい。
- ・地方団体へのサポート窓口があれば、助かります。
- ・次世代のIoTに対応した健全な業界発展のための実行計画および人員、またできれば予算措置を期待する。
- ・特例民法法人からの移行。公益目的事業の大半を補助金で行っていたが、その打ち切りが決定していたため、止む無く一般法人へと移行した。現在も当法人の主たる事業は当該補助金で行われていた事業であり継続事業として行っているが、事業収入の比率が高いため公益法人化がほぼ不能。主たる事業が実質的に公益にかなう事業をおこなっている一般法人であれば、寄付者が寄付控除などの優遇が受けられるなどの措置が欲しい。
- ・公益認定ガイドラインに定められる事業の対象者が、不特定多数に限られている現時点においては、公益認定を得るすべがない。財団法人と社団法人を一括りに審査がされるが、社団法人においては、会員になる資格はどの事業者にもあるのに、議決権は会員にしかない。この辺りを整理していただかないことには、税制優遇が受けられる公益社団法人を選択したくてもできない。法整備の問題では無いのかと思う。
- ・一般公益財団の立場の理解不足を感じる。

- ・一般法人には法人法で事業計画を始め諸財務諸表の作成が免除されているが、最近、平成16年基準に回帰し、再び、財務諸表の作成義務を強化する動きがあるような気がする。全国の一般法人においては、1法人当たりの職員数は僅かであるため、こうした事務処理をどうするかは各法人の裁量に任せ、もう少し自由闊達な事業展開が可能なような法令・行政指導を期待します。
- ・制度改正を行うための現場へのヒアリングや情報収集がほとんどなされてない。特に運用面での課題や影響について、フォローアップ的な動きがない。公益・一般法人の大きな制度改正からすでに時間が経過しているが、データのな情報ばかりで、個別の法人が抱える問題や運営上の具体例など、地域差なく情報共有できているか、疑問だ。
- ・年間会費合計1500万円程度で運営している非常に小さな組織であるにもかかわらず行政の申請、チェックも厳しい。ほんとうに必要でしょうかね。
- ・国は民間活力を活用して、経済全般の活性化を図ると言っているが、利用できる補助金等が限られており、その拡大、誰でも参加できるように審査の簡素化を進めて欲しい。
- ・伝統文化への継承についての重要性和技術の伝承は、未来への子供たちへの教育課題と考えます。グローバル化が進む中、特に国内経済活性化と同時に必要不可欠となるのではないのでしょうか？
- ・役員の任期と会計年度が違うことにより、不便を感じます。
- ・非営利法人を特定非営利活動法人と同じように扱ってほしい。地域によっては社協が一般社団をNPOと認めないところがある。
- ・相談会など、引き続き、細やかなご指導をお願いします。

2. 公益法人協会への要望 (66件)

【質問15】公益法人協会への要望があればご記入ください。

1 ホームページに関するもの (3件)

- ・Webサイト「なんでもQ&A」の他法人からの質問・回答は参考になるので、今後も継続してほしい。
- ・質問と回答(Q&A)を更に充実させて欲しい。
- ・ウェブ上で一括印刷できないところを修正して頂きたい。

2 相談事業に関するもの (13件)

- ・事業運営に関する質問をWebやメールで受付けて回答いただける機能を要望します。
- ・いつでも相談できるようになって欲しい。
- ・面接1回のみ無料ではなく、相談や面接は何度でも無料にしてほしい。
- ・法人運営に関して幅広く相談に応じる体制を充実維持していただきたい。
- ・東京、大阪のみでなく相談会を名古屋で開催してほしい。本年度より、定時総会で事業決議を得て、障害者施設への支援とする会員による「廃電線剥離事業」を着手したが、今後の事業運営等の課題解決に向けての相談。
- ・移行にあたっての情報や移行後も運営についてアドバイスをいただき参考になりました。
- ・具体的な無料相談窓口を開設してほしい。

- ・電話相談についてももう少し丁寧な対応ができないものでしょうか。
- ・実務的な電話等での相談窓口等があれば気軽に利用したい。
- ・個別相談の機会を増やして欲しい。
- ・公益法人化を目指すうえでの相談に乗ってほしい。一説には創立後5年は公益化しない内規があるとも聞き、基準と対策が全くあいまい。また、当法人の周囲では、司法書士、公益財団の管理者、税理士等個人個人の「感覚」と「噂」レベルの情報しかないため。
- ・各種届出や会計等、どうすれば良いのか分からない。助けてほしいことはいっぱいあるが、組織として未熟なため何処がどうだめなのかすら分からない。
- ・関西での相談を増やしてください。

3 セミナーに関するもの (16件)

- ・関西での講座、研修等を増やしてください。
会計のセミナーは初心者向けだけでなく、中級者～上級者向けのものも実施して欲しい。
- ・各種研修会の参加費が高額のため参加できないので、会員外でも下げてほしい
- ・各種の研修・勉強会が開催頻度として少ないと思う。
- ・年1回で構わないので無料セミナーを開催してほしい。
- ・セミナーが開催される場所が東京、仙台が多いので旅費がかかるため出席したことがない。札幌で開催することはできないのか。不可であれば、今後も利用することはないと思う。
- ・公益法人協会の無料の講習会もあるが、有償の場合の受講料について、会員にたいしては、半額程度に減額してもらいたい。
- ・セミナー等関西でも多く開催してほしい。
- ・監事が役割をあまりわかっておられない。理事は理事会主催で研修をすることもできるが、監事は理事を監査する立場であり、事務局や理事会が音頭をとって監事に研修を受けてもらうということが難しい。結果、なにをやるのかわかっていない監事が、理事会への出席もあまりせず、事務局への実地監査の段階になって事務のやりかたなど、いわゆる「重箱の隅を・・・」に類する指摘をする始末になりがち。そもそも公益法人会計や法人法など監事としての職務をわかっていないので、自分が感覚的にできる範囲、つまり事務のやりかたのあれこれ、支払いに対する個人的金銭感覚での意見などを中心に言われる。ぜひとも、監事向けに、監事の本当の役割、本質的な監査とは何か、監事が監査すべき事項と立ち入らないべき事項、そういう研修会をしてほしい。
- ・セミナー等のメニューに偏りがあるのではないかと。参加料が全般的に高額、職員等の研修に利用したいテーマもあるが、費用面と制度変更が重なるため、相当数のセミナーに参加させなければならない。
- ・公益・一般法人のセミナーを都道府県で開催していただくとありがたいです。
- ・説明会が度々開催されているようなので一度参加したいと思っているが、小規模の団体のため、会費が高いことと、時間の余裕が無く、なかなか実現できません。資料か雑誌のようなものにしていただければ日々の業務に活用できるのではと思います。
- ・収支予算書等の簡易な作成方法についての研修会を無料で大阪の開催をお願いします

経理、簿記をまったく知らない人でも理解できる会計関連研修会の開催をお願いします

- ・講習会等の受講料の低減化をお願いいたします。
- ・個別相談の機会が多くあるセミナーは助かります。今後も、現場課題を中心に、継続願えればありがたい。
- ・有料講習会について、①1 回当たりのテーマが多岐に亘り過ぎ、また、1 テーマ当たりの時間も短かいため消化不良となっている。②会費が高く中小法人にとっては複数名の出席が困難である。したがって、1～2 テーマ限定で2～3 時間程度の低価格セミナーを頻繁に開催してもらいたい。要望は以上で、いつもお世話になり感謝しています。

4 月刊誌・書籍に関するもの (2 件)

- ・公益法人の認可手続きに関して、事例、指南書など紹介いただきたい。
- ・出版部門の強化をお願いします。貴協会の図書は、類書に比べて優れています。愛用させていただいており御礼申し上げます。

5 会員制度に関するもの (0 件)

6 提言活動に関するもの (4 件)

- ・税制上の課題について、関係官庁に働きかけてほしい。
- ・質問 14 に関連して、以前から行政機関への上申団体となっている旧民法公益法人は、公益認定が受けられるよう働きかけてもらいたい。
- ・行政庁、会計基準等への要望をこのようなアンケートにより集約いただけることに感謝申し上げます。是非とも改善されるよう関係方面へのさらなる働きかけをお願いします。制度改正については、スピードと詳報性に重点をおいて広報してほしい。

7 公益法人協会への期待と苦言 (15 件)

- ・わからないことがあると貴法人の HP の Q&A を参考にしています。ありがとうございます。
- ・全国公益法人協会との違い（守備範囲等）がよく分からない。
- ・今後も益々の社会貢献とご活躍に期待しております！
- ・いつも適切な情報提供や、相談に乗っていただき、組織運営上、とても助かっている。引き続き、公益活動促進のため、情報提供や今回のような調査研究事業に取り組んでいただき、業界をリードしていつてもらいたい。
- ・いつも情報提供等をいただき感謝しています。
- ・これまで多方面にわたり、ご相談・ご指導をいただき、ありがとうございます。今後も引き続きご相談・ご支援を賜りたく よろしく お願いいたします。
- ・今後とも、情報提供等ご指導をよろしくお願いします。
- ・不勉強ですが、突然照会がありましたが、どのような団体なのかわかりません。
- ・いつも情報ご提供など、ご指導ありがとうございます。
- ・お世話になっております。いつも情報などを参考にさせていただいております。今後

ともどうかよろしくお願ひ申し上げます。

- ・時々、貴協会のホームページを見て運営、疑問等の解決の参考にさせてもらっていますありがとうございます。現在、特に要望はありません。
- ・要望ではないが、常に相談窓口を開設していただいているので大変助かる。また、相談会においては、法人側の立場をよく理解していただき、親身になって対応していただき非常に感謝している。
- ・公益法人運営のためにこれからも有益な情報を提供してほしい。
- ・1つの相談先として心強く感じている。
- ・従来どおり情報提供をお願いします。

8 その他 (13 件)

- ・一般財団法人に関する各種情報を配信して頂ければ有りがたいです。(「その他事業」で許される事業内容の範囲など)
- ・理事長が高齢で判断がコロコロ変わり判断力がなく、事務局としてやりにくし、本人も辞めようとしなないし、他の理事もそれを言えない状況定款では理事は年齢制限はない、個人差はあると思いますが、公益法人で年齢制限をして欲しい。
- ・継続事業報告を行う場合、事業概要の記載を省略してもらいたい～番号を付記する方法等
- ・このアンケートをSSL サイト化などセキュリティ対策をして欲しい。既得権益ではなく、新しい取り組みに積極的になってほしい。(実態を知らないので現状で出来ているかもしれませんが)
- ・行政庁の代行はできませんか？
- ・公益法人のモデルケースの取り組みの紹介をお願いしたい。
- ・公益目的支出計画の変更事例を公開していただけると、今後の参考になります。
- ・株式会社など賛助会員との関係、あり方についてプロモーションコードの解説会。
- ・他民法で設置できる法人と公益法人制度について検討してほしい。
- ・要望ではなく質問ですが公益目的計画が終了しないうちに、基本財産？(自由に使える資金)の積み立ては可能でしょうか？収益事業の利益を、積み立てるようなことは適切でしょうか？
- ・一般法人の区分を設けてほしい。
- ・一般社団法人であるが、公益比率を下げてくれれば、公益法人化を図りたいと思っている。従来の継続事業にプラスして新規に事業を起こしたいと思っても、公益法人の審査、報告などの規制が厳しいと思う。
- ・行政庁間手続き差異の格差解消に努めて欲しい。御協会の多様な企画に参加して学んでも、行政庁それぞれに異なる対応を求められる現状があるため。

6 自然災害への対応

【質問 17】災害に対して、これからやるべきこと、今後に向けての問題点、伝えていかなければならないこと。(217 件)

1 これからやるべきこと、対応 (123 件)

- ・災害要援護者に対する速やかな対策の充実を期待する
- ・これまでイベントにて義援金を集めて、現地に寄附をしています。今後も続けます。
- ・大規模の災害が発生した場合の、災害医療への協力。
- ・災害状況の連絡体制や廃棄物の広域処理、保管場所の確保などのより実体的な準備が必要。
- ・団体の性格上からも災害対応に向けた政策提言等を中心に課題提起していかなければならないと考えている。
- ・公益法人日本獣医師会、長野県災害関連部局との連携により必要な対応が行えるよう、体制を検討する必要性を感じている。
- ・マスコミの報道に踊らされず、被災された地域の会員と情報を密にとり、被災された方々へ充分ではなくても、必要な支援がスピーディーに行き渡るようなシステムが必要。マスコミが報道するところは支援物資が溢れ、報道されないところは支援が届かないようでは支援する側にとっても残念な結果で終わる。
- ・当協会は、漁業者が所有する船舶との通信業務を主として行っている。災害発生時には貴重な情報発信源として活用できる可能性が大いにあり、行政との協議を経て災害時の対応等を定める必要があると思います。
- ・当法人も昨年9月発生 of 関東・東北豪雨災害により、事務所が床上浸水（OAフロア対応床）の被害を被り、床下配線やOA機器等が損傷した。建物対象の保険に加入していたため、補修等費用を賄うことができたが、財政状況の厳しい法人にあっては、相当の負担増となりかねないと思われる。これら被害を被った法人に対し支援できる体制の構築に向け、議論を展開してほしい。
- ・一部事業については、既に業務継続計画があるものの、全般的な業務継続計画の見直しが必要であることから、現在作業中である。
- ・会員からの聞き取りを行って、必要であれば対処していくが、災害に向けての対策準備金などは、到底今の協会財政ではできないので、会員各社への意識の高揚や情報のやりとりが当面精一杯のやるべきことである。
- ・1. 非常食の備蓄 2. 法人の所有するデータのバックアップ体制の構築 3. 会員企業に対して緊急時の対応のネットワーク化 災害がもともと少ない地域（旭川市）なので、過去に災害を経験した地域と比較すると対応には自信がない。
- ・本来目的に限定して対応する。
- ・経営状況を見ながら寄付を行う。
- ・当財団の事業が行われている地域における自然災害等の発生に対しては、奨学金給与事業のなかでの支援を検討したい。
- ・地域住民の医療救護活動を目指して、内部組織の体制を整える。そのため、行政関係部署とも協議を重ねて救護所との連絡・調整できる拠点づくりの強化を図っていく。
- ・当協会は、平成15年に県との災害応急対策に係る協定を締結し、災害防止事業を協会の事業の柱の一つとして位置付けている。今後も体制の維持、強化をして社会貢献に努めていきます。
- ・障がい者の法人なので、避難の仕方や福祉避難所のあり方が問題である。

- ・タクシー配車業務用無線機の落下防止や洪水等水没対策の他、商用電源停止対策としての非常電源手段の確保について、実務担当者研修会等で指導 非常事態発生時の会員被災情報収集と関係省庁への被災報告
- ・当機構は IT 業界のため直接的にできる事には限界を感じているが、IT を活用した復興支援についても情報発信を行っている。また、災害予防や復興支援等の取り組みは非常に重要であると認識している。このような活動を広く社会貢献を主体とされている各団体と連携できると効果が発揮できるのではないかと思う。可能であれば、御機構で自然災害・復興支援に関して社団法人が集まって議論するフォーラム等の開催をご検討していただけないか。
- ・県内の地域防災力向上のため、引き続き、各自治体や消防本部等関係機関と連携・協力し、防火防災の普及啓発はじめ、消防知識・技術の向上並びに消防活動の強化や団員の確保及び団員の士気高揚等に資する事業に積極的に取り組んでいく。
- ・一般法人として社会貢献を果たす必要はあると思うが、限られた職員数、余裕のない財務状況を勘案すれば、大きな社会貢献はできない。身の丈に合った、社会貢献をすすめるしかないと考えます。
- ・これまでと今後も実施：建築物の緊急復旧・再建の支援、地震災害時の住宅の復旧再建支援及び住宅・非住宅の復興支援。
- ・災害時の支援に関しては、法人には設立された目的があり、定款等で災害時に支援を視野に入れている法人に任せている。当協会は、青年の教育が目的なので、間接的に支援方法の情報提供や、当協会関係者の安否を確認し、問い合わせ等に対応している。
- ・帰宅困難者の一時避難先の提供。
- ・寄付金集めなど、画一的な支援事業だけでなく、長期的にできる、賛同を得やすい施策をもっと取り組むべきでは。
- ・社内で例えば月に〇〇時間等、緊急災害時に活用できる時間を設ける予定である。法人としては復興支援団体としての設立が経緯としてあるが、現在は産業振興がメインである。しかし、設立の経緯も鑑みて、そのようにしたいと思っている。
- ・これからやるべきこと・専門職能団体として必要な人材を派遣する・寄付を行う・避難場所の設置。
- ・多言語による災害情報の周知。
- ・やることは限られており、その対処もその都度に考えていく。
- ・会員の安否確認への対応・災害支援内容の明確化。
- ・都市部を中心に、帰宅困難者が大量発生することが確実な状況であるが、それなりの数の一般法人が、自社建物等の施設を有しているので、これら施設を行政機関が一時退避場所等として、積極的に指定するのは良いと考える。また、このように法人の施設を積極的に災害対策に使用していくなれば、データベース・マップ作成が必要である。データベースを通じて建物の状況等を的確に判断し、緊急時の避難者誘導などを行うことで減災が可能になる。一方で、法人の有する建物は、老朽化が進んだ施設も多く、自治体施設と異なり耐震補強等も進んでいないので、避難場所等として指定を

推進する場合は、耐震補強等への助成などを同時に実施していただきたい。苦しい経営状況にある一般法人が多いことを勘案すれば、自力での耐震補強や救護設備の設置などの負担増は、会費や事業費の値上げに繋がり、社員離脱を促進してしまい、さらに経営を悪化させる原因となる。行政機関側としても、仮に我々法人を有効に活用して減災を図っていくならば、それに見合うだけの助成等を合わせて設定いただくようお願いしたい。

- ・災害時の関係各所よりの要請に、より一層応えるべく協会の体制を充実させたい。
- ・公益目的支出は、計画を申請してしまうと変更により労力が必要そうである。震災に対しても臨機応変に対応できるように計画しなかった当協会にも落ち度はあるが、ボランティアは、もう少し柔軟に行いたい。
- ・自然災害等で被災されたサッカーファミリーができるだけ早くサッカーを楽しめる環境を整えられるような支援活動を今後も行っていきたい。(東日本大震災並びに熊本地震対応済み)
- ・業種ごとに各都道府県の組織連携もそうだが、地方に点在する最寄りの法人同士が、連携構築できるための会合であったり、研修会を通じた組織づくりが必要である。
- ・当財団では、阪神淡路大震災、東日本大震災の際、子どもたちの心のケアに対する支援が必要であると考え、一般の方々から寄付を募り、学校・幼稚園などの施設を対象に、子どもの本を贈る運動を行った。今後も同様な取り組みを行いたいと考えている。
- ・実行可能なBCP策定の徹底。
- ・AIUの企業地震保険リーフレットを機会あるごとに配布している。また、危機管理対策として、事業継続管理(BCM)講習会を計画していく。
- ・会員数を増やしたりし応援できる規模になれば、是非支援したい。気持ちはあるが、まだ体力が追い付かない。
- ・Webページなどで、正確な情報発信をしていかななくてはいけないと思います。
- ・万が一にも災害発生時には、現在法人の出来る資源を活用して、社員およびその家族の一助となり得るよう常日頃より考えていかなければならないと思料します。
- ・募金や施設の利用等できる範囲で支援を行います。
- ・できる範囲で対応したい。
- ・国も福祉避難所の普及を図っていますが、当法人も食品ロスを活用したローリングストック法の普及に事業として取り組んでいます。これが普及できれば福祉施設等の災害に対する安全性が高まるので、今後も継続して取り組みたいと思います。
- ・地域の観光振興事業を主な業務としておりますが、その中で具体的な事業のひとつに催事イベントの開催があります。その催事イベント会場において募金を募り、日本赤十字社などを通して寄附行為を実施しております。今後も震災等があれば実施していく考えです。
- ・当協会の事業目的として、災害時における救援物資輸送の実施を掲げており、今後も公共輸送機関の事業者団体として取り組んでいく予定である。
- ・一般法人も自然災害等への支援は積極的に行うべきと考えており、東日本大震災時には会員に義援金を募り本部がまとめて寄付した。会員には中小企業が多く、なかなか個々では対応できないので、今後も本部が主体となって対応していきたい。

- ・(一般法人としてというよりは、当法人の目的からみてということになるが、)我が国の伝統文化財(有形・無形)を災害から守るための対策は重要であると思う。
- ・自然災害に対しては、自助・公助・共助が必要であり、一般法人でもそれぞれの企業・団体に役割や関わり方が違って来る。多くは地域防災体制の中で共助の役割を果たす事が求められると思うが、営利を目的としない当協会のような場合は、人的な支援や避難場所の提供などが中心となる。いずれにしても、地域防災組織の中に入る事が重要であり、そこの協議で決定せれることを着実に実行できるかどうかである。
- ・国、地公体との連携を強化してゆく必要があると思います。
- ・当財団の慶弔給付金制度の枠内で、応分の手立てがあることを周知し、会員の安心感の一助としたい。
- ・災害時にどう活動していくか組織的に考え、すぐに動けるような体制づくりを急いで行っていききたいと思っている。
- ・三重県との災害支援協定等締結しており、県民への当然の業務支援として考えている緊急支援対策として、①避難場所等への緊急工事支援…電気関係②仮設住宅建設支援…電気関係
- ・私どもの団体の規模では、そのような災害が発生した際に迅速かつ適切な対応を行うことは困難と考えられるものの、行政や他の団体(公益法人・一般法人・NPO法人等)と連携を取りながら、対応可能なことについて真摯に取り組んでまいりたい。
- ・自らの組織の災害対応策を考えるとともに、地元自治体など関係行政機関や会員企業の要請があれば、積極的に答えていきたい。
- ・小さな団体なので出来ることは限られているが、少額でも義援金を拠出するなどして支援を行いたい。
- ・当団体は、定款の目的が「県民の防火思想の向上等に関する事業を進め、事故及び災害の防止と公共の安全に寄与すること。」を謳っており、平年事業ベースで、災害発生時の対策事業を具体的に計画しているものではないが、防災関係団体として、関係機関とも連携しながら、今後とも、各種事業の実施を通じて、団体の使命を着実に実施していくことが重要と考える。
- ・当法人としては、これまでも会員の協力を得ながら、平成16年の新潟中越地震や平成23年の東日本大震災の発生時等に①行政などと連携し、被災地に対する救援物資の供出等を行うとともに②一般被災者の方々へは、義援金の寄付等も行ってきている。今後とも非常時には同様の対応を行うことを考えている。
- ・必要に応じて義援金等による支援を行うことを考えている。
- ・県、市町村等との災害時協定の締結を通じ、災害発生時に社会貢献する。
- ・東日本大震災に関連して、原発事故による農地・農作物の放射能汚染および津波による農地の塩害についてシンポジウムを実施したり、学会ホームページに掲載して、広く情報を公開している。今後も、農地・農業に災害が発生すれば、状況の解析・対策技術等を公開していく。
- ・相互扶助と迅速な支援の為のネットワーク構築。

- ・一般社団法人として、できること、してほしいことの調査をしなければ、有効な活動・支援ができない。また、我々と共同で動く団体があれば、もっと有意な活動・支援ができると思うので、同業者の法人と問題点を考えて対応したい。
- ・当協会は水道事業関連団体であることから、東日本大震災、熊本地震に際し、現地に赴き水道の応急復旧事業に参加いたしました。また、平成26年度から宮城県気仙沼市へ職員（1名）を派遣して水道の復旧・復興に協力させていただいております。今後も災害発生時にはでき得る限りの支援活動を行っていく予定です。
- ・災害時においても、確実に事業が継続できるような体制を構築するため、被災地からの情報を生かした対応策を立案し、訓練を継続する。
- ・本会は、県民の健康と福祉を増進することを目的としており、ここ数年来、大規模災害時に本会がなすべきこと等をマニュアル化し、会員に対しても研修を行ってきた。あってはならないことではあるが、今回の熊本地震では迅速な対応（救済支援）ができたと思う。今回のように、他者（県）が被災した場合は冷静に対応が可能であったが、今後は本県（近隣地域）が被災した場合、県民の安全と健康を守るための具体的な対応と準備等を今後も検討、構築していかなければいけないと考えている。
- ・公益的な団体において、また、一般財団法人においても、災害時に誰がどのような手続きで判断を下し、誰がそれを執行するのか、情報を集約して必要な備品や食料などを調達する手立てなど、平時に検討と訓練をしておくことが必要である。また、関連する団体や事業者との連絡窓口、連絡体制を明確に確認しておくことがスムーズな支援に必要である。
- ・全建総連（全国建設労働組合総連合）を中心に私共全国の建築組合連合会や建設労働組合等は、先の東日本大震災以降災害時の木造の仮設住宅の建設について、都道府県自治体と建設について協議契約を結び、被災状況に応じて自治体と協議のうえ木造仮設住宅を建設供給し、地元市町村入居民等から大変喜ばれている。今回の熊本地震でも多くの自治体で多数の仮設住宅を建設し、多くの方々のご利用いただき、大変住まいし易いと好評をいただいている。当石川県連としても県自治体との協議を進め、非常災害時の地元住民の居住の安定に協力していく事としています。
- ・地域情報化の基盤構築の分野から住民の医療、福祉等のデータベースと被災者システムとの連携方策、マイナンバーの活用方策などの地域課題に関係の法人と連携して取り組んでいく必要があると感じている。
- ・できる範囲で対応して参ります。
- ・当会においては、学校教育などで「防災」でプログラムを作成し、3学期4年生で教えほしいとの依頼を受けており、ESD（持続可能な開発教育）でもって、子どもたちに一方的な知識を与えるのではなく、一緒に考えていくことで、子どもたちの意識・行動に責任を持つことになる。
- ・私共の協会は、飲食店営業等食品関係食品等事業者の団体であります。市と災害協定を締結し、大震災等の発生時には、避難所等において、会員が炊き出しや調理食品等の提供を実施することに成っております。毎年、特別会計で積立を行っております。

しかし、具体的な実施マニュアルを現在検討中であります。

- ・東日本大震災、熊本地震では当会より被災地に向けてボランティア薬剤師を募り派遣を行った。元々、災害時マニュアルを作成しており、その中で、派遣された薬剤師より聞き取り調査を行い、今後起こりうる災害に対して常に災害時マニュアルの見直しを行っている。
- ・木造住宅耐震改修等の啓発、促進に努めていきたい
- ・当協会で行っている、伝統文化（観光鶺鴒）について、特に大雨により事業経費がかさむといった事は毎年の出来事で、経営の中で対応しているが、災害震災となると、想定できない被害が想定されるが、市行政等の力もお借りして、取り組みたいと考えています。
- ・起こってはならないことであるが、その都度行政と協力し対応していく。
- ・できる範囲で被災地への支援は行っていきたい。
- ・東海豪雨から15年目の節目となる平成27年9月1日に愛知県内全54市町村と災害廃棄物の処理等に関する協定を締結した。また、平成27年3月31日に当協会の業務継続計画（BCP）を策定し、災害廃棄物処理等に関する協定の実効性を高めるため、体制の整備を進め、被災地の復旧はもとより、被災者の快適な生活環境を速やかに取り戻せるよう、近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震への万全な備えとなるよう取り組みを進めている。
- ・事業として大災害に関しての、準備、対策を検討しており、罹災地区への対応もその都度であるが、実施している。
- ・一般財団法人として、出来得る範囲で財政的・人的支援を実行していきたい。
- ・支援先等へ事業継続を行うための早急な支援対応等施策を常に準備することが必要と考えている。
- ・高圧ガス業界は、従来から特殊災害・臨時大量納入等ではライフラインの関係もあって相互協力体制が基本的に構築されている。当協会の役割としては、その作業がスムーズに進むように調整役を務めることと考える。
- ・同業団体で協議会を立ち上げ、お互い支援できる体制づくりを始めたところです。
- ・災害関連の活動を主として行っていないなくても、同じ地域や近隣市町村において災害に関する活動をされている他団体があると思うのですが、そのようなところとの連携（頻度が高くなくてもよいとは思いますが）やイベント・情報などから、自分たちの法人がどのような形であれば、災害支援に役に立てるのかのプランを準備しておくことと思います。当法人は若年無業者層の就労・自立支援を主とする活動としていますが、災害発生時には連携している災害支援に強い団体の企画する復興支援に参加する形で、当法人の利用者と共にスタッフが引率する形で、現地での片付け作業等復興支援に参加しています。各々の法人のできる範囲でよいと考えると同時に、災害復興ボランティアなどに参加する場合はそれ相応のノウハウ等も必要とはなるので、そのためにも地域の災害支援活動をされている他団体と顔見知りになっておく必要はあると考えます。
- ・被害にあった場合でも最小限になるような情報管理方法、危機管理能力の向上、現状行っている事業を継続できるような体制づくり。
- ・発災後、人命保護に係る活動で最も重要な活動は「応急危険度判定」であるが、本協

会は応急危険度判定協議会の幹事団体であり、かつ、行政の要請があればいつでも応急危険度判定員の派遣が可能な体制を準備している。なお、日常の活動では、建築基準法の中でも建築物の構造安全性に係る規定、即ち建築物の構造関係技術基準のリファイン、アップデートも重要な事柄であるが、本協会は国交省の所管部局とも連携して、それらリファイン、アップデート活動にも協力している。

- 当財団では、災害時に被災地の団体に図書及び図書館什器類を寄付することなど、微力ながら支援させていただいております。今後の課題といたしましては、災害から財産を守ること、また災害時に一般法人として協力すべきこと（例えば帰宅困難者の受け入れなど）があれば、協力することなどが考えられます。
- 県内、県外にかかわらず、被災地の支援に協力していく。
- 当法人は中小法人のため、多額の寄付や避難所としての提供等は難しいため、現在取り組んでいるそれぞれの事業において「何ができるか」を都度検討することとしています。
- 限定的ではあるが、東北地区及び北海道地区管内において大規模な自然災害等があれば連携して当たることに協定書を締結した。
- 各都道府県での多職種団体との連携、他都道府県士会との情報交換、実際に震災地へ派遣する人員のための研修など。
- 現在、関連団体を含めて災害対策や体制等について協議中。
- 災害時における物資の緊急救援輸送の協定を北海道及び地域自治体と締結している。万一の場合に備え準備や訓練を通し、体制強化している。
- いつ、同様の災害に遭遇するかわからない。事業の継続を前提にした公的保険制度やBCPに対応できる人的補助、ネットワークをぜひとも実現して欲しい。そのための一定費用の拠出についてはどの法人からも支持を得られるのではないかと。
- 弊会の事業は、きのこ産業に関わる人的育成がある。そこで、災害発生に伴いどんな支援ができるのか今後検討していきたい。参加企業との間で、必要な支援を検討して行動を起こせるようにしたい。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、5年5ヶ月経った現在も復興が加速していない状況である。専門家集団としてできる限り復興推進のため、国民・県民等に貢献していくことが必要である。
- 必要に応じ、委託元の行政に協力して対処したい。
- 平成17年に富山県と「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、被災市町村から災害廃棄物の撤去の要請があれば協力することにしている。環境省中部地方環境事務所が事務局となっている「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」の構成メンバーとして災害時に被災県に協力することになっている。
- 大規模自然災害等に対する危機管理体制のあり方 「命」を守るための備えの充実。多発する自然災害に対して個人が万全の備えをすることは難しい。互いに協力し合える地域づくりが必要である。自助、共助を促進する 「命」を守るための防災基盤の充実、災害に備えるために為すべきこと。地震、火山、津波・高潮、風水害等について

災害の特性に応じて備える あらゆる災害に共通して命を助けるために為すべきこと、助けるために備えること、自らを守り、お互いを助ける。

- ・今後も防災に係る建材の普及・促進を図っていきたい。
- ・当センターでは、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災後、安全委員会を中心に、会員組織の明石市シルバー社会奉仕会を立ち上げ、市内の仮設住宅等の清掃ボランティアを順次実施するとともに、被災者との交流を図った。また、被災家屋等の片づけ・修理等を事業として、受注し対応した。東日本大震災時または、今年発生した熊本地震においても当センター事務局に募金箱を設置し、義捐金として被災地に送った。自然災害等に関しては、今後とも、当センターとして出来る範囲で支援していきたい。
- ・当団体は建築とその環境を創造していくことを主たる業務とする人々の団体であり、自然災害にも直接向きあわねばなりません。快適な生活環境の創造と安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図るため会員個々の日々の研鑽に努めます。そのために最も重要なことは情報を共有することだと考え、WEB上で情報をタイムリーに発信し続けます。災害発生時には当該地区の要望にいち早く答えることができるよう組織の体制づくりを早急に検討し、再度組織を見つめ直し、他団体(建築学会、建築士会)等とも協力して支援体制を構築する努力に務めたいと思います。
- ・人道的に支援は必要と考えるが、定款の目的にない事業は制限されている。公益目的支出計画終了後は、個別事業として対策を検討したい。
- ・東日本大震災に関わる原子力発電所事故について、福島復興と廃炉支援のための協力を継続しています。今後はとくに、専門を異にする学協会との連携強化に力を入れていきます。
- ・政府・行政庁により、被害地域に膨大な復興資金・補助金が流れているが、これらの資金の用途が有効に活用されず、目的とは異なる用途に使用されているケースもあってマスコミに指摘されている。つまり、現状では、地方自治体の職員にスーパーバイザー的役目を求める事が困難である。一般法人、または大学の役割として、「災害復興プロデューサー」となるような人材育成事業を担う制度の整備が必要と考えられる。
- ・定款に沿う範囲で行っていきたい。
- ・災害などで個人、団体の情報、技術的なもの及び文化が混乱してしまう恐れがあり、これらを保全していくために地域と連携した様々な策を考え実行していく必要がある。
- ・第1次産業の人材育成「自然との共生の大切さ」、衣・食・住を含め日本の四季の移ろいにより豊かな創造性、感性、イノベーションにより科学技術の発展とともに世界に向けての果たす役割は、大であると考えます。
- ・各法人で実施している事業に関連する分野で出来ることがあれば積極的に支援等を行うのが望ましい。
- ・今後検討していきたい。
- ・地域住民の避難所としての設備の充実行政と連携しての人と物の交流を図る。
- ・独自の支援対策には限界があるため、全国または県域の関係機関との連携を密にして、対応していく。
- ・事業設備の老朽化による、安全対策や保険対策等に積極的に取り組んでいる。8月5

日には防災・避難・消防等の訓練を12名で計画的に実施し、年2回いつ来るかもしれない災害に備えています。

- ・防災拠点への再生可能エネルギー導入支援事務など、低炭素社会に向けた間接的な取り組みを実施している。
- ・当会としては、川崎市と災害時応急対策協力協定を、神奈川県と地震災害時出動協定を結んでいる。細目について、見直しの準備を進めているところである。
- ・収益力と人的資源力のアップ後考えたい。
- ・大きな災害への支援や災害ボランティア活動等、的確に迅速な対応を図るため「防災・災害対応計画」を策定している。災害対応備蓄品及び装備品等備蓄の年次計画を策定し、この計画に沿って物品等を毎年購入している。このように、災害に対して、事前に備えていることが重要である。
- ・地元で震災等の自然災害が発生した場合、一般法人として応急対策や復旧等に向けた支援を実施する場合の、自治体等との連携したシステムを確立していく必要がある。
- ・事業を通じた義援金への協力。
- ・当学会の構成員は、医師約6500名、コメディカル約2000名であることより、災害に対する関連学会との協調並びに、即時対応に関するマニュアルの作成が必要と思われます。
- ・現状では会員等から義援金を募る事ぐらいか。もし災害当事者になったとしたら、人的協力できるのかは、会員の所属病院（施設）の理解が必要。スムーズな行動を行うためには、行政の協力（特別措置的に病院業務、特に収益に支障が無いようなシステム作り）が必要不可欠。
- ・当法人では特に障害児・者の支援を行っている。災害時にすぐに対応できるようにネットワークを構築したいと考えている。

2 今後に向けての問題点、課題（47件）

- ・被災した子どもたちの心理的安定性の回復や学習面での遅れを補完するなど地道な支援が必要です。早期段階でお年寄りや家族に読み聞かせをしてもらう等、強く生きることや希望への第一歩に繋がることを願いながら協力して参りたいと考えます。
- ・当法人は中間支援を母体としていることもあり、人やモノを繋ぐことが得意です。外部からボランティアが入ることより被災地内でのボランティア体制づくりが効果的であることは熊本地震で学んだことです。そのためのサポートや協力できる民間のネットワークづくりが必要だと思います。今回の日本財団による援助は素晴らしいと思いました。復興には時間がかかるので、『必要な人に十分な支援を！』と心がけていきます。
- ・全国組織であるので、災害発生時には迅速に対応できるように、各地域や都道府県の連携を常々密にしておく必要があると感じます。
- ・東日本大震災では助成事業で関係した地域・個人へ寄附金の支援を行ったが、どの範囲の災害に対して行うかは個別対応で規程等はない。災害支援の基準設定が難しい。
- ・災害時に備えて、緊急体制の構築・連絡・支援体制・緊急車両の導入などは準備している。先の熊本の時も要請があれば出動できたが、実際は動いていない。

- ・弊協会に関して申しますと、激甚災害発生時（阪神淡路・東日本・熊本）には義援金をお贈りしております。また、激甚災害発生時でも、継続して事業を実施していくことが重要だと感じております。
- ・地元で起こった時には、人的支援は可能（実践した）であるが他地域で起こった場合は寄付金を集め送ることしか出来ない。アメリカのようにFEMAのような組織が必要だと思う。
- ・できるだけ早期に必要な支援を行い、必要があれば継続する。
- ・会員より寄付金を募って、地元業者に渡しているが、今後は、緊急物資の支援も考えていく。
- ・建設業団体なので、災害発生の場合は中心となっていることを、住民に知ってもらう必要があると思います。
- ・同窓会の目的の母校への助成事業の一環として、阪神大震災、東日本大震災及び熊本地震などを踏まえ、今後もその都度対処していく。
- ・当法人の会員である都道府県測量設計業協会が、震災にかかる測量業務を担当しているが、全国統一規格・統一手法を定める必要に迫られている。過去に概略版を作成して周知をはかっているが、災害が多様化していることもありそれぞれの災害に対応する規格・手法を定める必要がある。
- ・私どもはL Pガスの販売に係る業界団体であります。L Pガスは大規模災害時などでライフラインが停止された際に、避難所などの炊き出しなどで有効活用されるなど、必要不可欠なエネルギーであり、大規模災害に備え、普段から行政とミ密接なつながりを持つよう努めており、行政側も程度は認識しているのですが、都市圏ではL Pガスの消費世帯が少数であり、L Pガス自体の認識がない担当者が多く、担当者が変わる毎に説明を要するなどの問題がある。危機管理の担当になった際に、災害時に関するある程度の知識を身につけて頂けるようにする必要があります。当協会では、真に災害に強いエネルギーを目指して、地震や土砂災害などによる家屋倒壊時でも、ガス漏えいしない設備への変更を推進し、L Pガスによる二次災害に至らないよう取り組んでいます。
- ・当協会は、震災等の対応として、全国組織、中部地区各県協会との協定に基づくほか、県警察との支援協定により派遣が可能となっている。現在、県及び管区警察局が実施する総合防災訓練等に参加して、底辺のレベルアップを図っているが、今後も多くの人員に対応能力の研鑽を積みせることが必要と思われる。ただ活動資金についての裏付けが乏しいのが問題である。
- ・協会としては傘下の会員に対し、災害等が発生した場合に備え事前の対応策を講ずるようセミナーを開催し指導・啓蒙している。然しながら、会員の約 60%が社員数 10 名未満と極めて小規模なため、大会社のように、国が指導するような組織だった体制の構築は難しいのが現実。
- ・当法人の大きな目的の一つに、県民への健康増進を挙げております。新潟中越地震時に県境を越えて被災者へのボランティア治療を行った経験を活かし、東日本大震災以降、災害時にむけて鍼灸医療の持つ特性を生かした災害時の県民、中でも被災した地域住民への健康増進活動として奉仕できるよう常に研修を行いつつ、国内の各団体と情報交換などを行っております。今後の課題としては、発災時にスムーズに活動が開

始できるよう、医療関連団体や自治体との連絡体位性を構築し、また継続した研修を行っていくことだと思っております。

- ・ 会館の事業および、市内団体との共催で避難訓練コンサートを複数回開催している。実際に観客がいる中での避難訓練は未熟な部分が多くあぶりだされたいへん有効である。
- ・ 自然災害は、日本中、世界中で今後も起きる可能性があるが、過去の災害の経験が、全く生かされていない。毎回、被災地では「未曾有の経験」としている。これは、当然であるが、行政や国は、過去の経験を活かして対応すべきであるし、情報の共有や、各自治体が進んで学ばなければ、経験を生かすことなどできる筈がない。
- ・ 岐阜県建設業協会では、平成 26 年度より広域事業継続マネジメント（BCM）により災害時に各地区協会が対応することとしているが、建設企業の存続が大きな課題となっている。
- ・ ささやかではあるが、罹災者（会員）に対する見舞金制度がある。大規模災害や他県での災害等についてはその都度拠金を募り対応している。金額の多寡ではなく、応援しているよという心の支えになることが必要だと考える。
- ・ 自らが被災した場合における対応について、事業継続計画等の策定等が課題と考えている。被災地等への支援については、例えば、公益目的支出計画の執行上、特定寄付の取り扱いを被災地への寄附に振り替わる等を柔軟にできるような仕組みがあればよいのではないか。
- ・ 国内では、さまざまな種類の自然災害が発生しており、繰り返し発生している地震と津波災害、列島に点在する火山噴火被害、大型の台風や豪雨・洪水・土砂災害など、地域によっては豪雪による雪害も深刻な問題になっています。自然災害に対応するには、一人ひとりが自然災害を「自分ごと化」し、個々人が自分の身を守る「自助」で備えることが必要ですが、それだけでは十分とはいえません。住民同士が協力し、被害を防ぎ、減少させる「共助」することが大事と考えます。また、どの家にどんな人が住んでいて、どこで救助を待っているかなどは、地域住民しか知り得ない救助のための重要な情報であり、安否を確認するためにすぐに現場に駆けつけられるのも近所に住む住民以外にはありません。地域住民が協力して災害被害に取り組むことが地域の減災には重要な事と思います。また、災害発生時には地域自治体や消防、自衛隊などからの公的支援が行われますが、すべての地域へ行き届かない現状も見受けられます。このようなことから、当会では県内 24 支部（地元整備事業者）において地元自治体との災害協力協定を順次締結しております。
- ・ 子どもの健全育成を児童館活動を通じて支援・推進している団体です。まずは、防災・減災の視点が重要かと存じます。特に、災害時に日頃から住んでいる地域にいる確率が高い、子どもと高齢者への支援・啓蒙が重要ではないかと考えます。残念ながら災害が起こることで、地域の繋がりが重要であることを認識するような社会となってしまっています。日頃から顔が見える地域ぐるみでのおつきあい、助け合いが重要ではないかと考えています。私どもが支援している児童館とその職員は、小地域にある児童館での遊び等の活動をとおして、子どもの健康で幸せな生活を支援しています。その際に地域住民のお力をお借りすることが大変重要になっています。児童館活動をとおして、子どもを核、媒介とした地域

づくりができるものと信じ、研修、研究、情報発信をしております。

- ・文化会館が避難所に指定されているが、有事の際の食料や毛布等の準備はない。文化会館側で準備していくべきかどうか。
- ・新型インフルエンザ対策を含めたBCP計画練り直しと、実効性を高めて行くことが今後の課題。
- ・災害を受けるのは人だけではないという認識が必要：家畜やペットはもとより、野生生物も多大な被害を受けるので、回復措置は最優先ではないかもしれないが、配慮が必要。
- ・大災害発生時こそ、民間と行政が機能分担して、被災者目線に対応できることが肝心である。残念ではあるが、熊本市と市社協とが情報を独占して、現場で活動しているNPOを締め出して、お上の発想で、現在も対応している事が問題である。
- ・BCP対応が喫緊の課題。
- ・被災者の被災状況により、支援の方法を検討する必要があります。しかしながら一団体では対応できかねます。国、地方自治体のリーダーシップを期待します。
- ・熊本地震で多くの会員企業が被害を受けた。国のグループ補助金の取りまとめを行う等の支援を行っているが、地震や災害に強い施設・設備に変えていくための国等の支援が必要。また、BCP策定など、まだ一般に普及していない、防災・減災産業づくりのためのあらゆる仕組みをつくっていく必要がある。
- ・当会は県と災害協定を締結し、それに伴うBCMマネジメントを作成して、災害復旧工事に対応している。しかし、大規模地震に地震による被災建築物の応急危険度判定士派遣はボランティアを前提として制度化されており、会として派遣して事故等が発生した場合の補償がボランティア障害補償のみとなりますが、保証金額が低額であるため、ボランティア補償制度以外の保険会社による補償を考えているが、対応してくれる保険会社がない。
- ・以前、東日本大震災の影響もあり、市から災害協定を持ちかけられたことがあったが、当法人では協定書に沿った支援活動を実施することは困難と判断し、断念した経緯がある。災害時に十分な支援活動を行うには会員数や財源の確保が必要であり、小規模な団体では無理があるように感じた。
- ・当協会は、登録文化財等の社寺仏閣の事業受注を多く頂いており、特に震災に備えた耐震診断業務が多くなっている。貴重な文化財保護のためには、先ず国家予算の更なる充実及び文化財建造物保存修理技術者の養成、確保が急務である。
- ・当協会は、電気工事業及びその関連事業の健全なる発展を図り、地域社会の活性化と公共の福祉の増進及び産業の振興に寄与することを目的としている。ご質問にある、自然災害等の発生においては、率先して、復旧、復興にあたらなければならない業界であり、行政との緊密な連携が必要と考えている。
- ・当財団では、災害時に被災地の団体に図書及び図書館什器類を寄付することなど、微力ながら支援させていただいております。今後の課題といたしましては、災害から財産を守ること、また災害時に一般法人として協力すべきこと（例えば帰宅困難者の受け入れなど）があれば、協力することなどが考えられます。
- ・義援金などの支援はその都度実施しているが、それ以外の支援を含めて、どのような

災害にどの程度の支援をしていくのか、明確な基準が作成し難い。

- ・防災関係については、行政の防災マニュアルに法人の具体的な業務内容等が記載されていないので、明確に記載すべきと思う。協定を締結するだけでは、不十分である。
- ・現在、行政のご指導のもと、災害への備え、減災対策や訓練に対応しています。当会は小規模な法人ですので、災害対策や災害発生時の対処には、人手不足もあって、会員が集まったの訓練や、対策への取組みは非常に困難なものと思っています。行政のご指導のもと、各自が自主防災に心がけることが、まず、肝要であると考えています。そうした情報を常々から会員にお伝えして、災害対策を心がけています。
- ・災害予知の技術が進んでいるが、自然災害は人間には防止できない。ただし、その被災の程度を和らげられるように事前措置を講じておくことは喫緊の課題だと思われる。先見というのは目に見えないが、災害を予測して防止する対策は取れるものと思います。豪雨、氾濫、地震、噴火など、事前に手を打つことは可能だと思いますが、計画的に対策が練られているとは感じられません。起きてから対策を立てるのは、愚の骨頂。能力が無いものとされます。
- ・和歌山県業務課と一般社団法人臨薬卸連合会との間で、災害時における検査薬の供給を行う旨の協定がすでに結ばれており、その関連から、災害発生時は当会会員施設と卸連合会会員法人との間にて、検査薬を滞りなく供給できる体制を整える準備をしている。また、他団体（看護協会や医師会）はじめ、県警察本部とも連携を深めるよう各種事業を展開中である。問題として、寸断された交通網からいかに影響が少ない方法で供給するのか、どの会員施設が何の検査薬を必要としているか、等の指揮命令系統や情報収集する中心的な施設（もしくは会員）の選出が急務と考え、災害対策委員会を発足し現在検討中である。
- ・情報を早急に伝える。
- ・当協会は、CATV施設の調査・研究及び施設に係る技術の向上・普及を図ることを目的としており、東日本大震災のような災害時にも、CATV施設は、信頼性の確保や災害時の早期復旧、災害情報の提供など、地域のインフラとして安全・安心の役割がより一層求められていると認識しています。
- ・当会は、現在、公益目的支出計画（特定寄附）を長期に実施中であるが、今回の熊本地震のように近県で大規模な災害が発生したような場合には、緊急的な対応として特定寄附を被災地支援に振り向けることができるようになれば良いのではないかと。当会の目的や規定上、当会独自で被災地支援を行うことは難しいと思われる。
- ・避難所としての担いを再認識するとともに、体制の確立と避難訓練実施強化に努める必要がある。
- ・共に活動する団体が大きな被害を受けました。幸い企業の寄付や全国の目的を持つ団体が寄付金を集め、寄付をしました。団体として災害時の職員や会員の対応、情報管理等、検討が必要ですが、個人の災害での準備、避難経路や心構え、対応等の研修会を団体で実施できたらと思います。
- ・当協会の会員企業の規模は千差万別であり、大企業は当協会の支援を必要としない。

ベンチャーや中小企業については、官公庁等との橋渡しが必要な場合も出てくると考えている。ただし、会員企業の大部分は他の協会にも所属しており、それら協会と連携した対応が必要と考えている。

- ・災害救援を実施して、災害救援活動ボランティアと災害復旧活動ボランティア、復興支援ボランティア等と定義を分けたほうが良いと考える。支援する対象も被災者のみではなく、行政や社協ボランティアセンター運営支援も今後円滑に支援できる体制作りが必要と感じている。

3 伝えていかなければならないこと (4件)

- ・東日本大震災の復興の状況を機関誌でレポートし、情報発信に努めている。
- ・当財団では、河川防災・減災に関し、市町村の防災担当職員を対象とした研修等を行うなどの支援を行っている。また、市民団体等及び地域の方々へは、DIG（災害図上訓練）等を用いた防災学習を行っている。自然災害等はいつ発生するかわからない。いつ・どこで発生してもおかしくないことを情報発信し、日頃から継続して学習することが大切であることを伝えていくことが必要である。
- ・日ごろから防災への備えが必要なことを発信していくことが大事だと考えます。
- ・当法人は、東日本大震災の教訓を後世に伝えることを大きな目標としています。常日頃より防災意識を持つことの大切さを、講演会や会報等により訴え続けて行きたいと考えています。更に、被災地復興の一助となるような活動(被災地域の人的、物的な資源を活用したコーディネーターとしての役割)を果たして行くことが大切だと考えます。

4 その他 (43件)

- ・必要と判断した場合には、法人として災害見舞金の贈呈。紙業界であるため、必要とされる家庭用紙は会員企業が率先して被災地に届けてる。
- ・被災地支援活動と災害対策について委員会を設置し対応しています。
- ・公益目的支出金の残額を、希望により災害被害地方自治体等へ供出できるように考えてもらいたい。当該自治体から認定を受ければ供出できる方法を検討願いたい。(簡潔な方法)
- ・現在、所有している道場の耐震補強工事を実施している。
- ・ライフラインを司る業界団体として、行政機関等に常日頃からLPガスを使用するよう働きかけを行っており、災害時のみでは業界が生き残れない。特に、若い世代に火を使うことが少なく、大災害になれば停電等で煮炊きや暖房が出来ない状況になることが分かっていない。我々の業界では、LPガスの消費者減少で、会員事業者も一時期の半分以下になっており、まだまだ会員の減少が進むものと考えている。会員が減少すると、災害時に設置される避難場所等への応急炊きだしのためのLPガスの供給がスムーズに出来なくなる。行政として業界の存続も含め、再考していただきたい。
- ・災害対策については以下の対策を行っています。◎防災協定・地域防災協定については平成19年10月に香川県と締結した「災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書」の中に市町村を含んだうえで結んでいるため個々の市町村と協定を結ぶ

必要ないが、迅速な対応を行うために市町村と協会支部との協定も進めている状況です。・石油備蓄法における第7地域において中核充填所が連携計画に基づき相互応援を行う体制となり、各県LPガス協会においても相互応援が必要となることから四国LPガスブロック会議の災害対策ワーキンググループで検討し、「四国地域災害時相互支援協定」(平成26年8月19日)を締結。この協定は四国内において災害等が発生し、甚大な被害を被った場合、徳島県、香川県、愛媛県、高知県LPガス協会が相互に協力し、被災地域におけるLPガスの保安の確保と供給に努め、もって地域住民の安全と安心を図ることを目的とする協定です。◎災害時応援体制・毎年、LPガス販売事業者の貸出可能ガス器具、供給設備の保有状況を調査し、把握しています。また、被災戸数等を把握できるように地域ごとの消費者戸数についても調査を行っているため市町村等の消費者戸数を把握しています。◎緊急連絡網の整備・災害時の被害状況等を確認するための相互連絡体制として支部別連絡網を作成しています。なお、会員名簿の巻末に緊急連絡網を掲載しており、名簿改定時に確認を行います。◎炊き出し用器具等の配備・災害時に備え災害時炊き出しキット(大鍋、大鍋炊飯、低圧LPガス発電機)を高松、綾歌、仲多度、三豊、大川、小豆の6支部すべてに配備。また、中核充填所に災害時煮炊きガマ及び炊飯器を配備し、消費者団体に協力し炊き出し訓練を実施しています。◎応援要員の確保・保安業務資格者等の登録を行い災害時等においてLPガスの安定供給を行うため避難所となる学校、公民館及び消費者に対して安全にご使用いただくための点検、調査の他、避難所設営等に係る設備工事を含む系列及び地域を超えた応援活動を行うことを目的として実施しています。◎災害対策準備金・災害時において活用する資金として、災害対策準備金(500万円)を予算計上により確保しており、香川県内外において災害救助法が適用された被災地地域においてLPガス販売店及びLPガス消費者を支援する費用等として活用することとしています。◎災害対策広報活動の取り組みについて・事故防止の観点から、安全委員会支援事業で作成した「LPガスってなーに」「災害にそなえよう」「LPガスは災害に強い」「LPガスを安全・安心にお使いいただくために」等のリーフレットの提供依頼があった県協会に無償提供しています。

- ・東日本大震災、熊本大震災への寄付をしましたが、公益目的支出としては都道府県への寄付しか認められなかったのが、公益法人への寄付も認められるといいと思います。
- ・支援事業は大事なことでありますが、脆弱な財務体質では実施するだけの余裕がないのが実態です。先の3.11では当財団への寄付者や会員が多数被災されましたが、支援する余裕がなく、寄付のお願い、会費の請求を見合わせることでせめてもの対応でした。現在も継続しており、寄付金収入・賛助会費収入はほとんどありません。
- ・いまの業務ではお力になれることがないのが残念です。(一応、ご近所の方が避難できるように建物の耐震性を高めたり、非常食を用意したりしています。)
- ・当財団は、設立以来研究助成事業を40年以上にわたり実施してきましたが、設立時と比べて近年の利息の極端な減少のため、基本財産を取り崩しつつ実のある助成を行い、あと2～3年で解散する予定です。そのような状況ですので、これまでは災害対応な

ども全くできなかつたのですが、解散に際して、これまでできなかつた支援を考慮することも一案だと個人的には考えています。

- ・国費からの無駄を削減することが先決でしょう。
- ・災害の状況に応じて、救援拠金を実施している。
- ・国・県・市町と災害協定を締結しているが、その説明会等を開催してほしい。
- ・資金が乏しく支援する余裕はない。
- ・地元建設企業の集団として、災害時における応急対策活動を行う目的として県及び市と災害協定を締結している。また、当協会においてはBCPを作成し、防災対応に備えている。
- ・* 当会独自の救援事業を立案し、助成金事業を申請しますが、受託できていない現状があります。また様々なNGO団体の事業が連携できるように、全体的な情報交換できる会合開催を臨みます。
- ・大変申し訳なく思うのですが、今後も続くと予想されるマイナス金利の影響で、資産の運用益が極端に減少していく見通しのもとで、支援したくても、なかなか踏み切れないのが現状です。本当に申し訳ないです。
- ・厳しい運営のため、支援できる状況でない。
- ・実際のところ、理事会の承認を得て、金銭的な支援をしている。
- ・収益が確保され、かつ団体職員への待遇への還元が十分にされている状態であれば支援も考えたいが、現状では不可能である
- ・元々、当協会の会員の業務が災害と密接に関係するので、日常業務が災害を防止し、災害復旧につながっている。
- ・常にガールスカウト運動における活動が災害教育につながっている。
- ・私ども一般法人としてどのような支援ができるものなのか、現時点ではよくわかりません。
- ・必要な時の医師、看護師等の派遣は対応できるようにしている。
- ・当法人としては、自然災害等に対して財政上の事情があり、残念ながら被害を受けた会員に対しても支援金などの手当はしておらず、会員企業への呼びかけにより自主的な対応をお願いする姿勢で対応している。中央の上部団体の指導による‘会員企業に対する募金箱（自動販売機）’の設置も進めてきたが、頭打ち状態になっている。
- ・団体の規模からして、大きな事業を実施できる体制にない。団体の整理も検討すべき時期にきている。
- ・東日本大震災以降、大きな災害時があった時に、当協会主催のイベント開催時に募金を募り、関係機関にお届けしている。
- ・当会の多くの会員は、コスト対策ほかで海外生産（欧米が主な消費地、産地直送が多い）が主力になっているのが現状。戻ってきたくとも電力不足やコスト高、働き手不足など事業継承そのものが難しい前提がある。企業はグローバル展開、及びプロダクトミックスをどうするかは課題が存在し、業界団体としての工業会の役割も大きな見直し時期かと。災害対策よりも製造業の行く末のほうが上位の問題かと思われる。
- ・支援が必要であることは承知しているし、すべきことであるが歯科界の現状ではマンパワー、財務状況上難しいところではあります。

- ・当協会は、会員の減少等により主要財源である会費収入も減ってきており、災害はいつどこで起きるか分からないものの、支援できるゆとりも無く、協会運営で目いっぱいの状態である。
- ・災害対応組織あり。
- ・現状では、東日本大震災・熊本地震では、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターを通して金銭での支援を実施している。
- ・今回の熊本地震において、日本介護福祉士会の支援を受け本会より9名災害救援ボランティアを派遣した。9名分の派遣費用として臨時役員会を開催して立替金を計上した。後日日本介護福祉士会よりかかる費用を精算してもらった。このように一時的な費用を計上する場合、旧公益社団法人では予備費として計画することはできたが、公益目的支出計画により正味財産を減少させなければならない状況下での立替金の計上は正直厳しかった。今回の熊本地震のような災害時における正味財産の留保はある程度行政庁の判断で認めてほしい。
- ・当然、ボランティア活動は必要だと思うが、時間を作ることが難しい環境にあるのが残念である。
- ・会の独自性を生かして貢献したいが、現実として機材材料等の確保が容易では無い。となると、有事の際どこまでお手伝い出来るか不明です。
- ・マンパワー不足等の理由で、これから一般法人の解消の方向で進むことを検討している。
- ・規模の小さな法人ですので、会員への支援が中心。東日本大震災、熊本震災時は、協会より義援金を拠出。また、支部組織や会員個人より義援金を送付。
- ・支援を行えるような、内部留保ができる企業になることが理想。
- ・当協会は事業の一つに「突発的な災害に対する助成」を行っており、法人として支援は当然のことである。参考(過去の実施事例)・東日本大震災3000万円・島根・山口豪雨災害200万円・広島市大水害500万円・熊本地震800万円。
- ・関係機関を通して寄付をさせていただいている。
- ・内容により分相応に考える。
- ・当協会の設立趣旨の一つである「労働災害防止」という観点から、会員事業場における災害防止について、今後とも啓発を行っていきたい。
- ・検討中。

アンケート質問全文

I. 公益法人

I 法人基本情報

◆法人の別

- 1 公益社団法人
- 2 公益財団法人

◆法人の形態

- 1 特例民法法人からの移行
- 2 特例民法法人から一旦一般に移行してから公益認定
- 3 新設（2008年12月以降に一般法人設立）

※ 一般法人を設立する以前の組織がある場合

- 1 任意団体
- 2 特定非営利活動法人
- 3 営利法人（株式会社等）
- 4 その他の法人
- 5 なし（新設）

◆行政庁の別

- 1 内閣府
- 2 都道府県
- 都道府県名

◆2015年度の主な収益（上位三つまで）（複数回答）

- 1 会費収入
- 2 寄附収入
- 3 事業収入
- 4 委託費・指定管理料
- 5 補助金・助成金
- 6 基本財産（財産運用収入）
- 7 収益事業からの収入
- 8 その他（記入欄）

II 法人について

【質問1】◎貴法人が行っている事業で最も経費と労力の比重が高い事業を次の事業区分より一つだけお答え下さい。

コード

その他（記入欄）

【質問2】◎法人選択についてお答え下さい。

- 1 公益法人を選択して良かった。
- 2 公益法人を選択して後悔している。
- 3 どちらともいえない。

★【質問2】で1. と答えた法人様のみ

【質問2-1】◎公益法人になって良かった点はなんですか？（複数回答）

- 1 社会的な信用が一般法人よりも高いと感じること。
- 2 公益目的事業が非課税であること。
- 3 前項2. 以外の、法人本体に係る税制優遇措置が充実していること。
- 4 補助金・助成金・指定管理が受けやすいこと。
- 5 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなった）。
- 6 特に理由はない。
- 7 その他

★【質問2】で2. と答えた法人様のみ

【質問2-2】◎公益法人になって後悔する点はなんですか？（複数回答）

- 1 収支相償で事業活動が制限されること。
- 2 公益目的事業比率50%以上で事業活動が制限されること。
- 3 遊休財産の規制があること。
- 4 立入検査など行政庁の監督が続くこと。
- 5 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいこと。
- 6 適正な機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい。
- 7 特に理由はない。
- 8 その他

【質問3】◎今、仮にどの法人種類でも自由に選択出来るとすると、選択するのはどの法人ですか。

- 1 やはり公益法人
- 2 一般法人
- 3 特定非営利活動法人
- 4 認定特定非営利活動法人
- 5 営利会社（株式会社・合同会社など）
- 6 その他の法人

Ⅲ運営について

【質問4】◎運営について、現在困っていることがありますか。

- 1 ある
- 2 ない

★【質問4】で1. と答えた法人様のみ

【質問 4-1】 ◎何についてお困りですか？ （複数回答）

- 1 理事会の運営。
- 2 社員総会・評議員会の運営。
- 3 前項 1. 2. 以外の機関運営（社員、理事、評議員、監事、会計監査人等）。
- 4 収支相償。
- 5 公益目的事業比率。
- 6 遊休財産の保有制限。
- 7 毎年の事業計画書・予算書作成。
- 8 毎年の事業報告・計算書類作成。
- 9 定期提出書類の作成。
- 10 変更認定申請・変更届出の手続き。
- 11 行政庁の不適切と思われる指導。（記入欄）
- 12 その他 （記入欄）

【質問 5】 ◎運営事務のご担当者、公益認定申請事務のご経験者は現在いらっしゃいますか。

- 1 いる
- 2 いない

【質問 6】 ◎収支相償は公益法人の基準として妥当と思いますか。

- 1 妥当と思う。
- 2 妥当と思わない。（記入欄）
- 3 わからない。

★収支相償で剰余金が生じたことがある場合。

【質問 6-1】

- 1 短期間で解消することを説明し認められた。
- 2 特定費用準備資金の積み立てにより認められた。
- 3 公益目的保有財産（金融資産）への繰り入れにより認められた。
- 4 金融資産以外の公益目的保有財産取得・改良により認められた。
- 5 公益資産取得資金積立により認められた。
- 6 上記の方策のいくつかを組み合わせることで認められた。
- 7 その他 （記入欄）

★収支相償で剰余金が生じたことがある場合。

【質問 6-2】 【質問 6-1】の対応策は貴法人にとって最適な解決であったと思えますか。

- 1 当方の希望通り認めてくれた。
- 2 当初の希望は認められず、行政庁の指示により対応したが、結果的にそれが良かったと思う。
- 3 当初の希望は認められず、行政庁の指示により対応したが、いまだに納得がいかない。

【質問 7】 ◎公益目的事業比率は公益法人の基準として妥当と思いますか。

- 1 妥当と思う。
- 2 妥当と思わない。(記入欄)
- 3 わからない。

【質問 8】◎ 遊休財産の保有制限は公益法人の基準として妥当と思いますか。

- 1 妥当と思う。
- 2 妥当と思わない。(記入欄)
- 3 わからない。

【質問 9】◎ これまでに行政庁からの立入検査を受けたことはありますか。

- 1 ある
- 2 ない

★【質問 9】で 1. と答えた法人様のみ

【質問 9-1】◎立入検査は、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な

限度において」行うこととされています(認定法 27 条)。この規定に照らしたとき、実際に受けた立入検査はどのようなものでしたか。

- 1 必要限度内と思った。
- 2 必要限度を超えていると思った。
- 3 前回の立ち入り検査と見解が違った。
- 4 指摘事項が納得できなかった。

(記入欄)

【質問 10】◎ 会計制度(平成 20 年公益法人会計基準)についてお答え下さい。

- 1 現基準のままで、不便は感じない。
- 2 少し不便を感じる。
- 3 大いに不便な点がある。

※ 2. 3. とお答えの方(記入欄)

【質問 11】◎事業の変更についてお答え下さい。

- 1 変更認定申請・変更届出両方とも提出したことがある。
- 2 変更認定申請は提出したことがある。
- 3 変更届出は提出したことがある。
- 4 変更認定申請・変更届出両方とも提出したことはない。

★【質問 11】で 1. 2. と答えた法人様のみ

【質問 11-1】事業の変更認定申請をした経緯をお答えください。

- 1 法人の自主的判断による。
- 2 行政庁からの指摘による。(納得した)
- 3 行政庁からの指摘による。(納得できなかった)

(記入欄)

【質問 12】◎事業計画書・事業報告、予算書・計算書類等をインターネットで情報公

開していますか。

- 1 している
- 2 していない

★【質問 12】で 2. と答えた法人様のみ

【質問 12-1】◎一般の方から情報公開内容を確認していただくには、インターネットで公開しているのが便利だと思いますが、していない理由は何ですか。

- 1 法律で要求されていないから。
- 2 事務所備え置きをしているから十分。
- 3 公益法人 information での公開で十分。
- 4 WEB サイト（ホームページ）を開設していない。

【質問 13】◎新公益法人制度の基本は団体自治の尊重・自己責任経営を促すものです。この基本に照らして行政庁の指導や対応全般について、どのように思いますか。

- 1 おおむねこの理念に即して監督しているので問題はない。
- 2 やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし。
- 3 旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い。
- 4 その他（記入欄）

【質問 14】◎貴法人担当の行政庁とそれ以外の行政庁との見解の相違を感じたこと、または耳にしたことはありますか。（たとえば立入検査や収支相償等の取り扱いなど）

- 1 ある。（記入欄）
- 2 ない。

IV 寄附と税制について

【質問 15】◎法人や個人からの寄附についてはどのような姿勢で臨んでいますか。（複数回答）

- 1 寄附は必要としていない。
- 2 特定の関係先からの寄附を受けているので不特定多数の寄附は募集していない。
（賛助会員等からの寄附を含む）
- 3 すでに、不特定多数の個人・法人に寄附募集をしている。
- 4 今後は不特定多数の人々の寄附を募りたいと考えている。
- 5 今後不特定多数の人々の寄附は募らない。
- 6 その他

【質問 16】◎寄附金の総収入（経常収益）に占める割合はだいたいどれくらいですか。

- 1 0.0%
- 2 5.0%未満
- 3 5.0%以上 10.0%未満
- 4 10.0%以上 20.0%未満
- 5 20.0%以上

【質問 17】◎ 税額控除証明はすでに取得していますか。

- 1 取得済み（申請書提出済み・準備中を含む）。
- 2 制度は知っているが、取得していない。
- 3 そのような制度があることは知らなかった。
- 4 その他

★【質問 17】で 2. と答えた法人様のみ

【質問 17-1】◎ 税額控除証明を取得していない理由は次のどれですか。

- 1 PST 要件を満たすことが困難だから。
- 2 当法人にとってはあまりメリットがないから。
- 3 手続きが複雑で面倒だから。
- 4 個人の寄附は考えていないから。
- 5 所得控除だけで十分だと思っているから。
- 6 その他

【質問 18】◎土地、建物、有価証券などの財産の贈与もしくは遺贈を受けたことがありますか。

- 1 ある
- 2 ないし考えたこともない。
- 3 ないが受ける準備は出来ている。

（記入欄） ※ 租税特別措置法の対応などで困ったこと、問題と思ったこと

【質問 19】◎公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

（記入欄）

V 行政庁への要望

【質問 20】◎行政庁への要望があればご記入ください。

（記入欄）

VI 公益法人協会への要望

【質問 21】◎公益法人協会への要望があればご記入ください。

（記入欄）

VII 震災対応について

【質問 22】◎災害に関する事業についてお答えください。

- 1 震災関連事業は元々の公益目的事業の中で、つねに継続している。
- 2 公益目的事業としては元々何もしていないが、その都度対応を考える。
- 3 公益目的事業としては元々何もしていないし、その都度対応もしない。

【質問 23】◎公益法人として、今後このような災害に対して、これからやるべきこと、今後に向けての問題点、伝えていかなければならないこと等々自由にご記入ください。

（記入欄）

Ⅱ. 一般法人

I 法人基本情報

◆法人の別

- 1 一般社団法人
- 2 一般財団法人

◆法人の形態

- 1 特例民法法人からの移行
- 2 新設（2008年12月以降に一般法人設立）
※ 一般法人を設立する以前の組織がある場合
 - 1 任意団体
 - 2 特定非営利活動法人
 - 3 営利法人（株式会社等）
 - 4 その他の法人
 - 5 なし（新設）

◆所在地

- 1 都道府県
- 都道府県名

◆税法区分

- 1 非営利徹底法人
- 2 共益法人
- 3 特定普通法人
- ◆2015年度の主な収益（上位三つまで）（複数回答）

- 1 会費収入
- 2 寄附収入
- 3 事業収入
- 4 委託費・指定管理料
- 5 補助金・助成金
- 6 基本財産（財産運用収入）
- 7 収益事業からの収入
- 8 その他（記入欄）

Ⅱ 法人について

【質問 1】 貴法人が行っている事業で最も経費と労力の比重が高い事業を次の事業区分より一つだけお答え下さい。

コード

その他（記入欄）

【質問 2】 法人選択についてお答え下さい。

- 1 一般法人を選択して良かった。
- 2 一般法人を選択して後悔している。
- 3 一般法人しか選択できなかった。
- 4 どちらともいえない。

★【質問2】で 1. と答えた法人様のみ

【質問2-1】一般法人になって良かった点はなんですか？（複数回答）

- 1 法人の比較的自由な運営が可能であること。
- 2 収支相償の制限がないこと。
- 3 公益目的事業比率の制限がないこと。
- 4 遊休財産の規制がないこと。
- 5 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単なこと。
- 6 法人税は収益事業のみの課税であること。（但し、非営利徹底法人・公益法人のみ対象）
- 7 特に理由はない。
- 8 その他

★【質問2】で 2. と答えた法人様のみ

【質問2-2】◎一般法人になって後悔する点はなんですか？（複数回答）

- 1 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じること。
- 2 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務および、行政庁の監督が続くこと。
- 3 相談する先がないこと。
- 4 行政からの支援が得られないこと。
- 5 税金の負担。（非営利型法人：収益事業がすべて課税、特定普通法人：税法上の普通法人と同等の全所得課税）
- 6 預金利子に対し源泉徴収課税がされること。
- 7 寄附者への寄附金控除の優遇措置がないこと。
- 8 特に理由はない。
- 9 その他

【質問3】◎公益認定取得についてあてはまるものをお答えください。

- 1 既に、公益認定を申請している。
- 2 準備中。
- 3 早期に申請したい。
- 4 将来は考えたい。
- 5 当面考えない。
- 6 全く考えていない。

★【質問3】で 1～4. と答えた法人様のみ

【質問3-1】◎公益認定を申請した、または目指している理由は何ですか？（複

数回答可)

- 1 もともと公益法人への移行を予定していた。
- 2 社会的な信用が一般法人よりも得られること。
- 3 公益目的事業が非課税となること。
- 4 前項 3. 以外の、法人本体に係る税制優遇措置が充実しているから。
- 5 補助金・助成金・指定管理が受けやすいから。
- 6 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなる）が得られるから。
- 7 総合的に一般法人のメリットを感じないから。

【質問 4】◎今、仮にどの法人種類でも自由に選択出来るとすると、選択するのはどの法人ですか。

- 1 やはり一般法人
- 2 公益法人
- 3 特定非営利活動法人
- 4 認定特定非営利活動法人
- 5 営利会社（株式会社・合同会社など）
- 6 その他の法人

【質問 5】◎公益法人制度改革後、多くの一般法人が設立されています。その中で、法人として信用を得る（寄附・助成など）ためには何が必要だと思いますか。

- 1 インターネットを使った情報公開
- 2 寄附・助成元とのコミュニケーション
- 3 第三者による組織評価
- 4 第三者による事業評価
- 5 その他（記入欄）
- 6 特にする必要はない。

Ⅲ運営について

【質問 6】◎運営について、現在困っていることがありますか。

- 1 ある
- 2 ない

★【質問 6】で 1. と答えた法人様のみ

【質問 6-1】◎ 何についてお困りですか？（複数回答）

- 1 理事会の運営。
- 2 社員総会・評議員会の運営。
- 3 前項 1. 2. 以外の機関運営（社員、理事、評議員、監事、会計監査人等）。
- 4 公益目的支出計画の作成・提出（公益目的支出計画を実施の法人様）
- 5 相談する先がないこと。

- 6 申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き。
- 7 行政庁の指導。(記入欄)

【質問 7】 ◎ 公益目的支出計画は実施していますか。

- 1 作成し、実施している。
- 2 既に完了した。
- 3 不要であった。
- 4 新設法人であるので実施していない。

★【質問 7】で 1. と答えた法人様のみ

【質問 7-1】 ◎公益目的支出計画の期間は残り何年ですか。
(年数)

★【質問 7】で 1. 2. と答えた法人様のみ

【質問 7-2】 ◎移行認可後、公益目的支出計画の期間の延長変更申請をしましたか。

- 1 した。(年数)
- 2 していない。

★【質問 7】で 1. 2. と答えた法人様のみ

【質問 7-3】 ◎ 公益目的支出計画の実施の方法についてすべてお答えください。
(複数回答可)

- 1 公益目的事業で実施。
- 2 継続事業(これまで実施してきた公益事業)で実施。
- 3 特定寄附(公益的な団体への寄附)で実施。

★【質問 7】で 1. 2. と答えた法人様のみ

【質問 7-4】 ◎公益目的支出計画の実施において困っている(困った)ことはありますか。(複数回答可)

- 1 公益目的支出計画の実施事業の変更に対して。
- 2 公益目的支出計画の実施期間の変更に対して。
- 3 公益目的支出計画の毎年の作成について。
- 4 監事監査と理事会、社員総会(評議員会)の承認・報告について。
- 5 特になし。
- 6 その他

★【質問 7】で 1. 2. と答えた法人様のみ

【質問 7-5】 ◎公益目的支出計画は備え置き書類として閲覧できるようにすることが必要ですが、それとは別にインターネットで情報公開しています(いました)か。

- 1 している。
- 2 していない。

【質問 8】 ◎事業計画書・事業報告、予算書・計算書類等をインターネットで情報公開していますか。

- 1 している

2 していない

★【質問8】で2. と答えた法人様のみ

【質問 8-1】◎一般の方から情報公開内容を確認していただくには、インターネットで公開しているのが便利だと思いますが、していない理由は何ですか。

- 1 法律で要求されていないから。
- 2 事務所備え置きをしているから十分。
- 3 一般法人だから。
- 4 WEB サイト（ホームページ）を開設していない。

【質問9】◎ 会計制度（平成20年公益法人会計基準）についてお答え下さい。

- 1 現基準のままで、不便は感じない。
- 2 少し不便を感じる。
- 3 大いに不便な点がある。
- 4 将来は公益法人以外の会計基準に変更する予定。
- 5 公益法人会計基準は使っていない。

※ 2. 3. とお答えの方（記入欄）

IV 寄附と税制について

【質問10】◎法人や個人からの寄附についてはどのような姿勢で臨んでいますか。（複数回答）

- 1 寄附は必要としていない。
- 2 特定の関係先からの寄附を受けているので不特定多数の寄附は募集していない。
（賛助会員等からの寄附を含む）
- 3 すでに、不特定多数の個人・法人に寄附募集をしている。
- 4 今後は不特定多数の人々の寄附を募りたいと考えている。
- 5 今後もしも不特定多数の人々の寄附は募らない。
- 6 その他

【質問11】◎寄附金の総収入（経常収益）に占める割合はだいたいどれくらいですか。

- 1 0.0%
- 2 5.0%未満
- 3 5.0%以上 10.0%未満
- 4 10.0%以上 20.0%未満
- 5 20.0%以上

【質問12】◎土地、建物、有価証券などの財産の贈与もしくは遺贈を受けたことがありますか。

- 1 ある
- 2 ないし考えたこともない。
- 3 ないが受ける準備は出来ている。

（記入欄） ※ 租税特別措置法の対応などで困ったこと、問題と思ったこと

【質問 13】◎一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。
(記入欄)

V 行政庁への要望

【質問 14】◎行政庁への要望があればご記入ください。
(記入欄)

VI 公益法人協会への要望

【質問 15】◎公益法人協会への要望があればご記入ください。
(記入欄)

VII 震災対応について

【質問 16】◎災害に関する事業についてお答えください。

- 1 震災関連事業は元々の事業の中で、つねに継続している。
- 2 元々何もしていないが、その都度対応を考える。
- 3 事業としては元々何もしていないし、その都度対応もしない。

【質問 17】◎一般法人として、今後このような災害に対して、これからやるべきこと、今後に向けての問題点、伝えていかなければならないこと等々自由にご記入ください。

(記入欄)

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する アンケート調査結果報告書

2017年3月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <http://www.kohokyo.or.jp/>

© 2017

印刷 株式会社美巧社
